

イケダ

古新、初名照政といひ、三左衛門と稱す、法名國清院泰叟玄高。信輝の二子。天正八年父兄と共に花隈城を攻めて功あり、十年兄紀伊守の助と共、織田信長に從ひて甲州に武田氏を討つ、十二年四月長久手の役に父信輝、兄之助戦死し、手兵大敗す、輝政悲憤に堪へず、將に馬を馳らして敵陣に突入せんとし、家人伴大膳の諫止によりてやむ、戦終るの後、豊臣秀吉、信輝父子の死を憐み、輝政に岐阜城を與へてこれに報ゆ、十六年羽柴氏を援け、從五位下に叙し侍從に任じ、尋で從四位下に進む、十八年從ひて北條氏を小田原に征し功あり、因りて參河國吉田城を賜ひ、十五萬二千石を領す、輝政初めの妻は、中川清秀の女なり、利隆を生みたる後、早く歿したるを以て、秀吉自ら謀して、徳川家康の二女督姫に配す、慶長五年關ヶ原の戦、東軍に屬し、岐阜城を責落し、南宮の敵を破り、其功尤大なりし



(集菟掛纂編料史)藏所寺清國前備



(押花政輝)

かば、其年十一月播磨一國五十二萬石を賜ひ、八年正月備前國三十一萬五千石を加封せらる、二月少將に進み、十五年また淡路國六萬三千石餘を賜ふ(備前は二男忠繼淡路は三男忠雄へ、いづれも成人の後ち與ふべきよし内命あり)十七年松平氏の稱號を許るされ、參議に任じ十八年正月二十五日播磨姫路に於て卒す、年五十(徳川實紀、野史)

イケダノコホリ 池田郡 美濃國、延喜式に、始めて見たり、和名抄に、額田(ヌカキ)壬生(ミフ)小島(コトリ)伊福(イフク)春日(カスカ)池田(イケタ)等の六郷あり、爾後變遷する處なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

井ゲタノモン 井桁紋 紋所の名、井桁とは、井の四方を圍みたる水なるが、井の字の形となりしものをいふ、紋所にては、菱の形に之を畫きたるものにて、流口、稻垣の二氏之を用ふ(武鑑)

イケダミツマサ 池田光政 新太

那と稱す、法名通源院天實義長、利隆の子、輝政の孫、母は徳川秀忠の養女、實は神原康政の女、元和二年父の封を襲きて播磨一國を領し、三年因幡伯耆の兩國三十二萬石に轉封し、鳥取城に居る、九年從四位下侍從に叙任し、徳川家光の諱字を賜ひて光政と稱す、寛永三年左少將に遷り、九年六月再び封を轉じて備前岡山山城を領し、寛文十二年六月致仕して、封を子綱政に譲り、私鹽田二萬五千石を二子政言、一萬五千石を三子輝澄に分つ、天和二年五月二十二日岡山の西城に於て卒す、年七十四、光政早くより聖人の道を尊崇し、元且には必ず忠孝の二字を壁上にかけてこれを拜し、また白筆せし孝經を以て讀初



(集菟掛纂編料史)藏所家爵侯池田

イケダ

イケツキ

とすること一生の間意りしことなし、常々中江藤樹の學徳を慕ひ參勤交臂の途、これを大津驛に迎へて講義を聞き、其歿するに及び、門人熊澤蕃山を召して家人とし、或は推舉して國政を授け或は左右に侍せしめ顧問に備ふるもの尠ならず、又閑谷といへる地に沖宮の制を撰して學校を興し、聖儀を設け學田をおき、廣く生徒を教習し、郡邑に郷學を興み、里正等を師と爲し、農商にいたるまで子弟の道を學ばせしかば、教化能く行はれ、治績顯る見るべきものあり、當時稱して名君と爲す(徳川實紀、野史)



(押花政光)

イケツキ 生叢(池月、生食、生屬) 名馬

イケナ

イケニ

の名、丈二尺五寸、初め源頼朝之を飼養し、頗る絶愛す、木曾義仲征討の時、佐々木高綱の請ひによりて之を與ふ、高綱大に喜び、遂に宇治川の戦に乘騎して先登第一たり、尋で承久の亂に、高綱の姪信綱之に騎して同じく宇治川に於て先登す、延喜式に、信前國生馬牧と見えれば、此より出でし名なるべし、或は峻は突食ふ義にやと云へり、又源平盛衰記には、陸奥國七のへたりの馬人をも喰ければ名づくとも見ゆ、或は又伊賀より出でし馬なりともいへり(倭訓)

イケナリビキ 池成引 江戸時代、租を免

除する法、水溢れて堤破れ田畠に流入して池と爲りし所の租を除くをいふ(地方凡例録、大日本租稅志)

イケニへ 生贄 神の供御に獻する生物をいふ、和名鈔に、犧牲をよめり、神に供ふる生贄に、賀茂の鯉、熊野の鯛、春日のかけ物、最島のうろくづの鰯、信濃の諏訪、肥後の阿蘇も之に同じく、三州小坂井村の免足社の祭に雀十二羽を獻じ、釋奠の三牲に、大鹿小鹿を用ひらるゝよし延喜式に見えたり、書紀皇極天皇元年六月、牛馬を殺し神に供へて降雨を祈りしこと見ゆ、また人を生贄にせし事ありて、宇治拾遺に、としこの祭に必ず生贄を奉る、人の姫のかたちよく髪長く、みなりおかしげに、すがたうたげなるをぞ選びもとめてしあり。

イケニマスアサギリキハタヒメノジンジヤ 池坐朝霧黃幡比賣神社 所屬 大和國

城下郡、今の法興寺村(また池社ともいふ) 黄幡比賣命 平城天皇大同元年大和地三戸を神封とし、清和天皇貞觀元年正月從五位を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列り、新年新嘗神嘗の案上幣帛に預らしむ、凡相嘗には池首官幣を受けて之を奉る、九月

イケノパウ 池坊 插花の流派、京都

六角堂頂法寺の住職、世々花技を傳ふ、後ち寺中池坊の坊主持り立花の技あり、他家になし、依て其流を池坊と云ふ、十二世專應に至り、草木の出生強弱の理を究め、上中下の別花形の法則を定め、小巻十九條の傳書を著す、池坊傳授小巻の始めとす、所謂花道秘傳十九箇條とは、七色(櫻、水仙、杜若、蓮、松、紅葉、菊)三箇の前置(松、萬年青、菫菜)三箇(竹、牡丹)三箇の流枝(中段流枝、請流枝、左流枝)露瀉、二ツ真、合せ真とす、東山流、遠州流、千家流、青山流、末生流等出づ、系の出自には、疑はしき點あれども、姑く左に之を示す(插花考、插花系圖)

- 小野妹子(入道號專務) 專能 專秀 專和
- 專勝 專照 專増 專明 專承 專榮
- 專警 專慶 專慮 專盛 專言 專奉
- 專來 專尊 專曙 專充 專倫 專諱
- 專諷 專琳 專意 專順 專鎮 專顯
- 專存 專榮 專好 專朝(後改專好) 專存
- 專養 專好 專純 專意 專純 專弘
- 專定 專明 專正 專啓

イケノベノナミツキノミヤ 池邊雙椏

の椏の二本ありしに因て名づく、大和國十市郡池上郷の地、萬葉集に、池邊小椏下とあるは此地か、大和志に、此宮は今の安部の長門邑といふ所に在り

イケノ

イケハ

といへり、或書に、高市郡と爲すは非なり、用明天皇即位して、餘命に命を造り名づけて池邊雙椏宮といふ、是其始めなり、續紀に石村池邊村御宇、又は池邊雙椏宮御宇など見えたり、二年七月崩御、尋で廢都となる(書紀、古事記傳、首府沿革論)

イケハギ 生剝 神代の罪名、生ながら獸の皮

を剝を云ふ、素戔嗚尊曾て此の罪を犯す(古事記傳)

イケバナ 生花(插花) 草木の花枝

を花瓶等に挿む技術をいふ、神代の昔、天太玉命が、天香山の神を擲採りて裝飾したることあり、又紀伊國の古俗伊弉册尊の魂を祭る時、花を供へたることあり、いづれも生花の濫觴なりとの説、普通に行はるれども、後世よりして強ひて起原を古に求むる餘弊にして、元より信ずるに足らず、抑生花は花の小枝など手折りて室内におき、自然の美を樂みたる趣味より起原したるものなれば、最初は只瓶に人工を加へずして挿みおきたるに過ぎず、而して古今集に、染殿の後の御前に、花瓶に櫻の花をさし給へるをみて詠める歌と見え、後撰集にも、櫻の花の瓶にさせりけるが散るを見て、中務に遣はしける歌など見えれば、當時既に水を湛へて活かしめしこと、又特に花を挿む爲めの瓶、即ち花瓶の存せることを知るべし、然れども、まだ技術として許すべきにあらず、蓋し其法式の定まりて生花といへる一種の技術の生じたるは室町時代以後のことなり、足利義政の時、相阿彌といへるもの、この技に長じ、門人球光も亦名あり、當時元服の花、出陣の花、祈禱の花、三具足の花等其式皆定まれば、また京都六角堂執行池坊世々此技に通ぜしが慶長の頃專好といふもの出で、數種の花枝を一瓶に挿み、山水の景象に擬し、頗る妙を極む、是を立花といふ、其後茶事

井ケミ イケン

の流行と共に、流派また多く生じたり。池坊、遠州流、石州流、青山流、松月堂古流、慈深流、美深流、古流等あり、各條參看(雅遊考、挿花系圖)

井ケミ

居檢見 江戸時代檢見法の一、請免ともいふ、小給の土地などへ檢見に遣はすべき役人なき時、名主を呼び出して、當年の作り高を聞き、且つ又隣村の豊凶等を聞き糺し、去年の作り高を聞き、ならば何程増して請くべきかを尋ね、又去年より劣れば、願意を聞きて年貢を定め、或は五箇年の取高米を平均したるものに、其年々の豊凶に應じて増減を爲し定むる事をいふなり、役人と名主との間の相對にて定む(地方凡例録)

井ケンチ

居檢地 江戸時代檢地の一、古檢の地膏腹にして、檢地せば打出しもあるべきを、村方の請願に依り、見計を以て増高を課し、村高の内書に、無地増高と記して本高に結び入るをいふ(地方凡例録、田制篇)

イケンフウジ

意見封事 名義朝廷に奉る意見の封書、單に封事といふ、新儀式に、先降詔書、令、献封事(或令王親、大夫、内外官長諸道博士、秀才、明經、課試、及弟者進之)献書、切、奏其名、下、給諸卿定之、若不進置、立、科責之、云々とあり(肥後國志) 醍醐天皇詔して直言を求む、昌泰三年十月三善清行意見十二條を奉る(「ミヨシキヨツヲ」參看) 村上天皇天曆元年詔して直言を求む、菅原文時封事三ヶ條を奉る(「スガハラノフミトキ」參看) 白川天皇天永元年、鳥羽天皇永久元年、崇徳天皇保延元年、後白河天皇永萬元年等、又公卿の意見を召す、後鳥羽天皇文治三年三月院宣を下して直言を求む、五月公卿等意見封事十七通を奉る、龜山天皇文永五年六月關白基平竟見十二ヶ條を奉る(「フヤハラノ

井ケヤ

イケヤク 池役 江戸時代課税の一、百姓等池にて藻草を取りて肥料と爲し、或は眞塩を煎る時、其外總て村方の助成になるべき池に就き、役米水を上納するをいふ、浮役(ウキヤク)參看(地方凡例録)

井コ

園基 遊戯の一種、單に基といふ、支那にては禁臣局曹作るとし、或は魏王園棋を作り、子丹朱に教ふと、或は舜王作りて、子商均に教ふとなす、然れども其起は遠く印度に基すと云ふ、(肥後國志) 起原詳ならず、天平七年吉備眞備歸朝の時、始めて基雙六を携へ歸りしより傳はるとの説あれども、持統天皇三年十二月基雙六を禁ぜし事みえ、又文武天皇大寶令制定に、凡僧尼作音樂及博戲(者)謂双六、樗蒲之類也(百日苦使、基琴不在三制限)とみえられたれば、當時既に傳はれたること明なれば、此説信じ難し、而して何れより傳來したるものなるか、是亦確證なしと雖も、或は朝鮮よりなるべしか、朝鮮史略に據れば、國人善基、詔以參軍勳季慶(爲)副將、到國獻道徳經(など)見えて園基が早く其國に發達して國人善くせること分明なるが上に、我國と朝鮮とは古より交通あり殊に應仁天皇以來往復繁き故其傳來恐らくは朝鮮よりなるべし、園基の我國に傳來して以後貴族間に弄はされしこと源氏物語、大和物語、古今著聞集、今昔物語等にみえ、尙ほ當時にありては勝負に賭物すること行はれ、基聖と呼ばれたる寛遠が宇多院と園基して金の枕を得たる話、今昔物語に見え、著聞集には之を博奕の部に收めたり、正治元年支尊圓若式なる書を著はし、基の打方等を説明せり、降して武家時代に至りても

井コウ

盛に行はれしは、武人か之を陣中に携へしこと太平記等に見えたるに、推測するを得べし、後土御門天皇の代、重雲老人編る上手たり、天正の頃、京都寂光寺本因坊住持日海(算砂と稱す)なる者あり、基將基を善くし、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康等に召出されて基を敷ぶ、天下に敵なし、特に家康の殊遇を受け、關東入國以後、毎年三月江戸へ下りしといふ、遂に藤を興へて基所となし、代々本因坊と稱して、江戸幕府の師範たり、元和の年、算砂病の故を以て弟子中村道順に基所を譲る、道順の弟子井上因碩亦名あり、道順の後を繼ぎ、家光將軍に仕へ、一家を爲す、是より本因坊井上の兩家、世々五十石を食み、林(三十石)安井(二十石)と共に園基役として其職を世々にし、明治維新に至り、ゴドコロ(參看) 基局は、高六寸(或六寸二分)長一尺四寸(或一尺四寸八分)廣一尺三寸八分(或一尺四寸)木厚三寸四分、足高三寸二分但此寸法大旨なり、一目の七分にして、一年を表はして三百六十目を盛り、桿線を漆にて書き、縦横各十九道、九道を保りて九ノ聖目あり、晝夜に擬して黒白の棋三百六十一(黒百八十一、白百八十)あり(園基式、和漢三才圖會、遊遊笑贊、園基事蹟部類抄、古今要覽稿)

井コウ

威公 徳川頼房(トクガハヨリフサ)を見よ、

イコマウチ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

より轉じて、讃岐全國を賜はり高松城に治す、秀吉薨じて徳川氏に仕ふ、高後に至り家臣の争により寛永十七年封を奪はれ、出羽由利郡一萬石に移封せられ、矢島に治す、爾來相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録)

イコマ

親道 親賢 親睦 親章 親孝 親愛
親道 親敬 親承 親忠

イコマ

より轉じて、讃岐全國を賜はり高松城に治す、秀吉薨じて徳川氏に仕ふ、高後に至り家臣の争により寛永十七年封を奪はれ、出羽由利郡一萬石に移封せられ、矢島に治す、爾來相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録)

イコマ

より轉じて、讃岐全國を賜はり高松城に治す、秀吉薨じて徳川氏に仕ふ、高後に至り家臣の争により寛永十七年封を奪はれ、出羽由利郡一萬石に移封せられ、矢島に治す、爾來相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録)

イコマ

イサノミヤ 生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イサノミヤ

院に葬る(系譜、野史)
イコマチヤウフクシヤク 生駒長福 寺尺 長福寺に蔵する古き尺の名、曲尺八寸四分、肘尺なれども、その度は唐小尺を用ひしもの説長せしなるべし、背に延寶七年己未於和州金龍山長福寺作とあり(本朝度量權衡考、古今要覽稿)
イコマツヒコノシヤ 伊古麻都比古神社 大和國平群郡今の生駒谷一分村 往馬大明神とも云ふ(肥後國志) 伊古麻都比古命、伊古麻都比賣命を祀る、生駒谷十七郷の氏神なり(肥後國志) 聖武天皇天平二年神戶稻租二百三十餘束を祭料及び雜用にあて、平城天皇大同元年神封三戸を寄進し、



(載所 基類 古好)

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、山莊を大和國生駒邑に營す、十世信義從四位下に叙し生駒頭に任す、其子爲義能登守となる、子孫世々生駒邑に居る依て氏となす、家康文明中、尾張國丹羽郡小折邑に徙居す、其後親正豐臣氏に仕へて功あり、天正十三年近江國高島二萬三千餘石を賜ふ、後、伊勢掃部等

イコマ

生駒氏(出羽矢島) 姓は藤原、鎌足の孫房前より出づ、孫冬嗣の子良房、

イシカ

倭常陸國の部を見よ、イシオキヒキ 石置引 江戸時代、地租を免除する法の一、高所の川澤の水溢れて、大石を低地の田畠に流入し、人力にて除き、大石を砂入の田畠を耕作する爲めに石砂を棄る所等の地租を除くなり(地方凡例録)

イシガキヤマ

石垣山 相模國足柄下郡早川村の西方、明應中北條早雲、小田原城攻入の時、牛角に松炬を結び此山へ攻め登りしと云ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原征伐の時、北條の老臣松田憲秀秀吉に内通し、此山に陣取れば攻城の上策なるを告ぐ、秀吉依て竊に山上に城壘を築き、小田原城内を眼下に望み攻め、城遂に陥る、當時の記録に、笠排山陣營とある者是なり、又秀吉が徳川家康に、關東八州を與ふることを約せし、この陣所なりと云ふ、今猶舊跡ありて、本丸と唱ふる所、廻り二百四十間、西方に天主臺の跡あり、二丸と唱ふる所、廻り四百九十間餘、隙内に馬冷場、井戸曲輪と呼べる所あり(新編相模國風土紀綱)

イシカハウチ

石川氏(伊勢龜山) 姓は清和源氏、鎮守府將軍義家より出づ、義家の五男下總守義基の嫡子河内守義兼、河内石川郡を領す、依て子孫石川氏と稱す、初め石河と書し、後、今の名に改む、義兼七代朝成、外祖下野權守小山高時の養子となり、小山と號す、曾孫政康三河國に至り、小川城に住し、又石川と稱す、其子親康、徳川親忠の恩顧を蒙り、諸代の宿老となる、三代家成家康に仕へ、小牧關ヶ原の戦に大功あり、慶長六年二月美濃國大垣城に五萬石に封ぜらる、家成の孫忠忠、慶長十九年實父大久保忠隣の罪に座す、後、大阪陣の功により、寛永十年十二月下總佐倉城に六萬石に封ぜ

イシカ

らる、十二年近江膳所城に七萬石に移封、慶安三年嫡昌時、孫康勝(五萬石)二弟總長(一萬石)三弟貞富(七千石)四弟總三(三千石)に分配す、翌年伊勢龜山城に移り、寛文九年山城淀城六萬石に移封、正徳元年總長備中松山に移り、延享元年春伊勢龜山城に移る、爾來世襲し明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、華族譜)

- 義兼 頼房 忠教 忠頼 義忠 時通
- 朝成 氏房 泰信 政康 石川中興 親康
- 忠輔 清兼 家成 泰通 忠純 康勝
- 憲之 義孝 總慶 總亮 總純 總博
- 總師 總佐 總安 總紀 總祿 總倫
- 成之 成徳

イシカハウチ

石川氏(常陸下館) 石川忠總の二男總長、慶安三年十一月一萬石を受けて分封す、承應四年九月伊勢國に移封、神戸城に治す、萬治三年大阪定番に補せられ一萬石を河内國石川郡に加賜、合せて二萬二千石を領す、享保十七年封を常陸國に移し下館城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、華族譜)

イシカハカヅマサ

石川數正 初字與七郎、内記又伯耆守と稱す、後、出雲守と改む、姓は源氏、三河の人、清康の孫、父を康正、或は康昌に作る、といふ、徳川氏の世臣幼より家康に近侍し、常に軍に従ふ、曾て今川氏に質たりし清池

イシカハチヤウサン 石川丈山 本名重之(或は四に作る)通稱三洲、又は喜右衛門、又は左近、字は孫助、丈山、六々山人、四明山人、凹凸高、至樂高、大拙、烏崎、歎啓、東溪、三足、運齋、野春翁、詩仙堂、頑仙、藪里等の號あり、又華月翁、嗜月樓梅閣、半仙子、蜂琴、小有、蓮輪、吟狂叟等の號ありといへり、曾祖父信治徳川清康に、祖父正信成烈公に仕ふ、父は信定といふ、幼に於て岐嶷、四歳にして健歩里餘を歩行す、顯敏人に過ぐ、童にして清見寺僧説心に從學し、駿府に仕ふる後、宿直終て後、常に來往して勤學す、十六歳の時、徳川家康に仕ふ、左右に陪侍して恩遇常に異なり、祿五百石を賜ふ、元和元年大阪の役特功を樹てんと欲し、竊に先登して敵首を獲、然れど軍令に背き、旨に悖ふを以て黜けらる、茲に於て京師に屏居し藤原愷高の門に遊ぶ、時に年三十三、母老いて家貧、適、淺野長晟

六六山山 (押花山丈)

イシカ

す、年九十、丈山終世婦女を近寄せず、剛直にして廉潔、門を杜し自ら養ふ、詩に長じ又書と畫とに巧なり、曾て後光明天皇に隷書を奉り、愛重せられて酒肴を賜はる、又傍ら茶道に通じ、詩仙詩、朝鮮筆墨、本朝仙註、正續寶篋集等(先哲叢談、先哲像傳、墓誌、近代著述目録、野史、扶桑名畫傳)



(集真掛纂編料史)藏所氏一主川石

招くに藤千石を以てす、丈山爲めに聘せられ、居ること數年、寛永十三年母の死後致仕し京師に歸り、叡山の四麓一乗寺村に詩仙堂を築き、漢晋唐宋作者三十六人詩を撰び、狩野探幽をして像を畫かしめ梁上に掲げ、吾邦の歌仙に擬す、後水尾天皇その雅致を聞かれ召せど固辭す、寛文十二年五月二十三日歿

イシカハノコホリ

石川郡 河内國 仁徳天皇十四年大湊を感致し穿ち、石川の水を引きて灌漑に便ならしむ、姓氏録に、緋口縣主あり、本郡緋口郷に居る、感致亦同地にて、本郡の城内に屬す、和名抄に、佐備(サヒ)緋口(コシカ)雜居(サハ)大國(オホクニ)の四郷あり、永正九年の足利氏内書案に、東條郡と見ゆるもの、亦本郡の稱なれども、寛文以來舊稱を用ふ、明治二十九年三月志貴、丹南八上、安宿部、古市、石川、錦部の七郡を合して、南河内郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イシカハノコホリ

石川郡 加賀國 嵯峨天皇弘仁十四年六月、加賀郡の八郷を割て之を建つ、和名抄に、中村(ナカムラ)富樫(トムカシ)椋部(クラベ)三馬(ミマ)拜家(ハヤシ)井手(キテ)笠間(カサマ)味知(ミチ)大桑(オホカ)大野(オホノ)芹田(セリタ)井家(キノイ)の郷あり、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イシカハノシヤウシヤ

石川精舎 敏達天皇十三年、蘇我馬子石川の宅に精舎を修治し佛像を奉祀す、是れ本邦佛寺の始めにて、佛法の盛に起る、これより、十四年塔を大野丘の北に築き、司馬達磨所舍利を納む、時に惡疫流行す、物部守屋、中臣勝海奏請して佛法を禁断し、塔を倒して之を燒く、然れども守屋遂に馬子の爲めに殺され、佛法益々盛なり、精舎の存立詳ならず、今其故址に、淨土宗本明寺あり(大和志、三十三所圖會)

イシカハマサモチ

石川雅望 字は子相、狂名を宿屋飯盛といふ、家號を五郎齋、又逆旅主人、稱を五郎兵衛と呼ぶ、又六樹園とも呼ぶ、

イシカ

イシカ

夫人及び世子信康を得て駿府に歸る、味方原、姊川、長篠の各役毎に先鋒となり功あり、家康秀吉と隙を構ふるや、數正秀吉の勢日に盛なるを見て、心動き、天正十三年十月大阪に奔る、然れども秀吉其不義を惡みて禮せず、數正慚悔して病と稱し家居す、後ち和泉國に封ぜられ軍事を監す、秀吉家康と和するや、數正の爲めに懇請し、再び家康に謁見せしむ、天正十八年信濃の深志城に封ぜられ、邑十萬石を食ふ終る所を詳かにせず(野史)

イシカハチヤウサン

石川丈山 本名重之(或は四に作る)通稱三洲、又は喜右衛門、又は左近、字は孫助、丈山、六々山人、四明山人、凹凸高、至樂高、大拙、烏崎、歎啓、東溪、三足、運齋、野春翁、詩仙堂、頑仙、藪里等の號あり、又華月翁、嗜月樓梅閣、半仙子、蜂琴、小有、蓮輪、吟狂叟等の號ありといへり、曾祖父信治徳川清康に、祖父正信成烈公に仕ふ、父は信定といふ、幼に於て岐嶷、四歳にして健歩里餘を歩行す、顯敏人に過ぐ、童にして清見寺僧説心に從學し、駿府に仕ふる後、宿直終て後、常に來往して勤學す、十六歳の時、徳川家康に仕ふ、左右に陪侍して恩遇常に異なり、祿五百石を賜ふ、元和元年大阪の役特功を樹てんと欲し、竊に先登して敵首を獲、然れど軍令に背き、旨に悖ふを以て黜けらる、茲に於て京師に屏居し藤原愷高の門に遊ぶ、時に年三十三、母老いて家貧、適、淺野長晟



(押花山丈)

イシカリノケニ

石狩國 北天鹽に境して一角を伸べ、東は北見十勝及び日高に接し、南は膽振に界し、西は南後志に界し、北は半海を受く、形ち四指を握りて將指を張るが如し、東西凡四十三里餘南北凡二十六里、北海道に屬す、昔時徳川幕吏の來るや、嗟賞して建部の所と爲す、松前氏の時、石狩領を設け家臣の采邑と爲す、文化四年箱館奉行に隸し、文政四年松前藩に復し、安政二年再領を合せて石狩國を置き、分て九郡となす、同十一月河南札幌の地に開拓使の假官廳を開き、北海道及び樺太の事を司る、四年九月本使の管轄となる(北海道志稿)

井シキ

違式 王朝時代に於ける罪名、式に違ふものを云ふ、又別式とも云ふ、雜律に、違令者笞五十、別式減二等とあり(金玉掌中抄、法曹至要抄)

井シキカイイヂウレイ

違式註違條例 國法則をたがひ、或は誤り違ふ者を對する規則、

イシカ

井シキ

イシグ

説文に、式は法也、註は誤也と見えたり。延喜式に、明治五年十一月十三日、東京に於て始めて施行し、六年七月十九日各地方に於て布告す、年々増加及び改正の布告あり、十三年七月刑法施行の際に消滅す、條例は初め五十四條より成る、違式の罪を犯す者は、七十五錢以上壹圓五拾錢以下の罰金を徴し、資力なき者は答罪十以上二十以下に處し、註違の犯罪者は、六錢貳厘五毛以上拾貳錢五厘以下の罰金を徴し、資力なき者は拘留一日以上二日以下に處す、違式罪目には、贓物、腐敗の飲食物及び病死の獸肉を販賣し、或は、風俗擾亂の物品販賣、醜態露出、道路通行の妨害等とし、註違罪目は、狹隘の道路に馬車を疾驅し、車を道傍に置き、居室前の掃除を怠り、往來に大小便を爲し、喧嘩口論及び人の自由を妨げ且つ驚愕すべき騒音を爲すこと等とす(法令全書)

イシケラ

石倉 倉(クラ)を見よ、

イシコツメ

石子詰 越後國上杉氏の刑法、天文二十二年上杉氏の下知文に、強姦盜賊極多と交りし男女双方共、以上石子詰とあり、往來繁き道の傍に穴を掘り、罪人を其中に立たしめ、杭に縛りつけ、肩より上を出させ、其餘は石にて埋め、朝夕の食事は番人をして賄はしむ、凡三晝夜位にて免さる、然れども生涯不具者たるを免れずといふ(越後風俗考)

イシコロドメノミコト

石凝姥命 天兒屋根命の孫にて、天樞戸神の子、鏡作連の祖、紀伊國名草郡日前國懸宮に即ち此命を祭れる所なり、其作る處の鏡にして、今日に傳はれるものは、一は同上國懸宮の神體、一は伊勢神宮に奉安せる神鏡、即ち三種の神器の一たるもの二となす、後ち天孫に從ひて此土に降る(古事記、古語拾遺)

井シシキ

井司職 水田の用水となるべき溜井、溝河等のことを司る、名主山守の類なり、長曾我部元親百箇條に井奉行と書せり、眞上氏の文書に左の如く見えたり(武家名目抄)

攝津國眞上村眞上成才九段御知行分之事 眞上地頭職散在田島等

一同村長者職井神主職

一同村惣檢斷職

一同村井司職

文和元年二月十日

井シシキ

石抱

江戶時代に行ひし拷問の一種、犯罪者答打の拷問にても尙ほ白狀せざる時、之を行ふ。眞木又十露盤板と稱する三角形の臺を、底受柱の前に据へ、囚人を其上に座せしめ(尻をまくりて)縛りたるまゝ、體は柱にくくり付け、膝の上に石を五枚のせ、尙ほ白狀せざれば、十枚にも至る、其石五枚にて囚人のあごの邊まで届く、見る間に囚人段々口より泡を吐き、鼻水を出す故、糞を石の上に載せ、首を受けしむ、石は落ちざる爲め、太繩にて縛り、柱にくくり置き、下男附添ひ注意す、斯く石を積みて時を経れば、總身は悉く蒼色に變じ、口鼻より泡を吐き、又血を吐くに至る、尙ほ白狀せざれば、下男左右より力を極めて石を動かす故に、腰の肉眞木にくひ込み、骨も碎くる許りなり、凡三時四時程かく行ひ、囚人の絶命せざるを度合となす、斯くて最早是まで見込ときは、打役に命じて石を卸さしむ、下男及び非人惣掛にて、速に取片付を爲し、囚人は約臺に載せ仰向に臥させ、醫師は氣付と冷水とを與へて牢内にかき送るなり、拷問中白狀せば、陳述を聞き、白狀書を作りて押印せしむ、尙ほ



イシタタミ

石疊(敷) 石を敷き並べたる所、或は石を積み上げたる所をいふ、凡屋根ある門に、石疊石階あり、支關出來し以後は、門より支關の道、また支關の道に石疊を用ふる事となれり、石疊の起原詳かならず、菅原道真の歌に、千代の松原石疊とあるを見れば古きことなるべし、讀古今集に、三熊野の神倉やまの石たのみ、金葉集に、土にあたりけるを見て、みながしばやと女の申しければ、石たのみしかれてはべめりと申をききて、皇后宮大貳、石たのみありける物をききみに又くものなしと思ひけるかな、との歌あり(家屋雜考)

イシタノコホリ

石田郡 壹岐國

清和天皇の貞觀五年九月始めて見ゆ、爾來變更なし、和名抄に、石田(イシダ) 物部(モノ) (イシダ)



石、十八萬六千石を食む、其後歴、軍に従ふ、慶長三年秀吉薨す、三成異謀あり、上杉景勝の臣直江兼續と共に謀り天下を握らんとし、遂に五年兵を起し、

イシタフウチ

石塔氏 姓は清和源氏、足利泰氏より出づ、泰氏の子頼茂始めて石塔と稱す、其子義房、足利尊氏に從ひ、陸奥の鎮將となり、北畠顯信と屢々戦ふ、後ち罷めて歸る、正平中足利直義に從ひ、尊氏と兵を構ふ、直義の死後新田義興に慕ひ、義興の敗死後、駿河に逃匿し、終る處を知らず(尊卑分脈、足利系圖)

イシタミツナリ

石田三成 名三成 一にカツシガと讀む、本名宗成、小字佐吉、治部少輔と稱す、姓は藤原(或は平氏)近江の人、父を爲成といふ、十三の時豊臣秀吉に擢用せらる、初め秀吉を郊野に放ち觀音寺にて湯を設せんとす、三成初め巨量六七分の湯茶を進め、次に少燂半盞、次に薄茶を小碗に盛りて之を進む、仍て秀吉の知る所となる、氣才あり深く寵遇を受けて身を起す、天正十三年七月從五位下治部少輔に叙任し、名を三成と改む、事大小となく委任せられ、威權を振ふに至る、尋で佐和山城主となり、

イシツキ

石突(鎗、鐵) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツクリノミササキ

石作陵 淳和天皇の紀高志内親王の陵、山城國乙訓郡石作村に在り、醍醐天皇延喜の制、守戸五畑を置き、遠陵たり、先城東西三町、南三町、北六町(延喜式、平安通志)

イシツツイ

伊志都々伊 上代の石鏡を云ふ、伊志は石、都々伊は威伊にて、伊は助辭、威は靈威の意なり、多くは腰間に帶す、貝塚(カヒツカ)挿繪參看(古代刀粹圖説)

イシツノコホリ

石津郡 美濃國

イシツホ

石壺 内外宮の神官の拜所にて、内院の版位を云ふ、又石疊とも云ふ、太神宮儀式解に、版位は何日の比よりか、石を並べ疊みて局を作れり、石壺とも云ふ、今の世第四御門の内、東方石壺四箇あり、使王、使中臣、使忌部及び卜部の版なり、同四方に

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

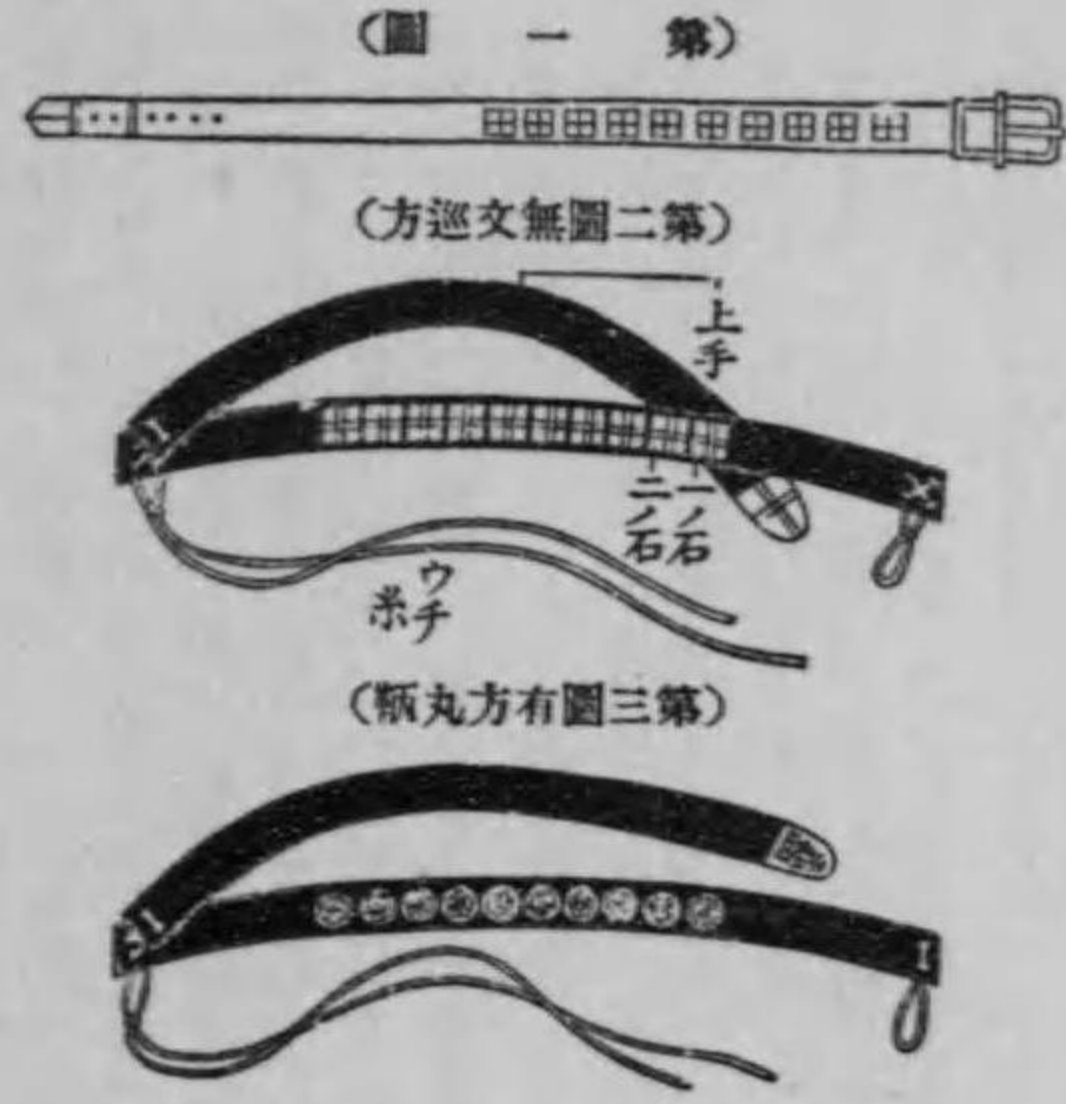
石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツボ

石壺(鏡) 精の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、突れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシノ

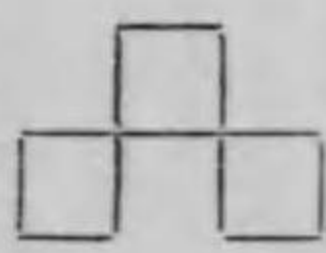
有文巡方を用ふ、有文は又隱文と云ふ、有文丸柄は、有文巡方と通じ用ふ、瑪瑙は、臨時祭の舞人等之用ふる故に、所役殿上人等用ひず、是故實なり、瑪瑙は天皇用ひ給ふ、白玉帯は、三位以上四位參議之用ひ、代瑠、瑪瑙、斑犀角、象牙、沙魚皮、紫檀は、五位以上之用ふ、白石は大外記用ひ、烏犀は地下六位以下之用ふ、無文は普通の公事の時用ふ、別に金銀を以て裝ひし腰帶あり、衛府督佐之を用ふ、又後世には、巡方丸柄共通の爲めに、内部の方に丸柄を飾り、兩端に巡方を置く、瑪瑙玉石の角なるを巡方、圓なるを丸柄と云ふ、之を有文巡方、無文巡方、有文丸柄、無文丸柄の四となす、文は唐草、唐花、獅子形、鬼形等一定せず、飾に瑪瑙帶、金青玉、瑠璃玉、白玉、犀角、代瑠、白石、烏犀等あり、



古代は、只一條の無文巡方の者にして、一端に鉸具を付し、一端に數箇の孔ありて、人の肥瘦に應じて

イシノ

伸縮し、鉸具の刺金を孔に通して留め、其餘りを後腰に挟みたりしが(第一圖)後世衣紋の事出来し後、漸く様式を變じて背に當る所のみ古のまゝにて、前は袍に隠る、故、略して紐にて結ぶ事となり、一端の孔なる方に、上手を別に造り添へて、背に挟む様になり、形状一變せしこと第二圖以下の如し、上手は一條の物餘りを背に挟みたりし遺風なり(延喜式、西宮記、桃花葉葉、物具裝束抄、裝束圖式)



○上圖三ツ石は、常陸土浦の土屋氏(又丸の内石疊をも用ふ)○丸に角立四ツ目石は、松前氏、丸なき四ツ目石は、葉室、栗田口○丸に四ツ石は、細川勝元被官紀兵衛富又三郎元家、橋氏矢野、平氏梶原○丸の内三石疊は、橋氏等用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

イシバシウチ 石橋氏 姓は清和源氏、足利泰氏の子新波家氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と稱す(尊卑分限、足利系圖)

イシハジキ 槍 石を發射する武器、大木を建て其上に石を置き、機を發して敵に發するなり、推古天皇二十六年高麗より隋の分捕品を貢獻せし武器の内に、抛石ありてイシユミと讀めり、蓋し同種類ならんか詳かならず、軍防令に、抛石あり、義解に、作機機(抛石)擊敵者是也とあり、

イシバシヤマノタカヒ 石橋山戦 ○義利 義博 和義 義幸 一作義廣 棟義 義博 治義 祐義 房義

イシバ

相模國足柄下郡石橋村石橋山 治承四年八月二十三日源賴朝、以仁玉の令旨を奉じて義兵を率へ北條時政父子と共に伊豆相模の住人三百餘騎を率へて石橋山に陣す、時に相模の住人大庭三郎景親等三千餘騎にて谷を隔て陣し、伊藤祐親、賴朝の後山にありて賴朝を襲はんとす、黃昏に至り、景親諸將と相謀り、明日を期せば三浦の大勢馳せ加り、之を破ること容易にあらずとなし、直に賴朝の陣を襲撃す、賴朝の兵奮戦奮敵せず、佐那田余一、武藤三郎等之に死す、景親跡に乗じて賴朝を追ふ、時に飯田家義志を賴朝に寄す、故に景親の陣中に在りて、景親と雖も賴朝を逃さしむ、賴朝遂に石橋山に入る、翌日賴朝石橋山堀口邊にあり、景親三千餘の兵を以て追窮す、堀、加藤、佐々木一族、天野遠景等奮戦し、加藤景員以下多く死す、賴朝土肥實平の謀により臥木の内に隠れ、士卒分散す、景親賴朝を求む、梶原景時賴朝の所在を知ると雖も、人跡なしと稱して、軍を降る、賴朝遂に逃れて安房國に奔る(吾妻鏡、源平盛衰記)

イシバヒノダン 石灰壇 大内親清涼殿の内、身舎の東南、東廂の南に在り、廣き二間に一間、土を築き上げ、板敷と等しく石灰にて塗り固めたる所なり、天皇毎日沐浴御衣を改め、此處で大神宮と内侍所との御拜あり、兩段再拜の重禮にて尤も嚴肅なり、第一間の母屋の下に、南に向きて三尺の四季の屏風あり、又一ツの間の中程に穴あり、塵など掃き入る、故に塵壺と云ふ(榮祿御抄、日中行事、大内親圖考證)

イシバヒノマ 石灰間 石灰壇のある所を云ふ、イシバヒノダンを見よ、

イシビヤ 石火矢 大砲の一種、銅發煙、砲石

イシノ

と書す、イシノハシを見よ、
イシノミ 石碑 石文の義にて、石に文字を刻み後世に事傳ふる爲めに之を用ふ、雄略天皇小千部酒麴の爲めに墓を作り、碑を墓上に立て功を録す(此碑は木柱なり)本邦に於て墓上に碑を立てる、と書に見えたる始めなり、推古天皇四年聖德太子、伊豫道後の温泉に浴せし時、賞讃の言を石に彫らしめて立つ(道後の碑といふ)本邦石上に文字を彫らしむる此に始まる、大化二年僧道登山城宇治川に橋を作り、功を石上に録す、是を宇治橋の碑(ウヂハシノヒ)と云ふ、天智天皇八年藤原鎌足の墓上に碑を立て、持統天皇三年人あり、碑を河内國石川郡形浦山に建つ、其後屢、石碑の建設を見る、其著名なるものは文武天皇庚子の年建てし奈須國道の碑(ナスコクザウノヒ)と云ふ、元明天皇和銅四年の頃建てし多胡の碑(タコノヒ)と云ふ、聖武天皇神龜三年建設の上野國綠野郡金井澤の碑、養老五年大和國造上郡元明天皇御陵に立てし碑、淳仁天皇天平寶字六年に建てし多賀城の碑(タガサキヤウノヒ)と云ふ、但馬板橋美氏の説によれば、偽物なりといへり、等は千年を経しを以て名あり、其他淳和天皇の建てし益田の碑(マサダノヒ)と云ふ、巨大なるを以て名あり、また弘安五年祖元和尚の建てたりと傳説する蒙古の碑(モウコノヒ)と云ふ、も名あり(檀意録、船軒小録、年山打聞、工藝志料)

イシノコネリ 夷濬郡 上總國 古へ伊基國と稱す、古事記、伊自牟に作る、安閑天皇元年四月伊基屯倉を定め、伊基國を廢し郡となし、上總に隸す、和名抄に、兩澤、蘆道、荒田(アラタ)長狭(ナガサ)白羽(シラハ)餘戸の六郷あり、吾妻鏡治承四年、伊南伊北の二郡あり、正保

イシノ

圖夷隅とし、寛文中夷漢に復し、元祿圖夷隅に改む、後之に從ふ、地誌提要、イシノミ、イシノミ兩様に訓めり(郡名異同一覽、國郡沿革考)
イシノミナト 伊寺水門 田道の敗死せし地、仁德天皇五十五年紀に、蝦夷叛之、道田道令、則爲蝦夷所敗、以死す伊寺水門とある是なり、其所在に據ては、書紀通證に、上總夷漢町と注せしより、河村氏の書紀集解、嶋峯茂申の上總國圖、安川氏の上總國誌皆之に隨ふ、内山眞龍氏の地名記、及び日本紀類聚解、共に常陸國天城夷針郷となす、伊能願則の陸奥日記(天保十年)には、陸前國石巻となす、村岡眞彌氏之に隨ひ、寺はソミの訓なく、清めてシと訓し、石と同音なるべし、桃生郡石神社(社鹿郡に屬す)は、則ち地名より起りし稱にて、即ち石巻港なり、石巻は、伊寺牧、淺は海門村なるべし、奥羽親述開老志に、牧山大悲閣在海門村(淺石旋河(北上川)東大山有寺云々)とあるは、其遺跡なるべしと斷定せり、或は又常陸國那珂郡石濱港となして一定せず、享和元年石巻の北八九町蛇田村より、土人蝦田道公墳と云へる碑石を土中より發掘す、蓋し後人の偽作にして取るに足らず(如圖社話)

イシノクワンバク 巳心院關白 藤原師宣(サハラノモロノリ)を云ふ、
井シノサキノウタイジン 唯心院 前右大臣 三條公富(サンテウキントミ)を見よ、
井シノサキノクワンバク 唯心院

イシヤ

前關白 一條房通(イチテウフササチ)を見よ、
イシノサキノサタイジン 巳心院 前左大臣 三條實房(サンテウササチ)を見よ、
イシノサキノセウシヤウ 巳心院 前攝政 九條師教(クサウモロノリ)を見よ、
イシノサキノ 巳心院殿 九條道教(クサウミチノリ)を見よ、
井シノクワン 維新館 舊平戸藩の藩校、肥前國南高來郡平戸城北に在り、後天明三年八月龜岡城内に移す、安永八年十一月二十日藩主松浦清澄城北の客館を學館と爲し、維新館と稱す、天明三年八月、地を城内にトし學校を建設す、瀧川貞嘉を總裁となす、明治三年六月更に城西樹光寺に藩學寮を創め、又神學寮、兵學寮を置く、明治四年廢藩に會して止む(日本教育史資料)

イシムラケンゲウ 石村檢校 文祿頃の琵琶法師、三味線を善くす、嘗て琉球に遊び胡弓を見て三絃を發明せり(聲曲類纂)
井シノリウ 唯心流 河合八郎兵衛重元の創めたる地術の一派○重元は江戸時代の初め、元和寛永頃の人にして、神火矢に達し、最精妙を究め、遂に一派を開く(武術流祖譜)
イシヤナテン 伊舎那天 大白在天(ダイウヂイテン)を見よ、
イシヤマウチ 石山氏 姓は藤原、中御門家分流の一、壬生基起の二男師香(元基信、又基重)始めて石山と稱す、新家の一にて筆堂奥祕の家、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜)

イシヤ

○師香 直宗 利香 基名 基隆 篤熙 基遠 基文 基正

イシヤ

イシヤマジャウ

石山城 近江國滋賀郡石山村方山上 天正元年足利義昭織田信長...

イシヤマデラ

石山寺 近江國滋賀郡石山村大字 石山は勢多川の西に在る山に...

イシヤマホンクワンジ

石山本願寺

イシユ

イシユミ

石弓 石を放射する武器 推古天皇二十六年高麗國より隋の倭寇二人...

イシユミ

石弓 石を放射する武器 推古天皇二十六年高麗國より隋の倭寇二人...

井シヨ

井シヨウ

稱唯 官人應答するをいふ 即ち御請のことなり ショウキと訓ますして...

井シヨウ

稱唯 官人應答するをいふ 即ち御請のことなり ショウキと訓ますして...

イシユ

イシヨウニホテン

異稱日本傳 詳書一覽異稱日本傳の下に云、按るに木下元高の好音簡漫筆に曰、童子間に中華の書の日本を...

井シヨカキ

位署書 官位ある人、官と位と姓と名乗とまで書き連ねる書式を云ふ、署は「ナツルシ」とよみて、名書をする事なり...

イスズ

イスズカハ

五十鈴川 伊勢國度會郡宇治郷○此川二流ありて、一流は志摩國磯部村の邊の谷より發し、一流は宇治山々の谷、又は志摩國より流る、末流は桶部鹿海村を過ぎて二見の海に至る...

イスズカハ

五十鈴川 伊勢國度會郡宇治郷○此川二流ありて、一流は志摩國磯部村の邊の谷より發し、一流は宇治山々の谷、又は志摩國より流る、末流は桶部鹿海村を過ぎて二見の海に至る...

イスズ

イスズ

伊勢國 盛光 盛行 盛長 頼宗 頼俊 ○秀衡 盛光 盛行 盛長 頼宗 頼俊

イセウ イセオ

俊經 俊繼 盛繼 貞繼 貞信 貞行
貞國 貞親 貞宗 貞隆 貞忠 貞孝
貞貞 貞爲 貞輝 貞守 貞永 貞益
貞文 貞教 貞春

イセウノソウ

遺詔奏 上皇法皇崩御の時、御遺言により表司、國忌、山陵、奉哀を停止せらるゝを奏上するを云ふ。中右記に大治四年七月十五日、右近衛中將成道朝臣、卷總御參、陣外、曰、去七月太上天皇崩御、遺詔、曰、在表司、國忌、山陵奉哀、奉哀可停止、云々、嘉元三年龜山院崩御の記に、九月十六日庚申、燭之間、權中納言參、伏座、左近中將忠氏朝臣參、陣外、奏、太上天皇遺詔、其詞云、龜山院去十五日崩御、國忌、山陵、奉哀、奉哀、任表司停止者、大外記清原長枝相對詔書、曰、伏座、上奏、以、官人、示、宣房、宣房即參、着膝、上、稱、以、件詞、奏聞、宣房奏聞之後、運、着膝、突、仰、云、聞、食痛、任表司、山陵、前、國忌、奉哀、奉哀、可、停止、廢朝、固、誓、固、五、日、云々、とあり。

イセオンドオドリ

伊勢音頭踊、伊勢國古市に於て行はる、一種の歌舞、單に伊勢踊ともいふ、初め詳かならず、或は云ふ古への歌謡の遺風といひ、或は川崎音頭の變遷といふ、今日の如き仕組の踊となりしは、寛延の頃備前屋の主人往古伊勢國小僧より年六十餘の老夫婦等外宮に參詣し、舞の舞を奏せし古例を思ひ出だし、一はその絶えたるを續ぎ、都の花の名勝を音頭にあけて、抱への女子等に踊らせ、伊勢詣の人々に見せしめたるに始まる、爾後屢新作をもし、舞臺をも作り終に現今に至れり(神都名勝誌、參宮名所圖會、備遊笑覽)

イセカ イセコ

イセカムミノマツリ

伊勢神衣祭 伊勢大神宮祭禮の一、神服部等潔斎して三河國津島郡の赤引の糸を以て、和妙の御衣を織り、麻織連等麻を織り、荒妙の御衣を織り、皇大神宮、荒祭宮に奉る祭をいふ、四月九月の十四日に之を行ふ(神代卷、神衣、祭月の一日より織り始め、十四日に至り宮司、禰宜、玉串行事、織子人面等本宮に參進し、玉串を捧げて、宮司祝詞を奏して東寶殿に納む)機殿に神服麻織の兩殿あり、和妙荒妙の御衣を織る所なり(神代卷)天照大神、神服部等の祖天御尊命、人面等の祖八千姫命をして、御衣を織り供進せしめ給ひしに起因す、大寶令に其制を載せ、春秋二季と定む、寶徳申まで行はれしが、應仁大亂以後、新年月次諸祭と共に此祭も廢絶す、元祿二年に至り再興す、猶詳しきことば、延喜式皇大神宮年中行事等に就て見るべし(神名誌書、公事根源、神御衣祭抄文)

イセコヨミ

伊勢曆 曆の一種、祭主藤波家より奏進して、土御門家の曆本を請受け、伊勢にて刊行する曆を云ふ、卷首下段に、一般人民の使用に便しく、平假名字を多く用ひて何人にも知り易からしむ、曆師は、宇治の佐藤伊織と云ふ商人にて、紙屋茂兵衛と通稱す、もと藤波家の家従なりしと云ふ、其餘曆師二月あり、只曆を製して曆師の求めに應ずるのみ、御師等祓に副へて全國に之を配布す(神代卷)伊勢神宮神職の、諸國へ大麻と共に曆を配布せるは、土御門天皇の時より始まる、此時月の大小閏月、中節、日食月食、中、七、二十八宿等は官曆と同じ、一般人民に便利にせしは、當時同國丹生の住人北島國司の曆博士賀茂杉太夫と、神宮の神職と商量して創始せしと云ふ、今の曆の如く成りたるは、元祿中よりの事なりと云ふ、明治維新の際、土御門

イセサ

家より建白して諸國より曆術家を京師に召して曆法を講し、伊勢より諸國への配布を停め、官より頒布することとなり、十六年以來、再び伊勢神官司廳より頒布することとなり、曆(コヨミ)參看(玉律、五鈴遺書、文藝類纂、曆書沿革)

イセサイグウレウ

伊勢齋宮寮 齋宮寮(サイグウレウ)を見よ、イセサキ 伊勢崎 上野國佐位郡伊勢崎町、舊赤石郷にて、建保中三浦義澄の采地となる、大水以後赤石左衛門尉父子三代此地に居城す、元龜元年伊勢崎と改む、永祿十一年上杉謙信之を攻取り、萩田氏を城主となす、後小田原北條氏の有となり、天正十八年小田原城陥落と共に陷る、慶長六年德川家康、稻垣長茂を此地に封ず、元和元年越後に移り、天和元年二月酒井忠世の次子忠寛二萬石に封ぜられ、之に陣屋を置きて治す、世々相繼ぎて明治維新に至り廢絶す(上野國志、德川加除封録、明治政覽)

イセサキヤウ

伊勢崎城 上田城(ウヘダシヤウ)を見よ、イセサタケ 伊勢貞丈 平藏と稱す、號は安齋、姓は平氏、父を貞益といふ、幕府の士、母は久保氏、國有職故實に達す、博覽安通中世以降の記録につきて研究し、制度、典章、服飾等考證精確にして誤謬少し、殊に武家故實に至りて前古未嘗有なり、後人神益する所頗る多し、初め兄貞陣天死す、母封地を官に收む、幕府に相繼ぎ領の内三百石を貞丈に與へ、寄合の列となす、延享二年御小姓組に入り天明四年致仕す、尋て同年六月五日(或は五月二十八日)に作死す、年七十、江都芝區四久保天養寺に葬る(富野安通等最長其學を發揮

イセシ イセタ



(載所筆隨齋安)

イセシマフシ

伊勢島節 淨瑠璃節の一種、伊勢島宮内の創めたるを以て此名あり、また節齋節ともいふ、剃髪して節齋と號するが故なり(宮内は江戸の人、承應の頃虎屋源太郎の門に入り、淨瑠璃を學び遂に一家をなす(聲曲類纂))

イセダイジンクウ

伊勢大神宮 皇大神宮(クワダインクウ)を見よ、イセダイサン 伊勢代參 江戸幕府の時、正月七日伊勢大神宮へ將軍年始の代りに、人を遣はすをいふ、前夜より掃除清めあり、將軍居所に著座し、伊勢大神宮及び日光宮へ年始の代參を奉らるゝことな、高家の人に命ず、此日早朝執參各自出仕して

其事を沙汰すといふ(幕府年中行事歌合)

イセテイチャウ

伊勢貞丈 「イセサダメ」と訓む、同條を見よ、イセナガウチ 伊勢長氏 北條長氏(ホウテウナガウチ)を見よ、イセノオシ 伊勢御師 伊勢神宮神職の名、御師(オシ)を見よ、イセノオホマス 伊勢大樹 伊勢外宮千具館使用樹の一種、大樹、小樹の二つあり、古今要覽稿に、御鏡米をはかる料の樹なり、その大き長一尺三分、廣八寸九分、深さ四寸九分、その積五百六十六寸九分三、今の量法六四五々を以て除き、八升七合八勺二撮八有奇をうる、是を十合とすれば、此一合今の六合九勺五撮八八三にあたるといへり、小樹は一合樹にて、内長二寸四分半、廣八寸九分、深一寸四分とす、イセノケグウ 伊勢外宮 豐受大神宮(トユクノダイインクウ)を見よ、イセノクニ 伊勢國 東及び南は海、西は近江伊賀大和、東南は志摩、西南は紀伊、北は美濃尾張、東四拾貳里、狭處四里、南北凡貳拾七里餘、東海道に臨す、山嶽西南に連亘し、東南大洋に面す、上代は、伊賀志摩を合して總て十九郡、垂仁天皇の時、大神宮を五十餘川の上に建て、雄略天皇の時豐受大神宮を丹波より山田に遷す、武烈天皇の時、國の東南隅二郡(谷志、英虞)を割て志摩國を分置し、天武天皇の時四境四郡(阿拜、山田、伊賀、名張)を分割して伊賀國を置き、其餘十三郡を本國となす、三宅連を國司に任じ、國府を鈴鹿郡に置き、元正天皇養老三年五月國司門部王を以て志摩を兼知せしむ、後世平氏此國に封ぜらる、鎌倉時代平賀朝雅、大内

惟信相繼で守護たり、建武中與北島顯能國守に任じ、志摩を兼知し、一志郡多勢に居り、子孫相傳ぐ、足利尊氏の反するや、仁木義長を守護とし、北島氏を攻めしむ、義長吉野に歸順するに及び、足利義隆土岐頼康を之に代ふ、時に州族長野藤房長野城に據り安濃卷藝二郡を領す、關、神戶、峯鹿、伏見、國府の五族、鈴鹿河曲二郡に據り、皆之に應じ、共に北島氏を拒む、元中九年南北議和の後、顯能の子顯一志多氣飯野飯高會の五郡を領し、故の如く國司となる、土岐氏亦守護を襲ぐ三世、永享中土岐持頼誅せられて後、土家四十八族北勢に相争ふ數十年、顯一の曾孫政具、長野神戶諸氏を降し全國に號令す、政具の曾孫具教に至り、織田信長北境を侵し、弟信包をして長野氏を繼がしめ、第三子信孝を神戶氏の後とし、皆其地を陰奪し、又瀧川一益を、桑名貞舟朝明三重鈴鹿五郡に封じ、長島に居しむ、永祿十二年具教信長と和す、天正四年信長北島氏を滅し、悉く本國を併す、信長弒に遇ふ後、信雄尾張清洲に從る、尋て豐臣秀吉一益の封を奪ひて信雄に納れ、南五郡に蒲生氏郷を封じ松坂に治す、信雄又關一政に龜山を與ふ(一政後白河に轉封す)天正十八年秀吉信雄の封を奪ひ、那須に放ち、北五郡を義子秀次に賜ふ、氏郷從封の後、服部一忠古田重勝相繼で松坂に治す、文祿の初信包の地を收め、分部光嘉を上野に豊萬石、富田知信を安濃津に五萬石に封す、四年秀次自殺國除し、氏家行廣を桑名貳萬貳千石に封す、徳川氏に至て菅沼定仍を長島に(後増山正彌)一柳直盛を神戶に(後本多忠統)松平忠明を龜山に(後石川隼慶)土方雄久を葛野に封じ、古田重勝を濱田に徙し、松坂を徳川頼宣に賜し(近衛捨八萬石を領す)分部富田二氏を他國に移し、藤堂高虎を封じて安濃津に

イセテ イセノ

イセノ

有陀、探薬師施德量豐、固體丁有陀を貢進す、二十三年八月、大伴執手彦を率ゐて、高麗を伐て大に之を破る。凱陣の時樂武帝の後裔高麗、執手彦に従ひて歸化し、儒釋方書明堂圖等凡て一百六十四卷、及び樂器を獻す、これ支那の醫書也に博士等の我邦に傳來せし極典なり、茲に至て三韓醫方益々盛に行はれ、皇國固有の醫術廢絶するに至る、敏達天皇六年、百濟兇祭師を貢し、疫病の事を掌らしむ、茲に於て本邦禁厭の外に又此兇祭出づるに至る、十四年六月蘇我馬子疾に罹り奏して曰く、臣が疾病長く愈えず、願くは三寶に祈禱して救治せんと、詔して曰く、汝獨り之を行へ、他人を惑はすこと勿れと、馬子遂に之を行ふ、これ疾病を佛に祈る始めにして、淨居の徒咒符祈禱を以て疾病を瘳し、僧にして醫を兼るの始めなり、爾來天皇の不豫及び大臣疾病ある毎に、僧を度し寺院を建立し、祈禱を以て病を瘳す、孝謙天皇の朝に至りては、看病的禪師一百二十六人あるに至ると云ふ、後世々々我醫道に巨害を醸し、上は朝廷より、下は民間に至るまで、醫術混淆すべからざるに至れり、推古天皇十年十月百濟僧觀勒、來て通甲方術の書を貢す、因て書生數人をして學習せしむ、これ我醫學專家の始めなり、十五年小野妹子を隋に遣はす、明年四海類案方三百卷を得て歸る、同年再び妹子を大使として隋に遣はすや、醫生福因、惠日等を遣はして留學せしむ、三十一年七月學成り新羅の大使奈未智洗爾と俱に歸る、これ外國に留學し、醫術を修業せし始めなり、十九年天皇親ら百官を率ゐて死田野に採薬す、之を藥獵と云ふ、舒明天皇二年八月大仁大上御田祖を唐に遣はす因て復醫書日をして隨行し、再び醫術を研究せしむ、茲に至りて唐朝の醫術益々盛に行はれ、著名の外醫出づるに至る、

イタウ

イタウ

イタウ

〔王朝時代〕孝德天皇の時、歸化人知禮の子善師使主始めて牛髓を製して獻す、天皇之を嘉みし故に和藥使主と賜ひ、名を福常と改む、子孫世々難波に居り、醫を以て朝に仕ふ、天武天皇の世に、侍醫倭仁、持統天皇の世に、醫博士德自、兇禁博士木兼丁武沙宅萬首等あり、皆百濟人なり、天武天皇の世には既に外藥寮の設あれば、内藥の官もありしこと知るべし、文武天皇大寶元年律令を定め、醫生及び藥生、針生等を置き、各その研究すべき學科を定め、又中務省に内藥司、宮内省典藥寮を置き、醫藥學の事を掌らしめ、各科に博士、監、園師を置き、各科専門の教授法と、學生試科の規則とを定め、蓋し此制度は各その師傳の由る所を問ひ、曾て研討せる書を試みて後、官に補す、當時醫師の書を改る、各其隨意に依る、然れども大概太素明堂脈經甲乙經等を講ずるを定則とす、又其採擇の式は、大概一定の規定を設け、試科の法は、體操は七年、耳目口舌は各四年、其他諸醫科少小科等専門に依て就學の年限一定せず、然れども試科の法皆一なり、毎月一回博士之を試み、毎年一回典藥頭之を試み、大終には宮内卿の試問を経るを規とす、醫生は世業を重じ、蜂田藥師、奈其藥師等の藥師性のもの、及び三世醫を業としたる名家より取り、次に庶人に及ぶ、並に十三歳以上十六歳以下に限る、元正天皇養老六年始めて女醫博士を置く、當時御立失明、泰朝元、物部棟國廣足等皆醫を以て著はる、聖武天皇天平二年四月光明皇后始めて施藥院を立つ、七年痘瘡大に流行す、服藥食禁七ヶ條を諸國に布告す、孝謙天皇天平寶六年唐の僧眞眞、我留學生榮觀普照等と共に歸化す、眞眞醫術に精しく、又藥石の鑑別に妙なり、勅して諸生を教授せしむ、後世其書一卷を傳へ、監上人祿方と云ふ、天平寶字元年十一月、勅して曰く、聞が如きは、頃年諸國の博士醫師多く其才に非ず、託請選を得る唯た政を損するのみならず、亦民に益なし、自今以後更に然るを得ざれ、醫生者太素甲乙經脈經、本草針生者素問針經明堂脈訣云々、國家の真政益より要なるはなし、宜しく所司に告げ、早く施行せしむべしと、我邦醫生の講讀すべき課程の確定せしは、文武孝謙兩朝を以て始めとす、茲に至りて、唐朝の醫術海内を風靡し、名醫羽栗翼、和氣廣世の如きもの擧出するに至る、茲に於て我邦固有の醫方及び三韓の醫術地に墜るに至れり、平城天皇大同三年五月、大同類聚方成る、蓋し本書は我邦固有の醫藥方術等の、因造、經主、稻置、別、首、又は諸國大小神社、又は民間の名族古家等へ廣く宣告し、各其傳來する所の藥方を獻せしめ、其方を類聚し遂に一百卷と成せる者なり、天皇即位の初め、畿内七道の諸國比年疾疫流行し百姓の横天を深く憫み、大同三年五月詔して、頃者天下の諸國疾疫相續ぎ、多く夭折を致すは、朕の不慮の致す所なりと、又我邦固有醫方の、稍々亡滅に歸せんことを憂ひ、終に大同類聚方を選するの舉ありしなり、又大同醫式を發布し、再ら我邦の醫方を本とし、漢土の方を以て之を補翼せしめ、且つ凡醫たる者をして遵奉科式する所あらしむ、茲に於て、皇國固有の醫方、再び世に用ひらるゝに至れり、嵯峨天皇弘仁十一年十二月、勅して針生五人を置き、新修本草經、明堂經、劉涓子、鬼遺方各一部を讀ましむ、兼て小品方、月科を給し、其業を成さしむ、天皇夙に唐風を好み、禮樂文物悉く皆彼制に倣ふ、故に醫術の如きも、治藥藥劑等の方法、凡て唐制を採用し、再び漢醫方を振興す、爾來の醫師たる者、亦皆唐の醫術を研究し、

其方法を模倣し、更に我古醫方を修る者無に至れり、後世漢方醫術の盛に行はる、權輿なり、淳和天皇の代、物部廣泉醫方書に通じ、本神に精し、攝養要訣二十卷を撰す、又出雲廣良の子孝繼、父の業を繼ぎ、眞醫と稱せらる、醫學得業生より典藥頭となる、勅を奉じ、諸醫と共に、内外醫方を折衷し、邦人に適する藥方を蒐集し、金剛方五十卷を選す、小野諸野の孫藏根亦太素經集注三十卷を選す、仁明天皇の代、大村福吉療術を以て著はる、性宿禰を賜ひ、近衛侍醫となす、天皇其口訣によりて治術紀を撰し給ふ、承和五年菅原規成を唐に遣はし、留學せしむ、業成り歸朝して、針博士侍醫となり、其名著はる、臨關天皇延喜式を撰して醫律を制定す、村上天皇天曆元年醫道學生を課試せしむ、當時歸化僧長秀鎮西にあり、醫術を善くす、數して梵釋寺に居らしむ、長秀方書を撰び獻す、世亦其方を傳ふ、醍醐天皇元五年、鹹博士丹波宿禰康頼に勅して、廣く隋唐の方書を蒐集折衷し、醫心方三十卷を選せしむ、永觀二年十一月書成て奏上す、茲に至て隋の巢元方等撰する所の、病源候論の説大に行はれ、素問經脈等を修むる者稀なり、康頼醫心方を撰する後、神道方若干卷を撰す、當時清原滋秀、時原與宗俱に醫術に精きを以て著はる、康頼の子孫世々祖業を繼ぎ、和氣氏と共に醫藥の權を主とす、康頼の子重雅亦醫を能くす、一條天皇嘗て曰く、醫方は丹波重雅、和氣正成と、稱譽せらる、此の如し、孫忠明長徳中亦著はれ、名聲海内を動かす、其子雅忠特に傑出す、白河天皇承暦中、高麗王の妃篤疾に罹り、書を贈り眞醫を求む、時人皆雅忠を以て撰に擬す、朝廷其書辭禮を失ふを以て、之を知く、其反應に、双魚輪建風池之月、扇鶴何得入鶴林之雲云々と、是より雅忠を日本國醫

イタウ

イタウ

イタウ

と云ふ、永保中菅原書中より救急の方法を抄録し、醫略抄一卷を著はす、當時又惟宗後通あり頗る醫術に通ず、侍醫醫博士となる、高麗の醫を乞ふや、雅忠後通を推す、事中止するを以て果さず、然れども、當時已に我醫學の進歩海外に超越せしこと知るべし、此時に當て和氣丹波二氏の外醫を以て朝廷に仕へ、世業とするもの、清原、中原、小槻、菅原、安倍、紀等の諸家あり、後白河天皇保元以後大に衰へたり、鎌倉時代、和氣丹波兩氏の外に、僧侶等の入來して宋の醫術を傳ふるもの多し、後鳥羽天皇の代丹波氏の族僧蓮基長生療養を撰進す、特に僧智玄なるもの、宋に赴き醫方を傳へ、歸りて法眼に叙せらる、後堀河天皇の代僧安上醫を以て京都に稱せらる、僧榮西は茶を以て源實朝の病を瘳し、喫茶養生記を撰す、後二條天皇の代僧性金醫を善くし、嘉元中續醫抄五十卷を著はす、又花園天皇正中中萬安方六十二卷を著はす、共に宋人の方書并に局方の方劑を列擧す、後世以て寶典とす、是より宋の醫術行はれ、遂に和氣局方の説海内に行はる、(室町時代)此時代にて尤も盛に行はれしは、宋の醫術なれども、或は朝鮮に赴き、或は明に留學して各科に就て習學し、和氣丹波兩氏の外、坂、竹田、吉田諸氏を始めとし、或は女科に或は鍼灸等一技に達する英傑出で、非常に進歩を爲し、名を海外に顯はし、名聲海内に響ふもの多し、丹波明重は和氣重長の養子となり、和氣氏始めて丹波氏の傳を併せたり、明重從三位に叙し、瘰癧して宗鑑と云ふ、和氣氏の製藥すること茲に始まる、是れ半井氏の祖なり、これより同氏の醫代々別製す、後光嚴天皇の代安壽守定女科を能くし、幕府の擧る所となり、子孫代々女科を以て、朝廷及び幕府に仕ふ、後圓融天皇僧士傳を召して服藥す、士傳は坂氏慧勇

と試す、世々醫を能くす、上池院の號を賜はり、子孫相繼ぎ、上池院と號す、後小松天皇の代、僧慈阿彌天皇の御瘳を治す、功を以て法印に叙す、蓋し後世醫師の髮を削り法眼法印に叙せらるもの、こゝに起源せるなり、又僧壽阿彌、允能共に名醫を以て足利氏に仕ふ、後土御門天皇藥師寺の僧高定は天皇に服藥等をすしめ、僧真心は島山義統の命にて、朝鮮に赴き、和丹兩氏の用ふる所の龜龜八穴灸法、及び神應經を傳へ得て歸る、是より先後光嚴天皇の代竹田昌慶明に航し、名醫金翁に從ひ大に得る所あり、明大祖の後の難産を治し、安國公に封せらる、承和和僧密書を得て歸る、子孫業を繼ぎ典藥となる、後土御門天皇明應中坂淨運明に留學し醫方を研究して歸る、遇仙方新持方等を著はし、益々醫學を擴張し、子孫亦著書を爲し、世を益す、又吉田氏あり、世々足利氏の醫官たり、宗桂に至て最も善く藥性を辨す、世人日華子と云ふ、天文中僧策彦と共に明に遊び、世宗の病を治す、歸朝に臨み、頗輝福鶴圖聖濟總錄及び藥簡を以てす、子孫業を繼ぎ典藥となる、天文中金持重弘鍼灸術を以て名を明に顯はし、永正大水中阿佐井宗瑞女科を以て名を得、宇喜多氏の臣岡家重女科を以て京都に著はる、宗瑞大永八年醫書大全を刊す、是れ我國醫書刊行の始めなり、細川勝元博學醫術を嗜む、政務之餘暇醫藥を著はす、室町の末戰國時代には戰闘止むなきを以て、金瘡を治するを本務とするもの多し、故にこれを金瘡醫と稱す、(江戸時代)後陽成天皇の朝に至り、曲直瀬正慶出で、金の李東垣の方法、及び元の朱丹溪の方法を表準遵奉し、其名聲朝野に振ひ、技術一世を風靡す、海内本じて以て師表とす、茲に至て和氣丹波以下五典藥諸家の主張する所の和氣局方大成等の説、遂に衰廢

し、金元の醫學盛行は、後西院天皇明曆萬治の間、に至り、林市之進、慶庭東庵等出て、金の劉完素唱ふる所の、五運六氣の説を奉じ、又本朝古制の醫式に基き、素問靈樞經府絡配當等を以て病を論ずるに至る、是より先き、一漢始めて李朱の學を唱へ、温補を以て事とせしより、其弊遂に五行運氣等を講明す、東庵の門人味岡三伯師説を奉じ、盛に世に行はる、三伯の門人井原道閑、淺井周伯、小川朔庵、岡本一抱、益々劉氏の學を主張す、茲に於て運氣五行の説、藏府經絡配當の論起る、靈元天皇延寶天和の間、名護屋支醫出で、李朱の醫術妄に補血益氣の説を唱ふるの弊あるを覺り、始めて明の喻嘉言の傷寒論醫門法律等に依り、自ら一流を立て、後に古に流り、張仲景の方法を主張し、以て後進を誘導す、又同時に後藤長山あり、運氣藏府經絡の説を破り、専ら張仲景を以て法則と爲す、其門人香川太仲山脇道作あり、能く師説を紹述し、其名一世に振ふ、又元祿中並川天民經絡運氣及び引經釋使の説を看破し、傷寒論を主張す、其門人松原閉齋亦時に行はる、以上諸氏皆當時の醫風弊あるを覺り、傷寒金匱を以て法則とし、以て當時の治術を一變す、抑々仲景方の世に盛行はる、は、實に此時を以て、梅岡天皇寶曆年間に至り、吉益東洞出で、自ら一家を立て、從來の醫弊を挽め、後生を誘導す、當時古方家を以て自任する者多しと雖も、猶宋元以來の醫弊を受け、動もすれば其惑す所となり、運氣五行の説其跡を絶せず、因循姑息の術多きを慨き、斷然其弊を一掃せんと欲し、法則を扁鵲に取り、治方を中景に求め、萬病一毒、藥亦毒、毒を以て毒を攻む、毒去て體住なりと、遂に醫事或間、醫藥微等を著し、以て其説を述ぶ、四方宿病を荷ふ者、及び有志の士爭て其門

に群集し、門外市を爲すに至る、海内此學を奉ずる者往所として有らざるなきに至る、其高足に中西深齋(在京部)半少翁(在江戸)村井椿齋(在肥後)鶴元逸(在肥前)田中恩仲(在播磨)山邊文伯(在中津)桃井桃庵(在東奥)あり、皆能く師説を紹述す、是を世に一番家又東洞家と稱す、其子雨涯、後桃岡天皇安永中に至り、父東洞の萬病一毒の説、形狀論るべき無きを以て、又一家の説を爲し、人身の營養する所以は、氣血水の循環已まざるを以ての故なり、故に毒一にして、毒の因る所三つなりと、仲景の證候に基き、諸症を分類し、三の者に配し、病候を推し、以て主客を辨じ、病位を審にし、其順逆虛實を辨じ、凡百の病氣血水の三に歸せざるものなきを明にす、此學を奉ずる者、上國に中川修亭、長州に賀屋恭庵、江戸に小川雄齋あり、是を世に氣血水又南涯家と稱す、茲に至り、從來劉張李朱の學を修め、因循姑息の術を奉ずる者、皆豁然として一毒、或は氣血水の流に入り、海内の醫風一變す、孝格天皇寛政中、多紀元簡出で、また當時の醫風を一變す、元簡風に一毒氣血水の樞機武斷なる、遂に醫術衛生上に巨著を著し、後生を誤り、古經の要妙を能く講究する者無きを慨して、勤めて之を匡正せんと欲し、素問靈樞を條陳し、精義を斟酌し、其錯解衍義は、參伍傍照し、通すべきは通じ、疑しきは闕如し、五行運氣の論、及び經絡五臟配當の説を捨て、専ら實行確證を採用し、一に偏執の説を爲さず、故に我邦古來醫經經方並に至りて、始めて其歸率率由する所を知るを得たり、其子德庭亦父祖の學を繼ぎ、此道を擴張す、生徒日に其門に群集し、海内其學を奉ぜざる者なし、是より先、元簡の父元徳の時、幕府醫學館を神田に立

つ、元徳之が教諭となる、元簡庭相導て其職を繼ぎ、益々海内の醫生を薰陶す、古より我邦漢醫方の集成實行せしは、此時を以て其盛大を極むと云ふ、多紀元簡の時を同うして、豐前中津に前野真澤あり、初め吉益氏の學を奉じ、本藩に仕へ、江戸に居る、一旦感發する所ありて、西洋外科術を講究せんと欲す、然れども其學を講ずるにあらざれば、其術を極むる能はず、歐文に通ぜざれば、其書を解する能はず、時に青木昆陽能く和蘭語に通ずるを聞き、往て之に従ひ、日々研究怠らず、累々其梗概を得たり、又長時に至り、譯士某に就き、益々其梗概を尋め、幾干もなくして業大に進む、既に歸て思を練し精を研き、内外醫方より、天文輿地算數に至るまで、其蘊底を極めざるなし、中津侯之を慕し、稱して蘭化と云ふ、茲に於て世呼て蘭化先生と云ふ、尋で洋學を唱ふる者、桂川國瑞、杉田綱、中川鶴、大槻茂賢、宇田川晉、石川世通等一時の俊彦勃興し、皆良澤を以て牛耳とし、日に洋學を講究す、隨で小石元徳洋醫を以て上國に行はる、此より以後此學を主張する者影々輩出し、遂に漢洋醫術並び世に行はる、孝明天皇安政五年七月三日、幕府洋醫戶塚靜海、伊藤玄朴を擢し、内班醫師とす、此月七日伊藤實齋竹内玄同を擢し、典詰醫師とす、尋で典詰醫師と爲り、遂に漢洋醫術並び世に行はる、更に令して、當時萬國の所置を採訪するの間、醫術も亦西洋を學すべしと、茲に於て洋醫始めて幕府に採用せられ、遂に漢醫と相頡頏するに至る、明治九年一月醫師試験の令出でしより、六科の課目を修業することにはなりぬ、茲に至りて千有餘年來の漢醫方竟に地に墜ち、歐洲諸國の醫術海内に行はる、に至れり(醫道沿革考、日本教育史)

イタクツウチ 到津氏 姓は字佐、高皇產靈神の苗裔孫天三降命後字佐津彦命神武天皇に奉仕し、英狹國造となる、十九世諸石、欽明天皇二十九年八幡大神を豐前國宇佐郡形山麓に鎮座する時、供奉す、五世孫綱宜年魚麻呂の時、養老五年六月詔して沙門法蓮心禪定に任じ、又醫術に精し、依て之を賞して三等以上の親に字佐君の姓を賜ふ、年魚麻呂依て姓を改む、五世孫守仁明天皇の時、宇佐大宮司に補せらる、後宇多天皇の世、公連豐前國規矩郡到津等の地頭職となる、子孫依て到津氏と稱す、子孫世々相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系圖纂要、家譜、華族譜)

○公世 公連 公利 公規 公員 公增
 公兼 公弘 公世 公正 公治 公澄
 公憲 公吉 公兼 公村 公峯 公著
 公箇 公古 公説 公章 公毅 公昭

イタカネ 板倉氏 「パンケン」を見よ、
イタクラウチ 板倉氏(備中高梁) 姓は清和源氏、足利泰氏の裔、流川義興より出づ、義興三男頼重三河國額田郡小美村に住し、始めて板倉氏と稱す、世々松平氏に仕ふ、孫勝重頼川家康に仕へ、江戸町奉行京都所司代となり、慶長十四年山城の田一萬六千石を賜ふ、重宗明暦二年關宿城に移封、前封合せて五萬四千石、重常寛文九年二月伊勢龜山城に移封、寶永七年重治志摩に移り、鳥羽城に治す、享保二年また龜山城に移さる、勝澄享元年備中高梁山城に遷る、爾來子孫相繼ぎて明治に至り備中高梁に移り、後ち華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川

加除封録、華族譜)
 ○義顯 義春 貞頼 義季 直頼 義行
 滿頼 義興 頼重 好重 定重 勝重
 重宗 重郷 重常 重冬 重治 勝澄
 勝式 勝從 勝政 勝時 勝暲 勝靜
 勝密 勝貞

イタクラウチ 板倉氏(備中庭瀬) 板倉勝重の二男重昌、寛永元年父の遺領を分封せられ三河國額田郡深溪(一萬千八百石)に住す、重矩寛文十二年下野國鳥山城に治し封五萬石を食む、天和三年重宣上總高麗(二萬石)に治し、元祿十二年重高備中庭瀬に移封す、爾來世襲して明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重昌 重矩 重貞 重宣 重高 昌信
 勝興 勝志 勝喜 勝氏 勝資 勝貞
 勝成 勝全 勝弘

イタクラウチ 板倉氏(上野安中) 板倉重宗の二男重形、天和元年五月上野國一萬五千石に封ぜられ、安中城に治す、元祿十五年七月重國陸奥國泉に移封、延享三年九月勝清遠江國相模に移封、寛延元年十一月五千石加賜、城主格を賜はる、同二年復上野に移封、安中城に治す、明和四年七月老中に補し一萬石加賜、前封併せて三萬石、子孫世襲して明治に至り華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重形 重同 勝清 勝曉 勝章 勝尚
 勝明 勝股 勝親 勝忠 勝意 勝尚

イタクラウチ 板倉氏(三河重原) 板倉重矩の二男重種、天和元年六萬石に岩槻城を賜ふ、翌年信濃坂本五萬石に移封し、其子重元元祿十五年十二月福島城に移封せらる、爾來世襲して明治に至り、三河重原に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重昌 重矩 重種 重寛 重泰 勝里
 勝承 勝任 勝行 勝矩 勝長 勝俊

イタクラウチ 板倉勝重 字は甚平、四郎左衛門と稱し、後ち伊賀守と稱す、法名長英院保山宗英、八右衛門好重の二子、幼少にして僧となり、玉庵和尚の門に入り宗哲と號し、三河國中島村永安寺に住す、會々永祿四年、父好重松平好景に従ひ、吉良義昭と戦ひて敗死す、好重の長子忠重は、既に好景の家人となりしを以て、勝重の弟定重父の家を嗣ぎしと雖も、天正九年高天神の役にまた戦死せしかば、徳川家康、その家の絶えんことを憐み、勝重をして遷徙家を嗣がしめ家人となす、十四年駿府町奉行となり、十八年家康江戸城に移るに及び、采邑千石を賜ひ、江戸の町奉行として、また小田原の地をも奉行し、關東の代官を兼ねたり、慶長六年京都所司代に補せられ、六千六百餘石の地を加へらる、八年從五位下伊賀守に叙任し、與力三十騎、同心百人を預けられ、十四年また九千八百六十石を加へ、凡て一萬六千六百餘石を領す、大阪の役起るに及び、勝重の爵位する所、悉く機會を得、大に家康の台座に叶へりといへり、元和六年閏十二月職を重宗に譲りて致仕し、



イタク

イタク

イタク

イタク

堀河の邊に閑居す、九年十二月從四位下侍從に昇進し、寛永元年四月二十九日卒す、歳八十(徳川實紀、野史)

イタクラシゲノリ

板倉重矩

は長命、又右衛門と改む、後、内膳正と稱す、重昌の長子、寛永十一年叙爵して主水佑と稱し、十四年父に從て島原城を征し、翌年正月重昌戦死するに及び、父の爲めに吊合戦して城中に攻め入り、奮戦頗る功あり、十六年六月家督をつぎて一萬石を領し、明暦二年内膳正と改む、貞治三年また一萬石を加へ、大阪定番となる、寛文五年十二月老中に補し、從四位下に昇り、六年更に二萬石を加へ、合せて四萬石を領す、八年京都所司代牧野親成免職の後、假に所司代事を攝すべしと命ぜられ、上洛して政務を執る、同年十二月侍從に任ず、十年永井尚庸所司代となるに及び、江戸に歸り、執政の如し、十一年一萬石を加へ、延寶元年五月二十九日卒す、歳五十七(徳川實紀、野史)



(押花重昌)

イタクラシゲマサ

板倉重昌

は字右衛門、後、内膳正と稱す、法名隆月院劍峰源光、勝重の三子、重宗の弟、慶長八年歳十六にして、伏見に召され、徳川家康の左右に侍し、十年叙爵して内膳正と稱す、世人、字して、隆内膳といふ、蓋し重昌の兄重宗周防の守たりしかば、周防を蘇芳に通はして、兄より増りたる才覚を稱美したるなり、十四年采色千石を賜ひ、松平信綱、秋元泰朝と共に、近習出頭人となる、十九年千二百石加恩あり、大阪の陣東西相和するや、重昌擲かれて軍使となり、城中に入り豊臣秀頼の血誓を受理して歸る、元和二年また千三百石の加恩ありて五千二百石を領し、

イタク



(押花重昌)

家康養するの後、徳川秀忠に仕ふ、寛永元年父の遺領の内六千六百餘石を賜ひ、三河國深溝の領主となる、秀忠老し、家光將軍となるに及び、書院番頭を兼ね、十年新田を合せて一萬五千石を領す、寛永十四年島原の亂起るや、重昌追討使として、西國の諸軍勢を率めて力戦したれども、城兵固守して軍屢々利あらず、家光茲に於て更に松平信綱戸田氏親の二將を遣はし、總軍の將として指揮せしむ、重昌、これを聞き、軍功の擧らざるを耻ぢ、二人未だ來着せざるに先だち、十五年正月元日諸軍を督して總攻撃を試み、遂に銃丸に當つて斃る、此日出陣に臨み、諺じて曰く、新玉のとしのはしめに散る花の名のみあらはばさきかけとされ、人皆其志を憐む、時に歳五十一(徳川實紀、野史)

イタクラシゲムネ

板倉重宗

初名重統、字は十三郎、後五郎八、周防守と稱す、法名松雲院秀峰源俊、勝重の長子、徳川秀忠の近習より立身して、慶長十年四月叙爵して周防守と稱し、小姓頭番頭となり、小十人歩行兩番頭を兼ね、大阪冬の陣に供奉し、元和六年京都所司代に補し、職にある事三十餘年、人敬すること神明の如く、受ること父母の如く、父子相次ぎて名臣の譽あり、九年十一月從四位下、十二月侍從に叙任し、正保二年五月左少將に遷み、六月從四位上となる、承應元年七月老を以て職を辭し、明暦二年八月下總國關宿の城を賜ひ、五萬石を領す、十二月朔日卒す、歳七十一、重宗の京職にあり、毎朝必ず受翁の山を拜す、人其故を問ひしに、吾翁を聽くに當り偏に私なからんことを期すれども若し誤りて一點

イタク

の私を挟むことあらば、神明立所に吾命を奪ひ給へと祈願するなりと答へたりといふ、又毎日聽訴の廳に臨めば、必ず明障子を立て、茶膳にて茶をひきなどし萬事の疑獄を決す、これも人の顔色を見れば、見る所に就きて心偏することなきにあらず、なほ茶を挽くば、常に平心にして訴を決断せんの用意なりといへり、これ小事に過ぎざれども、その人となりを見すべきなり(徳川實紀、野史)

イタク

板倉重宗

重宗、蓋し恐らくは板倉の如く、三方板を以て製し、前の方のみ廉をかけたものにあらざるか、上下に通じて之を用ひし、多くは下腹の腹、及び武士等之用ひたりき、四宮記に、板車上下通用(近代無業用之人)或及種々車任意乗之したる註抄に、古下腹之腹及武士等用之無當時無之とあり

イタク

伊太祁曾神社

紀伊國名草郡伊太祁曾村(現今國幣神社)に列す、五十猛命一名大屋産命といふ、神代卷に、初めかうの宮に在り、和銅六年十月今の地に遷座す、平城天皇大同元年神戶五十四戸に十二戸を加へ賜ふ、文德天皇嘉祥三年十月從五位下を授く、開成天皇元慶七年十二月累進して從四位上となる、臨瀛天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗新嘗の三祭に預る、明治十八年國幣神社に列す、祭記は毎年九月十五日とす(延喜式、伊太祁曾三神考)

イタク

にも用ふ、建内記に云、永享十二年二月十一日春日祭也、予爲上卿、依、早旦進發、内々用板輿(近例也、成房爲參詣、相伴是又板輿也、宣胤編記に云、永正八年二月二十七日今日春日祭也、上卿事有存旨、所申請也、著衣冠、兼用板輿與丁三人也、内々儀者直垂、常儀也、元長編記に云、永正五年二月二十八日今日春日祭也、爲參詣、自曉天、經營、著束帶、兼板輿とあり、後世はより變じて乗物と稱す、一種駕籠の製出づ、輿(コシ)參詣(海人蓬芥、輿車圖考、乗物考)

イタク

潮來節

小唄の一種、常陸國行方郡潮來村に行はれし歌曲をいふ、起原詳かならず、その江戸に傳はりて盛となりしは、文化文政の際なりといへり、今に傳はれる原歌は「潮來出島の眞孤の中に眞清咲くとははらしや」といへるもの著名なり(聲曲類纂、潮來節考)

イタク

板板ト

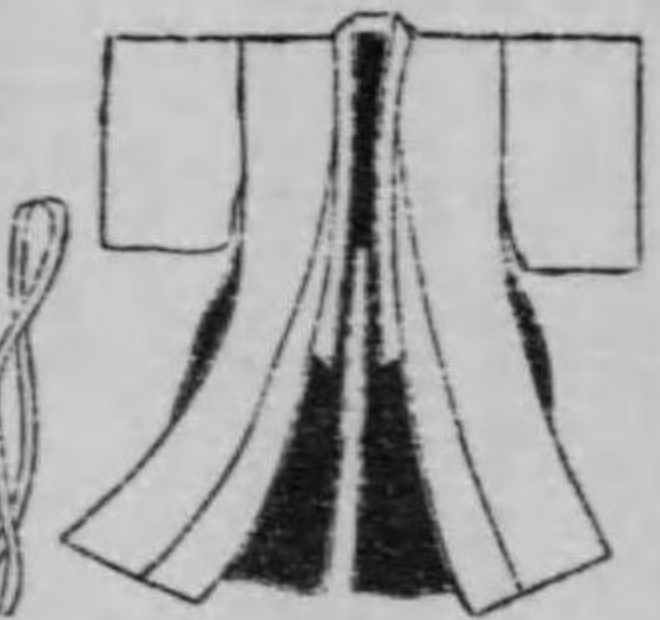
一冊、我自刊我本に收む、徳川家康の侍醫たる卜齋(後、紀伊頼宣に仕ふ)が見聞せる所を録せる書にして、大略慶長三年豊臣秀吉の癘疾に起り、慶長九年に終る、記事或は天文文祿年間に至る者あれども、主とする所は關ヶ原の役にあり、家康三成等との軋轢より、關ヶ原の合戦に至るまで概ね年月時日を逐ひ、六年以下は簡略す、九月十五日の關ヶ原合戦の模様は詳す、假武以後の追記なれば、月日に少差あるは免れずと雖も、當時の形勢家康の言行を録し、旁ら諸士の事蹟を記載せり(板板ト齋覺書)

イタク

出歌

五節の時、唱ふ歌をいふ、辨内侍日記に、各立ちてまひ給ふ、云々、右兵衛督(有賀)いだしたるなり、又五節のまれのいたし歌は、

イタク



猶まきりてこそとて、辨内侍、琴の音の心はひかす柏水の、はる吹風の聲で身にしむ、云々とあり、イタクシウチキ 出註 重鞋を外より見ゆる様に出して著たるものをいふ、純草子に、襦の直衣にいたしうさして云々、今昔物語に、殿上人藏人の出注を、織物のさしめきを著し、桃華葉に、出注有傳之時略之、但衣單籠著など見たり、イタクシキ又 出衣 直衣袴の下に、重ね着する衣のすそを出さない、通例衣の裾は、袴の下に籠めて着すべきを、暗の時には、袴の外に垂れて表衣の裾の下に出すを以て、出し衣と云ふ、風流花美を競ひし結果、表衣の下に、下着の裾美々しく出たし、を賞せしより、起りしなるべし、先づ指貫の腰を結び、其上に衣を着し、其上に表衣を着するなり、雅亮抄に、衣を出す事は、衣指貫を著たる上に輸入たる衣にても、うち衣にても著て、其上の裾を指貫のまへより、まへによくひきちがへて帯をするなり、後は高く引上げて、前の裾先は指貫の上、たけに三四寸たらの程に上ぐべし、後は直衣にても、うへの衣にても著たらんに、襦の裾よりへりを置きたるやうに見ゆまじきなりといへり、凡そ衣の表と裏との色のとり合せによりて色々の名あり、扱出衣の製作は、車服制度手記にも、裝束抄徑徑にも、圖を出だして示されたり、後世のものと思はるれど、茲に示す桃華

イタク

出衣

中古女の乗車せし時に、車中より衣を出せる装をいふ、雅亮裝束抄に、御車(御登所姫君など貴人の車)の後より衣を出す事常の如し、但し下腹れをかみにおしかぶ事を爲さず(下腹常の如く垂たるをいふ)襦と袖との間に置くべし(下腹を襦と袖との間より押垂るを云)裳のこしきげて、地摺の襦を少し奥の上に引出すべし、衣の出づることは、車の鋒立(車の左右にある手かたあるもの)の上二三寸計より始り引出して打衣、單上、衣籠しかり襦先を透して衣の前を(衣の襦の幅の次の幅をいふ)前板によく置きて、車の袖におしかけて出だして、袖の縫目を下に置き(袖の縫目下に横さまに摺りて、平に押しつけて襦の下より出すなり)裾は押付て袖口を見せて置くべし、袖の下より裳の裾引出すべし、長さ二尺ばかり、大かたは衣の背縫の縫目に糸を長くつけて、竹を削りて車の内にさして、其たけに出して後能き程をかけたまがらでよきなり出る程は、衣の廣き前の方を出すに、背縫の方たてにかくる程なるがよきなり、絲の、襦より出ての程なるがよきなり、せはまへ出でんには、其糸を少し奥に入れ、一輛に四すぢ宛つらなり、前の左右に二筋、後の左右に二筋なり、長さ二尺餘程出すべし、二人乗は口ばかり出すべきなり、童の裝束を出すことは、先づ童向ひて二人乗りたれば、童の方の片袴を、有限り下に引き出して(左の者は左の方、右の者は右の方の片袴を出す)其袴の上にかさみのしりの裾を、童の後より引き出して表を裏に、中をりして袴の裾に、二寸計などたらせて、ひきさげてそれに又逆べてかた

イタク

イタシ—イタタ

みの前、つを引出して、袴の上に並ぶるなり、うらうへこの定なれば、わな(かざみを二つに折りたる折目を云ふ)を背向様に出すべし、袴短くば、かざみを長くはり、袴よりは引出すべし、四人乗るとも此定なりとあり、牛車(ギンシャ)の挿繪参者、

イタシクルマ

出車

とも衣の袖口等を押出して乗れるをいふ、飾り車をいふ、儀式の時、飾りてたて並ぶる車なり、源氏物語に云、いでたまふを待ち奉るとて、八者にたてつづけたるいだし車どもの袖口、色あひも目なれぬさまに、心にききけしきなれば云々、人車記に、嘉應元年十月二十日入夜、齊王自大炊御門亭、行啓卜定所(中略)出車五輛、女房二十人出、白衣袖妻等(蘇芳表著遺稿)明月記に、建仁二年正月二十日院御幸出車、女房出、鈍色衣(有)真淺黃等類唐衣空同(之)とあり、出衣(イダシキヌ)参看(奥車圖考、櫻葉)

イタシトミ

板節

庭園より家の中の見透かの様に立つるものにて、目障り類にて白木なり、普通の節は、横なるを是は堅なり、故に堅節ともいふ、雍州府志に、夏殿家宅庭際座上以三板壁、隔中間、是謂三板節、と見え、又甲子隨筆に、狭衣物語の飛鳥井の宿りいたじとみ長くしわたして云々の句を引て、是れ立板にて今板屏といふものなり、此圖志貴寺縁起に見えたり、板節には格子いたるもあるべしといへり(縁遊笑覽)

イタシフツクエ

出文机

附書院の古名

イタタキアクロ 戴袋 名出山城國島野郡梅畑、平岡善妙寺邊の婦女子等、薪を頭に戴く時、用ふる白布の袋をいふ、又片袖あるを如袋といふ、布は一幅にて、長は二尺三寸なり、二に折

イタタ—イタテ



て一尺一寸五分は、大尺の一尺四寸餘に當る、縫上て一尺三寸餘となるべし、此袋の中へ蓋を入れて頭に戴く用となす(俗語) 傳に云、承久の頃、梅尾の

明懸上人の許へ、天皇、仙洞、攝政、關白を初め、多く落人となりて隠れ居給ひけるに、男子は上人の許に參集して王宮を守護し、女子は足に任せて諸國へ往來し、供御より下、總て朝暮の儲に充つる物を集めし時、御衣の片袖を解きわけ、旗袋の形に縫て是を戴きしに因るといふ、其後年代を経ると雖も、此袋を戴き行かば、關渡山坂何處にても心の儘に往來し得たりといふ(柳菴雜筆)

イタタキモチノイハヒ

戴餅祝

小兒の

頭に餅を戴かせて、其前途を祝する儀式をいふ、主として公卿間に行はれたり、貞丈雜記に、これは小兒五歳になる迄、正月吉日を擧げて、餅を小兒の頭の上にしたがせて、官位たかかれ、命幸かたかれと、祝詞をいひて餅を以て三度頭に當つる也、規式の次第委しく桃華葉に見えたり、紫日記に云、かんどなりければ、わか宮の御いたゞきもちるの事とまりぬ、六日うまふのぼせ給ふとあり(ツキ付寛弘六年四月一日)とあり、かんどは悪日なり、いたゞきは正月する事なれども延引なるべし(新六帖信實朝臣の歌に、おさなこの春のはじめのいたゞきに、つかさくらゐはそなへあげつ、と見え、また雜記に、長保四年正月一日、昨夕勅命之旨被申戴餅事、女者五歳、男者四歳以前之事也)と見えたり、

イタテノジンジャ

伊達神社

陸奥

イタテ—イタリ

國加美郡田川庄四龍村、昔時は色麻郡に屬す、播磨國飾磨郡射神を遷する、射神は即ち五十猛命なり(延喜)延暦十一年九月田原島利仁將軍の勸請する所と傳ふ、延喜の制名神大社に列す、明治維新の際香取神の内に本社を合祀し、伊達神社と稱す、今村社に列す(神祇志料、仙臺封内風土記)

イタテノジンジャ

伊達神社

關西

伊國名草郡貴志庄園部村(一宮大明神、又伊達大神ともいふ)五十猛命(仁明天皇承和十一年十一月正五位下を授け、文德天皇嘉祥三年十月從四位下を加へ、清和天皇貞觀元年正月正四位上に叙され十七年十月從三位を授け奉り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年九月十三日祭を行ふ(神祇志料)

井タテン

韋駄天

佛經にて諸天王の一、

又韋天將軍ともいふ、靈威と譯す、又姓は韋、諱は瓊と云ふ、



南方天王八將の一臣なり、四王合して卅二神將となり、

イタノノホリ

板野郡

阿波國

新徳天皇神護景雲元年三月始めて見ゆ、和名抄に、松島(マツシマ)、津屋(ツノヤ)、高野(タカノ)、小島(コジマ)、井隈(イノクマ)、田上(タカミ)山

下(ヤマノシタ)全戸、新屋(ニヒヤ)等の郷あり、中世分て二郡となし板野板東と稱す、正保圖之に仍る、寛文四年併せて板野に復す、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イタビ

板碑

石塔婆の一種、死者供養の爲めに之を道路の側に建つるもの、稀に墓標とせしもあり、板形の扁平なる石を以て造るが故に此名あり(國語)何時より起りたるか詳かならず、在原郡北見村に在るといふ天平の碑、又淺草法源寺内の天長仁壽齋衡の碑、又岡田川牛御前の貞觀の碑などは、後世の偽作なるが、武藏國足立郡桶川在堀ノ内東光寺に在る貞永二年、寛元四年、建長七年等の碑は眞なるものにて、現今中最も古きものと爲す、是に由て考ふれば、鎌倉以前にはなかりしが如く(本塔婆小町の談、平判官藤原兼光の島にて造れるもの皆木なりしにても知らる)鎌倉時代に入りて追福の爲めに造り、夫より室町時代に至りて最も盛に行はれしが、弘治元年の碑文以後見る所稀なれば、弘治以後は、戦亂打壊し上に、新樓の塔婆別に起りし爲め、終に廢絶せしならん而して此の碑は關西に少く大板關東にのみ建立せられたるが如し、現存する所の四百有餘の中阿波を除く外、皆關東なるを以て知るべし(國語)上部を三角形に造り、其下表面に二條若くは三條の横線を深く刻す、其下に梵字、又は佛像經文等を刻み、猶下部に花源、寶塔、年號、法號等を添刻せるを常とし、石は常徳武相等にて、秩父青石の扁平板に類するを用ひ、松前邊にては、花崗石を用ふ、其大小は高さ六七尺を越ゆるを大とし、一尺を少し超ゆるを小とす、又中間のものありて、大なるは幅廣く、小なるは幅狭し、鎌倉時代は四尺より六尺位のものあり、南北朝室町時代の盛時には、一層偉大

イタビ

なるものを作りしが、文藝天文の末に至りては、儀式的に設けしが如く、凡て狭少となれり、凡て梵字を上部に置き、年號を左右の面に記せるは、古式にして、彌陀の像を刻み、環珞の類を垂下せる様を示せば、其盛時に起れる風に似たり、猶、板碑年代一覽表考古便覽に見えれば就て参看すべし(考古便覽)



イタヒキ

板引

糊をつけずして、能く乾かし光澤ある糊をいふ、其製法はうるしぬりの板に、絹に糊を付けてはり付け、能くほして引きはがすなり、かくすれば光出て、恰も蠟をぬりたるが如し、また引倍支とも、ヒキともいふ、板に張りて引きはがすが故なり、平絹も、綾も板引にするなり、裝束の下に着る單は、春冬は、フクサ張、夏秋は板引を用ふ(貞丈雜記)

イタフキノミヤ

板蓋宮

飛鳥板蓋宮アスカノイタフキノミヤを見よ、

イタヒ—イタフ

イタフンコ

板文庫

文書を蔵むる匣の名、

雄子文庫(イタフンコ)を見よ、

イタミウチ

伊丹氏

姓は藤原、右大臣兼名

より出づ、十一代の孫龍口眞正加藤氏と稱す、其末葉加藤景親津河邊郡伊丹城に居す、依て伊丹氏と稱す、享祿中雅興の時、城陷り其子雅勝流離駿河に至り今川氏に據る、後、織田信長武田信玄に仕ふ、其子秀虎武田勝頼に仕へ、武田氏亡びて徳川氏に仕ふ、爾來世々徳川氏に仕へて御書院番組を勤む(系圖、寛政重修諸家譜)

雅勝

秀虎

康勝

勝武

勝延

勝清

勝英

勝惠

勝直

親祥

勝復

勝親

勝輝

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

勝義

勝隆

勝隆

勝隆

親直

伊太利

歐羅巴洲の一國

北

はアルプス山に依りて、

境地利及び瑞西に界し、西

は佛蘭西及び地中海に隣り、

南は地中海に臨み、東

はアドリアチック海に接

イチ

人の侵入ありてより以来、歐洲諸國の戰場となり、千八百年代の初めに於て、サホキ公「ピドモンド」に領地を収め、其年代の申に方り、又「サルツニア」の王となるに至る、千七百九十二年（光緒天皇寛政四年）佛國革命の後、拿破崙の爲めに征服せられて佛國の一部となりしが、千八百十五年維也納の條約に依り、數箇國に分裂せり、千八百五十九年より千八百六十一年の間に、サルツニア王「ピクトル」ニマニエールは奥地利に勝ち、メネンヤ及び羅馬を除き全伊太利の王となりしが、千八百七十年（今上天皇明治三年）には、此二地方も亦、伊太利王に併せらるゝに至る。天正十年二月（西曆千五百八十二年）大村氏有馬氏使を羅馬に遣はして、天主教を學ばしむ、十三年豊臣秀吉南蠻寺を廢し、僧徒を誅し天主教を禁す、慶長十一年（千六百六十六年）羅馬船長崎に来る、慶長二十年九月、支倉常長伊達政宗の命を奉じ、西班牙を経て羅馬に至り、法王に謁し彼の贈答を得、八年の日月を過して歸國す、夫より將に交通の途開けんとし、邪教嚴禁の令に接して止む、寛永五年八月（千六百二十八年）大隅國屋久島湯泊村に羅馬の傳教師「ヨハン、パツテイス、マレロウテ」と稱する者上陸す、因て之を江戸に送り、小日向の切支丹邸に之を置き、地理風俗等の事を尋問す、慶應二年七月十六日（千八百六十六年）假條約を結び、三年九月六日日本條約を結ぶ、明治の代に至り、初年には屢々特派全權公使來りて朝見す、我より亦、公使を派して其國に駐劄せしむ（萬國地理、萬國歴史、外交志稿）

イチ

齋女 神前に神樂をする女を云ふ、イチはイツキの義にて、ツキの反チなり、即ち書きまつるミコの意、倭訓業に、伊勢に齋宮（サイカウ）と云ふ

イチ井

賀茂に齋院（サイケン）と云ふ春日に齋女と云ふこと古記に見えたり、宇佐宮に、女禰宜と云へるものと云へり、眞觀官符に、禰宜、祝置置、社者以女爲禰宜と見え、また女祝とも見えたり、されば其遺風なるべしとあり、

イチ井

一員 近衛府の將監、將賣、府生、及び諸衛府の尉、志、府生等を云ふ、各共に長官ありて、晴の儀式の時、之を引具す、台記に、「一員隨身四人、將監將賣府生番長」と見えたり（名目抄）

イチ井

一院 院號（ケンカウ）を見よ、

イチウチ

一打 箇條の、一書の一文字を記すをいふ詞（便宜集覽）

イチウリウ

一羽流 諸國一羽の劍めたる劍術の流派（一羽、飯塚家直に就き天真正傳神道流を學びて其義を研め、遂に一派を開く、門人甚だ多く、土子土呂助、岩間小熊、根岸兎角等傑出す（武術流祖）

イチウリファイチキン

市賣分一金 江戸時代課税の一種、市場にて商賣物の賣高に應じ、二十分一、或は三十分一など、其市場よりの慣例を以て取立るをいふ、又賣高に拘はらず數種の數に應じて取立る處あり（地方凡例錄）

イチエン

一烟 今いふ一月のことにて、一電の義なり、常陸風土記、香取郡豐島宮の條に、「神戶六十五烟、本八月、難波天皇（孝德）世、加三幸五十月、飛鳥淨見原天朝（天武）加三幸九月、合六十七月、庚寅編戶減二戶、令定六十五月、云々と見えたり、

イチエ

の時齋髪す、博く願密の諸教を學び、後ち聖一國師に東福寺に見えて、經論の奧義を問ひ、其資深に服し、弟子の列に就きて、遂に禪要を受く、文永の初、尾州木質時に長世寺を創めて、禪教兼弘む、藤相國其道行を崇びて、東福寺を重きしめんとし、愍愍に三請すれども、固く拒みて受けず、正和元年十月十日、桑名蘆華寺にて寂す、壽八十七（沙石集十卷、聖財集三卷、雜談集十卷、小鑑一卷（本朝高僧傳）

イチエン

一圓 或區劃内の土地全體をいふ、主として所領の廣域を表はす時に用ふ、某國一圓、某村一圓、某地一圓などと稱す、いづれも其場所全體を意味するなり、建武式目追加に、雖有木家寺社領之號、於領家人給之地者、宜准木家所領之號、早守此旨（云）一圓之地、云）中濟之地、嚴密可打渡子雜掌、次自先公御時、本所一圓知行地事、今更稱中濟之法、不可改動（下略）と見えたり、

イチオン井ンサキノセツシヤウ

院前攝政 九條忠家（クワウダイ）を見よ、

イチカハベイアン

市河米菴 米菴は其菴なり、また小山林堂、金羽山人、百筆齋、樂齋、願道人等の別號あり、世寧（寛政）の子、書を能くし珠に楷隸に巧なり、嘗て前田侯に客事す、安政五年七月十八日江戸に死す、年八十、江戸日暮里本行寺に葬る（米菴書譜、米菴墨談、皇國州名歌、西遊小草、毛信遊草（日本能書傳）

イチカフマス

一合樹 樹の一種、量一合を容る、并の名、江戸時代の定法によれば、徑二寸一分五厘、深一寸四分五厘、實積六千四百八十二と爲す、合（カフ）及び樹（マス）を參看、

イチカ

イチコ

イチカヤモン 市ヶ谷門 江戸城外部門の一、豐町三番町と、土手三番町との間より、市ヶ谷へ出る口なるを以て名とす、今の市ヶ谷見付は其跡なり、門衛に、勤番及び兵器の備蓄亦坂門に同じ、即ち萬石以下三千石以上の者三ヶ年宛勤仕す、番士三人、羽織袴を着用す、鐵砲五挺弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ（御府内備考、殿居書）

イチギヤウ

一行 推舉狀を云ふ、貞永式目にて、官爵所望申請關東御一行事、右被召成功之時、被注申所望人者、既是公平也、仍無沙汰之限、爲昇進申事、不爲貴賤一向可停止之、但申受領檢非違使之輩於爲理運者、雖非御舉狀、只有御免之由可被仰下、兼又新叙之輩、巡年廻來、浴朝恩者非御限とあり、同起請文中に、評定衆之中被書與一行者云々、明月記に、「正治二年八月十六日黃昏著東帶、依胸察事也、退出之後、遂一行申辨許と見えたり、

イチギヤウシユイン

一行朱印 朱印の推舉狀を云ふ、加越關評記に、長秀一身して國を持つ事難義と思ひけん、内々信長細の前に徹て、越前の人守謙職の一行朱印を取り、舍弟を入質に岐阜へ遣しける由風聞云々と見えたり、

イチグユカケ

一具鞆 鞆の一種、水野是齋弓法開書に、一具鞆右鞆と云へし、諸鞆片鞆といふ事當流に不用儀也、鞆の色は不定、然共無文鞆鞆は公方權御鞆に御用あるに依て此二色の鞆にてはすべからず云々と、愚得隨筆に、愚按、昔軍中或は他行の時さしたるは一具鞆也、今は諸鞆鞆上鞆とあり、いはれざる詞なり只一具鞆と云ふべし云々とあり、

イチコ

都子（意知胡、降座、祝靈姑）あづきみ、又はグハフ使とも云ふ、又寄人

イチコ

イチサ

とも云ふ、謡曲拾遺抄に、寄人は寄神とも降童とも云ふとあり、小き梓弓を鳴らし、神おろして神の教を受けて、死たる者の口寄をするものを云ふ（作樂先づ人の招きに應じ死人の情を問はんとて水むけを爲し、己が身に死人を就かしめて事を聞くなり、即ち其死人イチコに就きて其妻子及び、真人の事を思ひ今に浮ばす、成佛せずなど云ふ類の事を云ふなり、神佛を混同せし妖術なり（起原治）上代神前に神樂を奏する女をイチコと云ふ、イチは齋の意（イツキのツキ、約してチと云ふ）にて、都子もこれよりうつりしものなり、和名抄に、魂を乞盜類に取めたり、固より賤しきものなるべし、吾妻鏡に、一古の字見えし、齋女の義なり、建保職人歌合に、巫女ありて歌に、「君と我口をよせてそれまほしきつらみもほらも打たさつ、其語は、老婆の胸に、守掛けたるが弓をはじき口寄る様なり、職人盡歌合の繪に見えたるチヤと云ふもの、江戸時代のイチコと云へど明ならず（倭訓業、博遊笑覽、官中要録）

イチコツツテウ

壹越調 十二調子の一、漢名黃鐘と云ふ、雅樂の調子即ち律呂なり、管絃音義に、夫壹越調者、宮音也、又阿聲也、宮者土音也、以此土音一名壹越、壹者通四季、而主四季、故名壹、亦居中央、勝於四方、故名越、又云、此調子音、名六者雖在五音内、而猶勝五音、是故以六名、顯越五之義也、六者於五數一重、越故也」とあり（拾芥抄、歌舞目録）

イチコツツバラモン

壹越婆羅門 玉樹後庭花（キョクシユコテイケン）を見よ、

イチサカカリ

一座掛 江戸時代に於て、寺社、町、勘定の三奉行及び目付が、評定所に命令して、刑事民事の訴訟を裁判するをいふ、詳しくは評

イチサ

イチジ

定所一座掛といふべし、ヒヤウヤウヤウシヨを參看（徳川將軍御直裁判、徳川實紀）

イチサノセンジ

一座宣旨 攝政關白たる人は、位の順序に拘はらず、朝廷公式の時、第一の座に着することを許さる、宣旨を云ふ（職原抄、百寮訓要抄別注）

イチシカキタシ

一字書出 編譯を他人に與ふる場合に、授くべき名を書したる文書をいふ、今信濃國守矢實顯所藏文書により、其一例を左に示す、

イチシコンリンホフ

一字金輪法 眞言宗にて行ふ祈禱法の一、一字眞言に隨て一字持金輪と號す、息災を祈る時に修す、御修法の時用ふ、此法を修せば、能く世間惡毒及び諸鬼神の害を除く、此時に成就法に處す、秘法にして東寺長者の外之を修せず（保延六年崇徳天皇御體の時、相實法印四壇を立て之を修す、此時の御修法二十五



守屋神平

信實 天文十四年己十二月十三日 花押（信実）

イチシ

覆なり其本尊は右圖の如し(諸法要略記、佛像圖説)
イチシゴメン 一字御免 君主より偏諱を授けらるゝないふ、一字拜領に同じ、名の一字を免さるゝを以ていふ、専ら室町時代に行はる、一字拜領(イチシハイリヤウ)参看、

イチシサンライ

イチシサンライ 一字三禮 王朝時代以来佛敎の經文を寫す時、文字一つを書き毎に三度佛に拜禮するを云ふ、増鏡に、故女院はおはしましける、嵯峨の今林殿にて御佛事など日々に怠らずせさせ給ふ、此の今林は、北山の准后のおはせし跡なり、遊義門院の御ぐしにて、梵字のばせ給へり、かの御手のうらに、法華經一字三禮に書かせ給ひて云々」とあり、

イチシツメントン

イチシツメントン 一實圓頓 天台宗の教法を云ふ、天台宗は法華經を歸依となす、一實は一乘の實教と云ふ略稱、一乘は三乘教に對して、法華の勝れたるを表す、實教とは、權教に對して、法華の眞實なるを表す、無量義經に、四十餘年未顯眞實と説き、法華以前の敎は、悉く權教にして劣等なりとなす、是天台の釋義なり、圓頓は、圓滿頓進の義、漸教に對して云ふ、即ち圓滿即身成佛する事を云ふ、圓頓(エントン)参看(佛敎各宗綱要)

イチシノコホリ

イチシノコホリ 一志郡 伊勢國 起原藩領 續紀聖武天皇天乎十二年十一月の條に始めて見ゆ、蓋し古へ伊勢守君の居りし所なり、仁明天皇の承和三年本郡の空間地一百三十町を橘半繼に賜ふ、和名抄に、八多(ハタ)日置(ヒオキ)島拔(シマキ)民太(ミノダ)神戸(カヌ)須可(スガ)小川(チカハ)吳部(クレ)宿野(タキ)餘戸の十郷あり、元祿圖一志に作り、後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イチシ

イチシハイリヤウ

イチシハイリヤウ 一字拜領 君主より偏諱を授けらるゝないふ、下の一字を授けらるゝこと普通なれども、又稀には上の一字を授けらるゝことあり、又將軍一代の間に、父に下の一字を授ければ、其子には上の一字を授くるなどのことあり、(室町幕府の時は、字を折紙に書き、太刀紙を添へて孟酒の時、將軍自ら賜ひ、偏名を左手にし、退出す、鎌倉管領にては偏名は元服の時に、折紙に名乗のみ書せしを賜ひ、之を受けて懐に入れ後、孟酒を與ふ、江戸幕府の時は、三家、三卿、家門、國主、大名皆將軍の偏名を賜ひ、御前元服の時、一字の折紙を現置に載せ、月番老中これを読み、畢て官位叙任あり、奏者番を以て、獻品の目録を呈して御禮を申上ぐれば、酒肴出て、將軍先飲て孟を賜ひ、又小刀を賜ふ、三獻畢て孟を以て退出す、一字の折紙は時代と家の格とにより、料紙認方一定せず、大概室町時代は杉原、江戸時代は、越前奉書を要し折りてそれを三ツに折り、中央に一字即ち偏名を認め、左方に年號月日名列某殿と書す(別圖参看)禮物又同じからず、室町時代は、大略太刀一腰、馬一疋、江戸時代は、官位の禮物を兼て作り太刀、黄金一枚、巻物、馬一匹、大御所、若君なれば并に禮物を呈し、御寮、廣中へも同様なり(起原藩領 治承四年十月源頼朝、小山七郎宗朝(十四歳)に自ら着服を加へて朝の一字を給ひしは、武將偏名を賜ふ始めにして、後醍醐天皇の時、天皇足利高氏に尊の一字を賜ひしは、天皇が一字を賜へる濫觴なり(尊氏に偏諱を賜ふこと正史に所見なくも恐くは事實なるべし)義滿以後將軍加冠命名の時には、天皇親しく宸筆を染めて之を賜ふ、徳川氏、亦其例を追ひ自筆を賜ふ、通例元服の時賜ひし、室町時代中世以後は、遙授するもの多

イチシ

イチシ

し、又中年以後の人にてし、其請により或は誠心を買はんが爲めに、一字を授くることあり(鹽尻、柳登、一字拜領考)

Table with 2 columns: 忠, 慶長十九年 五月十五日 松平武藏守殿 御名御判

イチシバン

イチシバン 一字版 活字版のことをいふ、文祿五年版の蒙求の奥書に、一字版云々とみえたり、「クワツシバン」参看、

イチシ

イチシ 一人 天皇を申す、職員令に、師一人(イ)云ひ、注に一者無對之稱とあり(合義解、官職離表)

イチシヤウ

イチシヤウ 伊治城 關西 栗原郡舊地考に、陸前國栗原郡城生野村なりと云へり、一の道川と二の道川と合流する所に據りてあり、其舊址は方六七町にて、地形略圓形を成せる岡野にて、西南高く、北を前面とし、東南一帶の地は、古は大沼にてイヤ沼といひし由なりと云ふ(起原 蝦夷を拒絶せんが爲めに、稱徳天皇神護景雲元年十月始めて作る)三年二月坂東八國に令して、部下の百姓の此地に移住することを奨励す、六月浮岩百姓二千五百餘人を伊治村に移す、光仁天皇寶龜十一年三月伊治公督院反し、按察使參議紀實純を伊治城に殺す、尋で

イチシ

イチシヨウシクワン井

一乘止觀院

皆慶を討じて城を復す、桓武天皇延暦十五年十一月相、武、上總、常、兩野、出羽、越後等の民九千人を移して伊治城に置かしむ、爾來史籍に見えず、廢絶の時明らかず(栗原郡舊地考、伊治城考)
イチシヨウ井 一乘院 大和國添上郡奈真興福寺内(今の登大路町奈真興福寺)即ち其舊址なり(起原藩領 興福寺寺務門跡にして、定昭大僧正の創建なり、定昭は小一條左大臣師尹の子、安和二年東寺四長者の始めとなり、永觀元年に寂す、門跡傳に、南都一乘院本願法務、又興福寺、又金剛峰寺別當東寺長者、顯密兼學とあり、九代信圓大僧正の時大衆院を兼帯せしが、門弟真圓に一乘院を讓與せしより以來、大乘院と交々興福寺別當となり、法務相承して玄圓(後醍醐皇子)尊覺(後陽成皇子)眞覺(後水尾皇子)尊昭(靈元皇子)尊映(尊成尊應等の法親王)入嗣あり、明治に至り華族に列し男爵を授けられ、水谷川と稱す、寺は廢絶す、いまその歴史を左に掲ぐ、モンセキ(門跡傳、大和志、華族名鑑)
○定昭 定好 眞範 賴信 賴尊 覺信
支覺 覺英 覺繼 信圓 眞圓 實信
實靜 信昭 隆信 覺惠 覺昭 眞信
眞覺 信助 覺實 玄圓 實玄 眞玄
眞昭 玄昭 眞兼 昭圓 教玄 信玄
眞譽 覺譽 覺慶 尊勢 尊覺 眞敬
尊昭 尊映 龜代宮 尊誠 尊常
尊照 忠起 (廢亡)

イチシ

イチシ

延暦寺の根本中堂を云、止觀を爲す堂なる故に名づく、一乘とは法華經の一乘法を云ふ、成佛の道唯一なる故に名づく、止觀とは四種の三昧、即ち常行三昧、常坐三昧、半行半坐三昧、非行非坐三昧を修するを止と云ひ、一心三觀を修するを觀と云ふ、天台宗にて禪定(止)智慧(觀)を一乘止觀と云ふなり(法華經講義)
イチシヨウガタニシヤウ 一乘谷城 越前國足羽郡一乘谷村一乘山の中腹に城址あり(起原藩領 文明三年五月朝倉敏景、坂井郡黒丸より此に移り城を築きて水國を治む、是其始めなり、四代義景の時、織田氏と屢々戦ひ、遂に天正二年織田氏の爲めに亡さる、織田氏柱田長秀を置て守らしむ、同年魚住景固等の爲めに亡さる、城遂に廢す(古今類聚越前國誌)
イチシリヤウヤウ 一事兩様 一の事を二様に申述ぶるを云ふ、鎌倉時代の用語、沙汰未練書に、事與詞違目也とあり、
イチシク 一族 同じ血すぢの者、又は同じ氏の者、又は一家宗族の者をいふ、奥州後三年記に、愛にみちのくに、奥六郡を領せし鎮守府將軍清原武則が孫、荒河太郎武貞子眞衡が室の者、過分の行跡より起りて、一族ながら耶從となられし秀武、深き怨を含みて合戦を致す云々とあり、
イチシ 一駄 馬一匹に負はする荷物分量、主稅式によれば、凡一駄の荷率れ箱七十四、紐三百、約、紐三百屯、調布三十端、麻布三十段、南布五十段、銅一百斤、鐵三十廷、鐵七十口となす、また雜式によれば、凡そ公私の運米五斗を儀となし、三俵を駄と爲す、其他の物は此に准すと見ゆ、江戸時代に至り本馬一匹の駄は三十六貫目、輕尻一駄は十八貫目と爲せり(延喜式、假言集覽)

イチシ

イチシ

イチシイチガウ 一代一號 天皇在位一代の間、年號を一代に定め置きて改めざるをいふ、桓武天皇以後數代この制なりしに、其後吉内(の)乘光に從ひ屢々改號す、慶應四年九月八日、今上天皇即位大禮後、年號を明治と改め、自今一代一號たるべきことを定め、左の詔書を布告す(法令全書)
詔體 大乙而登位、實奉命以改元、洵聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖三德、幸賴三祖宗之靈、祗承鴻緒、躬親萬機之政、乃改元號、與四海同光、更始一新、其改元慶應四年、爲明治元年、自今以後、後奉三易舊制、一世一元、以爲永式、主者施行、
明治元年九月八日
イチシイチドノニワウエ 一代一度 仁王會 天皇御即位の始め、京中大極殿紫宸殿武德殿以下三十一堂(或は三十四、三十六堂の時あり)及び五畿七道六十六ヶ國にて仁王護國般若經を講修するを云ふ、天皇御一代に、一度修する仁王會なる故に名づく(大巨勅を奉じて日時を勅申し、行事九人、堂莊嚴の人六人、裝束信房の人を定め、三十一堂の僧名を定め、上編文章博士をして咒願を奏問し、官符を以て其咒願を諸國に下す、當日は大極殿に行はれ、堂莊嚴、堂童子、行道以下儀式御齋會に准じて行ふ(起原藩領 聖武天皇神龜六年六月、宮中並に五畿七道に修せしめしは、一代一度仁王會の遙應なるべし(西宮記、江次第、公事根柢)長和二年八月(後一條)寛仁元年九月(後三條)承保二年十月(白河)天治元年正月(崇徳)康治二年十月(近衛)仁安二年十一月(六條)文治四年五月(後鳥羽)嘉祿元年十月(後堀河)建長四年六月(後深草)等に行はれし事、小右記、水左記、永昌記、台記、兵起記、玉葉、明月記、百鍊抄等に見えたり、

イチヂ

イチヂイチヂノホウヘイ 一代一度 奉幣 天皇即位の年、使を諸社に遣はし神寶を奉り、天下の政を知る事を告ぐるをいふ、大神寶使、又は一代一度大神寶使ともいふ、此日天皇沐浴して石炭壇に御し、先伊勢神宮を拜し終て諸社の幣帛、神寶を發遣す、伊勢は使王、宮中京中の社に殿上人、畿内は諸大夫、七道は藏人所の雑色を使とす、清和天皇貞觀元年正月、醍醐天皇昌泰元年並に天下の諸社に神寶を奉る事見えたり、一、一代一度大神寶の名は、朱雀天皇承平二年始めに見ゆ、後一條天皇寛仁元年神寶を四十八所に奉る、鳥羽天皇永承以後、奉幣の禮典元の如くならず、用途不足し、二年三年若しくは五六年を後、事あり、後醍醐天皇寛元三年の時、諸國を責め催して、僅に其用を足せりといふ、後花園天皇永享三年廢せられし以後遂に廢絶す(平安通志)

イチヂイエウキ

一代要記 十册 本又は三十册本ありて一定せず改定史籍集覽一冊に收む、天皇一代毎に在位中の大事件、皇后、妃嬪、皇子、皇女の事を記し攝關、太政大臣以下公卿の補任年月を明に記載す、流布本は、巻首及び武烈繼體安閑敏達用明五帝紀は開けて傳はらず、第二十代元孝天皇の記(水戸本以下の諸本同)より始まりて、第九十四代花園天皇に至るまでを記す、又歴朝要紀の凡例に、一代要記不知作者、上自神武天皇下至花園天皇止、とあり、改定史籍集覽には、景行成務仲哀仁德履仲反正の理國逸文を補へり、初の名詳かならず、水戸光圀一代要記と名づけし説あり、李進齋補記に、一代要記者、自金澤寶藏一所出也、此記典瑞略記、仍外題不知之處、水戸中納言光圀卿令寫給、彼朝名一代要記之由、或人所語也、不知其詳

イチヂ

イチヂイイクワンジンシノウ 一代勸進能イチヂイシシク 一代士族 明治初年其身一代限り、士の資格となるをいふ、各藩に於て制度異なれり、後に終身士族の制を設けてより廢せらる、九年内務省の何出し、一の字義に就き太政官の指令に、一代は其者家督中をいふといへり(法令全書)

イチヂウアキヨシ

一條昭良 初め兼通、後ち昭良と改む、制として惠親といふ、法名智德院、後陽成天皇の第九子、母は中和院と稱す、關白一條内基嗣なきを以て入て嗣となる、慶長十年四月誕生、十四年正月一條家の嗣となる、十二月正五位に叙し元服す、後右近衛少將大納言内大臣等を歴して、寛永六年八月關白となる、内覽牛車兵仗等を歴する、同年十一月攝政に改め補せらる、正保四年氏長者隨身兵仗等を歴する、慶安四年九月辭す、翌年八月制封す、寛文十二年二月十二日薨す、年六十八、東福寺に葬る(公卿補任野史)

イチヂウイヘツネ

一條家経 後光明寺と號す、一條殿ともいふ、關白白實経の第三子、文永四年二月内大臣と爲り、五年十二月右大臣に轉じ、六年四月左大臣に進む、十一年六月攝政に任ず、建治元年十月攝政を罷じ、永仁元年十二月十一日薨す、年四十六(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イチヂウツシ

一條院 京都一條の南、大宮の東二町に在り、舊址は一條大宮下る東側飛騨殿町に當れり、○里内程の一、藤原伊尹

イチヂウツサネ

一條内實 藤原兼家経の長子、母は二位中將良嗣の女、参議中納言を經正應五年十一月大納言、永仁元年正月正二位に叙せらる、六年九月右大將を兼ね、十月右馬寮御監となる、正安二年正月左大將に轉す、乾元元年十一月内大臣と爲り、寛元二年十二月十七日薨す、年二十九(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イチヂ

の始めて築き居りし第宅にて、法性寺大臣爲光もまた此に住す、榮花物語に、一條のおほきおと、爲光の家は、女院(東三條院)うつらせ給て、いみじうつくらせ給て、みかどの後院と覺しめするべし」とあり、一條天皇長保三年十一月内裏火災の後一日、この院に遷御あり、寛弘六年十月四日火災に罹る、七年二月再遷、十一月十一日成りて遷幸あり、八年五月此院に於て位を三條天皇に譲り、其六月二十二日崩御す、後世廢廟す(山城名勝志、平安通志)

イチヂウウチ

一條氏 姓は藤原、九條道家より出づ、道家の三男實經京都一條に居せしを以て氏となす、又桃花と號す、一條坊門を桃花坊と稱するを以てなり、實經寛元四年攝政、文永二年關白となり、道家の所領宣仁門院以下の田園を受けて、九條、二條、一條三家の嫡家となる、爾來世々攝政關白となり、五攝家の一なり、明治維新に至り華族に列し公爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、系譜)

○實經 家経 内實 内經 経通 房経 經嗣 兼良 教房 冬良 房通 兼冬 内基 昭良 教輔 兼輝 兼香 道香 輝良 忠良 實通 忠香 實良 忠貞

イチヂウウチサネ

一條内實 藤原兼家経の長子、母は二位中將良嗣の女、参議中納言を經正應五年十一月大納言、永仁元年正月正二位に叙せらる、六年九月右大將を兼ね、十月右馬寮御監となる、正安二年正月左大將に轉す、乾元元年十一月内大臣と爲り、寛元二年十二月十七日薨す、年二十九(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イチヂウウチツネ

一條内實 藤原兼家経の長子、母は二位中將良嗣の女、参議中納言を經正應五年十一月大納言、永仁元年正月正二位に叙せらる、六年九月右大將を兼ね、十月右馬寮御監となる、正安二年正月左大將に轉す、乾元元年十一月内大臣と爲り、寛元二年十二月十七日薨す、年二十九(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イチヂ

イチヂウウチツネ 一條内經 院利花院と號す、關白内實の長子、参議中納言を経て正二位に叙せらる、文保元年八月左大將を兼ね、二年八月内大臣と爲り、同年十二月關白に補し氏長者となる、元亨三年三月關白を解く、正中二年十月朔日薨す、年三十五(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イチヂウウチフサ

一條内房 初め冬經、後ち兼輝と改む、法名圓成寺と號す、教輔の男、慶安五年四月十三日生、萬治三年三月二十三日元服、正五位下に叙す、紫色昇殿を蒙り、其後左近少將より權中納言權大納言を経て、寛文十二年閏六月内大臣と爲り、尋て右大臣に轉す、天和二年二月關白と爲り、氏長者、内覽牛車隨身兵仗を賜ふ、貞享四年三月攝政と爲る、元祿三年之を辭す、寶永二年九月薨す、年五十四(公卿補任)

イチヂウウチモト

一條内基 白淨心院と號す、關白房通の子、母は家女房、兄兼冬の後を嗣ぐ、天正三年十一月累進して内大臣に至り、四年十一月右大臣に轉じ、五年十一月左大臣と爲る、九年四月關白に補せらる、十年六月從一位に叙せらる、十二年十二月職を辭す、十六年七月二日薨す、年六十四(公卿補任、知譜拙記、大臣補任)

イチヂウウチカネカ

一條兼香 後醍醐成寺殿と號す、關白兼輝の男、實は房輔の末子、元祿五年十二月十六日生、右少將より權中納言權大納言を経て、享保七年内大臣に任じ、十一年右大臣となる、十三年東宮の傅を兼ね、十七年十二月從一位に叙せらる、元文二年八月關白となり、氏長者牛車兵仗を賜さる、延享三年二月太政大臣に

任す、四年五月攝政となる、寶曆元年七月太政大臣隨身兵仗を辭し同日准三宮隨身兵仗を賜はる、同八月二日薨す、年六十(公卿補任、大臣補任)

イチヂウウチカネツル

一條兼輝 一條内房(イチヂウウチフサ)を見よ、

イチヂウウチカネフユ

一條兼冬 關白房通の子、天文十五年七月累進内大臣となる、十六年二月右大臣に任ず、二十年五月從一位に叙せらる、二十二年正月關白に補し、左大臣に轉す、二十三年二月朔日薨す、年二十六(公卿補任、大臣補任)

イチヂウウチカネヨシ

一條兼良 後醍醐成寺と號す、世に一條兼通と號す、而して兼良俗にカネヲと訓す、誤なり、從一位關白經嗣の二子、兄經嗣病む、兼良代て父の後を繼ぐ、永二十八年七月内大臣と爲り、三十一年右大臣、永享元年左大臣と爲り、從一位に叙せられ、四年八月攝政に任ず、尋て辭す、文安三年正月太政大臣を拜し、四年六月關白氏長者となる、享德二年職を辭す、詔して三宮に四月二日薨す、年八十、兼良博學多聞尤も朝典に熟し、神道に通じ、佛典を明にす、當時推して才學絶倫となす、性和歌を好み、曾て聯歌新玉集二十卷を纂輯す、勅撰に擬せんと欲す、細川山名の亂に紛失す、兼良曾て謂ふ、我れ管相承に勝れるもの三あり、曰く攝家、曰く太政大臣、曰く延喜以後の事を請す、新玉集、筆占、公事根源、文明一統記、權謀治要、史書

イチヂ

四年六月關白氏長者となる、享德二年職を辭す、詔して三宮に四月二日薨す、年八十、兼良博學多聞尤も朝典に熟し、神道に通じ、佛典を明にす、當時推して才學絶倫となす、性和歌を好み、曾て聯歌新玉集二十卷を纂輯す、勅撰に擬せんと欲す、細川山名の亂に紛失す、兼良曾て謂ふ、我れ管相承に勝れるもの三あり、曰く攝家、曰く太政大臣、曰く延喜以後の事を請す、新玉集、筆占、公事根源、文明一統記、權謀治要、史書

イチヂ

の始めて築き居りし第宅にて、法性寺大臣爲光もまた此に住す、榮花物語に、一條のおほきおと、爲光の家は、女院(東三條院)うつらせ給て、いみじうつくらせ給て、みかどの後院と覺しめするべし」とあり、一條天皇長保三年十一月内裏火災の後一日、この院に遷御あり、寛弘六年十月四日火災に罹る、七年二月再遷、十一月十一日成りて遷幸あり、八年五月此院に於て位を三條天皇に譲り、其六月二十二日崩御す、後世廢廟す(山城名勝志、平安通志)

イチヂ

一條左大臣 源雅實(ミナモトノマサノ)を見よ、

イチヂウササネイ

一條實家 一條内實の弟、高元三年閏十二月内大臣に歴任し、徳治元年六月辭す、同年十二月太政大臣となり、延慶二年十月罷む、正和三年正月十七日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

イチヂウササネツネ

一條實經 關白房通の子、母は藤原氏、攝政道家の三子、一條氏の祖、仁治元年十月累進して右大臣と爲り、寛元二年六月左大臣に轉じ、四年正月關白に補し、氏長者、内覽隨身兵仗等の宣下を賜ふ、同年二月後深草天皇の踐許に依り、關白を改めて攝政と爲り、從一位に叙せらる、寶治元年正月攝政を罷じ、文永二年閏四月關白に補す、四年十二月關白を辭す、弘安七年五月出家、同年七月十八日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

イチヂウセツシヤウ

一條攝政 藤原伊尹(フナハラノコレタダ)を見よ、

イチヂウセツシヤウ

一條兼良 (イチヂウウチカネヨシ)を見よ、

イチヂウウチヤウウチ

一條太

イチヂ

政大臣 藤原公經(フナハラノキョウツネ)を云ふ、
イチヂウタタヨシ 一條忠良 一條良 一條良 一條良

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂ

母は東三條院藤原於子、第六十六代の天皇、
元三年六月降臨、永觀二年八月華山天皇の皇太子と

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂ

大臣となり、康正元年八月右大臣、長祿元年六月左
大臣に遷む、二年十二月關白となり、尋で從一位に叙

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂ

房 享保七年十月十日生る、右少將權中納言
權大納言を経て元文三年内大臣となり尋で右大臣と

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂ

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチヂ

イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣



イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣
イチヂウツネツク 一條經嗣 一條經嗣 一條經嗣

イチノ

にして、幸四と同じく一念を主張せり、浄土宗(ツヤウドシユウ)参看(日本佛教史綱)

イチノアジャリ 一阿閉梨 東寺の阿閉梨中、尤も高嶺なるものを云ふ、

イチノイヘ 一家 執柄家、即ち攝政關白たる人の家なれば、攝關は必ず一座の宣旨を蒙る故に、一ノ人と稱し、又一ノ所と云ふ(職原抄)

イチノカミ 一上 左大臣を云ふ、官中の事は悉く左大臣之を統領す、故に一上と名付く、而して左大臣たる人、關白を兼ねる場合には、右大臣を一ノ上といふ、これ左大臣に代りて、一切の事を統轄するを以てなり(職原抄)

イチノカミノキヨ 一上之擧 左大臣(若くは右大臣)が、官の史に任ずる人を一ノ上より擧出するなり(羽倉考)

イチノカミノセウジ 一上宣旨 一ノ上となす宣旨をいふ、左大臣若くは右大臣之を蒙る、イチノカミを参看、

イチノコケミ 一五檢見 江戸時代、上野國高崎近村の檢見法、田別檢見とも云ふ、田毎に一々標準を立て、上中下に分ち、根取を用ひ計算して増減を爲すなり、其の一の五とは五割の取米ゆゑに名づく(地方凡例錄)

イチノジニワリキヤウ 一之字割格 梗 紋所の名、植村新六、徳川清康に仕へて四將の一人となる、時に安部彌七郎不意に岡崎城にて清康を殺す、新六直に彌七郎を祖み伏せて之を殺す、年僅に十八、家康其功を感じ、植村は天

一の忠臣との仰ありて、孟及び家の一字を賜ひ出羽守となす、元來植村氏は桔梗の紋なりしが、是より



も、政權武門に歸してより、只空名を存するのみなり(令義解、職原抄、百寮訓要抄、有職中抄)

イチノトコロ 一ノ所 執柄家を云ふ、一家(イチノイヘ)を見よ、

イチノナイジ 一内侍 勾當の内侍を云ふ、「コウタウノナイジ」を見よ、

イチノヒト 一人 攝政關白をいふ、攝關たる人の必ず一座の宣旨を蒙るが故なり、また一ノ所とも云ふ(職原抄)

イチノミヤ 一の宮 其國に於ける第一の神社、各國に一つ宛あり(起原詳かならず)四季物語には、光孝天皇の仁和年間諸國に一宮をおくといひ(二)神學類纂には、崇神天皇の時定められし天社國社を一宮といひ、垂仁天皇の時置かれし國社を二宮といふ、又一説に、天社を一宮、國社を二宮といふ云々といひ(三)神社考には、醍醐天皇の時、延喜神名式制定ありしより以來、神祇官又は國司等より布告すべきことある場合に、豫て各國に一社を定めおき、其社人に告知して、更に國內の社人に傳達せしめ、又諸社より上申することをも司らしめしに起因し、後に其を一の宮と稱せるなるべしといへり、以上三説皆後世の臆測に過ぎざれどもいま一宮記を按ずるに、諸國の一宮は必ずしも大社或は神階の高きものといふにあらざれば、第三説比較的信を措くに足るべきが如し、今左に諸國にある一の宮と祭神を示す、尙ほ詳しくは各條に就きて見るべし(大日本國一宮記、古事類苑神祇部)

イチノ

所在	社名	祭神
國郡		
(畿内)		

イチノ

山城 愛宕	鳴大明神(社)	大己貴命、玉依姫
山城 愛宕	賀茂大明神(社)	賀茂別當命
大和 城上	三輪大明神	外物主神
河内 河内	平岡大明神	天兒屋根命
和泉 大島	大島神社	日本武尊
攝津 住吉	住吉神社	高筒男、中筒男、表筒男、神功皇后
伊賀 阿拜	阿拜神社	金山姫命
伊勢 河曲	都波岐神社	鏡田彦神
志摩 答摩	伊財波神社	玉柱屋命
尾張 中島	眞墨田神社	大己貴命
三河 寶飯	祇鹿大明神	大己貴命
遠江 佐野	巳等乃麻知神社	鏡田彦命
駿河 富士	淺間大明神	木花開耶比咩
伊豆 賀茂	三島大明神	大山姫命
甲斐 八代	淺間神社	木花開耶比咩
相模 高座	寒川神社	應神天皇
武蔵 足立	水川神社	素戔嗚尊
安房 安房	安房神社	神太玉命
上総 地生	玉前神社	前玉命
下総 香取	香取神社	齋王命
常陸 鹿島	鹿島神社	武甕槌神
近江 栗太	建部神社	大己貴命
美濃 不破	南宮神社	金山彦命
飛騨 大野	永無神社	大己貴命、女御鏡神
信濃 諏訪	南方刀美神社	建部名刀美命
上野 甘樂	拔味大明神	建部主神
下野 河内	二荒神社	事代主神
陸奥 白河	都古和氣神社	高彥根
出羽 飽海	大物忌神社	倉船魂神

イチノ

若狭 遠敷	遠敷大明神	彦火(出見命)
越前 敦賀	氣比神社	玉依姫(社)
加賀 石川	白山比咩神社	仲哀天皇
能登 羽咋	氣多神社	伊弉册命(社)
越中 龜波	氣多神社	大己貴命
越前 蒲原	伊夜日古社	天香久山命
佐渡 羽茂	渡津神社	五十猛神名は大彥
丹波 桑田	出雲	三穗津姫
丹後 與謝	龍神	底筒男、中筒男、表筒男
但馬 朝來	粟鹿神社	彦火(出見命)
因幡 法美	宇倍神社	龍神(社)
伯耆 河村	倭文神社	武内宿禰
出雲 出雲	許栗宮	大己貴命、素戔嗚
石見 安濃	物部神社	宇麻志摩千命
隱岐 智夫	由良比咩社	須勢利媛
播磨 栗栗	伊和神社	大己貴命、御魂
美作 苦東	中山神社	大己貴命、御魂
備前 賀夜	吉備神社	吉備武彥命
安藝 佐伯	伊都岐島神社	市杵島姫
周防 佐波	玉祖神社	玉屋命
長門 豐浦	住吉神社	底筒男、中筒男、表筒男
紀伊 名草	日前國懸宮	石凝姥
淡路 津名	伊佐奈岐神社	伊弉册命
阿波 板野	大原比古神社	鏡田彦神
讃岐 香川	田村神社	鏡田彦神
伊豫 越智	大山祇神社	大山祇命
土佐 土佐	都佐神社	味須高彥根

イチノ

一字に割格梗を用ひしと云ふ、

イチノジゼニ 一字錢 錢貨の一種、元文寛保の間に出土、或はいふ、紀州一ノ瀬の鑄造する所と(新寛永錢譜)

イチノジヤウケイ 一上卿 官廳にて首座に着くべき公卿を云ふ、即ち左大臣をいふ、一上(イチノカミ)左大臣(サダイジン)参看、

イチノシヤウニン 市上人 空也上人をいふ、天慶元年の時、空也京都市店に於て彌陀を唱へ、衆人を動化せしより、人呼びて市上人といふ、(ワヤ)参看(元亨釋書)

イチノセキ 一關 關西陸中國警井郡(關西)風治三年八月田村宗真兄伊達綱宗より、叔父宗勝と共に聖田三萬石を分封せられ、陣屋を置きて此地に治す、寛文十一年四月宗勝封を除かる、元祿七年八月田村建顯米七百石を弟顯寛に分封す、爾後子孫相繼て明治維新に至る(徳川加除封録、明治政覽)

イチノタイ 一對 上臈の名、女房官品に、御つま、これも上るふのかうする名也とあり、女房の部屋を對の屋と稱して、一、二、三等の對屋あるを以て是れより稱せしならん(貞丈雜記)

イチノダイジン 一大臣 左大臣(サダイジン)を見よ、

イチノタイヤ 一對屋 對屋(タイヤ)を見よ、

イチノタニ 一谷 名兜の名、美濃國菩提城主竹中半兵衛重治の用ひしもの(武隆叢書)

イチノタニノタカヒ 一ノ谷戦 關西一ノ谷は、攝津國矢田郡須賀村の五六町西に在り、一、二、三の谷あり、各谷の長さ三四町に過ぎず、一ノ谷上に皇居跡あり(關西水永二年七月

イチノ

平氏の一族等源義仲の兵に破られ、終に安徳天皇を奉じて四國に赴き、九月讃岐に着し行宮を屋島に營む、山陽南海の地又平氏の有に歸す、三年正月屋島より攝津に移り、一ノ谷に築きて兵を集む、此時に當り源範頼、源義経等源頼朝の命を以て京師に進入し、終に水曾義仲を殺し、正月二十九日兩將平氏追討の爲めに四國に赴き二月五日攝津に着す、範頼五萬六千餘騎にて大手に、義経二萬餘騎にて搦手に向ひ三草山の東に陣す、平軍實盛有盛七千餘騎にて三草山の西に陣す、七日源氏の軍は熊谷直實平山季重を先陣として戦ふ、飛騨守景綱平盛七兵衛景清等之を拒ぐ、次で範頼の大軍襲來す、然れども平軍能く拒ぎ、容易に破り難し、時に義経前日より諸將と謀し、夜襲して平有盛平實盛を擊破し、一ノ谷の後山嶺に着し、三浦義連已下の勇士と範頼の險阻を感えて攻撃す、平軍不意に驚き周章終に敗走す、平重衡、但馬前司等を生虜し、平通盛平忠度平經以下七人を討殺す、其他殺生算なし、平氏遂に船に乗じて四國に奔走す(吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語)

イチノツカサ 市司 關西京都市内の事を掌る、即ち市店の財貨、交易、器物の眞偽、度量の輕重、實價の估價、非違を察する事を掌る、京職の下に屬す、唐名市署、東西の二市に分たる(關西)東は七條坊門の南、七條の北、堀川の西、大宮の東、西は左女牛の南、鹽小路の北、御所の西、油小路の東(關西)正、各一人長官にて諸道の五位六位又は院の主典代(院の御所の右等)藏人所の出納(藏人所の下司)等之に任ず、俗判官にて各一人、從七位下に相當す、正の下に課す、令史主典にて各一人、其外價長五人、物部二十人、使部十人、直丁一人各附屬す(關西)大寶令制定の時之を置き、爾後變することなしと雖

イチホーイチメ

あり、論評しき事は西宮記を見、イチホーイチゲン 一節一元 一節とは、一元を二十一合せるものをいひ、一元とは、六甲周六十...

イチマイエ 一枚繪 錦繪(ニシキエ)を見、イチマイ 一枚 金銀貨を呼ぶに用ひたる詞、金にては七兩二分、銀にては四十三匁をいふ、

イチマイマゼノオホアラメ 一枚交大 荒目 大荒目鏡(オホアラメノヨロヒ)を見、イチマン 一幡 源頼家及び曾我祐成の幼名、

イチミドウシン 一味同心 武家時代武士の用語、一つ味方となりて、己と心を同うしたる仲間をいふ、江濃記に、中頃藤原の亂の時六角方は山名一味、京極方細川一味にて兩家不圖に敵味方となり云々とあり、

イチミレンバン 一味連判 武家時代武士の用語、一つ味方となりたる者の連名して、判を捺すことにて、盟約の時に用ふ(武家名目抄)、イチムリウ 一夢流 稻宮一夢の創めたる砲術の一派、詳しくは稻宮流(イナトミウ)を見、

イチメ 市女 市に物をあきなふ女をいふ、大木集に、しかまなる市女がもてる絹布の色ふかくの

イチメーイチモ

み人をこひつゝと見えたり、イチメガサ 市女笠 笠の一種、婦人の用ふる凸なる塗り笠をいふ、市女の冠る笠なるより此名起る、王朝時代より見ゆ、散木集に、市にいちめがさおほかるを見て、市みればいちめ笠、そつきもせれば又枕草子に、えせもの、所うるをりのこと云々雨ふる日のいちめがさ、など見えたり、近代に至るまで之を用ふ(貞丈雜記、骨董集)イチモツ 逸物 總べて物の勝れて抜け出てたるものをいふ、源平盛衰記に、馬のふとくたくましが(中略)逸物なりしうづつ物語に、世中に名高さいちもちのものといふと見えたり、



イチモン 一門 一家族、又は同姓の一族をいふ、平治物語に、頼政、みつやす、みつもと、すまされ等をよびよせてたのむべきよし給へば、一門の中の大将とたのみて候云々、藤原略記に、身を守り壽を保てば一門繁茂の門を並べ、果葉枝を連れんとこそするに云々とあり、

イチモンイツタフ 一問一答 鎌倉時代の訟訴狀、訟訴の時第一問に訴ふる書を一問狀と云ひ、一問狀を答ふるを一答狀と云ふ、

イチモンジノリムネ 一文字則宗 則宗の子、後鳥羽天皇番役治の一人にて、後醍醐天皇の元祖、一の字を刀の中心に彫りつけしより、人呼びて福間の一文字といふ、また菊花を刀の中心に彫りつけたるものあり、菊一文字と稱し、殊に珍重せらる、建保二年没す、年六十三、子助則、助宗亦名工を以て著はる(工藝鏡)

イチモーイチラ

○則宗 安則 末則 助宗 助則 成宗 久宗 重久 イチモンジャウ 一問狀 本解狀(ホンゲ)シヤウを見、イチヤケンゲウ 一夜檢校 江戸時代に於て警者千兩を納むれば、直に檢校となることを得、之を稱して一夜檢校といふ、後、轉じて俄に富む者をいふ詞となれり、武野燭談に、座當の司檢校に成る事千金だに申し候へば、即日檢校に成るゆゑ、俗是を一夜檢校といふ云々、寛政波集に、夏きてや一夜檢校、ころもかへとあり、

井チヨク 違勅 官吏詔勅に違へる罪をいふ、法曹至要抄に、其罪を論じていはいく、詔書を奉ずる人、故意に其旨に違ふ者徒二年に處し禁獄すべし、但失錯の時杖八十の罪を得と、位階ある人は減贖せらる、明治維新新律綱領制定の時、凡詔書を奉じ施行するに官吏故さらに違ふ者は、徒二年、失錯する者は杖八十、誤寫する者は笞四十、未だ施行せざる者は一等を減す、若し官の文書を施行するに、故さらに違ふ者は杖八十、失錯する者は笞五十、誤寫して事に害ある者は、笞三十、云々と見えたり、其後改定律及び刑法等には此條なし(金玉堂中抄、法曹至要抄、新律綱領)

イチラクオリ 一樂織 織物の一種、土屋一樂の發明したる故に名づく、組み織りたる器物の細工に似たる織物、絹糸を浮織にせる精好なるもの、○一樂は和泉堺の人、望藤軒と號す(工藝志料)

イチラフ 一鵬 年儀を經たる第一のもの、云ふ、六位藏人の上首、及び舞樂の時、舞の前列に

イチリ

立つ第一の上首を云ふ、ラフ(ラフ)を看、イチリウラク 一隆樂 承和樂(ツヨウワラク)を見、イチリツカ 一里塚 街道の里塚毎に、其標として路傍に築きたる塚を云(里塚)起原詳かならざれども、其輪郭記に長野業政が、箕輪城にて病死することを述べて、我死せば一里塚同じにつき、こゝ塔婆をも立つべからず云々とあり、これ永祿四年のことなれば(此書は永祿六年の撰なり)其以前既に一里塚の制ありしことを知るべし、成形圖説には信長記を引きて、天文九年四十里を一里とし、里塚の上に松と榎を植ふたりとあれど、信長記を檢するに、さる記事なければ、信を措きがたきに似たり、江戸時代に及び、慶長九年二月(當代記、創業記考異には八月とし、家忠日記以下の諸書には多く二月とし、大日本史料には共に之を疑ひて、月日不詳とするの可なるを説きたり、今暫く徳川實紀の説に従ふ)將軍、徳川家康命じて東海、東山、中山等の諸街道を修理し、且つ一里塚を築かしむ、東海、中山の兩道は、永井白元、本多光重、東山道は山本重成、米津正勝奉行し、町年寄榎屋藤左衛門、奈具屋市右衛門等、これに關してその事を務め、大久保長安之を總督し、其外公領は代官、私領は領主に沙汰し、五月に至りて成功す、而して塚に榎を植ふたるに就きては(一)大久保長安が塚には何の木を植ふべきやと將軍に問ひたるに、いふ木を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(二十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(三十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(四十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(五十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(六十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(七十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(八十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十一)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十二)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十三)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十四)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十五)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十六)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十七)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十八)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(九十九)又長安が松を植ふよとありしを榎と聞き誤しなりとも(百)

イチリーイツカ

みしならんといへるもの、蓋し穩當の説なるべし、イチリンサキノウダイジン 一林 院前右大臣 今出川公規(イマテガハキンノリ)を見、イチリンシヤ 一輪車 車的一種、東大寺の僧徒乗坊重源の製する所、元亨釋書重源の傳に、治承四年東大寺羅、寇火、朝廷令源隆、幹事(中略)源有巧思、乃作一輪車、大可容身、車之左貼詔書右貼、巡行州縣、勸勵萬民こと見えたり、蓋し通俗編に、鎮江以東有獨輪小車、謂之羊頭車、とあれば、重源入宋留學の時、彼地に目撃し、歸朝の後製造せしものなるべし、

イチロクビノキウカ 一六日休暇 毎月一と六の付く日に、諸官吏を休むこといふ、即ち一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日を休暇日となすなり、明治元年正月二十一日始めて之を制定す、九年四月より日曜日を休暇日と定め六日の休暇を罷む(法令全書)

イチワリイリ 一割入 江戸時代銀位の上等なるものをいふ、銀位並銀吹方手續書に、此割入と唱候を上銀と定候は、慶長年中吹銀を銀座へ買上候節、上吹銀賣目目付代り銀として、慶長銀を賣割増之積、賣買目目付代り候故を以て、いと又上銀之位を賣割入と唱申候、といへり、

イツ 揖 「イフ」と訓む、同條を見、イツカイソウシヤウ 一階僧正 次第をへすして、加階したる僧正をいふ、一説には僧位の第一階なる法印大和尚位のことなりといへり、平家物語頼朝の事の條に、頼朝阿闍梨を内裏へ召して、さて汝が所望は如何にと仰せければ、三井寺に成壇

イツカ

建立のよしを奏聞す、一階僧正などの事をも、申さんするかとことこそ思しめしつるに云々とあり、イツカウシユウ 一向宗 眞宗(シンシユウ)を見、イツカウシユウノイツキ 一向宗一揆 建長寺土御門天皇文明五年本願寺蓮如上人、叡山の僧の爲めに寺院を毀たれ、逐はれて越前に赴く、時の守護代朝倉孝景、及び加賀の守護富樫兼之を迎へ、深く信依し、爲めに道場を吉崎に建つ、蓮如能く法を説き、且つ世の亂に乘じ兵を蓄へ、客を招き大に勢力を扶植す、爾來宗徒國中に滿ち、勢頗る盛なり、長享二年八月、高田派其專横を守護富樫政親に訴ふ、富樫氏高田派に黨す、本願寺派大に怒り、守護は我法敵なりとて、加越能の門徒を集め富樫氏を攻めて之を殺す、是北陸に於ける一向宗一揆の濫觴なり、本願寺の一揆、一度富樫氏を亡し、より勢に乗じ、高田派を逐ひ越中を侵し、能登を掠めて守護高田派等を走らせ、三州を併す、永正三年七月甲斐氏の遺臣と連合して越前を圍る、朝倉教景即ち本願寺派と九龍川に戦て之を敗り、吉崎道場以下和田本覺寺等の、國中に於ける道場を破壊し、僧徒を逐ふ、十三年に至り加賀一向宗の亂平ぐ、既にして享祿年間に至り本願寺の門徒京畿東海北陸に蔓延す、本願寺光教別院を大阪に建て、門徒を聚集す、茲に於て京畿の一向一揆盛なり、享祿二年光教の家司下間頼秀等加賀に赴き、光教を奉じて天子となし、自ら將軍たらんことを謀る、國人應ぜず、頼秀等怒りて我命に違ふ者は法敵なりとて、大一揆と稱し、小四近を焚掠す、諸寺黨を集めて防戦し、小一揆と稱す、朝倉山山等小一揆を援て勝たず、天文元年六月、細川晴元一向一揆の兵を借りて島山三好を破る、後

イチリ

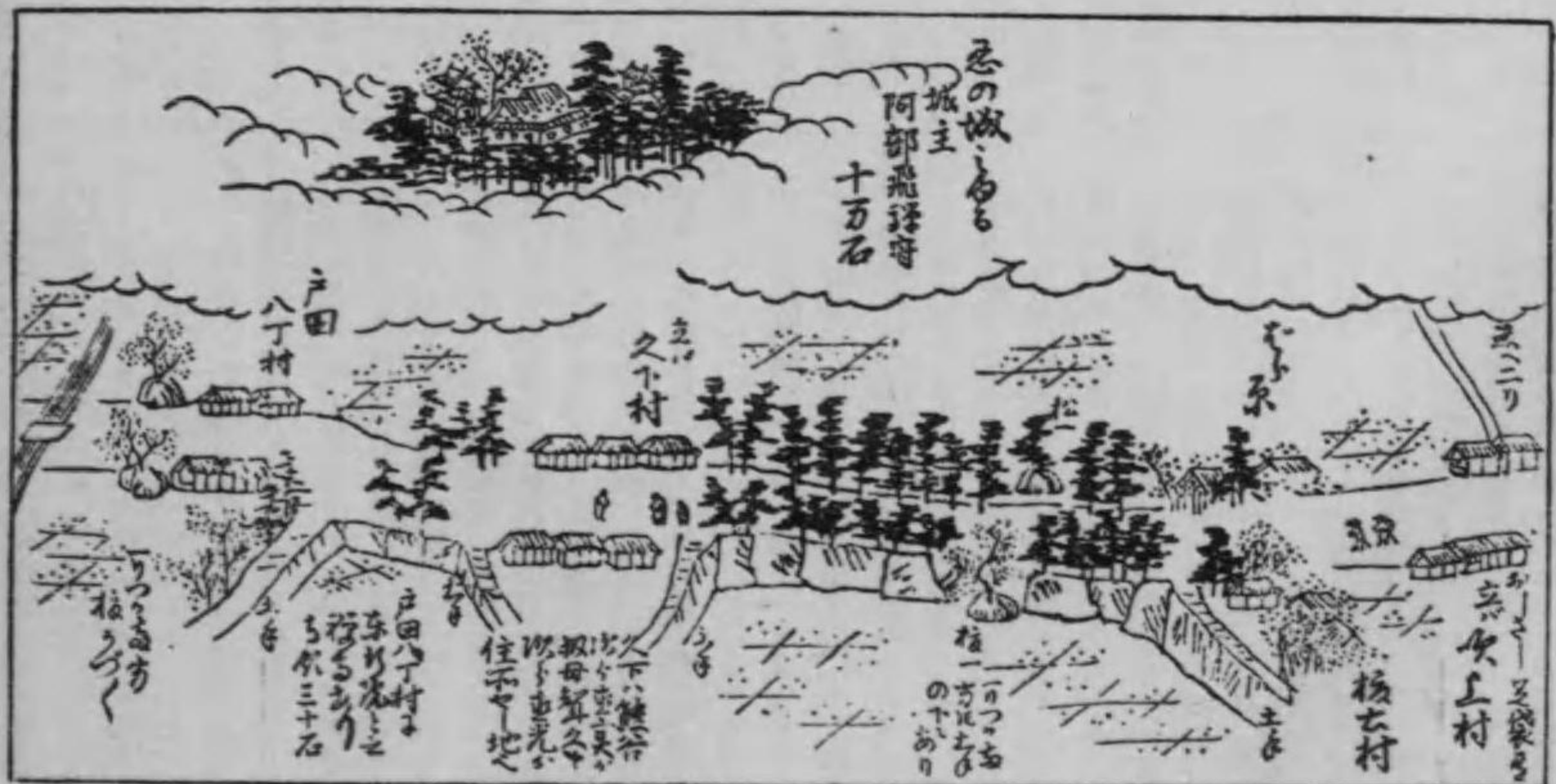
東京府 瀧野川 村大字 四ヶ原 俗に二 本領と 稱す

(圖之塚里一)

静岡縣 沼津町 日枝神 社々側



(載所圖繪見安路蘇岐)



イチカ イツキ

イツキ

イツキ イツク

ち細川と隣あり、八月堺にて細川を攻め破り、尋て 攝津池田城を陥れ、勢益々熾なり、天文二年二 月光教堺を奪ひ、細川淡路に走る。六月和睦す、五 年三月宗徒榑橋城將三好伊賀守、大屋城將伊丹親興 を攻めて城を奪ふ、永祿六年九月三河に宗徒起り、 徳川家康を備へしむ、翌年終に降る。同十年十一 月加賀の宗徒朝倉義景と和す、元龜元年十月小本江 城將織田信興長島一揆の爲めに殺さる。信長翌二年 五月長島を征す、天正二年九月遂に陥る、三年十月 本願寺和を請ふ、四年四月信長大阪本願寺石山城を 討ちて之を破る、七月加賀の宗徒信長に當らんと計 る、九月信長柴田勝家、佐久間盛政に命じ討つて平 ぐ、茲に於て加賀の一揆鎮定す、後豊臣秀吉に順 事し本願寺を京師に建つ、其宗復讐なり、然れど一 揆の事其後見えず(加能越前守記、信長記、改正三河 後風土記)

イツカウシユウモンゼキ 一向宗門跡

イツカウハ 一向派 時宗の一派、宗祖の弟 子一向、近江番場蓮華寺に住して法幢を建つるもの を云ふ、時宗(シシユウ)参看(日本佛教史綱、佛教各 宗綱要)

イツカケ 沃懸 「イカケヤ」を見よ、

井ツカヒ 猪使 上代の職名、猪を飼ふ人を 掌る(新撰姓氏録考證)

イツキ 一揆 名兵器を取りて蜂起せる 徒黨をいふ(肥前治部)太平記に、坂東藤橋伴の者共 五百騎づい、一揆を結びて云々と見え、また、赤旗 一揆、給付一揆二千餘騎云々など見え、たれど、もと は武士の團體なりしこと、恰も紀黨、松浦黨、武藏七 黨などいへる黨に同じ類なりしなるべし而して後に

は意味を廣くしたること、重編應仁記に、古は花一 揆、或は桔梗一揆など云て、旗の紋を一同にし、侍 の組々一手一手を分け定て、其品々を一系列す、何の比 よりか此作法絶果て、土民の徒黨して軍を起す者を 名付て土一揆と云ひならはす、民の字を略せる者な らん、然るに近年は土民の徒黨毎度蜂起し皆人士の 字を略せしめて、其を只一揆とのみ云ひならはす、然 れば今度の一揆をば、皆一向一揆とぞいひならはし ける」と見えたるが如し、その史蹟に散見する處、右 に擧げたる外土一揆、花一揆、平一揆、法華一揆、徳政 一揆、長島一揆、馬借一揆等、其稱呼頗る多し、これ或 は黨の性質により、或は黨人の種族により、或は旗幟 の模様等によりて名づけたるものとす、

イツキウ 一休 宗純(ソウジュン)を見よ、

イツキナインシウウ 齋内親王 齋宮(サ イケウ)、齋院(サイケン)を見よ、

イツキヌ 五衣 衣服の五品をすべいふ名、 「いつきぬ」とは異なり、即ち、表衣(ウヘノキヌ) 下襲(シタカサチ)半臂(ヘンビ)單(ヒト)引倍支 (ヒツベキ)の五衣をいふ(三光院抄)

イツキノ井ノツカサ 齋院司 「サイ ケンシ」を見よ、

イツキノヒメミコ 齋王 齋宮(サイケウ) 齋院(サイケン)を見よ、

イツキノミヤ 齋宮 「サイケウ」を見よ、

イツキノミヤ 齋院 「サイケン」を見よ、

イツキノミヤノツカサ 齋宮寮 「サイ ケウレウ」を見よ、

イツキフ 一級 位階の一段を云ふ、級は階 級の意にて、上下の次第をいふ、又上階とも、加階 とも云ふ、一位より三位迄、正從四位より初位迄、

正從上下あり(名目抄注釋) イツキフ 一給 江戸幕府の時、一處の知行 所を云ふ、禁令考文化十四年の令に、高城清右衛門 知行外豊船武州賀美郡八町河原村云々と見えたり、

イツキンソメ 一斤染 「インコンソメ」を 見よ、

イツキメ 齋女 神に仕ふる女、儀訓案に云、 丹後國熊野郡市村の社に齋女あり、産る、家には 必ず屋上に射るが如く箭のたつことあり、此如驗と して四五歳より社に奉仕す、山中に獨居して禽獸を 友として恐るゝことなし、天突至り情竇開くるに及 び大蛇現はれて目を眩らす、此に於て官を致してか へるといへり

イツキワラハ 齋童 神に仕ふる童子をい ふ、また住吉の總ての神事にあづかる者をいふ名(儀 訓案)

イツク 一九 十返舎一九(シンペンシヤイン ク)を見よ、

イツクシマノジンジャ 嚴島神社

嚴島神社 安藝國佐伯郡嚴島(嚴島大明神とも號す、本 國の一宮、今は官幣中社)神宮市杵島姫命(主神)田 心姫命、瀧津姫命(上三座、相殿)天照皇大神、國常 立尊、素戔鳴尊を祀る(肥前)推古天皇三十二年十二 月神託に因り、佐伯縣職原島に於て社殿を造營す (肥前)嵯峨天皇弘仁二年七月、名神例兼四時幣に預 る、清和天皇貞觀元年正五位下嚴島神に從四位下を 授く、後世遂に正一位に進む、醍醐天皇延喜の制に名 神大社に列し、後本國の一宮と稱す、平清盛、近衛 天皇久安二年同國の守たりし時、大に本社を崇敬し 奏して修理を加へ、瀧津百二十間を造り營成る、時に 仁平二年とす、當時平家の一門を初め公卿の參詣す

イツケ

る者多し、加之後白河法皇高倉上皇の御幸あり、高倉天皇の時管原在經國司として當社を修補す、源賴朝の時特に崇敬ありて神領神物又修造等の料を奉る、順徳天皇承久二年源實朝富國佐伯郡一萬六千貫を寄附し、親實を神主職に補して佐伯姓を給ひ、修理等を掌る、後堀河天皇貞應中火災に罹る、安貞元年平經隆國司に任じ造營の事を掌る、嘉祿元年成る、後五年を経て、仁治二年七月大宮客人の宮末社總て一百二十五座の社等遷宮す、龜山天皇文永七年正月焼失す、其後大内義隆の遺營あり、元龜三年、社殿の棟れあるを以て、足利義昭將軍毛利元就をして新營せしむ、拜殿廻廊客人宮、其外末社等古のまゝにて存せり、明治四年十月官幣中社に列す、祭日三月及び九月十五日とす○神官佐伯氏世襲す○本社及び大鳥居、攝社客神社々殿、大國神社本殿、天神社本殿、末社門客神社左殿、同右殿等は特別保護建造物となる、寶物は甚だ多く、平家納經及願文紙本着色巻物特に名あり、其他銅製雲龍置物、平家納經圖、舞樂面、彩色繪扇、金銅佛具、釋迦及諸尊佛、平家納經寫經繪唐櫃、梅唐草繪文畫硯箱、紺紙金泥法華經入蓮花繪繪經函、小幡威甲冑、紺糸威甲冑、螺鈿防太刀等ありて、孰も國寶となれり(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目録)

イツクシマノタカヒ

嚴島戰

嚴島は、安藝國西南海中に在り、佐伯郡に屬す、南北二里半、東西三十餘町、天文二十年九月一日陶晴賢、其主大内義隆を討す、安藝の國毛利元就仇を復するを名とし晴賢を討す、時に晴賢の兵數萬に及ぶ、元就少兵を以て當り難きを察し、敵を險隘の地に誘ひ、一舉勝敗を決せんとし、嚴島有の浦宮尾に築城し、已獲後守等をして守らしめ、反問を放

イツケ

ちて之を誘ふ、晴賢反問を信じて、元就の術中に陥り、弘治元年九月二十一日兵士二萬餘、船艦五百餘艘を率ゐ、周防岩國を發して渡島し、嚴島の左方塔ヶ岡に陣す、元就は九月二日山口を發し、晦日夜陰に乘じ、兵士數千風浪を侵し、小船を以て嚴島の西南岸を迂迴し、博奕尾の鹿鼓の浦に着し、山頂を攀ぢ、陶本陣の後に於て、十月一日黎明賊軍を擧げて、晴賢の陣を襲撃す、晴賢の軍周章狼狽軍規亂れ、三浦越中守弘中三河守等決死奮闘せしも遂に大敗す、晴賢四走、船に乗じて逃れんとす、果さず、終に大江に於て自殺す、部將皆捕縛せられ、或は殺害せられ、尋で晴賢の首を得て、毛利軍の大勝に歸す、元就は隆元元春隆慶を伴ひ、宮尾城に入り、已獲等の功を賞し、翌二日嚴島神社を清淨にし、父子靈前に加護を拜謝し、舞樂を奉納し、兵を率ゐて對岸の地二十日市の櫻尾城に歸り、首實檢を行ひ、莊重の凱旋式を行ひ、功臣に賞を與へ、洞雲寺に晴賢の首を葬り、直に岩國に向て發足す(瀬川氏、嚴島合戦)

イツクワン

一觀 支那の瓦工、天正四年續田信長近江の安土城を築きし時、召して明様の瓦を造らしむ、是れ本邦明様の瓦を用ふる始めにして、爾來工人舊制の布目瓦を廢して、明様の瓦を製す(工藝志料)

イツクワリウ

一火流 泊一火の創めたる砲術の流派をいふ○一火は筑前の人、兵部少輔と稱す、砲術を好み、天正中種子島に赴き在島七年其間妙旨を研め遂に一流を爲す(武術流祖錄)

イツケ

一家 同一家系のものないふ、松の落葉に今の世に親族の輩互に一家といふは古き世よりのいひならはしにぞありける、こはいとく近き

イツケ

うからの人どちといふべきことぞかし、北山抄に、左大臣院、長押上、右大臣院、長押下、兄弟之間其儀不同、一家之説何異乎、と見え、榮花物語に此大納言殿入道殿は一家にてましまし御事ぞかしとあり、と見え、保元物語に、大音揚て清和天皇九代胤下野守源義朝臣大將軍の勅命を蒙て罷向ふ、若一家の兵族たらば速に陣を開て退散すべしとぞ宣ける、吾妻鏡に、互爲一家數輩棟樑、尤全身可懸不慮凶事之處とあり、

イツケノコマト

射付之小的 射藝の一種、ツケラに小的かけて、後の方に的革を張りて射るを云ふ、ツケラは、アツチの代なり(貞丈雜記)本朝軍器考に云、射付の小的と云ひしは稻の葉を描かざと云ふ物の如くに組たる、其を卷て三所にて束れ結び、長さ三尺許、口の徑二尺、其前の方に小的をかけて後の方に的皮を張る云々、

イツケノフシ

射付節 矢の名所、矢のスケ節を云ふ、的矢に限りて云ふ、矢(ヤ)參看(小笠原入道宗賢記、武田弓箭故實)

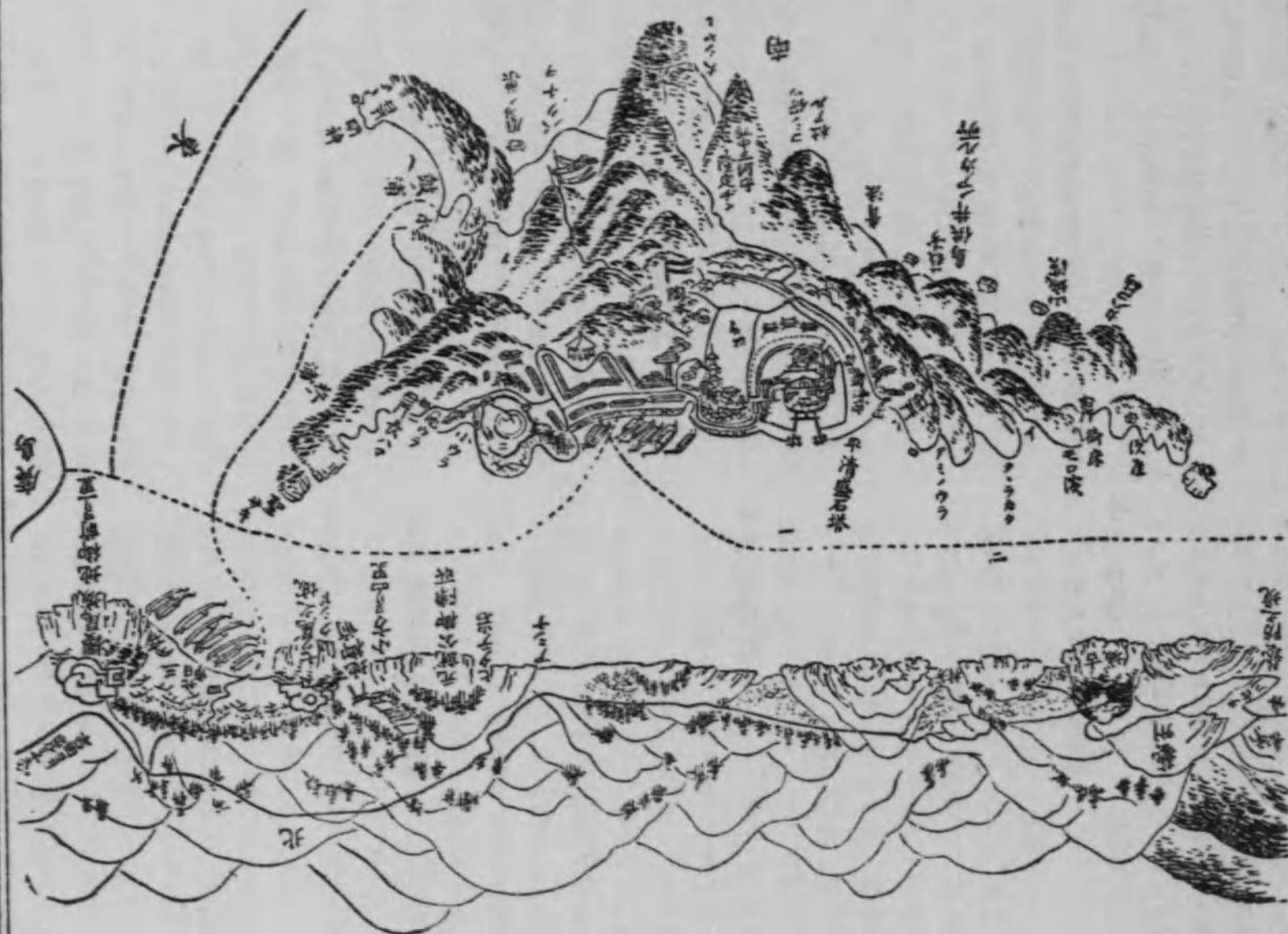
イツケンジャウ

一見狀 軍忠狀、又は着到狀の前或は後に、奉行又は大将たる人の承認し、「一見了」と署したる文書を云ふ、軍忠狀、着到狀の外に、別に文書あるにあらず、假令は後醍醐天皇元亨四年和田助家の着到狀に左の如くあるが如し、

依三土岐伯耆十郎多知見四郎二郎等事、和泉國御家人和田修理亮助家去月二十二日馳參候、以此旨、可有御披露候、恐謹言
元亨四年十月三日 修理亮助家(花押) 進上 御奉行所様
一見了(花押)

イツケ

(圖之戰合島嚴)



(寫撰掛幕編料史)藏所氏助家上村防周

- (一) 此小川ノ奥ニテ陶尾張守自吉ノ由侍七人但下ニ記ス
- (二) 三浦越中守勢ト隆景公合戦所
- (三) 大元此上ニテ隆景被成候
- (四) 此アリノ浦ノ城小早川隆景公御自立御被成候新城也櫻尾落城ノ後己斐新里御味方ニ可罷成由人買ヲ出シ相理ニ付被助置此城ニノ曲輪ニ被置置候
- (五) 此所工鹿一ツ飛來ル備ニ明神ノ御迎ト元就公ナ始御悦喜諸勢勇不大大形候
- (六) 隆元公隆景公元春公御同前ニ御渡海被成候此濱工上リ所ノ名御尋候此浦ハ鼓ノ浦山ノ上ハバクヲナト申上ル元就公軍ニ歸タリト被仰御三人モ知御意ト御挨拶諸人不心得後考候エハ鼓モハクヲモウツト申吉凶ヲ以テ被仰タル儀カトモ毛利家ノ諸沙汰仕候
- (七) 弘治元年十月陶尾張守豐筑防長之人數ヲ引率毛利家爲退治渡海ス此上ノ岳陣取渡海之舟數都合五百餘艘也警固之大将大濱ト云者右兵船之都合ヲ奉テ海上之行列ヲ定ル也
- (八) 霜月朔日卯ノ刻トウノナカニナイテ遂防戦不相叶尾張守大本ノ谷工敗軍是ヨリ舟ニテ可退覺悟タリトイヘトモ陶方ノ舟大将大濱ヲ始一艘モ不殘矢代島マテ乗送ニ付テ不及力ヲ時小川ノ邊マテ落行
- (九) 伊加賀民部山崎勘解由掃部波渡殘ル四人ハ陸房手廻リ小性トモニ候故名シレズ但陶小者乙防ト云者此汀ニ罷居兒玉内藏丞舟手ノ大将奉リ島廻リノ警固仕ニ付テ右之量ヲ見付舟ヲモセ相究ルニヨリ告知也
- (十) 宮島御渡海被成一艘モ不殘是工乘戻候上下被仰付候
- (十一) 但船數大船三百艘
- (十二) 付右御感ニ御弓箭御勝利ノ上防州矢代島可被遣還被仰渡候

イツコ

壹鼓 古樂の鼓を云ふ、和名抄大鼓の註に、細腰鼓有二二三之名、皆以應節次第取名也とあれば、元の名は細腰にて、大小によりて名を異にするなり○大鼓の時には、左右共に壹鼓をかけ、御賀樂所始は左のみ懸け、古樂は一二三四鼓は俱に懸けて之を打なり、教訓抄に、胡國樂器也、或書に、胡國天子、詣神社之時、伶人奏此曲、打壹鼓、詠天下之和平、仍被吉事之日、參音管之時、用此鼓云々とあり、クレンツミ參看(歌舞品目)

イツコ 一獻 酒盃一巡して肴核の之に伴ふを云ふ、詳しく事は獻(ツク)を見よ、

イツコケン 伊豆權現 所在伊豆國賀茂郡伊豆山、熱海の北十八町、小田原街道の側○走湯權現、又は上の宮とも稱す、古來關東の總鎮守と傳ふ、天忍穗耳尊及び傍幡子尊命(又は瓊々杵尊或は王長爾を祀るともいふ、地誌見よ) 承和三年四月甲戌の人竹生賢安之を創建すといひ、別當般若院(元と走湯山明寺と稱す)は欽明天皇の勅願所なりと傳ふ、源賴朝伊豆流寓の時深く信仰し、幕府を開きし後、厚く祈願す、尋で鎌倉將軍及び執權等は皆之を尊信せり、室町時代に至り、尊氏社殿を再建す、永祿元龜の頃應兵火に罹る、小田原北條氏亦尊信厚し、徳川家康の時、堂宇を建立す、然れど又火災に罹る、明治維新に至り伊豆山神社と改稱、尋で縁を失ひて衰頽し、上下の二宮も下の宮は趾を失ひ、三千の支坊亦田畑と變ず(和漢三才圖會、增訂豆州志稿)

イツコソメ 一斤染 紅染の色薄きをいふ、紅花一斤にて一匹の絹を染めたる故に名づく、保元物語に、安藝判官は、一斤染絹に白青の袴衣と見え、山槐記治承三年三月三日の條に、右衛門權佐

イツコ—イツサ

光長茶染一斤染、立烏帽子とあり(貞丈雜記) イツコソメ 一獻始 室町幕府年始の儀式の一、毎年正月十四日未刻より殿中にて行ふ、將軍及び日野家管領家并に其供奉伺公し獻盃のことありて、其時檢校數輩參候して平家琵琶を彈する等の儀あり、獻(イツコ)參看(長祿二年以來申次、嵯川親元記)

イツサ 一茶 小林一茶(コバヤシイツサ)を見よ、

イツサイキヤウエ 一切經會 新に一切經を寫して、供養する法會を云ふ、一切經とは、佛敎に關する一切の經典、及び其注釋に至るまで悉く網羅したるもの、又大藏經とも云ふ、唐の太宗開元十年沙門智昇開元釋教目錄二十卷を著し、經論章疏を詮次して五千四百八十八卷を出す、是れ大藏經定數の初めなり、紙圖一切經會は、三月十五日、宇治平等院、石清水一切經會共に三月に行ふ、

イツサクビキ 一作引 江戸時代、租稅免除法の一種、又富引ともいふ、作物に一年の稅を免するをいふ、即ち一時の免稅なり、風水旱蟲等の害にて耕作物損毛ある時見分を出願し若し見分の上苦無ならば其年の年貢を免するなり、また堤防其他修繕等の爲め普請小屋を、田畠の内に建て其年の作物爲し難き時も一作引に爲し、又荒地の現狀極めて輕く、其年限減稅し、翌年回復する田畑をも一作引となす(地方凡例錄、舊縣治要略)

イツサツ 一札 書簡、證書、手形等の汎稱、手迹の義、戰國時代以降用ひたる、由良家傳記、永正九年七月七日長尾但馬守の狀に連、御戰功之上猶以此度の御勳は無比類候、因、茲成田下總守一跡并親類同心跡之事御知行不可有相違之由被遣

イツサ—イツシ

「一札候」と見え、又嵯昭明太子詩集に、并有二札書、行止風雲起云々、後漢書長房傳に、付其一札以勸葛陂君云々、同書東傳に、一札十行細書成、文云々、とあり、

イツサンノジンジャ 伊豆山神社 伊豆權現(イツコケン)を見よ、

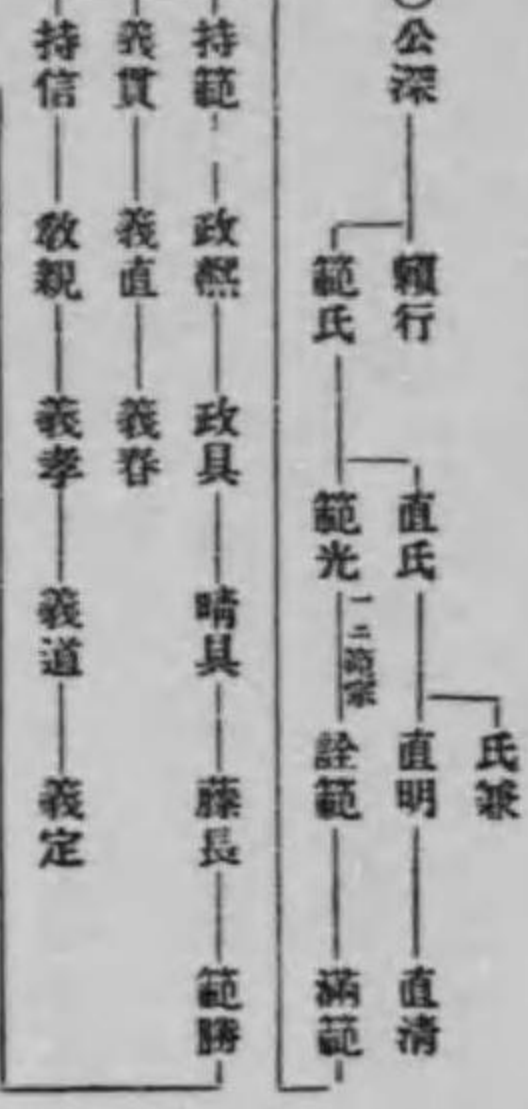
イツシ 逸史 十三卷 徳川家康一代の事蹟を編年に詳記し、問々に著者の論贊を附す、然れど天文十一年徳川家康の生れし時より、永祿二年に至る間は、叙事體にして先祖の事をも考へ略記せり、永祿三年より元和二年變遷の時に至るまでは、編年體にして事蹟を詳記せり、明和七年の自序、寛政八年の序文、寛政十一年五月の自序及び進獻の文あり、此書既に明和七年に成りしが、其後編を易ふるに五たび、天明年間に至りて完成せり、寛政十一年に至り始めて獻本し、後尋で上梓す(關中井積善、徳竹山(逸史))

イツシキベツナフ 一色別納 名主職の得分として取立つべき年貢と、本役として取立つべき年貢とを一に、名主が取立つべき田地、別納とは、地頭の手を離れて、名主が、年貢を取り立つるをいふ、又略して別納とし、一色ともいふ、今左に例を示す(貞永式目抄、畑田文書)

(頼朝傳) 下 上總國佐是郡内矢田池和田村 可早以權介銀、爲一色別納、有限所當者、令辨加、美小次郎之事、 右件兩村爲、令優免公事、爲一色別納、所仰付備介之願、也、然於有限之所當者、可令辨加、美小次郎之狀如件、

イツシ

文治二年正月廿一日 一色氏 姓は清和源氏、足利泰氏より出づ、泰氏の七男公深、三河國幡豆郡吉良庄一色に居住す、一色宮内卿律師と稱す、子孫一色を以て氏となす、長子頼行、建武武者所となる、二子範氏を繼ぐ、三代範光丹後守となり、四代詮範若狹を領し、五代滿範丹後を領す、その第二子義實若狹國主となる(尊卑分脈、系圖纂)



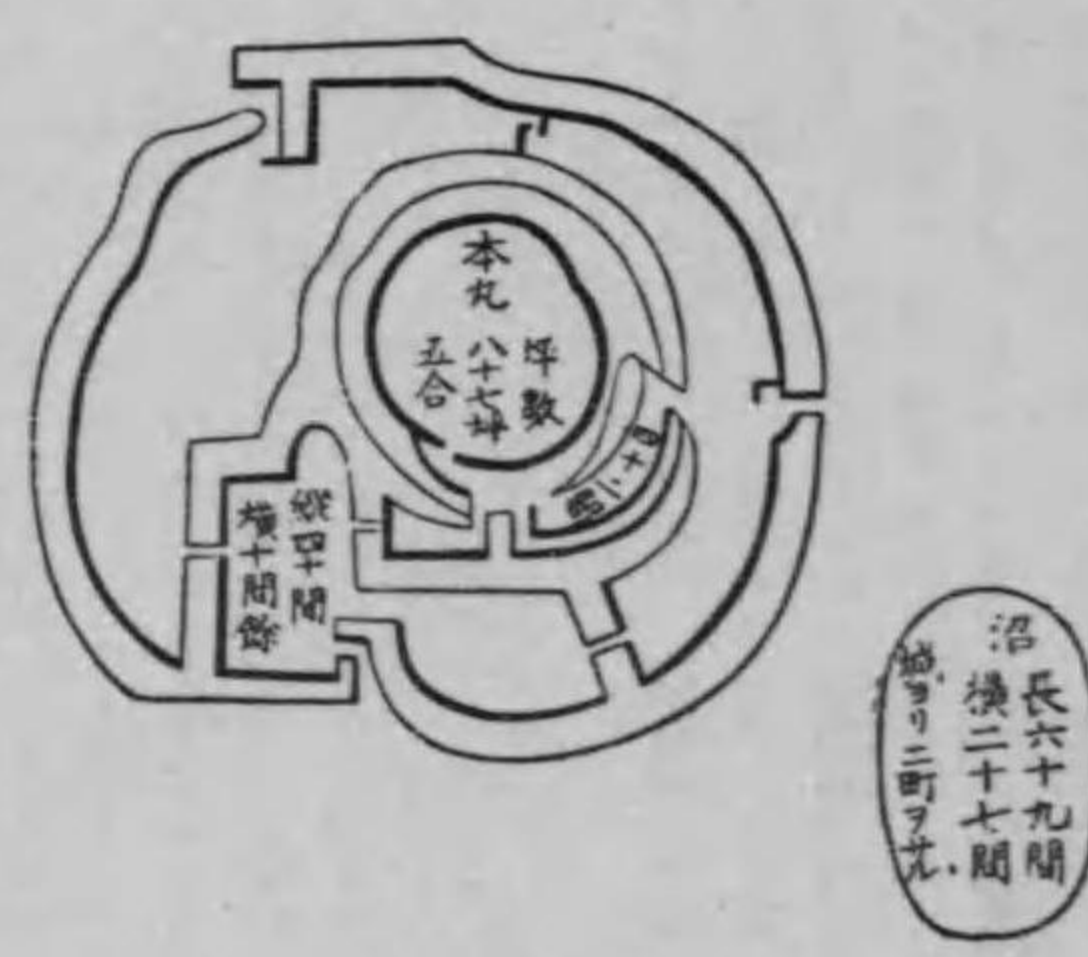
イツシサウテン 一子相傳 藝術の秘傳を吾子にのみ傳へて、他人にはこれを秘するをいふ、武家時代以後、家學といふもの生じたる餘弊なるべし、

イツシジャウ 出石城 所在但馬國出石郡出石町の東北、天正二年山名氏政始めて此地に城を築き、高城と稱して此地を治じ、天正八年豊臣秀吉之を討じ、弟秀長に與ふ、後、前野長康更り移る、文祿四年小出吉政の封に歸し、元祿九年十月松平忠徳四萬八千石に封ぜられ、寶永三年二月仙石政明五萬八千石(天保八年二萬八千石を削らる)に封ぜられて此城に移りて治し、明治維新に至り遂に廢絶す(但馬考、徳川加除封録、明治政覽、主圖合誌記)

出石城 所在但馬國出石郡出石町の東北、天正二年山名氏政始めて此地に城を築き、高城と稱して此地を治じ、天正八年豊臣秀吉之を討じ、弟秀長に與ふ、後、前野長康更り移る、文祿四年小出吉政の封に歸し、元祿九年十月松平忠徳四萬八千石に封ぜられ、寶永三年二月仙石政明五萬八千石(天保八年二萬八千石を削らる)に封ぜられて此城に移りて治し、明治維新に至り遂に廢絶す(但馬考、徳川加除封録、明治政覽、主圖合誌記)

イツシ

池山本ヨリ九丁ノカサリ



イツシノコホリ 出石郡 所在但馬國 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、小坂(チサカ)安美(アミ)出石(イツシ)室野(ムロノ)埴野(ハニノ)高橋(タカハシ)資母(シモ)等の郷あり、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イツシノジンジャ 出石神社 所在但馬國出石郡神美村宮内○本國の一宮、今は國幣中社、新羅王千天日矛、靈形は八種の玉津寶なり、初め天日矛其國より持ち渡りたる珠二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奥津鏡、邊津鏡、並せて八種あり、故に之を伊豆志之八前大神といふ

創建の年月詳かならず、聖武天皇天平九年神戶祖調稻凡千六百八十餘束を充て奉り、平城天皇大同元年神封十三戸を充て、仁明天皇承和十二年七月

無位出石神に從五位下を授け、清和天皇貞觀十六年三月從五位上に叙し、醍醐天皇延喜の制八座位に名神大社に列る、後宇多天皇弘安八年其神田凡百四十一町ありき、降りて後船原天皇永正元年の夏に至り兵亂大に起り堂社壞らす火災に罹る、大永四年の秋、衆民の勸により再び造立す、天正八年豊臣秀吉此地を略定し社領を沒收す、是より宮殿傾頽して終に管理するものなし、小出吉英元和五年此地に封ぜられて後社を再造す、其後仙石氏移封してより安永三年、大に造營する所ありて現今に至る、祭日は九月十一日、十一月七日(陰曆)末社に比賣神社、船荷神社、市井島神社、菅原神社等あり(但馬考、神社志料、古寺類苑神祇部、官國幣社一覽)

イツシノシンバウ 出石神寶 天日矛が韓國より渡來の節持ち來れる珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奥津鏡を云ふ(書紀には、羽太玉、足高玉、鵜鹿赤石玉、日鏡、雲神籠一具、小刀一口、出石神、枝七種となす)此八種の寶物を但馬國出石郡出石に藏し、を以ていふ、今は出石の八座と稱して入々尊信す(古事記、但馬考)

イツシノヤマヘノオホカミ 伊豆志八前大神 出石神社(イツシノジンジャ)を見よ、

イツシノアジャリ 一身阿闍梨 貴種名門の人を、特に其人一身を崇敬して阿闍梨の位に置くをいふ、釋家官所記に、貴種之人、別而限其身、某可授佛法灌頂職位之由、被下官符、以之稱一身阿闍梨となり、圓融天皇天祿四年三月九條師輔の息、慈恩和尚を一身阿闍梨に補せしを始めとす(僧官禮例集、佛事志)

イツシン井ンクワンバク 一心院關白 靈川冬通(カクサカサノユミチ)を云ふ、

イツシ

イツシ

イツシン井ノサキノウタイジン 一真院前右大臣 四圍寺實登(サイエンジサキマス)を見よ。

イツシンサンクワン 一心三觀 一念に於て能く三諦を圓觀するを云ふ、一心とは、一念の心にて、心性周遍、虛靈靈通、散之則應萬事、歛之而成一念、佛經に、一、三觀とは、假空の三諦を悟ることにて、以空觀斷見思、則一切智現前、以假觀斷塵沙、則道種智現前、以中觀斷無明、則一切種智現前とあるが如し。

イツシンテン 一身田 其人一代を限りて、朝廷より賜はる田地をいふ、古への三世一身(サンセイツシン)の遺制が、三代實録に、元慶三年六月丙寅、勅以三河國幡豆郡荒廢田一百町、賜孟子内親王(爲一身田)又政事要略に、采女田一身之後爲無主田などみえたるものは是れなり○伊勢國在郡郡に一身田なる地名後世まで残り、高田山尊修寺の本寺在り(槍野小録、伊勢名所圖會)

イツシンリウ 一心流 神道一心流(シンダウイツシンリウ)を見よ。

イツシヤウツク 一裝束 甲冑五品を總べいふ名、即ち「コテ」「ハイダテ」「カブト」「ハチマキ」「スナアテ」五品の總稱(今川大雙紙)

イツシヤクサンスン 一尺三寸 腰刀を云ふ、寸によりて名づく、法曹要抄に、天延三年三月一日官符備、應樂中宮中非職之輩、帶弓箭、著短兵(事(中略))人心習而威狂致暴、或偷隱短兵、挿其體、世諺謂之「一尺三寸」と見えたり。

イツシユウカマヘ 一宗構 江戸時代に於ける僧侶の階級、所屬の宗門より除籍するをいふ、假令ば日蓮宗の僧侶を犯さば、其宗籍を除かれて同

イツシ

宗の孰の派へも入ること能はざるなり、一派構より重し、追院(ツキケン)退院(タイケン)一派構(イツパカマ)参看(御定書百箇條)

イツシユキン 一朱金 江戸時代金貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なり、文政七年に鑄造す、文政一朱金といふ、アンセイイツシユキンを見よ。

イツシユギン 一朱銀 江戸時代銀貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なり、文政十二年及び安政元年の兩度に鑄造す、文政一朱銀、安政一朱銀の二種あり、アンセイイツシユギン、アンセイイツシユギンを見よ。

イツシユタイ 一種代 江戸幕府の時陸奥伊達部内に行はれし石代(一種代)とは租税を金にて納むるをいふ、もと米にて納むべきを、これに代へたるより、石の代りの義にて石代と稱す、凡そ伊達信夫字多郡地方にては、半石半米とて、田畑の租税を、半は米納とし、半は金銀兩に米七石代の金納とする定めなり、然るに此七石替の安直にて總金納する一種代とし、其村を一種代村と云ふ、又半石半米納の村を子細ありて一種代になりたるを、一種直場と云ふ(地方凡例録)

イツシユモノ 一種物 公卿等が股上りした院中に於て、各一種の酒肴を携へ相會して能す酒宴をいふ、或は其酒肴をいふ、伊勢國興家の有様は、續古事談に、大入道殿(藤原兼家)攝政にておぼしける時、法住寺のおとより始めて、多くの上達部一種ものを具して参り集り給ひけり、閑院大納言(公季)は銀の鯉の腹の中に、なます折櫃にいれられたり、小一條の大將(濟時)は、銀の鮎の桶にあゆな折櫃に入て、人々の縁隨身(し)さしまで給ひけり、右

イツシ

大臣自ら馬のつなとりて出給ひけり云々、又殿上の一種物は、常の事なれども久しく絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興して、神無月の頃殿上の一種物ありける、さるべき受領も無かりけるにや、藏司に仰て殿上に物をすまさせて、小庭に打板を敷て火を生ず、人々酒肴を具して参り殿上に着く、又頭中將の一種物は、はまぐりを籠に入れて薄燗をたのみて、紅葉を結てかざしたり、給の中には、薫物を入たり、流口是を取て殿上の口まで進み、主殿司取て大盤に置く、頭中將取て人々に賦られけり、異人にも多く雄子を出世せり、主殿司取て立部寄たり、信濃守親隆大將を出せり、云々」とあるにて、大方は知らる。起原(其始詳かならず、小右記に、四職天皇永觀三年三月四日、同二十日行ひしこと見えたるが是初見とす、爾來盛に行はれて、堀河天皇の頃一旦中絶す、崇徳天皇の末年、頭中將藤原公能之を再興したりしが、程なく保元平治の亂相次ぎて公卿等の行ひしことは、諸記録に散見せず、吾妻鏡建久二年九月二十一日、同三年八月二十四日に、一種一瓶のこと見えたるは、此餘風なるべし(一種物考)

イツシヨウマス 一升樹 樹の一種、量一升を容る、樹の名、古へより其量及び深厚一定せず、江戸時代に至り、享保年間定めて木厚三分五厘、内方四寸九分、深二寸七分一厘、新枝の積を引て實積六萬四千八百二十七と爲す○又水樹あり、木厚四分、内方四寸九分、深二寸七分一厘、積は前と同じ、樹(マス)参看(本朝度量權衡考、古今要覽)

イツシヨケンメイノチ 一所懸命地 一所の領地にて生命をつなぐ大切な地の意(古事談に云、六條顯季、與三利部義光、相論所領地、白川法皇召顯季、曰、雖無三件庄、汝不可事關、彼一處懸

イツシ

命之由問召、此事十訓抄にも見えたり、庭訓往來に、於て譜代之分領一所懸命之地、者不可有子細者哉、宗長手記に、なまのの瘦侍一所懸命の地行にもあはらず、義後後覺に、此木食は生國江州北郡の住人なりしが一所懸命の地にはなれしかば云々、おぼはは一所懸命の地をもちて云々など見えたり(武家名目抄、梅園日記、本朝俚諺)

イツシリウ 一旨流 松本利左衛門利直が創めたる槍術の一派○利直は陸奥の人にして、始め最上義俊に、後ち鳥居忠政に、晩年また松平直政に仕ふ、槍術を建季流の牧久兵衛に學びて、其奥旨を究め、慶安年間遂に一派を開く、其子久久業を繼ぐ門人に土岐山城守頼行あり(武術流祖録)

イツセイイチゲン 一世一元 天皇在位御一代の間、年號を一に定め置きて改めざるをいふ、一代一號(イチダイイチガウ)を見よ。

イツセゲンジ 一世源氏 源姓を賜ひて臣籍に列したる皇子をいふ、第一世たるにより然か名づく、類聚國史に、嵯峨天皇弘仁五年五月八日、賜皇子皇女未爲親王者、信、弘、常、明、貞、姫姓源朝臣、實右京とあるを始めとす、また源正武に、凡一世源氏有犯遺疏就彈之、源氏薄雲の卷に、一世の源氏又大納言大臣になりて、後にさらにかこになり、位につき給へるもあまたの例なりと見えたり。

イツセノミコト 五瀬命 彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊の長子、母は玉依姫、神武天皇の皇兄、神武天皇と共に高千穂に在り、相讓して更に大政を擴張せんとし、日向を發して東征し、海路迅速を経て河内國草香に至り、長髓彦の兵と戦ひ、流矢に當りて傷く、因て道を轉じて紀伊國に向ひ雄

イツセ

水門に至り、劍甚しく終に遊山にて莖す、其地に葬る(古事記、書紀)

イツセシキリ 一錢切 戦國時代に於ける古名、按ずるに此事に關して古來諸説あり(伊勢貞丈は「一錢切」と云ふは犯人に過料錢を出さしむることならむ、切の字は限りなるべし、犯人の貯持たる錢のあり取り上る、譬へば僅に一錢持たりとも、其一錢限り不殘取上るを云へるなるべし云々)といひ(新井白石は「此人(豐太閤)軍法によりて、一錢切と云ふ事を始めらる、譬へば一錢を盜めるにも死刑にあつ云々」と云へり、北辭原また其著梅園日記に於て支那の例等を引き第二説に隨へり(三阿部憲氏は「蓋し當時の俗語にて、細錢の小口を一文切り放ちたる形状の、恰も斬罪に處せられたる者に彷彿たるを以て、時俗の惡口に、斬罪を指して一錢切と云へりしを、兵士の耳に入り易き爲めにとりて、文中に記入したるなるべし」といへり、即ち第二説と第三説とは、意義の解釋を異にすれども、歸する處は斬首の刑とするにあり、俄に是非を判じ得ずと雖も、第一なる貞丈の説は信じ難し、蓋し其意義の如何は別とし、要するに斬首の刑とすること、至當なるものなりとす(起原詳かならず、信長記に、信長細川清水寺にましましけるが、洛中洛外に於て、上下みだりがましきことあらば、一錢切に御定めあり云々)と云ふ、天正十七年に豐臣秀吉の發したる禁制には「軍勢味方の地に於て、亂妨狼藉の輩、一錢ざりたるべき事」とあり、また同十八年上總國望院郡眞里谷眞知寺の禁制にも「對寺僧門前之輩、非分之儀申懸族有之者、可爲一錢切事」とあり、蓋し戰國時代中、或時期の間に行はれし刑名なるべし(玉石雜誌、世事百談、安齋隱筆、戰國時代極刑の一斑)

イツセシヨク 一錢職 江戸時代江戶の髪結職をいふ起原(傳に云ふ、龜山天皇文永年中北小路采女佑なるもの、父左兵衛尉を養はんが爲め髪結職となる、其子孫藤七郎、元龜中徳川家康の髪を結び、當座の賞として金錢一錢を受け、爾後髪結び職分は一錢職と唱ふべきものなりとの仰を蒙りたるより此名始まる、慶長八年徳川氏江戸入府の節、藤七郎召されて更に賞を受け、遂に府内に此職を開き、一錢職を渡世とせりと、髪結(カミユヒ)参看(髪結職由緒書)

イツソクヒトマキ 一束一卷 一束一本(イツソクイツホン)を見よ。

イツソクイツホン 一束一本 杉原紙一束(十帖)と稱一本と云ふ、武家時代に於ける禮物又十帖一本とも云ふ、常昭愚草に、杉原を祝言の時ば、だんしと申候由申方在之、あるまじき事云々、一束一本と申は、扇杉原を申なり、但公儀にては十帖一本と申事可然候また紙譜に、杉原類、此紙は上々様へ獻上紙也、十帖一本と云て、右の紙を一帖づつ二折にやりちがへ、十帖重ねて中を水引にて結び、上に綴子一本、末廣一本を添て獻上するを云ふ也、多は末廣ばかりにて、十帖一本のごとく水引にて結びたる上に、紗綾或は縮緬を一巻、末廣を添て獻上するをいふなり」とみえたり、尙ほ、貞興返答書、貞丈雜記、故實聞書にもみえたり、イツソクヒキメ 一束引目 引目(ヒキメ)の矢又は二十腰に、笠懸の引目一ツと小笠懸の引目二ツとを副へたるものをいふ(了後大草紙)○幕



イッパ

目の矢を二腰といふは、四つの事なり、イッパウサンライ 一刀三禮 佛像彫刻の時、一刀を下す毎に三度禮佛するを云ふ、大佛師系圖に、定朝康尙男、佛師元祖也(中略)正暦二年辛卯三月二十四日壬生地蔵作之、江州堅田千體、惠心御衣木加持、而命定朝弟子七人作之、僧部各加三刀三禮、而開眼供養と見えたり、

イッパウリウ

創めたる劍術の一派○一刀齋は伊豆の人、鐘巻流の鐘巻自齋に就きて劍法を學び、其妙に達して一流を開き、神子上忠明之を繼承して後世に傳ふ、其末流に忠也派、小野派、梶流等出づ(武術流祖録) ○中條流 富田流 鐘巻流 一刀流

イッタクシユハン

一様手半 尺數、物の長短を定むる稱呼、様手は二尺四寸にして、一様手半は即ち三尺六寸也、古來佛像を尺るに用ふ、一搭手、一様手に同じ様の字また様、様、様等に作る、一説に一尺三寸を一様手半といひ、或は一尺二寸なりといひ、八寸なりといひ、肘節より腕節に至るの長なりと云ひ、又一様手は八寸にして、半は即ち四寸なりと云ひ、又中指と大指とを張りて、一拵とすと云ひ、又佛の一體は人の一肘に同じと云ひ、一肘は一尺四寸なり、又一尺三寸なり、一尺なり、又肘の本端より中指の末に至るまでの長を一肘と稱し、即ち一尺八寸に當るといへり、命は多義あるも具にしがたし、畢竟支那歷朝にて定めたる尺度に多變あるを以て、職經の上において、この差異を生じたるなるべし、職譯名義集に、儀、周尺、人一尺、佛二尺、唐乃至於周

イッパ

一尺上増三寸蓋周尺八寸也とみえ、釋氏要覽に、佛一様手裏二尺四寸とみえ、續和漢名數に、變典、儀同、蓋一様手者、謂一様手之長也、一様手者三尺六寸也と云へり、或は一肘を二分して一様手といふとも見えたり、吾邦古來佛像を作るには、一様手半を法とす(安齋隨筆、佛教いろは字典)

イッパフジャウ

一答狀 鎌倉時代における訴訟文書の一様、一問狀に對する初答狀をいふ、即ち初陳狀なり、シヨフジャウを見よ、

イッパントウ

一段頭 一段の十分の一、即ち三十六歩の地を云ふ、中古以來の稱呼にして、後世の三十歩、即ち一畝と云ふに同じ、拾芥抄に、凡田以三方六尺爲二步(四面各六尺也)三十六歩爲一段頭、一段爲二町頭、十段爲一町積とあり、

イッパサキノサタイシン

一致院 前左大臣 豐司數平(カクサカサノヒラ)を見よ、

イッパハ

一致派 日蓮宗の一派、山州名跡志に、法華經中二十八品に、本門述門といふ事あり、始め十四品を述とし、後十四品を本とす、其本述異なりと雖も理はただ一にして、實相圓融の妙と談する故に、本述一致と稱す、一致派の唱道する所、に在るが故にかく名づけたりと見えたり、明治九年單に日蓮宗と改む、ニチレンシニ參看、

イッパヤウ

一張 弓の弦七筋を云ふ、其外琴、瑟、琵琶等の數をいふにも用ふ(諸國雜記、貞丈雜記) イッパヤウシヤク 一町積 十段即ち一町の地をいふ、中古以來の稱呼なり、一段頭(イッパヤウ)參看(拾芥抄)

イッパヤウトウ

一町頭 一町の十分の一、即ち一段三百六十歩の地を云ふ、中古以來の稱呼なり、

イッパ

呼たり、一段頭(イッパヤウトウ)參看(拾芥抄) イッパヤウユミ 一張弓 弓の一種、貞丈雜記に、一張弓と云ふ物あり、常の弓の形にあらず、兩頭の蛇の形に似たるなど云ひ、外國の弓に似たる形を作り、にぎりより上三十六筋を巻きて不動明王の三十六童子、又三十六念にかたり、にぎり下二十八筋を巻きて、二十八筋にかたり、又は法華經の二十八品に似たるものと云ふ説あり、いぶかしき物にて用ひがたし、其の外九張弓十張弓などとして、さまざまの名を付けたる物あり、何れも古書には見えざる弓の名どもにて、甚いぶかし、後人の作意にて作り出したる物ども也といへり、

イッパユウハ

一中派 東梅龍軒一中の創めたる槍術の流派をいふ○一中は信濃の人、久留島家甲田正英に仕ふ、梅田治忠に従ひ本心鏡智流の槍術を學び、其妙藝に達し、更に穴澤流の長刀、一元流の反槍輪廻等を研め、遂に一派を爲す、時に元祿の頃とす、其の子丹治派通家業を繼ぐ(武術流祖録)

イッパユウフシ

一中節 淨瑠璃の一派 元祿寶永の頃都一中といふ者山本土佐藤、松本治太夫等の諸流を和らげて遂に一派を爲す 元祿寶永年間京都に於て流行し、寶永年間江戶に入り、一時世に行はれしが享保の頃より衰へ、寶曆の初年傳統遂に斷絶す、寛政四年千葉嘉六五代一中となりて、再びこれを興し、文政の頃より復盛にして、明治の今日に傳ふ(竹豐故事、聲曲類纂、一中節系圖) 宮古路禮後派 都金太夫一 宇治太夫 都秀太夫 千中

イッパ

イッパアコメ

五相 あ、めを五つ重ねて着るを云ふ、雅亮裝束抄に、うへざうじは、いつあこめに、うちきぬ、ひとへ、はりはかま、ひすまし、三あこめにうちきぬ、ひとへも袴を着るなりと見えたり、和(アコメ)參看、

イッパカサネ

五重 五衣に同じ、イッパキヌを見よ、

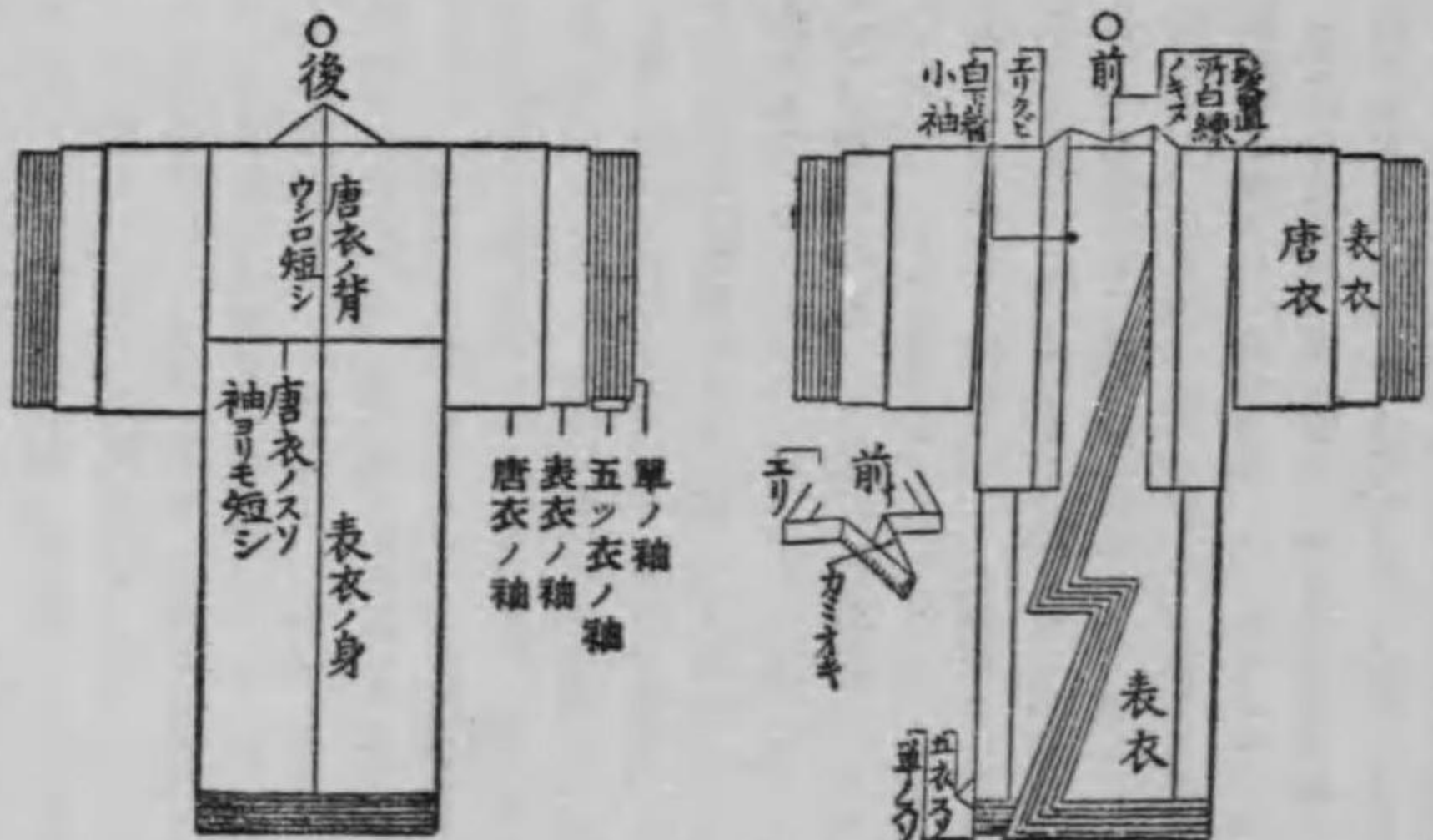
イッパキヌ

五衣 重鞋を云ふ、王朝時代以後女官及び貴婦人の裝束、衣の五つ重ねたる如くに仕立たるものなり、又五重ならずとも、十枚十二枚も重ねたる時にも、單にいふことあり、五衣は、表何色にても同じ色なる五つ重ねて、裏は各紅の平絹を附く、又色がはりとて五つながら別色なるものあり、其重ね様にて、櫻がされ、梅がされ、藤がされ、卯花がされ、紅葉がされ等の名あり、大抵春及び秋冬の時季によりて、色を替へ用ふるを常とす、貞丈雜記に、古將軍家の女房兼きぬめし、裳をぬし、袴をぬしなど云ふ事、藤中書記年中恒例記などにあり、きぬとは五つぎぬの事、裳はうしろよりかくる物なり、袴は緋の袴なり、先白小袖を着て、其の上に單に五つぎぬ、うへざきを重ねうちかけに着て、其の上からきぬを着て扱髪をかくる也、單五ッ衣上着ともに重ねたる時、下の袖の少しづつ、出る様に段々に重ねる衣をばゆきを少しづつ、短くする也、五ッ衣は五つ共に同じ色、同じ文がら也、うへざきは別の色なり、五ッ衣地は練貫也、からぎのはすあふの形のごとし、但ゆきみじかく

イッパ

イッパジウチ

五辻氏 姓は宇多源氏、源雅信より出づ、雅信は宇多天皇の皇子敦實親王の子にして、源姓を賜ひて臣籍に列す、其子時方太原を



前は長く、うしろは短き物なりといへり、また後世唐衣を打かけたるをさして十二單ともいひたることあり、されど正しき意味に於ての十二單とは別なり、ジフニヒトへ及び、女房裝束(ニヨウバウシヨウソク)參看(裝束要領抄、裝束集成、甲冑裝束圖解)

イッパ

イッパモ

井筒紋 紋所の名、姓名より出でたる家紋、井伊氏、井上氏、酒井氏、福井氏之用ふ、又土屋氏の用ふるは、水日記に、武田信虎後、に京に至て公方の御の者になる時、菊桐の紋を賜ふ、菊亭を聲に取る、土屋一人後まで付従ふ、其志を感じ桐に離れぬものは井なりとて、土屋に井字を賜ふ、今の土屋忠兵衛其の末なり云々とあり(武鑑、諸家系圖)

イッパモノ

五物 流鏑馬、笠懸、犬追物、歩射をいふ、五物とは稱すれども實は四種なり、伊勢貞丈は是を稱して、五ッ物と云へども、其品四ッなり、歩射と云ふは大的を云ふか、又は笠懸、小笠懸、流鏑馬、犬追物、歩射を云ふかと云へり(武功雜記、貞丈雜記)

イッパウセン

一吊錢 一貫文の錢をいふ、一貫文を一さしにさせるよりかく名づく(俚言集覽)

イッパ

イッパフハ

一蝶派 英一蝶の創めたる槍術の一派、其系圖は左の如し、尚ほ、ハナブサイツパ參看、

イデハ

イデハノコホリ 出羽郡 羽前國

イデハノクニ 出羽國 東は磐城、

イテノソウ 射手奏 朝廷にて行ふ五月五日の騎射の射手の姓名を、天皇に奏聞するを云ふ、

イテノタウガミ 射手疊紙 的の一種、紙を串に挿し地上に立てたるをいふ、貞丈雜記に、

イテハノコホリ 出羽郡 羽前國 元明天皇の和銅元年九月建て郡となし、

イデハ

Table with columns for location (e.g., 田川, 出羽), status (e.g., 最上), and other details. It lists various regions and their administrative or historical status.

イデハノコホリ 出羽郡 羽前國 元明天皇の和銅元年九月建て郡となし、

イデハ

陸前陸中、南は岩代、越後、北は陸奥、西は海、東西五十七里南北八十里、山道に隔る、山脈東南に綿貫して岩代の界をなし、越後に連る最上川の左右頗る平曠肥饒相半す、

イデハノジンジャ 出羽神社

井上(キノウ)大田(オホタ)餘戸等の郷あり、戦國の際郡引郡と稱し、正保圖、風土記時、之に仍る、寛知集又復して出羽郡と稱せしを、寛文中遂に之を廢して、田川郡に併す、郡名考之に仍り、以後之に従ふ、地誌提要、マカハと稱し、明治十三年五月分て東田川郡四田川郡の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イデハ

に賜ふ、後滿生氏を宇都宮に徙し、上杉景勝に賜ふ、關原の役後徳川氏政略の封を削り、僅に米澤を賜ひ、小野寺義道の地を收め、秋田六郷戸澤等の封を徙し、

イテアキヤウ 射手奉行

大追物の時、射手を支配し、行儀を正し、狼藉を禁するを司る役、最も重き人之を勤む、略式の時はこの役を重く、ことあり(大追物之式)

井テン 位田

名品階、及び位階五位以上を有する者に給與する田地をいふ、聖德太子文武天皇の時制定せる大寶令に、始めて左の差等を設く、

イテア 井テン

Table with columns for rank (e.g., 一品, 二品) and corresponding land area (e.g., 八町, 七町). It details the land grants for different ranks.

イトド

ふなり、けしやうに巻く心なり何れも藤の下には、夢うるしを付けて可巻、藤は白し、云々、といへり、

イトドコロ

糸所

大内親式乾門内の南にあり、東西四十丈、南北十二丈、其門東に向ふ遊殿寮の別所、五月五日薬玉等を作る所なり、延喜式に、内藏寮凡諸衛府所、萬葉及雜彩時花、寮官率、藏部等、給取附、糸所、と見えたり(大内親圖考證)

イトマキノタチ 糸巻太刀 名義、糸にて柄を巻きたる太刀をいふ、武太刀にて軍陣に之を用ふ、刀銀問答に、糸巻太刀は鞘巻の太刀なりといひ、貞丈雑記には、柄巻といふは誤りなり、又陰の太刀といふも誤りにて糸にて巻きたるものをいふといへり、

イトリノモノ 射取物 射取物、一種、鳥にても歌にて、引目ワントウ四目などの類を用ひず、征矢、雁股、尖矢、捕矢の類にて射取るを云ふ(貞丈雑記)

イトノコホリ

伊都郡

所在、紀伊國、紀伊郡、書紀、天武天皇八年の條に伊都郡とあり、之を初見とす、後、伊都郡に改む、櫻紀に、桓武天皇延暦廿四年五月伊都郡あり、和名抄に、神戶(カムベ)賀美(ガミ)村主(スガリ)指理(イブリ)桑原(クラハラ)等の五郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトハギ

糸羽

矢の羽のくきを上下共に、白き襦袢にて巻きたるを云ふ、又糸色にて巻くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(貞丈雑記)

イトマツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトマ

イトマキノタチ 糸巻太刀 名義、糸にて柄を巻きたる太刀をいふ、武太刀にて軍陣に之を用ふ、刀銀問答に、糸巻太刀は鞘巻の太刀なりといひ、貞丈雑記には、柄巻といふは誤りなり、又陰の太刀といふも誤りにて糸にて巻きたるものをいふといへり、

イトリ

イトリノモノ 射取物 射取物、一種、鳥にても歌にて、引目ワントウ四目などの類を用ひず、征矢、雁股、尖矢、捕矢の類にて射取るを云ふ(貞丈雑記)

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イナガ

小田を改めて稲垣氏と稱す、其子重時以降數代家傳詳かならず、三百餘年を経て重時出づ、蓋し重時の苗裔なり、三代重賢牛窪に居し、牧野氏に從て甲軍と戦て敗死す、孫長茂徳川家康に從て屢々功あり、慶長六年關ヶ原の戦功を以て、七千石を上野伊勢崎に、元和二年大阪役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を越後國津井城に移さる、六年五千石加賜、三條城に移る、前封合せて二萬五千石、慶安四年大阪番となり、三河刈谷城に移封、承應三年三月重昭三千石を重門に分封、寛文十一年九月豊田千五百石を従父重民に分封、元禄九年重富若年寄の功にて五千石加賜、上總國大多喜城に移封、尋で下野國烏山城に移る、享保十年十月昭賢志願國鳥羽城に移封せられ、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

源經基 満重 重長 重時 (以下世代不詳) 重勝 政重 重安 重賢 重宗 長茂 重綱 重昌 重昭 重富 昭賢 昭史 長以 長守 長嗣 長明 長行 長敬

イナガキウチ

稲垣氏(近江山上)

長茂の二男重大、元知元年大阪役の功を以て四百石を上總國に賜はる、三年二千五百石加賜、寛永十二年三千石加賜、延寶四年重定二千石加賜、書院番に補せられ、叙爵安藝守と稱す、貞享二年若年寄と爲り五千石加賜、封を近江國に移され、山上に治む、前封合せて一萬三千三百石、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○源經基 満重 重長 重時 (以下世代不詳) 重勝 政重 重安 重賢 重宗 長茂 重綱 重昌 重昭 重富 昭賢 昭史 長以 長守 長嗣 長明 長行 長敬

イナガ

イトマキノタチ 糸巻太刀 名義、糸にて柄を巻きたる太刀をいふ、武太刀にて軍陣に之を用ふ、刀銀問答に、糸巻太刀は鞘巻の太刀なりといひ、貞丈雑記には、柄巻といふは誤りなり、又陰の太刀といふも誤りにて糸にて巻きたるものをいふといへり、

イナガ

イナガケシゲホ 稲懸茂穂 本居大平(モトナリオホヒラ)を見よ、

イナガ

イナガヘジ 否不替 座の名器の名、昔唐買此器を唐し來る時、米千石を以て之を購はんとする者あり、買はく、否我不易と故に此名ありといふ(歌舞品目)

イナガ

井ナカマ 田舎間 屋敷地の歩數の定の稱呼、方六尺を云ふ、京間(キヤウマ)に對しての稱、キヤウマを見よ、

イナガ

井ナカメ 田舎目 斤量の稱呼、京目に對しての稱、キヤウマを見よ、

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於てて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イナガ

イナギ 稻置 名、イナギなりといふ、イナギはイロ、イナギと活きて親む義、伊賀女、伊賀郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは、オキシのオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、即ち屯倉をいふ、倭調葉に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名に呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字に於ててて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり

イトワツツ 糸割符 白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イトワツツ

糸割符

白糸割符(シライトワツツ)を見よ、

イナト

城天皇大同元年大和地一戸を神封とし、帝和天皇貞觀元年正月從五位を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預る、凡九月十五日を以て例祭とす(神祇志料)

イナタツク

伊奈忠次

初め熊蔵と名づく、備前守と稱す、系譜は源氏、滿快の裔、滿快の曾孫爲公信濃國伊奈に住す、伊て氏と爲す、後世常基に至り三河國小島に移り徳川廣忠に仕ふ、常基忠家を産む、忠家は忠次の父なり、天正十八年豊臣秀吉、北條氏を征するや忠次家康に隨て富士川渡橋の事を司り功あり、北條氏亡びて後秀吉廟粟十萬石を家康に與ふ、家康忠次に命じて之を計算せしむ、忠次日ならずして能く之を處置す、家康賞して參河武藏の地一萬石を賜ひ、八州の貢税を掌らしめ市川松戸房州三關の吏に補す、關東代官の始めなり、慶長五年功を賞し從五位下に叙し備前守に任す、忠次關八州を巡檢し、田畝の界を正し、水路の便を計り、開墾收穫倍と倍獲す、世に忠次の檢地を稱して備前檢地と云ふ、其正しきを稱してなり、慶長十五年六月十三日卒す、年五十七、鴻巣勝願寺側に葬る(寶篋、諸士略傳、事實文編)

イナタノジンジャ

稲田神社

陸國新治郡、今の茨城郡稲田村、國素養鳴尊の妻奇稻田姫命を祀る、蓋し新治國造の祀る所也(出雲國關天皇延喜の制、名神大社に預らしむ、後宇多天皇弘安二年神田凡七町あり、毎年正月十五日、十一月中西日を以て祭を行ふ(神祇志料))

イナツマビシノモン

稲妻菱紋

紋所の名、稲妻の形を四角にして渦卷のまきたるまに畫きたるものを稲妻の紋といふ、それを菱形になしたるを稲妻菱の紋といふ、山科、若王子、杉溪の諸氏之

イナト

を用ふ、丸に稲妻を畫きたるものは、備中國田の伊東氏用ふ(華族諸家傳、諸家紋鑑)

イナトミリウ

稻富流

稻富一夢直家の開きし砲術の一派、一夢流ともいふ、初め佐々木庄符次郎といふもの入唐して砲術を學び、歸朝の後、稻富直時に傳ふ、直時の孫直家に至り、祖父傳來の秘術に加ふるに、自己の創意を以てし、研究苦心の末遂に一派を開きたり、直家は直秀の嫡子、伊賀守と稱し、入道して一夢齋と號す、細川忠興の家臣なり、慶長五年忠興の夫人に從うて大阪にありしが、石田三成が夫人を奪ひて入質にせんとするに及び、夫人は火を放ちて自盡し、家臣皆之に殉せしと雖も、直家獨り脱走して身を全くせしが故に、忠興大に怒りてこれを殺さんとす、直家即ち井伊直政、徳川忠吉等のもとに隠れしが、徳川家康其技を惜み、忠興に諭して罪を宥さしめ、慶長十五年駿府城に召して秘傳を受け、尋て秀忠も亦江戸城に召して、これを學ぶ、後尾張義直に仕へ子孫累世その家臣となる、十六年二月駿府に於て卒す(寛政重修諸家譜、武徳編年集成、寛永諸家系圖傳、細川家記、武術流祖鑑)

イナノコホリ

伊那郡

信濃國上原郡、神祇志料云、天正二年六月始めて見ゆ、蓋し古の諏訪國の一部なり、和名抄に、輔衆、伴野トモノ(麻枝トミ)福智(フクチ)小村(チムラ)等の五郷あり、中世水曾郡と稱す、元祿の頃伊奈に作り、天保郷帳等に復し、明治初年郡區編制の際上下に分ち二郡とす(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イナノミノウラベ

稻實卜部

大嘗會の時、悠紀の國へ遣はさる、卜部をいふ、大嘗會式に、八月下旬、中官差宮主一人、卜部三人、發遣、兩國各二人、其一人就稲實卜部と見えたり、

イナノ

イナノミノキミ 稻實公 大嘗會の時の司の名、大嘗會式に、稻實公一人、また按、穂者、卜部率三國郡司以下及雜色人等、臨田按之、先遣酒兒、次稻實公、云々と見えたり、

イナノミノヤ

稻實屋

大嘗會の時、神に供する稻を納め置く所、稻實院、稻實殿ともいふ、神祇官八神殿の傍に、臨時卜定して之を築く、其構造等は、貞觀儀式に、八神殿の南少東、高堂御倉一字、其東横三間、稻實殿一字(北戸長二丈四尺、廣一丈二尺)云々、其部以青草、戸亦用草、又、悠紀内院(主基内院)之、次始作内院雜屋云々、北掖、高堂片葺御倉一字、其西横三間稻實殿一字(南戸長二丈四尺、廣一丈二尺、柱高八尺)云々、御實屏者、構以黒木、用萱葺之、以柴葺之、編板爲屏、稻實殿亦如之と見え、延喜式に、其齋場者、分爲内外兩院、以柴爲葺、編木爲門、内院所造、八神殿一字、稻實屋一字(長二丈、廣八丈)とあるに因り、其一庭を窺ふに足るべし、

イナハイツテツ

稲葉一鐵

稲葉貞通(イナバサダミチ)を見よ、

イナバウチ

稲葉氏(豊後白杵)

姓は越智氏、河野通直より出づ、通直の六男通貞伊豫に生る、僧となり安藝安國寺に居す、河野氏の絶えんことを憤り、還俗して美濃國に至り土岐氏に屬す、時に厚見郡稻葉神社に祈り靈夢に感して稻葉と改め、姓を藤原に易へ、池田郡白鷺城に居す、後安八郎曾根村に築き居住す、三代貞通一鐵と號す、織田豊臣二氏に仕へて功あり、其子貞通徳川家康に從ひ、慶長五年關ヶ原の役に功あり、豊後白杵城主五萬石に封ぜらる、世々豊後に居し明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○通貞

長通 一恒又貞也 貞通 典通 一通 信通 景通 恒通 薰通 泰通 弘通 雅通 尊通 幾通 製通 久通 順通

イナバウチ

稲葉氏(山城淀)

姓は越智、舊林氏と稱す、越智玉澄二十六世河野通有より出づ、通有の第三子通種始めて拜志氏と稱す(後林と改む)世々伊豫國に居す、通種の子通任伊豫を去て美濃に居す、六世政長政秀を生む、其子政成(もと通政、又通成)稲葉一鐵の子重通の婿となる、是より稲葉氏を稱す、政成豊臣秀吉に仕へ五萬石に封ぜらる、後徳川家康に仕へて功あり、寛永四年下野真岡二萬石を賜ふ、其子正勝老中となり功あり、九年相模小田原四萬五千石加封、合せて八萬五千石を食む、正通の時漸次加封十四萬石に達す、元祿十四年正通、下總佐倉に移封、享保八年五月正知山城淀に移封、爾來世襲し明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖纂要、家譜、徳川加除封録、華族譜)

○政成

正勝 正則 正通 正知 正任 正恒 正親 正益 正弘 正諸 正備 正發 正守 正直 正邦 正繩

イナバウチ

稲葉氏(安房館山)

稲葉正通の二男正貞、天和元年宗家正親三千石を分與す、明和六年正明側衆に補せられ、二千石を安房國に加賜せらる、天明五年遂に加封一萬四千石を領し、館山に治す、翌年三千石を削らる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

イナバ

○正貞

正方 正福 正明 正武 正盛 正巳 正善

イナバサタミチ

稲葉貞通

名諱或長

通、通朝といふ、幼名廣季、字は彦六、天正三年七月薨逝して一鐵貞通と號す、法名清光院、或は云ふ名は通以、字は六郎、美濃の人、通則の季子、幼にして僧となる、長するに及び、還俗して貞通といふ、貞通豪強、勇武絶倫、曾根城に居り、岐禮清水に移り、伊豫守と稱す、氏家安藤二氏と共に西美濃三人衆と稱せらる、初め齋藤氏に屬し永祿七年織田信



(集菟掛纂編料史)藏所院華隣部京

長に歸す、元龜元年五月信長歸國の際土寇その路を遮る時に貞通父子兵を森山に屯せしが、變を聞て馳せ來り撃つて之を破り、首を得ること一千二百餘級に及ぶ、六月信長徳川家康と共に淺井朝倉氏と姉川に戦ふや、貞通軍に從ひて奮戦し、長政の軍遂に潰れ、信長其功を賞し諱字を賜ふ因て長通と改む、天正元年

イナバ

七月信長將軍尼利義昭を宇治に攻む、長通父子先登して之を抜く、八月長通朝倉義景を殺し、首を信長に獻す、三年剃髮入道して一鐵貞通と稱す、信長卒するの後、豊臣秀吉に屬し、十三年三位法印に叙せらる、十六年十一月卒す、年七十三、信長會で、一鐵武勇にして後患あらんことを慮り茶室に誘ひて將に殺さんとす、一鐵室に入る、三士ありて接待し、一鐵に勸めて輪畫の費を讀ましむ、一鐵文才あり、即ち誦し畢る、伴士其意を問ふ、一鐵書に就解す、信長壁を隔て、之を聞き、其雅情に感じ、遂に殺意を止め、一鐵に謝したりといふ(野史)

イナバセニ

因幡錢

イナバノクニ

因幡國

年因幡國島取にて鑄造する所のもの(新寛永錢譜) 西は伯耆、南は播磨美作、北は海、東西凡十二里餘、南北凡十二里十八町餘、山陰道に屬す、瀬海一帶平沙繁回、港灣少なく、船舶碇泊の便に乏し、東南山嶽疊疊、美作に連り、中央治河の地稍平潤なり、古事記傳に、記に此大國主神之兄弟八十神坐云々、其八十神各有欲、婚稻羽之八上比賣之心とある稻羽は、因幡國なり、彼國法美郡に稻羽郷あれば、是より出たる國名なるべし、名義は稻葉よりや出けむといへり、始めて雄略天皇紀に見ゆ、古へ國府は法美郡にあり、(今稻葉郷宮下村)建武中興の時伯耆守名和長年守護を兼ね、延元元年壬子に死す、與國元年足利尊氏山名時氏を本國及び伯耆の守護とす、正平八年時氏歸順し、尋て復足利義隆に降り守護たる故の如し、三子氏冬に傳ふ、嘉吉三年氏冬の孫照貴赤松の亂に死して嗣無し、宗家持豐の三子時豐後を承け、高草郡布施城に治す、天文中其曾孫通通島取に榮て之に移る、既にして宗家時豐(持豐の支孫)と

イナバ

イナバ

臨を生じ兵を交へて敗死す、子幼なるを以て家臣和を祐豊に納る、祐豊弟豊定を遣はして國を監せしめ...

Table with 6 columns: 六國, 巨漣, 法美, 色美, 同, 同. Rows include 延喜式抄, 石井, 法美, 色美, etc.

Table with 4 columns: 高草, 竹草, 高草, 同. Rows include 知頭, 八上, 八頭, etc.

イナバ—井ナミ

イナバヤマジヤウ 稲葉山城 岐阜城(ギフシヤウ)を見よ。イナヒノミコト 稻氷命(稻飯)...

イナミ—イナム

イナミノコホリ 印南郡 播磨國。イナムラガサキ 稻村崎 相模國...

イナリ

常陸國久慈郡稻木村の隣色天神林村。久自國造の族狭竹物部(狭竹は饒速日命の裔伊香色雄命の率ある二十五物部の一、俗に七代天神と云ふ、物部は固と天神の出なる故、天神と號せしを、神鏡七面ありしより誤稱せしならん)...

イナリ

大宮女命を祭る、延喜式神名帳頭註、神祇拾遺には上下の祭神は素盞鳴尊大市姫といひ、又一説に、此山の地主の神を荷田の神と云ふ、後に倉稻魂を祭るとも云へり、此神五穀の神と稱し、朝野之を尊崇す...

イナリ

イナリマウテ 稻荷詣 二月初午の日、山城稲荷神社に参詣すること云ふ、俗に初午詣、又は稲参ともいふ、此日貴賤群集し験の杉と稱する境内の一杉樹の小枝を採り持ち還る例あり、日次紀事に、今日農民の参詣特によく門前の家々に百穀種豆に雑菜種を賣り、又大小陶器を賣る、参詣の男女之を買ひ、凡そ参詣の男女神前に投ずる所の散錢、偶座間に留まる者あらば則ち其人福を得ると爲し再び其錢を請ひ得て家の珍と爲す」と見えたり(年浪草、古事類苑神祇部)...

イヌオ

物といふ。馬場上、目録の矢を用ひ、犬を追射す、馬場は、弓杖七十杖四方、大小繩あり、俱に繞らしむ輪状を成す、小繩は馬場の正面に在り、徑弓杖一杖、大繩は其外に在り、長二十一尋、(單に繩と云ふは大繩を指す)其周圍に砂を敷く、是を繩際と云ふ、射手は之に馬を乗入れ、繩に向ひて矢を注ぐ、時に犬放の者小繩の内に犬を入れ、検見の報を待ちて、犬を放つ、射法は、犬の小繩内より出て、將に繩を越えんとす、未だ越えぬる際、於て爲すを正式とす、されども矢所には賞と不賞とあり、矢所とは、犬に射中したる所を云ふ、之に弓手、押交、馬手、馬手切等の數稱あり、賞すべき所なければ、更に犬を繩際の外に追ひて之を射る、是を外の犬と云ふ、○犬は白犬にて百五十正なり、其犬をかくには、藤又は繩にて筒をはめて繩を食切られぬ様にす、二尋許を二に折りて折目を犬の首にかけて男結にし、寬に結ぶなり、是を首繩或は首玉とも云ふ、名所は、頭を物がし、兩目の間の上を「ミケム」、背を「カセナカ」、腹を「ミナシハラ」、尻を「ホソツリ」、後足の節を「カラスカシラ」或「ハリズネ」とも云ふ、又犬の頭足は尾をば射ぬ法なり、

イヌガ

す、之を矢代と云ふ。國語源流牛追物に起因せりと云ふ、最初の所見は後堀河天皇貞應元年とす(或は神功皇后三韓征伐の時とす、源賴朝の時とす、或は實朝將軍の時始ると云へど、共に確ならず)爾來盛に行はれしが、應仁の亂後中絶す、元和八年島津忠久之を再興して後世に行はる、詳しくは圖に就て參看(犬追物圖説、古事類苑武技部)

イヌガマ

犬鎌 犬追物の犬の首繩を切て放つ時に用ふる鎌を云ふ、犬放の人此鎌を腰にさして犬を引すへ居て、内検見の命によりて切放つなり(犬追物圖説)

イヌカミノコホリ

犬上郡 關西近江國國原郡延喜式に始めて見ゆ、萬葉集狗上に作る、古へ犬上縣の地に於て、景行天皇五十一年の紀に、犬上君あり、姓氏録犬上朝臣、犬上縣主を載す、和名抄に、神戶(カムベ)田可(タカ)沼波、高宮(タカミヤ)尼子、甲真、安食(アンジキ)清水(シヅノ)寶田(アナタ)青根(アヲネ)縣家の十一郷あり、扶桑略記、白河天皇承暦三年三月の條に、犬上四郡あれば、當時東西兩郡に分れたりしを知るに足らん、寛和頃より舊に復し後之に従ふ郡名異同一覽(國郡沿革考)

イヌカリ

犬狩 中古禁中にて犬を狩するを云ふ、藏人仰承りて下知す、所乘、瀧口弓筋を帶して所々に待居て犬を射るなり、所乘棟下に入て狩出す、犬狩を行ふには諸門を閉づ、物忌の時尤便ありと云ふ、鎌倉時代には召籠にて、衛士取夫棟下に入り狩出す、犬追物は是より出でしとも云ふ(禁秘御抄)

イヌクバウ

犬公方 徳川五代將軍綱吉をいふ、初め將軍嗣子を選びてより子なし、護持院の僧隆光曰く、是れ殺生の報なり、嗣を求めんとせば生物を愛し、殺生を禁ずべし、今將軍は成歲なれば宜

イヌク

く狗を受すべしと、茲に於て綱吉天下に令して殺生を嚴禁し、特に犬を保護せしむ、因て此名あり○綱吉隆光の言を聞き、殺生の禁を立てて狗を受するの令を下す、狗狂犬と雖も之を杖つことを得ず、狗を傷ふて死する者、狗を殺して棄せらるる者あり、若し病狗あらば隣伍相互に告げ醫を延びて治せしむ、又狗の子を生むあらば則ち官に告げ隣里更に之を守る、狗臥して路に當るあらば行人皆之を避く、凡そ殺生と狗を受せざるとに因り刑せらるる者幾人なるを知らず、且つ刑せらるる者其身にのみ止まらず、他に及ぶものありて民の疾苦すること甚だし、後將軍狗棄くして殺傷止まらざるを患へ、城西三十里中野の地に一里四方の小屋を造り悉く都下の狗を聚めて之に移し、狗監一人、吏二人、狗奴數十人を置き養はしむ、狗一頭の糞一人半日の食を與ふ、其數凡そ數千頭、群狗相闘し日夜吠聲數里に聞ゆといふ、トクカハツナヨシと參看(三五外記)

イヌクヒ

關犬 犬なくひ合する遊技を云ふ、増鏡に、相撲守高時と云ふは(中略)朝夕好むこと、て犬くひ田樂などをぞ愛しける、又太平記に、相撲入道かゝる妖怪にも驚かず、益々奇物を受すること止時なし、有時庭前に犬共集りて咬合ひけるを見て、此禪門(高時)面白の事に思て是を受する事骨髄に入れり、則諸國へ相觸て或は正税官物に奪て犬を奪れ、或は權門高家に仰て、是を求めける間、國々の守護國司所々の一族大名、十正二十疋飼立て鎌倉へ引進らす、内に飽錦を衣たる奇犬、鎌倉中に充滿して四五千匹に及べり、月に十二度大合の日とて定られしは、一族大名、膝を屈して見物す、時に兩陣の犬共一二百匹づ、放し合たりければ、入道(追合で、上になり、下に成咬合聲天を響かし、地を動かす(中略)云

イヌノ

イヌハ

イヌノコ 犬子 小兒のおびゆる時行ふ陸陽家の咒術をいふ、小兒を抱きて夜中他行する時、紅詣を以て小兒の額に、犬と云ふ字を書けば狐狸の類小兒をおびやかす事なしと云ふ、イヌノコと云ふは、印の子の義にて、祇園に詣るに兒に巫婆寶珠の印を捺す是なり、又一説に、犬の來の義にて、犬來て邪を防ぎ正を守らしむるの咒ひなりとて、小兒の額に犬字を臍脂にて書くなりとも云へり、昔時は「アヤッコウド」とも云ふ、大府記に、康和五年八月二十七日、東宮運御高松弟、戊四刻御出、宗通御領奉書、犬字、先日女房奉仕、爲房卿ノ子息顯隆御日記には戊刻行啓、依可奉書阿也部古人、事以予爲御使、被申説ことあり、又山城祇園社の守札も、イヌノコと云ふ、緒を以て小兒額に犬の字を印せしものと云ふ、一社祕訣の義ありと云ふ(貞丈雜記)

イヌハナシ

イヌハリコ

犬張子

犬の形せる箱をいふ、

イヌバコ といふ、産屋に用ひ小兒の傍に置く、寢を退くる爲めなりといふ、貞丈雜記に云、小兒誕生の時、犬箱を作りて小兒のそばに置く事、犬の性は正直にして寢障を退る物なり、之に依て犬の形を作りて置くなり、禁裏にて紫宸殿清涼殿といふ御殿の御帳幕の中に狛犬を作り置かる、又は几帳の傍にも狛犬を置かる、御慶几帳のかたがら風に吹き散らさせまじき爲めにおさへに用ふる也、榮花物語に、几帳の中のこまの目の光といふ事あり、又源氏物語枕草子にもあり、天子即位の時承明門の左右に銅の狛犬を置かる、是皆寢障を退るの意にて置かる、也、その用は門の扉を風にあほらせまじき爲めのおさへにする也、犬はりこを小兒の傍におくも狛犬の心なり(小兒の夢におおはれてなく時、犬の子といひてまじなうも右の心なり)又婦人養草に、産衣をまづ此箱にさせ、初て其後手に著する、箱の内へは守り札、又は産室にて用る白粉巻紙、または眉掃などを入るなり、此張子は、奈良の法華寺といふ尼寺より天下へ出たりといへり、

イヌヒキバウシ

イヌビト

犬人

吠聲を發する卑人をいふ、神代紀に、吾子孫八十連恒恒當爲汝僕人、云狗人とみえたり、ハヤトを見よ、

イヌマネギ

イヌマル

犬丸

白河天皇御物の案名(樂家録)

イヌヤマジャウ

犬山城(乾山、乾峰)

イヌマシ

犬走

築地の外なる溝と築地の間に在る狭き空地をいふ、犬行とも云ふ、廣さ五尺を定制とす、新六帖に、信實、崩れそふやぶれついで、の犬はしり、ふまへどころもなき我が身かな、保元物語に、犬はしりに出で、た、かふなどあるも、御所の犬走を云ふなり、後世は城郭の堀にのみ其制遺れり(家屋雜考)

イヌマシ

犬放

犬追物の時の役名、犬鎌にて犬の首繩を切て犬を放すことを掌す、多くは河原者なるが、將軍自ら行ふ時には、純色、これを放つ、犬放は一人宛とす、常に河原者二百人計ありて、百五十人には百五十疋の犬を付け置き、五十人には繩際

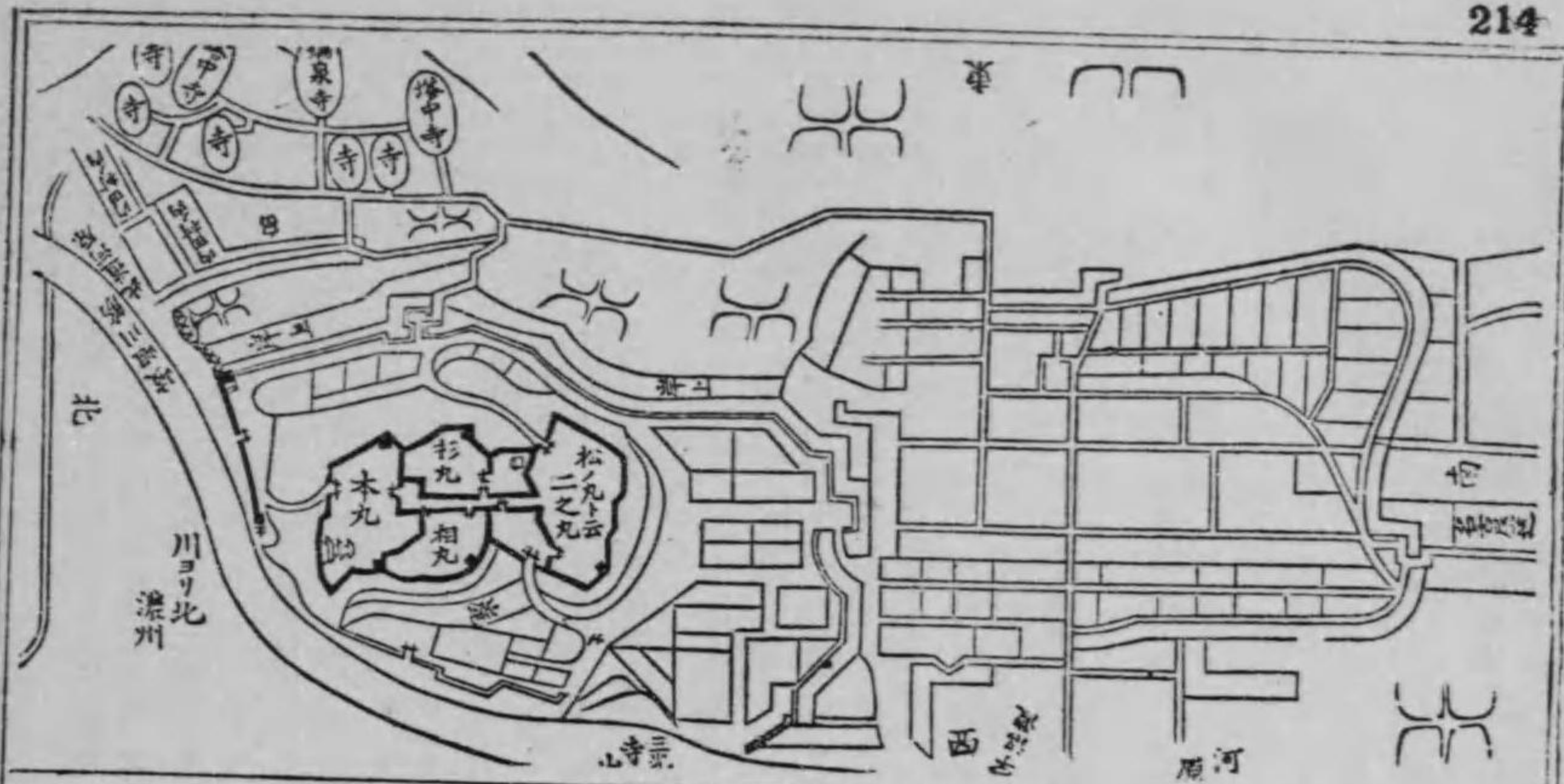
イヌマシ

犬放

佛壇の前に立つる

イヌマシ

佛壇の前に立つる



イヌヤ

イヌヤ

所在 尾張國丹波郡の北邊犬山村 尾張尾張人物志に、天文中新波元勳始めて、これを築くといひ、尾陽侯記亦同説なり、鹽尻に、犬山は中世以來妙法院門主の領なりしが、永享の末より新波氏主領して家臣織田氏領之、新波元勳始めて築城云々といふは従うべきに似たり、織田廣近始めて居城す、一説に延徳の頃木の下村に築き、天文の頃三孤地に移す、又一説に小口村城を三孤地に移す、又慶長の頃乾山の城を白山に移すと云へり、**イヌヤマヤキ** 廣近以來、敏定、敏信、信安、信康、信清相繼して居住す、其後柘植與一城代となる、元龜の初、織田信長池田信輝に賜ふ、後信長末子信房之に據る、天正中織田信雄、中川定成を城主となす、其後池田信輝、加藤泰景、武田清利、土方雄久、長尾吉房、三好秀俊等相繼して城主たり、尋て石川光吉、豊臣秀吉に仕へて十二萬石に犬山城に封ぜられしが、慶長五年石田三成に黨して敗北す、慶長五年徳川忠吉領し、小笠原吉次を二萬七千石に當城に封ぜらる、慶長十二年下總佐倉に移り、平岩親吉九萬石に封ぜらる、十六年封除せられ、十九年以後城代となる、元和三年成瀬軍人正成三萬石に封ぜられて此城に治す、爾後子孫相繼して明治維新に至る(主圖合結記、尾張志、明治政覽)

イヌヤマヤキ 犬山燒 尾張國丹波郡稻置

イネツ

村に於て製造する所の陶器を云ふ、一に丸山と名づく、其地犬山城邊にあるを以て此名あり、文政年間始めて支那製の吳須及び赤色の描畫を模造し、又本邦乾山燒の風を模す、今に至りて仍然り(工藝志料)

イネツキウタ 稻舂歌 大嘗會の時、神に供ふる稻を舂く時にうたふ歌をいふ、悠記主基の地名をよめり、新古今集に、大嘗會悠記歌奉りけるに稻舂歌、俊成、あふみのやかたの稻をかけたつみて道ある御代のはじめにぞつく、と見えたり、

イネンガウ 異年號 私年號(シネンガウ)を見よ、

イノウチウケイ 伊能忠敬 名諱字は子齊、東河と號し、三郎右衛門又は勘解由と稱す、神保貞恒の第三子、上總國武射郡小堤村に生る、後ち出で、伊能長由に養はれ、其家を繼ぐ、伊能氏は下總國香取郡佐原村の豪族たり、長由の時に至り、家産頗る衰ふ、忠敬嗣となるに及び、儉素を守り、奢侈を去り、朝夕祀勉し、や、産を復す、天明三年及び六年、兩度の關東大饑饉に際しては、私儲を開きて園里に賑貸し、近旁の村落亦その惠に與かる者多し、忠敬早くより星曆の學を好み、深蘊を極むるに意ありしが、家道いまだ復せざるを以て因循すること數年、寛政六年決然として産を子景敬に委ね、江戸に來りて高橋作左衛門至時の門に入り、西洋曆法を學び發明する處多し、殊に測量の術に精通す、尋て幕命により、寛政十二年閏四月、北陸道及び蝦夷地方、東南の沿岸、享和元年三月、伊豆、相模、二總、常陸、陸奥、同六月、三越、佐渡、能登、駿河、遠江、三河尾張の海岸を測量し、文化元年地方各圖を集めて進呈す、九年賞して原米を賜ひ、擢て、散手となし、日官に屬す、既にして又命を奉じ、山陽、山陰、

井ノウ

井ノウ

井ノウ

四海、南海の四道、暨蛟、對馬、十二年には伊豆七島及び箱根湖を測量し、尋て又江戸市内を測量し、十四年府内の圖成りて進呈す、後ち又命ありて、寛内與地全圖、及び度數諸行程記を修定せり、文政四年九月卒、年七十七、下谷清島町源空寺に葬る、實性朴直精力人に過ぐ、明治十六年二月正四位を贈らる、**井ノウヘウチ** 井上氏 姓は清和源氏、鎮守府將軍源賴信の三男賴秀より出づ、賴秀の子清實、信濃國高井郡井上に住し井上三郎大夫と號す、子孫依て井上と稱す(系圖摘要)

○賴秀 滿實 光平 光長 清長 忠長
長基 長實 長教 直國

直正 正實 正貞 正長 正直 正行
正信 正俊 正顯
清之 之正 之房 庸名 康尾

井ノウヘウチ 井上氏(上總鷲野) 姓は清和源氏清壽より出づ、清壽實は安倍倉橋廣の後裔、參河の住人安倍定吉の子なり、清壽の母定吉に嫁し、懷妊の後ち井上清宗(清宗は滿實より十八世の裔に當る)に嫁して男子を生む、即ち清壽なり、其子正就徳川家に仕へて功あり、元和三年側用人となり一萬石を加賜す、九年十二月老中に補し、三萬五千石に遠江橫須賀城に封ぜらる、正利の時正保二年六月常陸笠間城に移封、元祿五年六月一月正任美濃郡上城に治し、十年六月正任丹波龜山城に移され、十五年三千石加賜常陸下館城に移さる、尋て笠間城に移る、

享保三年三月一萬石加賜、前封合せて五萬三千石となる、四年三月正經陸奥平城に、寶曆六年十二月遠江濱松城に移封、文化十四年九月正陸奥棚倉城に、天保七年三月正春上野館林城に、弘化二年十一月遠江濱松城に移封せらる、子孫相繼して明治に至り、上總鷲野に移り六萬石を食み、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○清秀 正就 正利 正任 正孝 正之
正經 正定 正甫 正春 正直 正英

井ノウヘウチ 井上氏(下總高岡) 井上清秀の四男政重、寛永十七年六月一萬石に下總國高岡に治す、尋て一萬七千石となる、子孫相繼して明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○政重 政清 政敬 正郎 正森 正國
正紀 正胤 正城 正和 正順 正言

井ノウヘウチ 井上氏(常陸下妻) 正任の二男正長、元祿六年九月美濃國三千石を分與す、十一年甲斐參謀綱重の傳相に補せられ四千石加賜、叙爵遠江守と稱す、正徳二年常陸國下妻に封す、前封合せて一萬石、子孫相繼して明治に至り華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○正長 正敦 正辰 正意 正家 正廣
正建 正盛 正民 正健 正誠 正信

正兼 正巳

井ノウヘキンガ 井上金鏡 名は立元、又は文平、字は純綱、金峨、考繁、柳塘閑人の別號あり、折衷學派の祖、家代々肥を以て業とす、

金峨に至り儒となる、江戸駒込に門戸を開き徒を得く、初め西條侯の文學川熊峯に就て伊藤氏の學を修め、又井上蘭菴に從て物氏の説を問ふ、後ち其非を悟り、盡く學びし處を廢して、別に一機軸を出す、則ち訓詁は漢唐の註疏を取捨し、義理は宗明の諸家を折衷す、其詞章亦諸國の兩弊を排撃す、詩は中唐及び晚唐を取り、文は韓柳歐蘇等を推し、専ら流暢を主として括風を嚆す、所謂折衷學是なり、以來此説を唱ふるもの相踵て起り、爲めに東都の學一變す、又兼れて天文、相法、兵韻、弓馬、刀槍、鳥銃の術に通ぜざるはなしと、東叡山の宮に仕へて記室たり、天明四年六月十六日死す、年五十二、**井ノウヘリウ** 井上流 井上外記正胤の創めたる砲術の一派、又外記流ともいふ、○正胤は、播磨英賀城主井上九郎左衛門正信の孫、父を正俊といふ、初め酒井忠世に仕ふ、後ち秀忠將軍に仕へ、千石を食む、稻富直賢と砲技上互に容れず、天保三年九月十日稻富と争ひて之を殺し、己亦傷けられて死す(武術流祖錄)

井ノカミ 井神 井を守護する神にて、御井神(ミキノカミ) 又水倉神(ミヅヤノカミ)ともいふ、

井ノクマウチ 猪隈氏 藤井氏(フサキウ)を見よ、

井ノクマクワンバク 猪隈關白 近衛家

井ノク

寛(コノエイ(ザネ)を見よ、猪隈殿(近衛家實(コノエイ(ザネ)を見よ

井ノクマニフタウジユンタイジン 猪隈入道准大臣 近衛兼教(コノエカネノリ)を見よ

イノコシ

射道 中古、正月射禮の時に不参せる左右近衛、左右兵衛、左右衛門等が、射禮の翌日に、射を試みる儀式(射禮と同じく、建禮門に於て此事あり、兵部丞、名を唱へて射手を召し、六衛順次にこれを射る、正月には國忌ならば、三月に延引すること亦射禮と同じ(建武年中行事、公事根源、江次第)二年より始まる(建武年中行事、公事根源、江次第)

井ノコノイハヒ

猪子祝(玄猪) 年中行事の一、十月の亥の日に、餅を食して萬病を掃ふ祝をいふ、其餅を亥子餅、亥日餅、玄猪餅、御まいり物、御なり切など、稱す、此日に祝する、ことは、猪は子を多く生むが故に、子孫繁昌を祝するなりともいひ、また摩利支天を祭りて運を祈るなりとも稱すれども、政事要略、雜五行書、初學記等に、この日餅を食すれば、萬病を除き息災ならしむと見えれば、かくの如き信仰に基きたる行事たるを知るべし(建武年中行事、公事根源、江次第) 小豆胡麻等七種の粉を合せて製し、内蔵養より奉るなり、建武年中行事に、十月の予はくられうりまゐる、朝前にてまいらす、東宮年中行事に、「この月のひごに此を奉る、果女大盤所にまいりて、取り傳へ奉り上ぐ、又殿上にも掛へたり」とあり、猶詳しきことは後水尾年中行事女房私記に見えたり就て見るべし、武家にては、室町時代には、鎌倉年中行事に、白餅、赤豆餅、黒餅、衝重に積みて、胡麻

井ノヤ

の粉、小豆粉、粟の粉、ふち高に紙をしき、三種の粉を三所に置きて、御前に置く也、松の木にてりうこのせいにうすを作りて柳の木にて杵を二本作り強飯を白に入れ、三種の粉をかけてきれ二つをおしそるへ、右の手に取りて、女は命つぐさいわいと三きれついで食ふべし、男は命つぐつかさと三きれついで食ふべし(白強飯参る也)とあり、これ鎌倉管領家のことなれども、以て一座を推知すべし、江戸時代にては十月初の亥の日、連枝、溜詰、譜代大名、萬石以上以下、布衣以上諸役人番士等、將軍大廣間に出御手づから餅を賜ふ、是を手かちんと稱す、五ツ時(今の八時頃)式舉りて退城す、此夜下乗所及び大手下馬所にて盛んに篝火を焚く、大典にては夕刻より悉く戸を鎖し、御寮所の庭前に於て、諸役女



同様の餅を賜ふ、三の間以下の女中へは老女より賜ふ、また民間にては、牡丹餅などを製してこれを祝ふ、この日より家々爐を開き巨燵を開き、諸家共に來客人に火鉢を出すこと一般の習慣なりき、なほ藥中にて用ひたる白杵は別圖の如し(建武年中行事、公事根源、江次第) 起原詳かならざれども、藏人式に見えれば貞観以前より行はれしこと明なり、武家にては鎌倉の時所見なきも、室町時代には幕府、鎌倉管領家共に、このことあり、江戸幕府またおなじ(古今要覽稿、貞丈雜記、幕府年中行事、徳川世世錄)

井ノヤマジヤウ

亥山城 越前國大野郡、土橋庄、大野城の東邊(建武年中行事、公事根源、江次第) 此地古へ堀口氏政の城なり、文明三年朝倉經景、戌山城に居し、始めて此城を築く、天正二年本願寺の徒杉浦某兵を率ゐて此城を陥れ、大野郡司となり此に居る、幾も

井ノヤ

なくして織田氏の爲めに亡さる、織田氏原彦次郎正則を置く、天正十一年賤ヶ嶽の役、柴田氏に属せるの故を以て亡され、城亦廢絶す(古今要覽稿、貞丈雜記、幕府年中行事、徳川世世錄) 猪山城 阿波國徳島城を初め稱したる名、トクシマジャウを見よ、イノリノシ 祈禱師 王朝時代神佛に祈禱を爲す法師をいふ、祭花物語に、佛、神をたづねつゝ、いのりの師どもみさせたまふと見えたり、キタワシ(建武)

イノリフギヤウ

祈奉行 鎌倉室町兩幕府の職名、祈禱の事を司る(建武年中行事、公事根源、江次第) 鎌倉時代には水旱、疾病、妖災の類の事ある時は、評定衆引付衆の内にて、其奉行を承り、陰陽家、及び佛家に命じて祈禱せしむ、臨時の職なり、室町時代に至りては臨時の職にして、貞和四年七月道場を評定所に設け、實相院僧正増基に命じ、海内靜謐を祈らしむ、三川入道行護、安藝守成藤栗飯原某をして奉行として其事を管せしむ(武家名目抄、官制沿革略史)

イハ

射場 射禮を試みる場所、一に弓場と云ひ、又的場と云ふ○後世の制に依れば、長弓杖三十三杖(或二十六杖)、廣一杖(一杖は七尺五寸許)架(アブサシ)參看ありて的を懸く(マツ)參看又換物と稱して弱若くは香の類を的に代ふ、的の後に的皮を張る的皮を張と云ふ(コウ)參看其後に山形ありて矢の圍外に逸するを防ぐ、又射席あり、獸皮を以て之に充て射者の座とす、後世或は紙を以て用ひし、とあり○墩の傍に在て、矢の中否を報するものを的の申と云ひ、即ち司進なり、的に中る事あらば鉦を叩き、墩に中る時は白旗を以て中る所を示し、鉦を撃つ、的の爲に矢を防ぐに板を以て作る、之を芝と云ふ、射たる矢を拾ふ者を矢取、射禮の的を取て築に立

井ノハ

つものを、的立と云ふ、開射には制あり、念人あり、矢塚あり、又的付(日記付)あり、的付は射手の勝負を録するなり(古事類苑武技部)

井ノハ

位牌 佛敎にて死したる人の法名を書して、佛壇に安置するものいふ、儒敎の神主より稱せしもの、牌は籍なり、籍は簿書にて死亡の年月日を記すを云ふ、又靈牌とも云ふ(下學集、和辭雅、燼葉抄) 支那にては宋より始まるを以て、我國に傳はりしは蓋し鎌倉時代ならん、空華日工集に、位牌古無有也、自宋以來有之とあり、又儒訓彙に、位牌の字、朱子語類に見えたり、天竺の制法にもなく、神主の古式にもあらず、今云ふ所の位牌の形は、宮殿又はほらの體を模せし物にて、神道の靈座と號する物なりとも云へり、かゝれば白木成るべし、或は明の會典に靈首の式あれば、儒制に据たりとも云へり、されば靈祝牌より事起りたるにや、紙牌、齋家寶案に見えたり、我邦中世以來、牌子の屬享あれども、當時の如く、家内に位牌を安ぜし事はなかりき、又祠堂の祭祀は儒法なれば神主もいかが覺え侍る、神道家に神體招請の事あれど、家内に置事も見えず、一説に、位牌は牌位とも云ふ、もと公家の位ふだにて、へんと云ふ是なり、佛家に此名を借りて、亡者の神主に名づくる也といへり、と見ゆ、

イハ井ウチ

石井氏 姓は桓武平氏、四洞院家の支流平松權中納言時量の末子行豐始めて氏を稱す、行豐權中納言正二位となり、正徳三年薨す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖纂要、家譜、華族譜)

○行豐 行康 行忠 行文 行宣 行弘 行遠 行光 行知 行昌

イハ井ノコホリ

磐井郡 陸中國 起原詳しきことは後水尾年中行事女房私記に見えたり就て見るべし、武家にては、室町時代には、鎌倉年中行事に、白餅、赤豆餅、黒餅、衝重に積みて、胡麻

井ノハ

位袍 位色、當色の袍ともいふ、袍は朝服の表衣にて、其色一位より初位まで各定り、官人位によりて色の袍を着す、其袍を位袍と云ふ、また天皇の服御にて、黄龍染を位袍とも稱せり、推古天皇十一年十二月始めて冠位を定めし時、冠を以て差等を附し服制なし、大化に至り七色十三階を定め、服制も冠によりて制を立つ、織繡兩冠は深紫(濃紫を云ふ)、紫冠は淺紫(普通の紫、薄紫にあらず)錦冠は眞紫(濃紫を云ふ)、青冠は紺、黒冠は綠なり、天武天皇十四年七月初服の色を定め、明位淨位は並に朱華を着し、正位深紫、直位淺紫、勤位深綠、務位淺綠、追位深蒲萄、進位淺蒲萄と定む、文武天皇大寶元年の制、親王は深紫、諸王一位は深紫、二位以下五位以上は淺紫、諸臣一位は深紫、二位三位は淺紫、四位は深紫、五位は淺紫、六位は深紫、七位は淺紫、八位は深紫、初位は淺紫、無位は黃なり、然るに近古何時の頃よりか、紫の染法を失ひ、三位以上の服色は黒様となり、後には四位までも黒袍を着することなれり、因に云ふ、家人奴婢は黒黒衣を着すと衣服令に見えたり、權はイチヒまたクヌキとも云ひ其實にて黒染にするなり、服色の一覽表は位階(キカイ)の條に掲げたり參看すべし、猶ハウルの條を見よ(冠位通考、官制沿革略史)

井ノハ

遠方 王朝時代に於て、醫師が術を誤り、若くは藥法を違へたるの罪をいふ、法曹主要

イハカ

抄によれば、醫師の湯藥を和合し、藥名を照讀し、或は冷熱遲速を註し、井に針刺等を誤て今古の藥方本草の如くならずして人を殺す者は徒一年、又本方に違背し、詐て疾病を療し、財物を取る者は、盜を以て其罪を論ず、とあり、

イハカ

醫博士 宮内省典藥寮に隸屬して、諸藥方脈經を醫生等に教授する事を掌る、官位相當正七位下、唐名大醫博士と云ふ(建武年中行事、公事根源、江次第) 持統天皇五年十二月に醫博士務大參事自珍あれども、其制明ならず、大寶令の時、一人を定め置く(令義解) 岩城氏(羽後秋田) 姓は平氏、桓武の皇子葛原親王四代の孫、鎮守府將軍繁盛より出づ、世々常陸に住す、八代成衡に至り常陸府中より始めて奥州岩城に移り、成衡の二子隆衡岩城左衛門大夫と稱し、始めて岩城を以て氏となす、隆衡より十三代重隆に至り勢漸く大となり、豐臣秀吉の時十二萬石を領せしが、慶長六年貞隆徳川家康の爲めに岩城領を奪はれて江戸に居住し、元和二年八月信濃河内島一萬石に封ぜらる、其子吉隆、九年に出羽由利郡二萬石に移封、龜田城に居す、爾來世々相繼ぎ、明治維新に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族譜)

○繁衡 忠清 清隆 師隆 成衡 隆衡 隆守 義衡 照衡 朝義 常朝 清胤 隆忠 親隆 常隆 由隆 重隆 親隆 常隆 貞隆 吉隆 宣隆 重隆 景隆 秀隆 隆嗣 隆恭 隆忍 隆喜 隆永 隆信 隆政 隆邦 隆彰 隆長

イハキ

イハキカヅラ 磐木縷 押木玉綬(オシキノタマカヅラ)を見よ、

イハキニシヤウ 磐城平城 磐城國磐前郡平町西北隅の高丘、慶長七年島居忠政七萬石に封ぜられ、元和八年九月内藤勝政之に治す、延享四年三月井上正經治す、寶曆六年五月安藤信成移り治す、五萬石に封ぜらる、文久三年事を以て二萬石を削らる、子孫相繼ぎて明治維新に至る(磐城志、徳川加除封録)

イハキノクニ

磐城國

東は海西は岩代羽前、南は下野常陸、北は陸前羽前に接し、東西凡廿二里、南北凡三十三里餘、東山道に屬す、山脈南に走りて下野に連り、又東に支出し常陸と界す、岩代と犬牙錯綜して阿武隈川之を串流す、地勢隆窪一ならず、磯崎中に居り、瀬海一帶稍平坦、津海淺少廻漕に便ならず、昔時は陸奥國南部を稱す、元正天皇養老二年五月、陸奥國石城、檜葉、行方、宇太、巨理、常陸國菊多郡を割きて石城國を置、後ち又併せて陸奥國に入る、明治元年十二月陸奥國を分て五國となし、始めて本國を置き磐城と名づく、詳しくは陸奥國(ムツノクニ)を見るべし(地誌提要、國郡沿革考)

イハキノコホリ

磐城郡

古は陸奥國(陸奥)に屬す、後ち郡を建て陸奥に隸す、和名抄に、蒲津、丸部(マロベ)神城、荒川(アラカハ)和(ヤマト)磐城(イハキ)飯野、小高(タカカ)片依(カタヨリ)白田、玉造(タマツクリ)檜葉(ナラノハ)等十二郷あり、中世丸部、神城、荒川、和、飯野、小高六郷を割て岩崎郡を建て、檜葉、白田二郷を割て檜葉郡とし、蒲津は菊多郡に編入す、岩城系圖に、海道小太郎成衡藤原

イハキ

清衡の女婿と成り木部を領すと見えたり、明治二十九年三月木部磐前及び檜葉一區域と共に合併して石城郡と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハキヤマノジンシヤ

岩木山神社

陸奥國中津郡岩木村岩木山、岩城山權現と云ふ、今は國幣小社に列す、社説に、宇部志國玉命、多部比賣命、宇賀能賣命、延喜式に云ふ、白河天皇永保中岩城判官正氏京都に在り、遂に逢ふ、父を慕ひ母を伴ひ國を出て越後に至り、山角大夫に勾引せられ、母は佐渡に、二子は丹波に賣らる、山角大夫之を買ひ奴婢となす、津志王丸逃れ寺院に隠れ難を免る、安壽は大夫に責殺さる、後ち津志王丸本領を安堵せられ、兩大夫を殺し仇を復す、其後ち土人兄弟の靈を祭りて岩木權現と稱すといへり、元祿中修復す、明治六年國幣小社となる、例祭九月一日(和漢三才圖會、東遊雜記、官國幣社一覽)

イハクスフネ

磐城標榜船

天磐標榜船(アミノイハクスフネ)を見よ、

イハクニシヤウ

岩國城

岩國郡岩國町の右岸横山村、岩國の地は弘治元年陶晴賢兵五萬八千人を引率し、毛利元就を攻めんとて著陣せしことあり、又永祿三年元就雲州退治として出陣ある時、小早川隆景吉川元春等此地に於て豊後の大友氏と戦ひしことあり、慶長五年に至り吉川廣家に此地六萬石を分與す、遂に城を築き之に居す、子孫相繼ぎて明治維新に至る(徳川實紀、明治政覽)

イハクラウチ

岩倉氏

姓は村上源氏、久我晴通の四男具實、始めて岩倉と稱す、其岩倉に住するを以てなり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し公爵を授けらる(家譜、華族譜)

イハク

○具鏡 具起 具診 乘具 恒具 尙具 廣雅 具選 具集 具慶 具祝 具綱 具定(公) 具明(子)

イハクラトモミ

岩倉具視

名周丸、別號して友山と號す、又對鶴といふ、堀川康親の二子、岩倉具慶養て子となす、九年元服して昇殿を聽さる、安政四年從四位上に叙せられ侍從となる、人となり俊邁沈毅、風に皇室の衰微を嘆き、同志の人と相謀り經營策する所多し、公武合體の説行はる、や深く賛して和宮東下の舉となる、是が爲め佐幕黨の毒人なりとて、勅奏せられ終に勅命を蒙り、采邑岩倉村に閑居す、然れど心中勤王の有志と計策する所あり、慶應三年三月入洛を許され、尋て勅命を免さる、是より明治維新の大業を翼賛して功績尤顯著なり、明治二年樞密院に任じ正二位に進む、四年外務卿右大臣に任ぜられ特命全權大使となり、歐米諸國に使し翌年歸朝す、七年一月十四日退朝の時赤坂噴道に於て刺客の爲めに負傷す、十一年大勳位に叙せられ、十六年七月二十日薨す、年五十九、太政大臣を贈らる、品川海晏寺に葬る(系圖、履歷)

イハクラニフダウサキノナイダイジン

岩倉入道前内大臣 久我具實(コカトモザネ)を見よ、

イハクラノミササキ

岩倉院

冷泉天皇の中宮昌子内親王の院、山城國愛宕郡岩倉村大字岩倉に在り、

イハクラノミヤ

岩倉宮

名德成王廣御所宮と號す、順德天皇の第二皇子、承久

イハサ

イハシ

イハシ

イハサキ

岩崎

羽後國秋田郡、慶長中佐竹氏此地を領し、元祿十四年に至り、義隆弟義長に秋田新田二萬石を分封し、此に陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る(恩榮錄、武鑑、明治政覽)

イハサキノコホリ

岩崎郡

陸奥國(陸奥)に屬す、中世磐城郡の丸部(マロベ)神城、荒川、和(ヤマト)飯野、小高(タカカ)の六郷を割きて本郡を置、香妻鏡文治五年八月の條に、岩崎渡見え、正保圖本郡を載す、寛文中磐前と改め、爾來之に従ふ、明治二十九年三月本郡磐城及び檜葉の一區域と共に合して石城郡に改まる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハサマタヘ

岩佐又兵衛

イハシミツノハウシヤウ

石清水放生會

毎年八月十五日石清水八幡宮にて行ふ法會を云ふ、法會の當日に講ずる最勝王經の流水品に、長者子放三池魚の文あるを以て放生會と名づく、朝廷の諸節會に准じて、雅樂寮より樂人舞人を遣はし、又左右馬寮より十列馬各十疋を獻じ、當日奉幣使を立て、公卿以下参向す、宣命を内蔵寮の使に給ふ、上卿以下着御の後、行幸の儀に准じ、衛府兵仗を弼し警蹕を以て神輿を送迎す、公事根源に、早且にあはなを神輿くだらせ給ふ時は行幸の儀式にて、音樂の聲を止め、衣冠のよそほひ日にかやく、それにひきかへて還幸のありさま、神人法師

イハシミツノハチマングウ

石清水八幡宮

山城國久世郡石清水山、今は續喜郡男山嶋嶺、現今男山八幡宮と稱し官幣大社に列す、八幡大神、大帯姫命、比咩大神、清和天皇貞觀元年大安寺の僧行教の奏請により木工権允橘真基に勅し、宇佐宮に准じて六字の神殿を造り、明年に至りて御體を移奉る、貞觀七年四月和氣登龍を勅使として檜杵御鞍を奉り、十一年十二月新羅の寇賊を祈禱せしむ、十八年八月紀御豐を神主とす、此後世々相繼ぐ、紀氏は行教の族なるを以てなり、醍醐天皇延喜十六年幣帛使を遣し、馬十列を奉る、朱雀天皇天慶三年御封廿五日を充て、賊の平ぐを褒す、後ち百九十餘州に及ぶ、五年四月將門等を滅せし報賽に、神寶歌舞を奉り臨時祭を行ふ、石清水臨時祭(イハシミツノリウシヤイ)を奉る、此に始る、天祿二年東遊走馬を奉り、爾來毎年三月中旬日を祭日とす、圓融天皇天延三年二月臨時祭の供給は、内蔵寮より奉仕せしむ、天元二年三月始めて行幸あり、踏歌を獻す、後三條天

イハシミツノハチマングウフギヤウ

石清水八幡宮奉行

室町幕府の職名、石清水八幡宮の大小事を管す、慶應義塾開塾四年十一月布施輝正大夫入道を奉行とせしを始めて、寶徳中飯尾大和入道を停任せし以後再び置がず、社家

イハツ—イハテ

郡とし、光仁天皇寶龜二年三月の條に、磐田郡とす元慶五年十月磐田郡を割て山香郡を置く、又後世北方の地を割き豐田郡を置く、和名抄に、飯寶、曾能、(ノ)山香、(マカ)入見(イルミ)、小野(チノ)手柄(チカラ)、高花(カハナ)壬生(ニフ)野中(ノナカ)久米(クメ)小名、飯寶(恐らく重出)神戸(カミ)豐田(トヨクニ)等の郷あり元慶五年十月、郡南沿海の地山名郡に入り僅に見附一郷を存す、明治二十九年三月、山名豐田及び長上の三郡の一區域を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハツ

衣鉢、モハツを見よ、

イハツキジャウ

岩槻城、武藏國埼玉郡岩槻町、東北に元荒川の流あり、長祿元年太田道灌始めて築く、太永五年二月城主太田資頼、北條氏綱の爲めに攻陥されしが、享祿四年資頼之を復す、天文中大田三樂宮城を守り、慶長北條氏康と戦ひしが、遂に敗れて常陸に逃る、後北條氏政の次子氏房宮城を守る、天正十八年豊臣秀吉小田原征服の時同じく之を陥る、後徳川家康此地を領するに及び、高力清長を此地に封ず、慶長十四年三月悉く喪す、元和五年青山忠俊、九年阿倍正次、延寶元年板倉重種、三年戸田忠昌、天和三年松平忠昭、元祿十年小笠原長重、正徳元年永井尚敬等相次で封ぜられて此地に治す、寶曆六年五月大岡忠光二萬石(後加封三千石)に封ぜられ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(諸城變遷錄、新編武藏國風土記、明治政覽)

イハツツジ

岩躑躅、巖の色目の名、表紅に裏紫にて二月或は三月に之を着用す(藻鑑草、桃花菜)

イハテジャウ

磐手城、陸前國玉造

イハテ—イハド

郡(舊名岩手澤と稱す)初め大崎家臣氏家源正の居館、天正十九年徳川家康葛西大崎黨を討しての歸路、荒廢を修め此館を築き、伊達政宗をして之に居らしむ、慶長七年政宗仙臺に移り、第八子宗泰をして此城に居らしめ、子孫相繼ぎ此に居す(奥羽親跡聞老志)

イハテノコホリ

岩手郡(磐手)陸前國(舊陸奥國)大和物語に、陸奥國岩手郡とあるを始めとす、蓋し弘仁以後に建つる所なり、拾芥抄磐手に作り、吾妻鏡、寛知集、元祿帳等岩手に作り、爾來之に據る、後陸奥國を建つるに及び其管區に隸す、明治九年郡區編成の時南北岩手の二郡とす、明治二十九年南北二郡を合して巖手と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イハドノ

射場殿、中古禁中に置かれて弓を射る御殿を云ふ、ユバドノと訓す、其條に就て見るべし、

イハドノクワンチンタウ

岩殿觀音堂、相模國三浦郡久野谷村、古に岩殿村と稱す、關東札所の第二番、行基の開基にして、自作の像を安置せしが、後火災に罹り、今十一面觀音を置く、源頼朝以來代々將軍殊に信仰し、屢々參詣ありし事吾妻鏡に見えたり、寛喜二年十一月曾四願勸進して堂宇を再建す、後七年を逐て衰頽せしが、徳川家康關東入國の後、縣令長谷川七郎左衛門長綱堂宇を再興し、且つ申し請うて朱印五石を給はる、時に天正十九年十一月なり、熊野社、神明社等あり、別當岩殿寺は、海雲山護國院と號す、曹洞宗にして開山は行基なりと云ふ(新編相模國風土記稿)

イハト—イハハ

イハトワケノジンジャ

伊波止和氣神社、磐城國白河郡白河町の口白坂、舊白河の東開山にありしを今の地に移して開山明神と云ふ、天太玉命の子天石戸別命(又の名備石靈神、豐石靈)光仁天皇寶龜四年九月神封二戸を充て、仁明天皇承和十年九月從五位下を授く、後鳥羽天皇文治五年七月源賴朝白河關を越えて幣を奉り、藤原泰衡征伐を祈る(吾妻鏡、神祇志料)

イハナスノコホリ

磐梨郡(石无、石生)備前國古石无に作る、磐梨郡の地なり、後赤坂上道二郡に屬す、養老五年藤原郡に、稱徳天皇天平神護二年和氣郡に屬す、桓武天皇延暦七年六月、和氣郡東大川西を割て磐梨郡を始めて置く、和名抄に、和氣(ワケ)石生(イハナス)那磨(ナマ)厨背(カマセ)磯名(イソナ)物部(モノベ)物理(モトリイ)等の郷あり、正保國醫生に作る、寛文中磐梨に復す、後之に仍る、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イハハジメ

射場始、王朝時代に於て、毎年十月五日天皇弓場殿に出御ありて、公卿以下殿上人の賭弓を覽給ふ儀式をいふ、又弓場始と稱す、當日公卿以下殿上人束帯にて射る、懸物を設けて之を賞す、天皇弓場殿に出御ありて御座に弓矢を置き、御射席を設く、詳臣と共に親し弓を射給の意なり(村上天皇天曆元年親射の外所見なし)服裝射具儀式等の詳しきことは、西宮記、北山抄、江次第、吉部秘訓抄等に見えり、式目十月五日恒例なれども、或は十一月十二月に行ひ、朔日も一定せざるが如し、起原詳かならず、醍醐天皇皇泰元年閏十月十日射場始始めて見ゆ、爾來年々行はれしかど、毎に射手に乏きに因りて廢絶す、貞治五年の年中行事

イハヒ

歌合に、名のみ聞、今日のまゝの射席も今は昔としき忍ぶかなとあれば、當時儀式の既に廢絶せしや明なり、○典據は禮記月令に、孟冬天子乃命將帥講武習射御角力とあるに出でたるものなるべし、武家時代に於ける弓場始は、王朝時代に於ける射禮に比すべき者にして、茲に所謂射場始とは、性質が異にせり、弓場始の條に就きて見るべし(公事根源、古事類苑、禮式部)

イハヒカタ

祝方、室町幕府の職名、室町幕府年中恒例の祝儀、又は臨時の大禮、其他總て祝儀の儀式行はる、時、將軍の前に供する盃酒、又は相伴衆其他の役人等に供する酒肴を調進することとを掌る、康富記に見えしを始めとす、延徳二年七月五日、義植將軍宣下の儀ありし時、大草公友例に備ひて饗饌を調理す、而して大草氏は庖丁の一流を傳ふる家なるを以て、代々此職を務む、後ち進士氏行松氏等時々任用せらる、進士氏は禮式の酒を掌るを世業とす(宗五大双紙、年中恒例記、武家名目抄)

イハヒドノマツリ

齋戸祭、毎年十一月鎮魂祭のなり、結びたる天皇、皇后及び皇太子の御魂緒を、十二月神祇官の齋院に於て鎮め奉る祭を云ふ、イハヒドは齋庭の義なり、此祭は、吉日を撰びて行はる、延喜式祝詞に(前略)皇らが朝廷を齋院に堅磐に齋奉り、茂御世に幸へ奉給ひて、此十二月より始め來十二月に至るまでに、平けく御坐所御坐しめ給と、今年十二月某日齋ひ鎮奉りと申し見え、中臣此事を行ふ、料物には、綿一匹、五色帛各一尺、練一絢、綿一屯、儀文一尺、調布三端、唐布三段、木綿麻各二斤、米酒各一斗、鰯魚脂海藻各六斤、鹽二升、鹽水筥各一口、坏八口、砲一柄、櫛十把、食麩一枚を用

ふ(延喜式) 齋主神、經津主神(フツヌシノカミ)を見よ、イハヒノツエ、祝杖、卯杖(ウツエ)を見よ、イハヒノミヤ、齋宮、「サイグツ」を見よ、イハヒビト、忌人、上代の職名、齋人といふもおなじ、天皇御親ら奉仕し賜ふ御神事を扶け奉る職、書紀神代卷に、時勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕現作願齋、用汝爲齋主云々、顯齋此云云于國詩怡破見ことあり(古事記傳)

イハヒ

イハヒ

イハヒヒ、祝部、古代日用または祭事等に、食料もしくは飲料等を入る、に用ひたる土器の一種、齋齋、忌齋とも書す、祝部と書するは借字なり、○按ずるに、古語にて「へ」といへるは、後世の齋の類なり、故に記紀等みな齋の字を「へ」と訓みたり、主として飲料を入れしが如く、素盞鳴尊が、出雲の簸ノ川上に至り、八岐の大蛇を斬りし時に、酒八甕を醸したること古事記に見え、なほ貞觀儀式にある大嘗會の用度に、齋十口各受一斗五升とあるにてこれを推知すべし、而してその祭事に用ふるものは、特に齋齋と稱したり、書紀に神武天皇が嚴齋を丹生川に沈めて、神を祭りしこと見えたるもの、即ち、



祝部土器

れなり、蓋し齋ひ思ひて造り、また使用するよりの名にて、古く齋齋と稱せるは、祭器に限りての名なり、なほ祭事に與る氏族を齋部、神物を納むる處を齋藏、神に供する處を齋藏と稱するがごとし、蓋し後世に至りては、祭器と日用品との區別

イハヒ

イハヒ

イフク

べく、袖付衣といふは、尋常の袖に、なほ一幅の袖を縫ひ添へたる美服なるべし、なほ襟は、もと左衽なりしを、推古天皇の頃より、朝廷の官人等は續々右衽に改められたり、下級の細民はなほ舊來のまゝなりしが、養老三年令して、悉く天下の萬民をして衽を右にせしむ【奈良朝時代】に就きては、別にいふべきことなし【平安朝時代】に入りては、泰平打ち續くに從ひ、人々容儀をつくるひ、衣服も漸く華美となり、衣服の種類も、前代に比して多くなりたり、まづ、男子の服装よりいへば、親王以下諸臣の服する禮服には、玉冠、大袖、小袖、單裳、表袴、大口、綾、玉佩、牙笏、彩、履等あり、天皇には袞龍の御衣あり、これ等は第一の禮服として、大祀大禮の外に着することなければ、使用の場合甚だ少し、通常の禮服として、天皇より諸臣に至るまで、公事朝拜の時に用ふるものを東帯とす、東帯には、最上に着するを袍といふ、縫肢開腋の二種あり、其下に着するを下裳といふ、背の裾長く地に曳くを常とす、裾と下裳との間に半臂を着ることあり、下裳の下に和單を着る、而して下裳に着するものには、最上なるを表袴といふ、其下に大口を穿つ、また小口の袴あり、頭には冠を被むる、武官は其兩側に綬をつけ、また綬を巻く、足には靴を穿ち、其上に履を用ふ、武官は笏をもち、武官は肩に、矢を挿したる胡篋を負ひ、手に弓を携ふ、また神事の時には、袍の上に小忌衣を着したり、なほ東帯を省略したるものに直衣あり、略服なり、之を着する時は下裳を省き、表袴の代に指貫の袴(半袴)を穿つ、其他狩衣、直垂、水干、小直衣等あり、女子の服装には、唐衣、裳、表袴、袖、袴、領巾、帯等あり、唐衣は表着の上に着用するものにして男子の袍に相當す、禮服なり、表着の下に和を着る、和は麗ぬるこ

イフク

と二十餘枚に至るもあり、後には其數を五ツに定めたるがゆゑに五衣といふ、其下に打衣、單などを着る、體の下部には和の下に袴を穿ち、後に表着の上に裳を着く、此外なほ小袴、細長、汗衫等あり、爾來京都公家の服装は右に述べたるが如くにして江戸時代の末年まで大變せざる所なし【鎌倉時代】武家にては、平生直垂また水干を着し、烏帽子を冠れり、侍郎等などは、直垂、水干の袖長くして、動作に不便なるを厭ひ、これを省くもの少なからず、之を手無といへり、庶人は烏帽子、袴を着けたれども、直垂水干等を着ることなし、武家の婦人が家居の服装も、男子の如く簡樸質素なりしが如し、また建長五年には、幕府新令を布きて、諸家女房の裝束を制し、五衣に練貫以下の過差を禁じたることあり【室町時代】武家の服には素襖あり、其名鎌倉の頃には、また見えず、此期に至りて始めて之あり、略服なるがゆゑに、正式の時は之を脱ぎて直垂を着したり、素襖をまた上下といへども、一般に上下といふは、手無に袴を着けたるものにして、上下同色同紋なるをいひ、應仁以後武人の平服には尤行はれたり、直垂は専ら武人の禮服なりしが、足利義滿治世の頃より、公家にも之を着用するに至り、無位の武士は布直垂に革の緒をつけ、之を革緒の直垂といふ、布直垂に家の紋を付することは、この時代の初より行はれ、後世之を大紋といへり、なほ戦國の頃よりは十徳、羽織等をも生じたり、女子の服は詳かならざれども、武家にて禮式の時には、帯を結びたる上に小袖を打ちかけて着る、之を徒衣といひて、公家の五衣に當れり、後世「カイドリ」と稱す、帯は男帯の廣さ二寸ばかりあり、左右を論ぜず、一方の脇にて片膝に結びたり、されど前にて結ぶを正式とす【江戸時代】此時代に於

イフク

ける服制は、公武共幕府の制定せる所にして、公家のは慶長二十年に成りし禁中條目に之を規定せり、武家の、元和二年に略に整ひ、三代將軍徳川家光の時に至りて、概ね規定せられたり、直垂袴衣等を以て正裝と爲すこと、なほ鎌倉室町の舊制に從へり、即ち直垂は將軍以下、諸大名等侍從以上、三位以上、五位諸大夫以下は布衣を用ふ、素襖は平士、及び國持大名、侍從以上の家臣の着用する所なり、其他長袴半袴等あり、大小名以下、將軍、世子も通じて禮服用ひたり、なほ大禮には將軍諸大名等は衣冠東帯を用ふるの制なり、其他民間等に於ける衣服の變遷に就きては、到底記述するの繁に堪へざるがゆゑに凡て省略に從ふ、而して、衣服の各種類に關しては、各其條あり、就きて見るべし、冠(カシムリ)、位階(キカイ)禮服(レイフク)朝服(テウフク)制服(セイフク)衣冠(イカワン)東帯(トウタイ)十二單(ジュニヒト)女房裝束(ニヨウバウサウヤウク)參看(日本制度通、徳川世世、藤岡氏日本風俗史)

イフクイカツチナルイカツチヨシヌオ 氣吹雷響 雷吉野大國栖御魂神社 大國高市郡今の飛鳥川の東雷土村雷岡に在り、もと吉野郡國栖村にあり、後ち波多郡福山に移す○九頭明神とも云ふ 氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社(吉野大國栖御魂神社)蓋し吉野郡國栖の祖靈神(別神なり)

イフスキノコホリ 掛宿郡 薩摩

イヘカカ

國語和名抄に、掛宿郷あり、後ち掛宿氏之に居す、後世世て指宿に作る、寛文中より掛宿に復舊す、明治二十九年三月頭姓、給梁の二郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

井フシジン 位分資人 資人(シジン)を見よ、

イヘカカ 家抱 江戸時代、その風俗により祖先より代々召仕の者に、地所を付與して家來同様に取り扱ひたるものをいふ、諸國にて、門屋、庭子といひ、西國にては名子とも稱す、地方凡例録に、百姓の譜第の下人なりといへり○明治五年八月家格を立て、取扱を異にすることを禁じ、其名を止む(法令全書)

イヘガラ 家柄 名義指目正しき家、並に家格をいふ 地階 其起り詳かならずと雖も、古へ我國の風民族を重んじ家系を尊ぶより自ら胚胎せり、王朝時代藤原氏政權を執り攝關は必ず我家の有と爲し、其子孫は一定の官位に叙任せらるることとなりてより、遂に攝家、清華、大臣羽林家などの家柄あるに至る、而して其家柄にあらざるものは、賢才ありと雖も一定の範圍より進むこと能はず、江戸時代に至り、殊に其制を立て諸侯の家に依りて官位の初叙、昇進を定め或は管中の諸所を別にし、或は兩海の制を立て、或は嫡子元服の時一字拜領の特典等あり、カカク(參看)有職中抄、柳菴秘鑑、武家覽要)

イヘシマノジン 家島神社 伊豆 播磨國攝津郡(今攝津郡)家島の宮浦○宮浦明神とも云ふ 仁明天皇承和七年六月官社に預り、醍醐天皇延喜の制名神社に列る、凡七月三十日祭を行ふ(神祇志料)

イヘタタニツキ 家忠日記 無卷

井フシ イヘタ

イヘカカ

數、萬本七冊、東京帝國大學にて刊行せる史誌叢書に載む 天正五年十月に起り、文祿三年九月に訖る、大凡十八年間の深海の松平家忠の日記なり、家忠戦争の餘暇自ら其見聞を筆記して備忘に備へしもの、當時列國の情狀、諸將の動靜より、徳川氏君臣拮据經營の跡に至るまで、片言雙句皆實録にて、其梗概を見るに足る、原本島原松平氏に藏す、今傳ふる所の者横濱小本七冊書體實録なり、明治三十一年大學にて刊行す(家忠日記、家忠日記考)

イヘタタニツキソウホツ井カ 家忠日記 記増補追加 二十五卷、寫本廿五冊 松平家忠の戦争の間筆記する所者を見て、志を起し、治世に文を以て行ふ士道なりと、家忠の日記を本とし其説を敷衍し、十五年にして稿を脱す、文祿三年以上を増補、慶長元年以下を追加とす、寛文三年向陽林子序、五年仲秋癸題、八年戊申宗家主殿頭忠房の跋あり、此書家忠の日記を基とすれども、體裁記述面目を異にし、行文片假名を用ひ、材を他書に取り、續拾補足選擇の間眞偽混じり、誤るもの少からずと雖も、元和以來徳川氏の創業を記述し、集めて大成するもの、此書を嚆矢とす 松平家忠の孫忠冬、深澤松平の支流(家忠日記増補追加、家忠日記考)

イヘツカサ 家司 「クイシ」を見よ、

イヘデ 家出 不身上にて妻子を養育し難く、立退きて身を隠すをいふ、江戸時代の用語、凡て同居の者立退きし時は脱落にて、立退とは詞ばかりにて名目にあらず(地方凡例録)

イヘヌシ 家主 「ヤメシ」を見よ、

イヘノラサ 家長 戸主に同じ、「ヨシユ」を見よ、

イヘタ イヘノ

イヘカカ

イヘノコ 家子 武門の庶子、及び分家一族等をいふ、王朝時代の末、家族各地に興りて兵馬を蓄へ土地を領有する者多く、大なるを大名、小なるを小名等と稱し、其氏族遊行するに從ひ、本宗を號して總領といひ、族類を家の子と稱することとなり(武家名目抄、俚言集覽)大塚傳記に、本領を持つる名代の人を奉公するを家の子といふ、一家の端なれども本領重代の名字懸る所なき人を家の子といはす家人といふといひ、退肆抄に、昔將軍家御上洛の時、京師にて人のいひし諺に、酒井雅樂頭は家子の第一、井伊掃部頭は郎等の第一といひし也、家族を家子、家從を郎等といふ也とあり、

イヘノモン 家紋 「カモン」を見よ、

イヘモト 家元 江戸時代に於て、技藝の正統を傳へ來れる家をいふ、なほ本家といはんが如し、

イヘヤスノシテンウ 家康四天王 徳川家康腹股の臣、井伊直政(キイナホマサ)本多忠勝(ホンタタマカツ)榊原康政(サカキハラヤスマサ)酒井忠次(サカキタツグ)の四人をいふ、詳しくは各人の傳を見よ、

イホトノミヤ 廬戸宮 黒田廬戸宮(クロダノイホトノミヤ)を見よ、

イホバラノコホリ 廬原郡 關西 駿河國 京行天皇紀に、阿倍廬原國とある地にして、廬原公、廬原國造等の居りし所なり、和名抄に、西奈(セナ) 大井(オホキ) 河名(カハナ) 廬原(イホハラ) 蒲原(カムハラ) 息津(オキツ)等の郷あり、元祿園庵原に作り、以後皆之に仍る、天保郷帳、イハラと訓み、爾後「イハラ」イホハラの兩訓を用ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イホリ 廬 假稱の小屋をいふ、後ち専ら庵

イヘノ イホリ

イホリ

室の意に用ひたり、倭訓栞に、日本紀及び和名抄に、替をよめり、軍替也、或は處をよめり、田中を主とす、田のいほり、柴のいほり、谷のいほり、花のいほりなど、歌により、萬葉集處入とも書り、又野べにいほりてとよみ、曾丹集にも、いほりてをらんとよみたり、軍中旅行農耕のかりそめわざを知るべし云々といへり。

イホリテン

庵點 文句の肩書に施したる「」の如き點をいふ、武者物語に、首帳にイホリ點を用ふる故に、人の名などに此の點をかくるは忌むべきものなりといへり、今其例を出せば左の如し、(俚言集覽)

討捕首注文之事

「首一渡部兵左衛門 山田治部左衛門 討捕太刀下

「首一名字官 名字官 鑓下

「山下助左衛門 名字官 生捕之

右の二色の點の内、云々(二色とは首一とせる二ツをいふ)

イホリノノミヤ

廬入野宮 檜隈廬入野宮 (ヒクマイイホリノノミヤ)を見よ。

イマ井力ネヒラ

今井兼平 名は久綱、帶刀左衛門と稱す、入道して宗久と號す、父を宗久といふ、茶匠、父及び千利休と并せ三宗匠と稱せらる、豊臣秀吉に仕ふ、大藏法印に擢せらる、秀吉の薨後、徳川家康の寵遇を受く、攝津住吉に住し、三百石を領す、大阪の役起るに及び大阪の藩宗藩父子を悉く捕へて禁錮す、後、織田有樂齋の爲めに救はれ徳川氏に屬す、寛永四年四月十一日死す、年七十六(茶人系傳、茶人系譜)

イマ井

早くこれを絶つべしと、義仲用ひずして、遂に義高を出して質と爲す、壽永二年平維盛大舉して來攻し、越前國越前山城を陥る、兼平即ち兵六千を率ゐて越前に入り、平盛後と般若野に戦ひて大に之を敗り、二千餘人を斬る、既にして義仲の法住寺殿を犯すや、兼平兵三百餘騎を率ゐ、瓦坂より進みて、火を宮殿に放ち、自から射て清原近業を斃す、源義經、同範頼等頼朝の命により來り討つに及び、之を勢多に拒ぐ、會々宇治橋守を失し敵軍師に入るを聞き、殘兵を率ゐて歸洛し、義仲に粟津に遇ふ、散兵や、集り四五百騎を得たり、遂に於て再び東兵と戦ひ、義仲の兵死傷殆んど盡く、兼平自裁を義仲に勧め、單騎搏戦して追兵を逐り、義仲の既に死せるを見、刀を口に衝み馬より投じて死す(大日本史)

イマ井リウキウ

今井宗久 名は久秀、彦左衛門と稱す、入道して宗久と號す、父を宗久といふ、茶匠、父及び千利休と并せ三宗匠と稱せらる、豊臣秀吉に仕ふ、大藏法印に擢せらる、秀吉の薨後、徳川家康の寵遇を受く、攝津住吉に住し、三百石を領す、大阪の役起るに及び大阪の藩宗藩父子を悉く捕へて禁錮す、後、織田有樂齋の爲めに救はれ徳川氏に屬す、寛永四年四月十一日死す、年七十六(茶人系傳、茶人系譜)

イマエタリウ

今枝流 今枝左仲が創めた

イマヲ

る劍術の一派○左仲は、相模國鎌倉に住し武藝を好み、諸流の奥旨を極め、これを綜合して、天保の頃遂に一派を立つ、此流の教足の運び甚だ難し、勝負するに上構、うけ構、はれ構などあり、當流の極意二刀にて紅葉重、新き位などいふあり(武術流祖録、擊劍叢談)

イマヲジャウ

今尾城 美濃國安八郡今尾村 文明中齊藤氏の徒士中島重長始めて此地に築き住し、四代七十年に傳ふ、後高木無樂此城に移り、織田信長に従ひしが、尋て池田勝入の臣森寺、戸倉等之に居す、天正十五年市橋長勝二萬五千石を以て此地に封せられ、慶長五年石田三成の黨丸茂三郎兵衛を討つる功により徳川家康より一萬石を加増せらる、十三年伯耆矢橋に移り、元和五年尾張家の領地となり、國老竹腰山城守正信三萬石を領知し、此に館を構へて居住し、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新報美濃國志、流陽志略、明治政略)

イマカガミ

今鏡 十卷 大鏡の後を繼ぎて、後一條天皇壽三年より高倉天皇壽應中に至る、十三代百四十餘年の天皇、及び道長の子頼通以下基房に至る藤原氏の紀傳を基とし、それに附屬せる種々の逸話を和文にて記したる歴史なり、本書一名續世繼、又は小説といふ、今鏡と稱せらるは、序文に古をなみ今をなみ今をなみといふことにてあるに古もあまりなり今鏡とやいはいはし又をなみとさしげなる程より年も積りしもしらさ、みめもさしやかなるに小鏡とやつつしとあるにて明なり、續世繼とは、榮花物語を世繼物語といへるより稱し、小鏡も亦大鏡に對してつたつたるものなり、未だ詳かならず、黒川春村は、水鏡の作者中山内府忠親といひ、屋代弘賢は、源内大臣通親なるべしとい

イマガ



ふ、此書作りしは高倉天皇壽元年ならんといふ、頃鼠漫筆に、此書を作り出でしは、高倉庚寅と序文に見えて論なけれど、實は前年の春などの程より書き初められしなるべし、其徴は、第八はらゝの御子の巻に宰相中將家政と聞えし御女待賢門院におはしましけるも、鳥羽院の御子生み奉り給へりし吉田の齋宮と申しき、それも失せ給ひて八九年にもやなり侍りぬらんとあるにて知らる、此齋宮は鳥羽院第三の皇女にて應保元年十月三日薨去の由、一代要記に見えたり、應保元年より九年の後は即ち嘉應元年にあたり、れりといへり(今鏡、詳書一覽、比古遺衣、頃鼠漫筆)

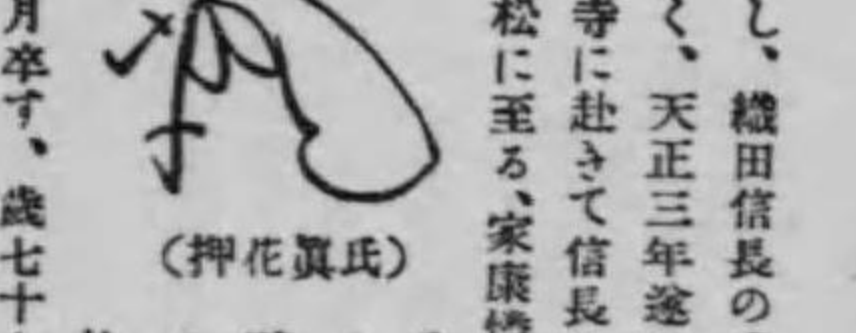
イマガハウチ

今川氏 姓は清和源氏、足利義兼の孫吉良長氏の二男國氏より出づ、國氏長氏の隱居地を相續して、三河國幡豆郡今川庄に住居し、今川四郎と稱す、子孫依て今川氏と號す、九代氏親より國漸く大、其子義元武略あり、駿遠等を合併し、終に尾張を平吞せんと欲し、永祿三年兵を進めて桶狭間に至り、織田信長の爲めに殺され、今川氏大に衰ふ、其子氏真信長に敵するを得ず、永祿十一年終に相模に奔る(今川記、系圖纂)

イマガ

氏如 氏長 高美一言氏 高尙一氏 繁一氏 恒 範高 範信 範主 範彦 義泰 義彰 義用 義順 範叙

イマガハウチサネ 今川氏真 幼字五郎、入道して宗嗣といふ、法名仙巖院豐山榮公、義元の長子、永祿三年五月從五位下に叙し、治部大輔に任じ、上總介と改め、相持衆に列す、父義元桶狭間に戦死するや、其封を襲ひ、漸く群小に親睦し荒濠度なし、國人呼き去るもの多し、十一年武田信玄兵を率ゐて來り犯す、諸城皆陥り、僅かに掛川、花澤、松枝等の數城を保つのみ、元龜元年正月信玄また來りて花澤城を圍む、氏真即ち妻孥を携へて小田原に奔り、北條氏康に據る、氏康之子氏政、氏真と撫養す、氏康の子氏政、氏真と撫養あり、之を殺さんことを圖る、氏真因て難を避けて徳川家康に投ず、家康爲めに八百貫の地を給して好遇す、後、畿甸に遊寓し、織田信長の盛大なるを欣悦してまた復讐の念なく、天正三年遂に遺寶子鳥香燈等を献じ、京都相國寺に赴きて信長に謁す、人之を醜とす、四年遠州濱松に至る、家康憐みて之を駿河に納る、十年信長武田氏を亡じし駿河の地を家康に加封するや、割きて氏真に與へんとす、信長聽かざるを以て謀遂に止む、氏真遂に食邑を失ふ、家康後に第を品川に給してこれにおく、慶長十九年十二月卒す、歳七十七、子孫世々幕府に仕へて高家とな



イマガ

イマガハエイコバン 今川永小判 室町時代に於て駿河國の領主今川の作りし金貨、宣秀補記に、駿州金とあり、又駿河小判、永小判ともいふ、永四貫小判、永二貫小判の二種、永四貫小判は一枚を以て永樂錢四貫文に相當す、故に此名あり、縦一寸九分、横一寸三分、重さ四匁五厘のもの、二匁八分五厘の模造品あり、永二貫小判は二貫文に相當し縦一寸二分五厘、横一寸二分五厘強、重さ二匁一分、金位執も下なり○此金蓋し後人の偽作ならん、慶長の定を以て推考すれば、永四貫を以て金一兩に當べきにあらず、又金一兩重さ四匁餘に製すべき理なく、且つ今川の時、金作りし事を開かざればなり(金銀圖録)

イマガハオホサウシ 今川大双紙 二卷、詳書類從四百十二卷に收む、馬、其他の式禮作法等に就きて、詳説したるものなり、即ち弓法次第、鷹の式禮、太刀等の式禮、賦式法、

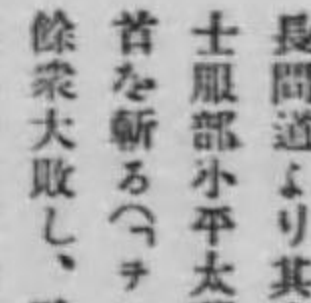
イマカ

陣具の式法、馬の式法、靴の式法、食物の式法、歌道の事等を詳述せり(今川貞世)

時に鎮西諸島の住民等騒亂に乗じて支那朝鮮の沿岸を犯すもの多し、高麗使を遣はして之を過めんことを請ふ、貞世命じて捕虜數百人を還し且つ其倭掠を禁ず、會々大内義弘反心あり、密に貞世を誘ふ、應ぜず、故を以て貞世を恨み、足利義滿に讒す、既にして足利義滿の鎌倉に據りて反するや、義弘遂に之に應じ、滿兼の書を以て貞世を招く、貞世即ちその書を義滿に呈す、義滿遂に貞世を京に召還し、會て讒を信したるを謝してこれを慰籍す、貞世大に喜ぶ、時に



(押花世貞)



(押花元義)

イマカハキ 今川記 卷四、改定史籍集覽十三冊に收む(内宮)富麗記とも稱す、今川氏歴代の記録にて、始祖國氏より氏親に至るまでの事實を主とし、京都及び管領等の事につき、關係しし事實を略記し、茶々丸敗死の所にて筆を止む、端書に、抑我等が父祖のいしへ勿論人の數ならぬとも、元は京都に祇候し殿中に交はり番役等も勤仕せしが、中比所領につき遠江に下りし後は、京都もみだれ公方にもたび(御没落の御事なれば、をのづから奉公の望も絶しにや、此一二代は今川殿の被官と成て、在國せし也、さるから駿遠參州の事はよくしれる事なれば、見聞し事たしかなるをば書かせ侍りかたりつたておぼつかなき事は略之畢云々)とあるを見れば、以て其性質の一斑を知らるべし(書評)ならずされども、奥書に、右四卷を前代之聞記と云、是は駿州蒲原住人齋藤道齋七十餘歳時記之者也」とあり、然らば齋藤氏の著か(今川記)

イマカハヨシモト 今川義元 法名天澤寺秀峰宗誓 氏親の三子、兄氏輝子なきを以て、後を繼ぎ封を受く(初め僧となり、善徳寺に住す、封を繼ぐに及び、從四位下治部大輔に任じ、駿河守を兼ね、天文十一年尾張を侵し、織田信秀と戦て之を敗る、廿二年冬河を侵す、尋で武田信玄の援を得て、北條氏康と戦ふ、互に勝敗あり對軍二月に及び、遂に義元信玄氏康と善徳寺に會盟し、信玄の女を氏康の子氏政に、義元の女を信玄の子義信に、氏康の女を義元の子氏真に配す、弘治元年八月

イマカハレウシユン 今川了俊 今川貞世(イマカハサダヨ)を見よ、イマキ 今木(今支) 貴人の御湯に入り給ふ時、被召召す生の白絹の衣をいふ、ユマキを見よ、イマキウチ 今城氏 姓は藤原、花山院家の分流の一、中山親綱の二男爲親より出づ、始め中山又冷泉と號す、三代定淳の時、今城に改む、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜) 爲親 定淳 定經 定種 定興 定泰 定成 定章 定國 定時 繁慶 定政

イマカハサダヨ 今川貞世 左京亮及び伊豫守と稱す、剃髮して了俊といふ、法名海藏寺殿徳翁了俊(範圍の子)足利義詮に仕へ遠江の守護となる、正平十四年義詮に從ひて吉野行宮を犯し、尋で細川清氏に從ひて、官軍を東寺に拒ぐ、既にして事を以て清氏と隙あり、十六年清氏南朝に歸順し、楠正儀等と共に京師を犯す、貞世防戦して利なく、義詮に從ひて京外に奔る、幾干もなかくしてまた義詮を奉じて京師を攻め、官軍を敗りて入洛す、後ち削髮して了俊と號す、建徳二年鎮西探題となり、菊池武光、同武朝等と戦ひて、軍屢々利あらず、天授元年少貳冬資と肥後に戦ひて之を斬る、

イマクマノ 今熊野 新熊野神社をいふ、イマシヤウノシロ 今庄城 前國南條郡、歸山の東北、今庄村(建徳元年)建置詳

イマタ

イマタチノコホリ 今立郡 越前國 越前天皇弘仁十四年六月丹生郡九都を割て之を建つ(和名抄に、芹川(セリカハ)大屋(オ)

イマデ

イマデガハカスエ 今出川兼季

イマデ

イマデガハキニユキ 今出川公行

かならず、延元元年法眼久經、九郎入道淨慶此城に據り、新田氏の兵袖山より金崎へ逼する時を支へたりといふ、朝倉氏の時、魚住景同此城に居る、朝倉氏滅後、織田信長に屬し丹生村を受く、後ち富田長秀の爲めに歎かれ、父子共に亡ぶ(古今類聚越前國誌) イマソノウチ 今園氏 姓は藤原、勤修寺家の支流、芝山宮内大輔國典の二男國映始めて今園氏を稱す、國映初め奈良興福寺中賢聖院の住職たり、慶應四年四月復師し、明治二年三月堂上格と爲り、八年三月華族に列し男爵を授けらる、今中賢聖院傳統の系を左に示す(華族譜)

○法印權大僧都興弘 律師興齋 僧都興算 權律師政策 擬講興政 法印權大僧都政策 擬講興政 法印英策 法印權大僧都英訓 法眼秀英 法印權大僧都榮學 法印大僧都長榮 國映 國貞

イマタイリ 今内裏 大内裏の焼亡して一時假りに移御し給ふ皇居を云ふ、今内裏にても、尙ほ大内裏の稱を用ひて、天皇のおほします所を清涼殿と云ひ、其他の殿舎宮門、皆本宮の稱號を用ひしが如し、一條天皇長保元年六月、内裏焼亡して小一條院へ移御せし間の事を、枕草子に書て、小一條院を(今内裏と云ふ、おほします殿は清涼殿にて、其北なる殿に(中宮は)おほします云々、今内裏の東を北の陣(朝平門を云ふ)と云ふ)とあり、

ホヤノ 酒井(サカキ) 味真(アヤマ) 勝月(カクツ) 勝部(マヘ) 中山(ナカヤマ) 船津(フナツ) 曾傳久(ソウヘク) 等の郷あり、其後東西二郡に分れ、後ち滅じて今南西郡、今北東郡と稱す、寛永中之を廢して舊に復す、寛永十一年の松平忠昌領目録に、今南西郡、今北東郡見え、正保國今西郡今東郡あり、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考) イマデガハキ 今出河院 藤原嫡子、出家佛性覺と號す(藤原左大臣實雄の一女、母は從二位榮子(龜山天皇の皇后、後宇多天皇の御母、文應元年十二月女御代となり、十二月從三位に叙す、同月廿五日女御、弘長元年二月中宮となる、八月皇后宮となる、文永八年九月崩す、年二十八、同日院號宣下あり(皇胤超運錄、女院小傳) イマデガハウチ 今出川氏 姓は藤原、開院家の分流、其祖は師範公の十一男公季より出づ、公季五代公實の二子通季四國寺と稱す、其五代の孫實兼の四子兼季、今出川に居す、因て氏とす、公衡の弟なり、兼季菊を好み、其亭に多く菊花を栽培せしを以て、世俗に菊亭と號す、清華の一にて、大臣大將を極官とす、明治に至り華族に列し侯爵を授けらる(家譜、華族譜) ○兼季 實尹 公直 實直 公行 實富 教季 公興 季季 公彦 晴季 季持 經季 公規 伊季 公香 公詮 實興 誠季 公言 實種 尚季 公久 實順 備季

イマデガハキニホ 今出川公直 今出川入道と號す、法名素懷(實尹の子 永徳元年八月内大臣に歴任し、永徳元年に辭す、應永元年三月右大臣と爲り尋で罷む、二年四月左大臣に任じまた辭す、同年六月出家、三年五月薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任) イマデガハキニリ 今出川公規 名林院と號す(經季の男、實は公信の二男) 實永十五年正月十二日誕生、天和三年正月累進して内大臣に至る、貞享元年十一月辭す、元禄五年十二月右大臣と爲り、六年八月罷む、十年十月廿六日薨す、年六十(公卿補任、大臣補任) イマデガハキニヒコ 今出川公彦 名上善院と號す、法名龍空(經季の子、 天文十二年七月内大臣に累進し、十四年六月右大臣に轉じ、十五年三月辭す、尋で左大臣と爲り十六年三月に罷む、永祿二年十一月出家、天正六年正月廿三日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任) イマデガハキニユキ 今出川公行 名後今出川前左大臣と稱す(實直の子、

イマリ

イマリヤキ

伊萬里焼 肥前國四松浦郡より製出する陶器の總名...

天皇天平寶字三年十月、伊美吉を忌寸と改めしめ、八年九月坂上河田麻呂を大忌寸となす...

イミナ 諱 死者生前の名をいふ、轉じて廣く名の意に用ひ、また時として諱の意にも用ふ...

イミカキ

齋垣 神社の周圍に廻らしたるな...

イミツノコホリ 射水郡 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミヤウ

異名 其人の特徴、又は行爲等より、他より呼びなしたる異稱...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミヤ

院 院に居し給へる上皇(若くは法皇)をいふ...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミヤ

イミヤ

イミヤ

院 院に居し給へる上皇(若くは法皇)をいふ、一時に二人以上います時は、區別して、第一の上皇を一院又は本院、其次を中院、新上皇を新院と申す...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

イミツノジンジャ 射水神社 越中國 國射水郡高岡定塚町...

インキ

を置くに及び、四宮となる。又院給とも院御給とも云ふ。院宮給の高は、爵、從五位一人、官、掾一人、目一人、史生三人を給ひ、又女爵も給せらる。東宮の給又之に同じ、但し女官なし。此外内官一人、助九兵衛尉近衛將監等の内を給せらる。又合冠合爵の特例あり。三宮は、貞觀中より給ひし事三代實録に見えたり。太上皇給は、光孝天皇の仁和中より、東宮給は、延喜頃より起りしなるべし。女院給は、正暦二年九月皇后藤原詮子出家して、東三條院の號を賜ひ、年官年爵を賜ひしに起る。江次第、除日抄大成抄、年給考。

インキフ

引級

引上げ授ける事を云ふ。香妻院文治元年十二月六日の條に、右府(兼實)有引級關東(依)令露中丹、被獻一通書云々、新編追加に、未行人(中署)所務相論之所、令引級敵人之間云々とあり。

井ンキフ

院給

院宮給、キンキウキフを見。井ンキヤウカ 韻鏡家 音韻の學に達したる人をいふ。寛永の頃、韻鏡の註を作りし僧有明、延享の頃、磨光韻鏡を著し學者に便を興へたる僧文雄、文政の頃、漢英音圖を著したる大田全齊等の如きは皆韻鏡家なり。音韻學(オンケンガク)參看(日本教育史)。

インキヨ

隱居

世の事に關はらぬ人をいふ。故實拾要に、是諸家上代、時者、相撰山庄、去塵境、不預世間之事、仍家督、人一切令支配者也。於家領者、以三分一爲隱居之活計分、於臨時之所分者、家之人不可知也。隱遁、人、難爲、裕形、優婆塞之道理也。於塵中、非可染、心と見えたり。皇極天皇位を御舍弟(孝德)に譲り、皇祖尊と稱し、其後持統、元明、

インキ

元正三帝讓位ありて太上天皇の尊號を受く、是を讓位受讓と稱す、即ち隱居家督の義勝なり。隱居の字は、香妻院元暦元年五月に見えしも、隱居の義なり。羅太平記に、我等(今川了俊)上意に叶て故殿(了俊の父範國)隱居のいとま申されて爲跡續召使はれし也とある、實に隱居の始めなり、然れども其實に行はれし事は、鎌倉時代よりあり、新編追加に、或及老老、或依病患、以所領所職、讓與子孫、給身暇(令)通世者、普通之法也と見えたり。江戸時代に至りても、尚ほ同じ、而して相續人は、父同様に行儀を賜はるの慣例となり、平民は、父の名を繼ぐを例とせり、明治維新後憲法發布せられてより、天皇隱居せらるることなきに至る、又人民に於ては、明治三十一年民法制定後、隱居は滿六十歳以上にして、完全の能力を有する相續人が、相續の單純承認を爲したる場合の外、爲すことを得ざる、こと定まる(續日本紀、香妻院、隱居論、相續編)。

インキヨ

隱居

江戸時代に於ける公卿及び士人の閑利、致仕退隱を命じ、食色を其子孫に給するをいふ、罪狀に因りて其食色を削り、或は隱居隱居、隱居差控など、稱するあり。隱居隱居は隱居の上、其家祿を子孫に給し一室に籠め置かない、隱居差控は、隱居の上誦讀して控へ居ることをいふ(徳川政治史料、古事類苑法律部)。

インキヨ

隱居

江戸時代、室屋内の四人に設けたる役名、上座の御隱居、隅の御隱居ともいふ、金銀其他の物品を預る役なり(徳川幕府刑事圖譜)。

インキヨウテンワウ

允恭天皇

御名は雄略朝開羅千、仁德天皇の第四皇子、母は磐長媛、第十九代の天皇、大和國遠飛鳥宮に都す、天皇姓氏の紛亂せるを憂ひ、氏族の詐冒を正

インキ

井ンク

さんとし、即位の四年詔して、諸氏の人を味懼岳に會し、神に誓ひて湯を探らしむ。在位四十二年にして崩す、壽八十、河内長野の陵に葬る(古事記、書紀、大日本史)。

インキヨサシヒカヘ

隱居差控

江戸幕府の刑名、隱居(インキヨ)參看。

井ンクワイクワン

員外官

大寶令の制に規定せる以外に、臨時に定置せる職員をいふ。光仁天皇元年六月の詔に、惟王之置三百官也、量材授能、職員有限、自技能後、事煩議、務稍繁、則量制官、仍置員外とあり。其始明ならず、京官にては、和銅四年十月式部員外少輔巨勢朝臣是人あり、地方官には、天平寶字元年七月日向員外藤原朝臣乙繩、太宰員外藤原豐成等史に見えし始めなり、而して地方官は、俸給配分を受くる爲めなるを以て、事務に預るを得ず。後世者多く、冗員増加し、徒に倉庫を糜費せしを以て、天應元年六月に至り、郡司軍殺を除く外、一切の内文武員外官は盡く解却したり(續日本紀、國司制之變遷)。

井ンクワイコクジ

員外國司

令制に規定せる以外に、定置せる國司をいふ、即ち正國司の外なり、員外官(キンクワイコクジ)の條を參看せよ。職務職なし、員外地方官は、職務繁多なるが爲めにあらずして、所得即ち公解の配分を得る目的なるを以て、任國に赴き、國務を妨ぐるを禁じたり。其始明ならず、史に見えしは、天平寶字元年日向員外藤原乙繩、太宰員外藤原豐成を始めとす、次で次官の見えしは、天平寶字三年上總員外介田中多太麻呂となす。天平神護の頃には、往々任國に赴きて却て國務を妨ぐる者あるを以て、二年十月之を嚴禁す、而して任命は一年に増加し來

井ンケ イムケ

イムケノリデ

射向袖

鎧の左の袖をいふ。

淫刑 淫に行へる刑罰をいふ、後白河天皇保元元年、崇徳上皇兵を徵し事を圖り給ひしに成らず、天皇藤原通憲の謀を用ひ、上皇の黨徒を招き降らしめて其首魁を斬り、源義朝をして其父爲義及び諸弟を殺さしめ、平清盛をして其叔父忠政を殺さしむ、諷諭中に行へるを以て、世に之を淫刑と稱せるが如きは、其一例なり(保元物語、百鍊抄)。

インケ



左の袖は、敵の射る方に向けて進む故に名づく、保元物語に、むれとの者共十六人からめ取るともりいむけの袖に立たる矢共おかりけ云々、太平記に、射向の袖をさしおさざし、或は射向の袖を敵て小跳進たりなど見ゆ。

インケン 隱劍 「オンケン」と訓む、同條を見よ。

インケン

隱元

諱は隆琦、隱元と號す、明國福州福清の人、姓は林氏、父は德龍、母は張氏、明神宗萬曆二十年生る、家道貧乏、學を止め、耕機を業として母を養ふ、後南海の普陀山に至り、大士(觀音)を禮し、崇佛の心を起し、歸省母を養ひ、母世を去るの後、國中の黃檗靈源に投じて僧となる、精修して奥を極め遂に臨濟宗の正傳を得て經山寺費隱の後を受く、後光明天皇承應元年將軍家綱利一字を創建せんとす、長崎興福寺の僧逸然(古石)台命を奉じ、東渡して隱元を招聘す、隱元應諾し、三年七月來朝す、時に六十三、初め興福寺に開法し、次で崇福寺、普門寺等に說法す、萬治元年冬江戸に至り、家綱に謁して龍過最も厚し、列侯群臣皆歸依するもの多し、終に家綱地を山城國宇治に賜ひ、寛文元年五月黃檗山萬福寺を創す、是れ本邦黃檗の始めとす、後水尾法皇深く是を信

イムコ

インシ

て、光仁天皇即位の初めには僅に一年餘にして、十數人の員外介任命ありき、是れ蓋し在京文武官は疎薄く、國利厚きを以て之を望むもの多きに因るなり、茲に於て朝廷其類と元費とに堪へず、寶龜五年三月勅して歷任五年以上の者は一切解却し、秩滿せざる者は、五年に滿つる毎に解任せしむ、翌年六月諸國の員外國司悉く解却せしめたり、然るに其餘解未だ全く止まず、寶龜十一年四月に、越後員外守上毛野稻人、上總員外介中臣馬主を任じたりき、桓武天皇天應元年六月に至れば郡司軍殺を除く外、一切の内官文武、員外官吏を悉く解却し畢れり(續日本紀、史學雜誌、國司制の變遷)。

井ンケ

院家

廣狹の二義あり、廣義には、諸寺の諸院をいふ、假令ば、仁和寺の大教院、法金剛院、蓮華心院、東寺の最勝光院等の如し、狹義には、寺務の本院を退きて、別に一院を構へたるものを、法弟の繼承したる所をいふ、後寺格となる、坊官故實拙記に、寺務退本院別構二院、其遺跡相續之仁體也、仍可然英雄之息等入、其室、大略同寺務、雖院家加僧綱一列之座也(於)官次者、院家寺僧之差別、有異論、歟、其身雖貴種、官無差異、故也と見ゆ、櫻葉に、門主の隱居所なりといへるは誤に似たり(雲上示正)。

井ンケ

院參

上皇、若くは法皇の御所に參上するをいふ(有職小傳)。

井ンケ

院參乘

院即ち上皇、若くは法皇に仕ふる公家を云ふ(職原紀事)。

井ンケ

淫祀

淫に行へる刑罰をいふ、後白河天皇保元元年、崇徳上皇兵を徵し事を圖り給ひしに成らず、天皇藤原通憲の謀を用ひ、上皇の黨徒を招き降らしめて其首魁を斬り、源義朝をして其父爲義及び諸弟を殺さしめ、平清盛をして其叔父忠政を殺さしむ、諷諭中に行へるを以て、世に之を淫刑と稱せるが如きは、其一例なり(保元物語、百鍊抄)。

井ンケ

射向袖

鎧の左の袖をいふ。

井ンケ

院參

上皇、若くは法皇の御所に參上するをいふ(有職小傳)。

井ンケ

院參乘

院即ち上皇、若くは法皇に仕ふる公家を云ふ(職原紀事)。

井ンター インチ

務之中、若不利於國者、同勸條貫、以備禮覽、
縱難可觸犯、勿有所隱、謀國之安、不在技乎者、
院宜如此仍言上如件、
三月四日
右少辨親經奉
(玉葉所載)

井ンダイ 院代

虛無僧寺の住持をいふ、
インチ 隱地、カナンチを見よ、
インチウチ 印地打

に石を打ち、勝負を争ふ遊戯をいふ、石打といふ詞の
轉じたるものにして、印地は當て字なり、
起原詳かならざれども、室町時代の末年に發生した
るもの如し、蓋し戰國争鬪の風を學びたるものな
り、瓦礫雜考に、印地は大勢にて石打つことなるべ
し、平家物語鼓判官の條に、公卿殿上人の召されけ
る勢といふは、向へつて、いんち、いひかひなき
土寇者原云々、また義經記、土佐房義經討手の條に、
土佐が勢百騎、白河の印地五十人かたらひ云々とあ
り、このこととは石より起りたるなり、その始
は書紀に、推古天皇二十六年秋八月癸酉朔、高麗遣
使貢方物、因以言、隋煬帝與三十三萬衆、攻我、
運之爲我所破、故貢賦停廢良公普通二人、及鼓吹
擊石之類、云々とあり(中略) 抛石は軍器なりしを
後世遊戯となれり」と見え、遊遊笑覽また同説にし
て、いづれも之を以て起原としたれども非なり、抛
石は武器にして術にあらざれば、印地打と關係なく
また向へつて、いんちなどいへるは、石を投ずる
術にして、やがて其者の關係をいへるなるべし、
なほこのことば係元物語にも、入丁職の喜平治のこ
とあり、秋の夜長物語にも、三丁職のきやう一房の
ことあり、當時投石する一種の武術ありしことを知
るべし、されど鎌倉時代の末年以後諸書に散見せる

インチ

處なければ、恐らくは中絶したるものならん、然らば
これより幾百年後を距てたる室町時代に生じたる印
地打を以て其遺風と見んば、當れりといふべから
ず、但し石打を印地打といふは、右に擧げたる書に



も見えて古言なり、蓋し印地打は、戰鬪の狀を學び
たる遊戯にして、殺伐の餘習に過ぎざるなり、もと
童子間に専ら行はれしが未だ季節にかゝらざりし

インチ インド

が後には端午即ち五月の節句に行ひ、なほ大人も、
これをなすこととなりたり、年中行事大成に、古へ京師
の兒童柳の小太刀を腰に横へ、頭巾を着し、山伏の體
に擬へ、曉に及んで、鴨川の邊に出、各左右に別れて
隊を成し、左右一同に鞭を打合相闘ふ、是を印地打
といふ云々、後には大人相混じ、甚しきに至りては
眞劍を相接へ、傷損する者多し、於是寛永年中より
一圓に停止せられ此事止みたれども云々と見え、
東照宮實紀附録に、五月五日兒童の戯として、隊を分
ち石もて打あふを、俚語にいんちうちといふは、石打
といふ詞のよこなまりにして、ふるより兒童とせ
しは、全く戰鬪争鬪の風、童部にもおしつりしなる
べし、君ばまたいとけなく、駿河の今川がもとに
おはしける時、石打見そなはさんとて、近侍の者の
肩に負れ、阿部川原に出ませしに、一隊は三百人あ
まり、一隊は四百五十人ばかりなり云々とあるにて
この概略を知るべし、延享の時制禁せられしこと辯
遊笑覽に見ゆ、されど地方によりて、なほ後世まで其
風を存したる所も多かりき、

インチヤリ

印地槍 確に目貫穴をもちます、
先をまけて目貫穴となしたる槍をいふ、印地は目貫
穴といふが如し、先を曲げて目貫穴となしたるも
同じ物を多く造るに、一々穴をもまんに、はか行か
ぬを以て新しく工夫したるなるべし(真經雜考)

インテン

隱田 カナンテンと訓む、同條を
見よ、

インド

印度 亞細亞洲の一國、身毒、震旦
西域、摩訶婆、天竺とも稱す、北はカフアリ
スモン、及び支那帝國に隣り、西は阿富汗及びペ
ルキスタンと境を接し、南は印度洋に面し、東は支

インド

那帝國暹羅國に界す、其面積凡百五十七萬四千四百
五十萬方哩、北緯八度四分より三十六度に至り、東
經六十六度より九十七度に達す、好望海角を回
りて、印度へ航路を發見したるは、西曆千四百九十
八年(後土御門天皇應永七年)葡萄牙人を始めとす、
是より葡萄牙人海岸に於て次第に植民地を開くに至
る、其後千七百年代の頃、和蘭人、英人、佛人、相
隨て來り貿易場を開く、葡萄牙及び和蘭人の權力
衰へくならずして衰ふ、千六百二十二年(後水尾天皇
慶長十七年)英人始めて植民を爲せしに當りてや、
彼千四百四十五年アルビに基礎を定めし「モナル」王
朝、當に其權力の極度に達せしなり、然るに千七百
七年(東山天皇寶永四年)「アラウカン」帝崩御の
後、印度帝國は五裂の狀に陥り、混亂の際地方の副王
等は、各其獨立を得んと務めたり、されば千八百年
代の中頃に至りては、「モナル」帝の威は、帝國の内
に行はれず、徒に虚器を擁して上に立つのみ、之と
同時に英人は漸く勢力を印度に得て、佛人と僅長を
競ひ、各土侯と相提携して互に擠排を務めしが、千
七百五十七年(桃園天皇寶曆七年)アラウカンの大
戰以來、英人の勢力頓に盛んに、終に千七百六十五
年には、ベンゴール及び中央印度に於て、英人最大な
る權を振うに至る、南方印度にては、「マッソル」の
君其獨立を守り固く風せざりしが、千七百九十九年
(光緒天皇寛政十一年)セリンガパトナム陥り、其獨立
絶ゆ、其後マラタの戰争起りしが、千八百十八
年(仁孝天皇文政元年)終に征壓の功を了る、錫蘭島
は、千七百九十六年和蘭人より一部を取り、土侯より
他の部分を受けたり、アラカン及びアナセリムは、千
八百二十五年蘭人より之を取り、ペグニウは千八
百五十二年に之を取り、ベナン、及びウエレスレキを

井ン

勝ひしは、千七百八十六年の事にして、シンガポール
を奪ひしは、千八百十九年、マラッカは元と蘭領な
りしが、千八百二十五年英人之を得たり、斯くして英
人の版東洋に振ひ、終に千八百七十七年(今上天皇明
治十年)英王は印度女帝の稱號を取るに至る、蘭領の
地は長く英領蘭領及び獨立蘭領と分れしが、千八百
八十六年に於て獨立蘭領、亦英の管下に歸し、上蘭
領の名稱を附せり、始めて我國に來りしは、天
平八年(西曆七百三十六年)南天竺の僧菩提、唐の
五臺山より轉じて來るを始めとす、延暦十八年(七百
九十九年)眞彌人伊勢國に漂著す、貞觀四年平城天
皇の皇子眞如法親王唐にいたり、遂て印度に渡らん
とし、七年長安を経て雲南より流沙を涉り、羅越國
に入る(今の老撾)、此地に於て猛虎の爲めに噬まれ
て獲ずと傳ふ、是より先、僧金剛三昧なる者、中天
竺に入りしといふ、爾來交通のこと詳かならず、
天文十九年(千五百五十年)僧了四、印度に至り佛
教を學び、兼て製法の法を受け來る、寛永の頃天竺
總兵衛等の到りしは、暹羅國なり、それより以前、
南蠻人との交通甚だしきを見る、或は其間に於て、
印度との交通ありしや未だ詳かならず(萬國地理萬
國歴史、采覽異言)

井ンノウチノメシツギドコロ

院内石

井ンノウマヤ

院版 「キノノミヤマ」
を見よ、

井ンノウクモン

院公文 院中の職員にて、
年貢の事を掌る、

井ンノウクラウド

院藏人 院に奉仕せる
藏人をいふ、四位五位四人あり、非藏人は要路郵便
(「エウツヤクツシ」參看)にて、總て禁中の藏人非藏

井ン

人に同じ、又所業も置けり(熊原抄後附)
井ンノゴシヨ 院御所 上皇、若くは法皇
の御居所を云ふ、又姑射の山、緑の洞、下居の宮、
仙洞、仙院、洞中、蟠洞、天山、芝洞ともいふ、
(有職小説、故實拾要)

井ンノゴフクドコロ

院御服所 上皇、
若くは法皇の御裝束の事を掌る所、別當を置きて事
を掌らしむ(拾芥抄、職原抄後附)

井ンノシツケン

院執權 院中の政
務を總攝するものを云ふ、別當の内より之に補す、
醍醐朝白河法皇、伊勢平氏忠盛及び源義家の職
勇を愛して之を親近し、昇殿を賜して院の執權とす、
これ院執權の始めなり、初めは別當の内専ら事を取
扱ふ者を云ひしが、後には一の職掌となり、後深草
院以後は、二人以上、多き時は六人に及びし事、洞
院家記に見えたり、尙ほ「キノノメヤマ」參看すべ
し(拾芥抄、洞院家記)

井ンノシツジ

院執事 院別當に同じ、「キ
ンノメヤマ」を見よ、

井ンノシユテナイ

院主典代 院中の
職員、録事の官なり、院宣院中の政等を記録する事を
掌る、官人の中文筆に堪へたる人を以て之に補す、
又藏人の出納を以て任することあり、二人以上七人
の時あり、代字は、新増權注職原抄に代字無三珠子
綱(天子奉公之人、又兼三院判官、主典也、然禁中官
與三院家官一紛亂、故加三代字、三院判官主典也)とあ
るにて明なり(江次第、洞院家記)

井ンノシヨウテン

院昇殿 上皇、若く
は法皇及び女院の御所に昇殿を許さるるを云ふ、

井ンノセイメン

院西面 院中の職員、院
の警衛を掌り、兼て盜賊を追捕す、西面武士の略稱、

井ノ

又ニシホモとも云ふ、北面に對するなり、院御所の四面に何候する故に名づく、武勇の輩を擧げ之に任用す、後鳥羽院の時、始めて之を置く、承久記に、四面は此の院(後鳥羽)の御宇にはじまりぬ、又々關東へ仰せて、弓とりのよからんものを十人すぐりて参らせよとめされしかば、うけたまはると申して、津田筑後六郎、静間若狭、兵衛彌五郎、筑井兵衛太郎、萩野三郎六人を参らせければ、上皇淺からずおぼしめしけり」とあり、承久三年以後廢す、

井ノチヤウ

院廳 上皇若くは法皇の政を行ふ所を云ふ、又女院にも院廳あり、應仁官廳或は役所と云ふが如し、別當、執事、年預、判官代、主典代、官人あり、後深草院以後廢年二人を定め、後小松院以後大別當を置く、嵯峨天皇位を遷れて後に嵯峨院に居す、仁明天皇承和二年刑部大輔安倍安仁を上皇に侍せしめ、院の別當とす、是れ院廳の權與にして、白河天皇遜位の後、院に居りて政を聽き、天下に號令せしに始まる、又女院廳は、正曆二年九月十六日皇太后陛下出家して院號を給ひ、院司を置きしより始まる、(三代實錄、女院小傳、職原抄後附、名目抄)

井ノチヤウクワン

院廳官 公文、院掌等の總稱、又官人とも云ふ、六位の人を以て之に補す、公文は院廳の事を記し、太政官の史生の如し、院掌は官掌の如く、院廳の警固を掌る(名目抄、職原抄後附、標注職原抄)○車等の事を掌る、山丞記文治五年十二月十九日、後白河法皇六條殿御移徙の條に、到ニ六條殿東四足門、放シ牛、鹿官八人布衣平履、引ニ御車、立御稱云々、下御之後引出御車(今東不撤)御車裝束ニ召次令守護之又黃牛昇立標標廳官等若ニ衣冠(役之)云々とあり、

井ノ

井ノチヤウノクダシフミ

院廳下文 院の旨を奉じて院廳の官人等連署して下す文書、首に院廳下とあり、別當判官主典代は必ず判官判官は時に應じて少きは五六人、多きは三四十人連署す、大概上下二段にして、上段は四位以上、下段は五位以下署するを一般の例とするが如し、左に一例を示す、

院廳下 丹波國吉富庄官等
可早以當庄爲神護寺領等
右件庄内於字部稱者、依源氏舊領、前左兵衛佐賴朝臣申請、所奉寄彼寺也、至于新庄、有別御願、同所施入也、若以件稱井庄可爲神護寺領之狀所仰知件、庄官等宜承知勿違失、故下、
元曆元年五月十九日 主典代總正兼皇后宮大藏大江朝臣(花押)
別當大納言兼皇后宮大夫藤原朝臣(花押)
權大納言藤原朝臣(花押)
民部卿藤原朝臣(花押)
權中納言兼左衛門督藤原朝臣(花押)
參議兼左大夫藤原朝臣(花押)
參議左大夫藤原朝臣(花押)
大藏卿高階朝臣(花押)
右京大夫藤原朝臣(花押)
從三位平朝臣(花押)
左近衛權中將兼加賀權分源朝臣(花押)
修理左宮兼左中辨兼皇后宮亮藤原朝臣(花押)
遣東大寺長官右中辨藤原朝臣(花押)
式部卿少輔藤原朝臣(花押)
權右中辨藤原朝臣(花押)
判官代勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣(花押)
木工頭平朝臣(花押)
右衛門權佐藤原朝臣(花押)
左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣(花押)
右少辨平朝臣

井ノチヤウノネヨ

院廳年預 院廳官人ノネヨを見、
井ノチヤウハジメ 院廳始 院廳官人ノネヨを見、
補せし後、吉日を撰びて事始を行ふを云ふ、洞院

井ノ

家記に、寛元四年二月十三日、今夜院廳始、院司相川大納言具實、土御門大納言顯定、吉田中納言爲經、新宰相定嗣、若殿上(不)居、變云々、代々居之歟、建久不居之由、見實實記之由、新宰相稱之云々、可尋、實實記、各加、眞名云々、次別當内藏頭惟忠朝臣、兼河守房名朝臣、右少辨藤原朝臣、右衛門藤原朝臣

口各着座、有三献云々と見えたり、
井ノツカサ 院司 院司、ケンウを見、
井ノツカドコロ 院仕所 院の召仕人の候する所を云ふ、錦々の御用を勤む(職原抄後附、名目抄)

井ノ

井ノツクモドコロ

院進物所 上皇若くは法皇の朝夕の御膳を調進する所を云ふ、兼中の御厨子所に同じ、三口中膳に、膳所名事、大内名御厨子所、院中膳進物所と見え、榮花物語玉のかさの巻に、世世皇太后崩御の時、三條院進物所かかれろすが、湯をわかつて差上たる事見えたり、拾芥抄、職原抄後附に、進物所御厨子所とあり、掲げ、増注職原抄に、進物所は外來の進物を置く所、御厨子所は朝夕の御膳を調進する所と云ふ、るはいか、あらん、職員に預ありし事は、山丞記、吉記、文治五年十二月十九日の條に見えたり、

井ノチヤウビト

院殿上人 院の昇殿を聽せしものを云ふ○御讓位記寛元四年正月二十九日の條に、殿上人四十五人被下云々、在位之時殿上人被聽定、先例皆流之、建久被追、後例、被云々と見えたり、又女院にも殿上人あり、

井ノチヤウ

院傳奏 院中の職員人々の請願等を取次ぎ奏聞し、又院の旨をうけ傳へて下に達する事を掌る、多くは院司別當の中、納言參議判官を以て之に補す、稀には北面の武士傳奏せし事あり、鳥羽院の時、北面武士季範季頼父子、院近く召仕られ、傳奏する折もありけり、源平盛衰記に見えれば、是より以前既に在りしなるべし、後白河院の時吉田経房を院傳奏とし、源頼朝天下の權を得るに及び、後白河法皇に奏請するに皆経房をして傳奏せしめたり、源平盛衰記に、吉田中納言経房補は、其比は勘解由中納言と云き、康直の性世に顯し、忠貞の譽隆なれば、源二位今度院奏しけるは、大小事向後経房を以て、奏聞すべし、由中々けり、平家の時も大事をば此補に申合せされ

井ノ

井ノハウクワンダイ

院判官代 院中の職員、院内の事を糾糾し、文案を署し、稽失を勤へる事を掌る、五位判官代、六位判官代あり、五位は五

井ノ

井ノフドノ

院文殿 院にて訴訟を決断する所を云ふ、兼中の記録所に同じ、百寮調要抄に、院の御治世の時、諸人の訴訟を決断せらるる所也」とあり、文殿はもと文書等を納めし所なり、評定衆(或は評定衆)開闢、職事、寄人等あり、公卿、諸僧及び才器の人を撰び用ふ、評定衆は大臣公卿等を補し、一ヶ月數回日次を定めて、參議議定せしこと、吉備記勘解由記に見えたり、増鏡秋のみやまの巻に、院の文殿議定所にうつされ評定衆などせう、かはるもあり云々と見えたり(拾芥抄、名目抄、職原抄後附、式目抄)

井ノベチナフシヨ

院別納所 別納とは、拾芥抄に、大藏省納物割十分之二爲三別納こと見え、江次第一院雜事に、別納供(御飯)(勸子田地子)とあれば、院の供御米の事を掌りし所なるべし、

井ノベツタウ

院別當 院中の職員、院の諸事を總理する長官、承和和中判部大輔安倍安仁を、嵯峨上皇の別當となし、を始めとす、其後増して公卿別當二三人となり、四位五位別當四人以上となる、其内公卿別當の内必ず一人は御願別當となり、又専ら院中の事を取扱ふを執事とし、傳奏を掌るを雜務傳奏、又は雜事奉行とし、四位別當中一人を年預となす、後深草上皇以後後小松院までは、公卿別當を執事、執權年預、院年預と分ち、四位五位の別當を置かず、執事の内一人は世々四圍寺家の職となる、其後別當執事年預ありて執權を置かさざりし事、又院廳に大別當を置きし事職原抄後附に見え

インホー—インロ

インホー 印本 印刷(インセツ)を見よ、
インメイモン 陰明門 「オンメイモン」を見よ、
インメイモン井ン 陰明門院 「オンメイモン」を見よ、
インヤウシ 陰陽師 「オンヤウシ」を見よ、
インヤウノタチ 陰陽太刀 衛府の太刀と、
陰陽の太刀を、俗に衛府の太刀と云ふ、エフの貴ヤウと云ふに似たるを以て、陽と取り違へて、衛府の太刀を陽の太刀と云ひ習はしたり、又陽の太刀あらば陰の太刀もあるべしとて、
陰陽の太刀を強て陰の太刀と云ひ習はしたるなり、
陰陽の太刀、嘗て古事に所見なし、江戸時代に江戸の人の云ひ習はしたる由、四季草に見えたり、

インヤク

印鑰 印は天皇の御正印を云ひ、鑰は諸司の鑰をいふ(名目抄)

インレキ

陰曆 曆の一種、大陰曆の略稱、コトミを見よ、

インロウ

印籠 印形印肉を入るる具、印形を入るる籠の意、後には専ら薬を入るる用に供し、終に禮服の時、腰に佩ぶるの具となる○小き匣、三重四重或は五重にて、上の底は下の子口蓋となる様に作り、緒に貫きて腰に佩ぶ、秋草に云、印籠と云ふ物も、古も有し物なれども、腰に佩るるにはあらず、大體三寸五分四方許の重箱なり、堆朱などにしたるもの也、是は異國より渡りたる物にて、唐人の印井に印肉を入る箱なり、又同じ様なる丸き重箱もあり、是は壺籠とて異國にて煉薬を入るものなり、此二色共に此方にては違物に置物なり、腰に佩るるを名印籠と云て、薬を入るる所の用は壺籠なり、此物



若し信長秀吉などの比、軍中の用意に、籠の上帯に付る爲に作り出し物にて有べき歟、今も古き印籠に東山時代の繪繪なりと云ふ物なし、心得がたきものなり、云々、安齋隨筆印籠樂籠の條に、飾は堆朱堆墨、編細等種々あり、其形圓なるを壺籠と云ひ、四方なるを印籠と云ふと云へり、此他本朝世事談、同正誤、城遊笑覽にも印籠の事あれど異説なし、

藏人所

河内國丹波郡狹山郷内日置庄鑄物師等
應早進上殿燈燭以下御年貢事使
應得件鑄物師等去月日解狀云號藏人所供御入殿燈燭以下於御年貢可進上御罷入供御人意趣者居住之所與細寺御領日置庄也任傍例有限所當官物之外無他役被免除又爲鑑賣買京中往反之間爲衛士并使廳下部等依被取夫兩事有煩仍爲通件煩各賜短册諸國七道并京中市町和泉河内兩國津津往反之間爲通件役注子細官上知件者件燈燭尤以可爲公用依請且爲雜役免除且即左右衛門府并使廳諸國七道可令免除件役之狀所願如件致勿違失故陳
仁安二年正月日

別當左大臣兼左近衛大將藤原朝臣
鎮左近衛權中將兼皇后宮權亮藤原朝臣
權右中辨平朝臣

出納明法生中原
藏人左衛門權少尉藤原
左兵衛權少尉藤原
左衛門權少尉藤原
防鴨河使左衛門權佐
勘解由次官藤原朝臣

古事記天石戸の條に、科、伊新許理度賣命、今作、鏡とあり、また神代紀に、鑄鑄、此云多々羅

イモカ—イモノ

イモカユ 薯蕷粥 山の芋の粥を云ふ、大饗等に用ひらる、和名抄に、薯蕷粥、崔西錫食經云、千歲薯汁狀如薄蜜、甘美、以薯蕷爲粉、和汁作粥、食之補五臟、和名以毛加由と見えたり、貞丈雜記に、北山記に云、雪見の肴の事、いもかゆと申物也、山のいもを油にてたつして肴にする也、其を嘗ひつにてさし食ふと云ふ儀なり、是は公家衆の説なり云々、雅亮裝束抄に云、大將あるじの事、大きやうの糧座とはことばて、おほゆかにおりいて肴物とて、べちたかつきに折敷にしたるさかなくだものまいらせ、またいもかゆなどまいらせて云々とあり、
イモノシ 鑄物師 銅鐵等の器具を鑄造する工人を云ふ、鑄師、いもし、鑄掛師ともいふ

イモノ—イモン

とありて、鑄物のことば、早く神代よりありたれば、これを業とする工人も無論ありしなるべし、後ち崇峻天皇の元年三月に、百濟より鑄鑄博士將德白、味津の二人來れること見ゆ、此頃よりして漢土の技術我邦に入り、尋て佛敎の隆盛と共に益々發達し、遂に今日に至る、大寶の制大藏省に典鑄司を置き、金銀銅鐵を鑄造すること掌らしむ、平安朝の末年には、公用の爲めに鑄造する者に對し、藏人所の職を與へて、雜役を免じ、且つ諸國往還の自由を許したり、六條天皇仁安二年の條を前頁に示せば其一斑を知るべし(合義解、一話一言、東北院藏人歌合注)
イモノツカサ 典鑄司 大藏省の藏官、金銀銅鐵を鑄造し、瑠璃を鑄飾し、及び玉作工戸の戸口名籍を掌る 正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、雜工部十人、使部十人、直丁一人、雜工戸 文武天皇大寶元年制定す、光仁天皇寶龜五年廢して内匠寮に合併す(合義解、官職抄後附、職官志)
イモン 衣紋 「エモン」を見よ、
イモンツカサ 典鑄司 「イモノツカサ」を見よ、
イモンノハウ 異文袍 大臣家の人、大臣となりし以後着する袍を云ふ、地は熨斗地にて、裏は普通物なり、裝束抄に、異文と云は大臣になるまで其家の例により輪途を用ひ、大臣になると異文と云ふ事あり、古の大臣になる家には、皆異文ありと云へり、其文は家々により異にす、即ち左の如し、
九條家 寔内唐草 西園寺家 丁子唐草
三條家 大龜甲 洞院家 藤、額繪、藤丸
大炊御門家 龜甲 花山院家 輪途
又應永二年正月太政大臣足利義滿拜賀の時、桐竹を

イヤジ—イヨ

用ひ、廣幡家菊の折枝を用ひしと云ふ(裝束抄、三條裝束抄)
イヤジリ 幣(禮自利) 禮代、或は禮物とも云ふ、利は留志の約にて、禮のしるしと云ふ意なり、古事記安祿記に、爲其妹之禮物、令持押木之玉綬(貢獻)とあり(古事記傳)
イヤヒコノジシヤ 彌彦神社 越後國蒲原郡彌彦村彌彦山の麓○本國の一宮、現今國幣中社、天香山命、崇神天皇の時勅して社殿を草創せしめらると云ふ、天香山命、神武天皇の時此土に降臨し、賊を征討し民を水火塗炭の中より救ひ、田野を開きて農桑の業を勤め、衣食を足らしめ、禮節を教へ給ひ、其餘烈久しきに及び、是を以て國人皆其德に感じ最も尊敬す、淳和天皇長十年七月名神に預らしむ、本國早疫ある毎に、此神よく雨を降らし病を救給ふを以てなり、承和九年十月從五位下を授け、貞觀三年八月從四位下を給ひ、延喜の制名神大社に列る、明治四年五月國幣中社に列す○末社に武矣、船山、草薙、今宮、勝、乙子等の神あり之を六王子といふ、社司二十戸六人の老官あり、二月二十八日、五月十四日、十一月二十三日を祭日とす(伊夜比古神社記、神祇志料、官國幣社一覽)
イヨコサネ 伊豫小札 「ヨゾネ」の一種、形、鉢付の小札の如くにて一文字に切り、其端を圓くせるもの、
イヨス 伊豫籬 伊豫國より作り出す籬をいふ(古來浮穴郡久萬山地方にて製作するもの最名あり)細葉の籬を以て編む、昔時下様の家田舎びたる所に用ひしと見え、源氏物語に、多くは賤しき所田舎めきたる家の所に見えたり(傑訓業、安齋隨筆)

イヨノクニ—イヨ

イヨノクニ 伊豫國 東は讃岐、東南は阿波、南は土佐、西北は海に至る、東西凡三十五里、南北凡十五里、狹き處五里、南海道に屬す石鏡の山脈東南に連亘して土佐を界截し、支脈西北に走りて國中を横貫す、北方に島嶼錯列して山陽に接し、西方海峽差し、西海道に對す、古事記に、伊豫之二名島見ゆれど、是阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國の總稱なり、古、國府を越智郡に置く(今の古國分村)、天慶中國據藤原純友反して郡邑を劫掠す、朝廷小野好古を以て追捕使となし來り討じ、純友諱野郷)に據り、平氏を拒て殺さる、子通信源朝朝に従ひ守護に補す、承久の役官軍に屬して封邑を失ひ、其少子通久僅に久米郡石井郷を領す、蒙古の役通久の孫通有戦功あり、苜邑を復し對馬守に任す、元弘の初通有の子通盛北條氏に附して收封せらる、其族得能通綱、土居通増官軍に應じ、長門の探原北條時直を撃て之を破る、足利尊氏の反する通盛之に屬して湯月城(温泉郡)に據る、延元三年朝廷四條有資を以て國守に任じ、大館氏明を守護に補し、世田城(桑村郡楠村)に居て四國を經略せしむ、得能土居二氏皆之に屬す、興國元年島屋義助來りて國府に居り、南海の軍務を督す、俄にして卒し、尊氏の將細川頼春來りて世田城を陥れ兵明之に死し、得能土居の諸氏皆離散す、正平六年尊氏終に通盛を以て守護となす、十九年通盛の子通朝歸順して細川頼之と戦ひ敗死す、其子通榮或前奔り征西將軍惟親王に従ひ、其後を乞て故封を復す、天授中通榮戰歿し、其子通能再び足利氏に降り因て守護に補す、應仁の亂通能の孫通直四軍に應ず、其弟通通春港山(和氣郡三津濱)に據り東軍に屬す、故に於て河野氏二派となる、永正中通直の子通直通春の子通直を逐ひ悉く其

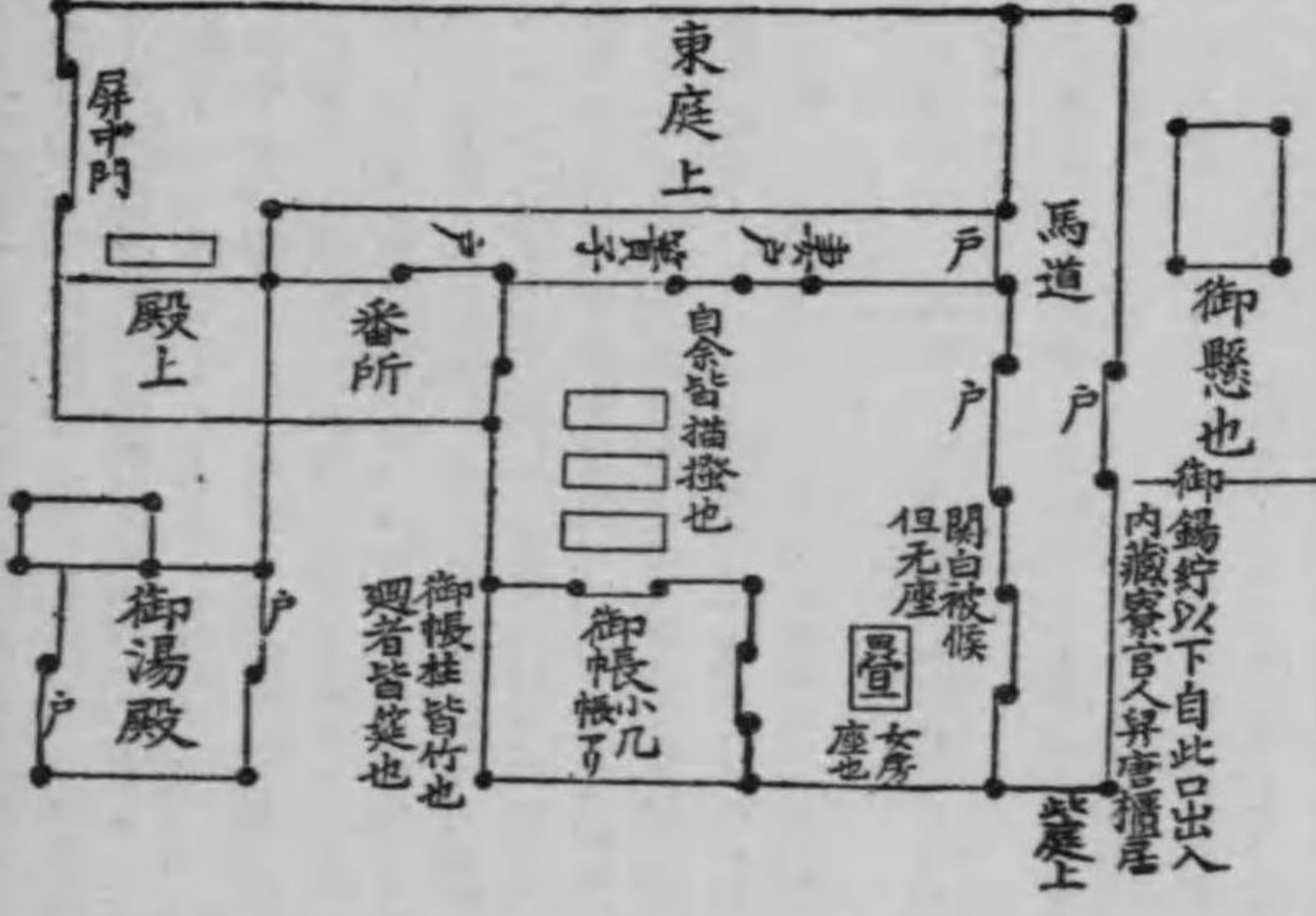


安永六年に至り増入墨の制を定め、最初の二筋と同じ大きさの二筋を、更に加へて三筋と爲す、また諸國の幕府直轄地にて行へるものは、其利多少づゝの相違あり、諸藩にても、多くは幕府にならひて腕に文刺せしも、阿波、尾前、筑前、豊州の如きは額に施したり、詳しくは圖に就きて見るべし(書紀、刑罪大略、御定書百ヶ條、監教類典、公案祕事、青楓紙、徳川政刑史料)

【備考】(一)江戸、幅三分程二筋、引廻し筋同七分程アケ(二)伏見、長一寸三分程、幅三分(三)京都、幅四分、幅三分程(四)大阪、左腕上、幅五分程、二筋引廻し(五)奈良、幅三分(七)堺、幅三分程、一筋引廻し(九)那代、幅三分程(十)増入墨、有來の入墨の上に一筋増す、

イロ

爲し、とみえたるに出づ、も唐土の制なりしが、中古我國に傳はりて一の儀禮となる、國史に始めて見えたるは、文德實錄嘉祥三年三月仁明天皇崩御の時、皇太子殿を下りて宣陽殿東庭御座に御すとあるを始めとす、爾來行ける○御座の假殿は、常御殿より、板敷を下けて之を張り置の假殿は、布の相懸總て縁間の御裝束は鹿末なる物を以て新し調るなり、太刀の飾は黒塗、平絹鈍色にて總なし、重服の時は平絹鈍色の絹を帖し、尋常の平絹よりせむくすむ、總并に縁なし、管別記後土御門天皇崩御の條に、十二月



イロナ

十一日辛卯、天晴今夜御座渡御也云々、侍座御所以二對東妻爲其所云々、竹御帳一間也、疊二帖敷之(疊縁染布也、濃鈍色敷)御帷布也(鈍色染也)天井以、縁張之天井ふち竹也、以、紙、結者也、御帳東面與、南面、懸、帳(以東面爲本面)御帳作、小几十一基、立之、帳、帳、上、御帳東面、御帳、三帖、爲、常御座(縁同上)其餘者皆數、御帳、女房以下、候、其上、但女房床疊一帖、南面、敷之也、四方、障壁、皆、張、天井、御帳、天井、也、御帳、中、天井、者、出、納、之、所、役、也、仍、張、之、乾、竹、の、柱、等、は、御、大、に、沙、汰、之、御、座、東、第一、間(南面)君臣共出入之口也、以、半、間、爲、通、路、懸、帳(鈍色布也)以、西、第三、間(南面)爲、女、房、出、入口、也、不、懸、帳、御、掛、等、同、自、此、口、供、御、也、御、座、同、後、北方、爲、香、衆、之、所、御、湯、殿、並、御、座、等、自、此、所、爲、御、通路、也、番、所、後、方、北、一、間、爲、殿、上、也、と見え、其、一、症、を知るべし、上に圖を示す、

【備考】(一)江戸、幅三分程二筋、引廻し筋同七分程アケ(二)伏見、長一寸三分程、幅三分(三)京都、幅四分、幅三分程(四)大阪、左腕上、幅五分程、二筋引廻し(五)奈良、幅三分(七)堺、幅三分程、一筋引廻し(九)那代、幅三分程(十)増入墨、有來の入墨の上に一筋増す、

井口

るなりと、俗に段々威とも稱す、威(ナトシ)と云ふ(平用記)

井口

充つ、之を禁國と云ふ、尋下二十五國となす(令義解、續紀、三代實錄、三代格、延喜式、食貨志)

イロナ

イロナホシ 色直 出産又は婚嫁の事りたる後、産婦、産兒、嫁、侍女等が、白小袖を脱して、色小袖に改むるをいふ、

ウカヒ

ウカヒ 鵜飼 ヲカヒ 名見、ウカヒキチサエモン 鵜飼吉左衛門

ウカヒキチサエモン 名は廣邦、水戸の藩士、吉左衛門藩命を以て京師の留守居役たり、當時幕政姑息海内物議駭然、吉左衛門又大に憤り同志と共に王事に勤む、常に精神の間にありて、遂に安政五年八月八日、公武合體攘夷決行の旨を賜ふ、乃ち于幸吉をして之を奉じ藩主に傳へしむ、齊昭大に喜び幕府に告げ、速に決行せんと欲す、幕府大に驚き之を奉還せしめ、京師の勤王家を捕ふ、吉左衛門又陪臣を以て勅書を要請し、幕府を指て大事を謀るに坐して、江戸に監禁せられ、六年八月二十七日江戸小塚原に斬らる(今日鈔、殉難詩草)

ウカヒギヨクセシ 鵜飼玉川 通稱三郎兵衛

稱義之助、後三三と改む、父を遠藤三郎兵衛母を鵜飼氏といふ、第四子、母の姓を冒す、府中藩の人、我邦に寫眞術を始め傳ふ、初め横濱開港の際、米國人フーレンマンに就て其術を受け、影眞堂と號し、江戸に於て之を擴む、後其業を廢す、姓好古博聞強記聖職に當じ、明治二十年五月十二日死す、年八十一、東京谷中(墓誌)

ウカヒシシ 鵜飼枝美 通稱三郎

豐後國岡藩の士、大恩從より累進して用人職となる、父祖の業を受け、山鹿流の軍學を講習す、風、警、浮屠、俗人の徒と雖も、其道を聞き、己が業に實す、兵書は一として讀まざるなし、後ち中宮東山に就て諸家の秘法を受け、益々武學に精通す、枝美、恒に吾國の武學者、皆海戰の法を知らざるを憂ひ、舟戰を領私秘を著し、軍艦の製造、機械の便より戰闘の方法等を精細に説明せり、後ち山鹿素

ウカヒ

ウカヒセキサイ 鵜飼石齋 名は信之、字は千眞、心耕齋と號す、石齋は其通稱、私諱して貞節といふ、江戸の人、弱冠京都に遊び、業を那波活所を受く、居る數年、五經に精通し尤史學に長ず、終に塾を油小路に開き、諸生を教授す、後ち尼崎侯の招に應じて、尼崎に居る、十五年再び京師に歸る、山崎闇齋毛利貞齋等と名を均しくす、常に書肆の求に應じ諸書を校訂し、訓點を施し、翻刻し、以て儒生を益す、寛文四年七月二十一日死す、年四十九、和漢珍書考、編年小史、自傳錄、古文後集註、解大成、運氣論句解等(先哲叢書、近代著述目録)

ウカヒヒ 鵜飼部 上代、鵜飼ひて

魚を獲り、天皇に供へ奉ることと職としたる部族、軍に鵜飼とも云ふ、又鵜使とも云ふ、長官を首と云ふ、神武天皇紀に、有作、鵜取、魚者、天皇問之、對曰、臣是鵜取也、此則阿太業部始祖と見えたり、又天皇の歌に、志麻部登理字加比賀登母とあり、文武天皇大寶元年令を制定せし時、大膳職雜供戸の内に鵜飼あり(書記、令義解、備訓)

ウカヤフキアヘズノミコト 鵜飼草葺

不合尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ヒコナガサダケケリカヤフキアヘズノミコト)を見よ、ウカレメ 遊女 娼婦をいふ、遊女(イワゲ)を見よ、ウキ 雨儀 雨天の際の朝儀をいふ、古へ朝廷にては儀式を中庭に行ふ、雨天の時は儀式を省略せらる、江次第に、雨儀立仁三遊殿四階下(左權記に、

ウキア

ウキアナノコホリ 浮穴郡 伊豫國 古へ久米郡の分郡(時代詳かならず)にて大久米命の後裔浮穴直の住せし地なり、國郡沿革考に、大久米命の後、來目郡久米郡に居る、浮穴直も亦其裔なれば、蓋し古の一郡にして、後ち之を分置せしならんといへり、和名抄に井門(井ノ)拜志(ハヤシ)在、出部(イツベ)等の四郡あり、正保圖、浮穴とす、元祿圖浮名(ウクナ)とし、天保圖、浮穴に復す、明治九年上下浮穴二郡とす、明治二十九年三月下浮穴郡を温泉伊豫の二郡に分劃編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウキアノミヤ 浮穴宮 片鹽浮穴宮(カシホウキアノミヤ)を見よ、ウキオキ 浮置 物事を決定せず置くをいふ、江戸時代の用語、徳川禁令考後集に、差向例も無之儀に付、先出入は浮置中略(一應此後奉伺候)とみえたり、ウキシヨム 浮所務 定額外臨時の所務をいふ(田別寫)

ウキタヒテイヘ 宇喜多秀家 本名家氏、法名尊光院秀月久福(休復)居士、直家の子、姓は源氏、兒島高橋より出づ、俗に浮田と書す、非なり、子を八郎と稱す、子孫八丈島に居住すと云ふ、天正十年に父卒す、年幼、豊臣秀吉取て子となし、美作國を授く、秀吉志を得る後、從五位下侍從に任じ河内守を兼ね、秀



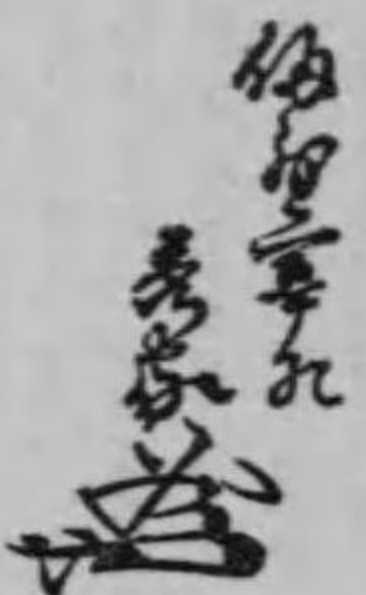
の人和貞享の頃より、板刻の真本數十部を著し、皆世に行ばる、印刷の畫を賞美すること、遂川より起れり、後ち制鑿して友竹と號す、正徳四年八月二日、年七十七にて歿す、師宣につぎて宮川長春いづ、長春は尾張の人、元祿の末より江戸に來り、土佐風の畫を學びしが、後ち發明する所ありて、荻川派の畫を學び、つひに美人畫に妙を得て一派を開けり、これを宮川派といふ、寶曆二年十一月十三日歿す、年七十二、この際島居清信にて、歌舞伎芝居の繪看板、丹繪の類を工夫し、又俳優の似顔をまがきて一派(これを島居派といふ)をたてし、長春に比ぶれば、畫の品格下れり、享保十四年七月二十八日歿す、長春の弟子、勝川春水の門より勝川春章いづ、この人宮川派の畫を學ぶ傍ら、嵩谷につぎて一蝶風の草畫を學び、つひに一派を開けり、これを勝川派といふ、當時繪繪の流行につれて、彫刻印刷巧緻を極めし際なりしを以て、微妙の筆をふるひて、美人俳優などをまがき、これを印刷して、大にもてはやされき、寛政四年十二月八日歿す、其門より多名材をいだせり、後世を轟せし葛飾北齋の如きも、其一人なり、長春、春草のあとをつぎて、享和中喜多川歌麿いづ、この人元狩野派よりいひ、後ち鳥山石燕豊房の門に入り、つひに一派を建つ、これを喜多川派(また歌麿派)といふ、當時一般に俳優の似顔流行せしかど、この人獨終身俳優の似顔をまがかず、時俗を寫し、又美人をまがきしのみ、文化元年五月錦繪のことよりして、奇禍を買ひ、一時入獄せし爲め大に身體を害し、二年五月三日歿す、年五十一、歌麿と殆ど同時に、歌川豊春あり、鳥山石燕豊房の門人にして、芝居の繪看板に長じ名聲現はる、又西洋畫法を參取して一派を開き一時流行す、是を歌川

ウキム

ウキムシヤ 浮武者 戰爭の時に遊撃隊、或は遊軍となるべきものをいふ、高館草子に、からめては、わしの尾かたをかくまふ五郎源八兵衛ひるつな、備前の米四郎以上五騎にてひかへたり、辨慶は、うき武者にておふてのやぐらにはしりあがつていくさのげちをぞしりけるしと見え、又大友與殿記小牧の城攻の條に、まづとを攻に、鐵炮軍は石田佐渡守朝倉一白は東度足くちの大將なり、後藤大學は浮

ウキムシヤ 浮武者

家と改む、後ち四國九州征伐の軍に従うて功あり、十五年八月累進して左近衛中將參議三位に至る、十八年小田原征伐に従ふ、文祿元年征明の役元帥となりて渡韓す、二年正月明兵と戦ひ李有聲を斃し、李如松の大軍を敗る、秀吉書を與へて之を褒す、三年五月權甲納言に任ず、七月辭す、慶長二年朝鮮征の師起るに及び、亦監軍となりて渡海す、七年石田三成等に擁せられて謀主となり、徳川家康を倒さんとせしが、關ヶ原の戦に大敗し、セキハラのノボカヒ(參看)進藤政次の爲めに助けられ、薩摩に逃れ、島津氏に據る、八年八月島津家久伏見に至り、秀家の來り降るを告げ助命を乞ふ、家康死一等を減じ、十一年四月八丈島に流す、明暦元年十一月二十八日歿す、年八十三(野史)



浮御堂 近江國滋賀郡聖田時、琵琶湖中に架せる一小閣にして、横川の悪心僧都之を創め、千體彌陀佛を安置す、後ち櫻町天皇の御世に至り、内旨に依り能辨臺を下賜せられ再興す、禮僧之を守り満月寺と號す(近江輿地誌略)

ウキムシヤ 浮武者

武者にてつ、かして周遊すなど見えたり、ウキヤウ 右京 京都の朱雀大路より西を右京と云ふ、唐めかして長安といふ、早く衰頹せり、其政務を取る所を右京職と云ふ、尙ほ詳しきことは左京(サキヤウ)を見よ、ウキヤウシキ 右京職 京職(キヤウシキ)を見よ、ウキヤク 浮役 江戸時代年貢の外に、納むる津川の流撈などの税をいふ、古の謂の遺か、小物成(コモノナリ)を見よ、ウキヨエ 浮世繪 繪畫の一種、時俗の姿態を描出するを以て名付く、岩佐又兵衛跡以を創祖と爲す、跡以は攝津守荒木村重の遺子にして、天正七年横田氏の命に逆ふことありて、村重の自殺するや、當時年僅に二歳、乳母の懷に抱かれて京師に來り、本願寺の支院に隱れて世を送りしが、長ずるに及びて、織田信雄に仕へ、その後松平忠昌に招れて、越前の福井に入り、岩佐氏を冒せりといふ、この人士佐風の畫を學び、好みて當時の風俗畫をまがきしかば、世にこれを浮世繪又兵衛と呼びなせり、寛永中三代將軍家光、其畫名をきいて江戸に召し、長女千代姫の、尾張の光友に降嫁の裝具をまがしめらる、慶安三年六月二十二日、江戸において歿す、其子源兵衛勝重、父に背て畫をよくし、寛文中福井城の鶴の間、及び杉戸をまがけりといふ、又兵衛跡以につぎて、浮世繪を起し、は、荻川師宣とす、師宣は安房平群郡保田町の人にて、俗稱を吉兵衛といひき、元來繪活を以て業とし、上繪といふものより畫をかきならししかど、天性畫に巧なりしかば、後ち江戸にいで、只管又兵衛の筆意をならひて、別に一家をなせり、これを荻川派と云ふ、こ

ウキヤ

ウキヤ 浮世繪 繪畫の一種、時俗の姿態を描出するを以て名付く、岩佐又兵衛跡以を創祖と爲す、跡以は攝津守荒木村重の遺子にして、天正七年横田氏の命に逆ふことありて、村重の自殺するや、當時年僅に二歳、乳母の懷に抱かれ

ウキヨ

ウキヨ 浮世繪 繪畫の一種、時俗の姿態を描出するを以て名付く、岩佐又兵衛跡以を創祖と爲す、跡以は攝津守荒木村重の遺子にして、天正七年横田氏の命に逆ふことありて、村重の自殺するや、當時年僅に二歳、乳母の懷に抱かれ

ウキヨ

派といふ、(ウキヤカハ)を参看)其の門人に歌川豊國
いづ、豊國は一陽斎と號し、好みて俳優の似顔をふ
がき、時流に投ぜし爲め大に用ひらる、茲に於て歌
川派の浮世繪大に世に行はれ、門人も亦多かりき、
文政八年正月七日歿す、年五十七、勝川春章の門人
葛飾北齋との間にありて、別に一旗幟を建つ、これ
を北齋派(ホクサイハ)と云ふ、この人春期の
外辰齋、雷斗、龍斗、爲一などの數ありしが、是
等の號はいづれも門人に授けて、おのれ幾度も其號
をかへたりといふ、この人初め狩野融川、住吉廣行
などに就いて畫法を學び、傍ら司馬江漢に就いて、
浮世繪風を習へり、されども又其門を脱し、倭屋宗理
の後をつぎ、二世宗理と稱し、この頃より自重して
錦繪をふがはず、品格よき畫題のみを撰みし爲め坊
間の需要忽ち少くなりて、一時窮困せしが、其後北齋
辰政と改稱し、更に和洋の古風に則り、諸名家の妙
法を萃め、洋畫の寫真をも參へて、浮世繪中一種の
畫法を瓶む、これ寛政十一年四十歳の時なり、それ
より文化文政に入りては、畫名一時に高くなりて大
に用ひられ、其門に入るもの亦多かりき、嘉永二年
四月十八日歿す、年九十、北齋と共に一派をたて、
名を掲げしは、一立畫廣重なりとす、廣重は安藤徳
太郎とて幕府の小吏なりしが、天性畫を好み歌川豊
廣が門に入りて、浮世繪を學びしが、後ち大に悟る
所ありて、畫格を變じ、遂に一派を創出し、名所の
眞景を寫すに妙を得たり、かの東海道五十三次、諸
國百景、江戸百景などの錦繪是れなり、又草筆の畫
譜數十部を板行し、皆世に行はる、安政五年九月六
日歿す、年六十二、この後ち名工いでず、浮世繪端
を又兵衛に開き、師宣、長春、歐慶、春章にて大成

ウキヨ ウケヒ

し、文化文政に至り豊國、北齋、廣重の如き名工一時
に輩出して其盛を極む、これを要するに浮世繪は、
錦繪の進歩につれて、發達したるもの故、江戸の外
他においては、需要なき爲め名工いでず、全く江戸
における一種の繪畫なりき、明治に至りては芳年、
永澤、永洗、月耕、年方等著名なること善く人の知
る處の如し(横井著日本繪畫史、歌川家列傳)
ウキヨアケロ 浮世囊 絹を三角に
縫ひて綿を入れ、上の角に糸をつけたる囊をいふ、
幼き女子、針業を習ふ始めに、之を縫うて玩物とな
す(其始め詳かならず、大島求女が説に、
昔は遊女と戯ふる、を浮世ぐるひといひしなり、傾
城の宅前には、柳を二本植て横手を結びのうれんを
かけ、夫に遊女の名を書き、其下に浮世袋といふ物
を自分の細工にて付しなり、是を世に浮世袋といひ
ならはしたるなり)といへり、骨董集に、浮世袋といひ
巾着の類なるべし、秋聲問語に云、昔太刀につけし
火打袋を三角に縫ひたる、紙子に火打の名ありしや、
此説に據れば三角に縫ひたる火打袋もありしにや、
浮世袋も三角に縫ひたる火打袋の遺製にて、浮世ぐ
るひする輩、之を専ら帯びたる故に、しか名づけた
るならん)といへり、寛永發句帳に、はな(の)の、
若はうきよ袋かな(重政)又明層頃の板なる沙金袋
に、藍た(く)浮世袋や年の暮(要西)とも見たり、
後には禿などの持たるをば、浮世巾着と云へり、
(骨董集、安齋隨筆、嬉遊笑覽)
ウキヨマタヘエ 浮世又兵衛 岩佐又兵
衛をいふ、浮世繪(ウキヨエ)を見よ、
ウケヒスガヒ 鶯飼 鶯を飼養して
あきなふ者を云ふ、其始め詳かならず、三十二
番職人歌合に、羽風だに花のためにはあた(鳥、おは

ウケヒ ウケワ

ば果たちにかあはせん)と見ゆ、足利義政將軍
の頃蓋だ流行して文正元年禁制の事書讀基日記に
見ゆ、江戸時代に至り、元禄年間より流行し、天明
より文化以後、諸侯富豪等盛に之を飼養す、將軍徳川
家治、及び家齊將軍の時、御小納戸の内に御鳥掛の
役を置くに至れり(病問長語、但言集覽)
ウケヒスリデ 鶯袖 小袖の脇を縫はぬも
の、脱しき人の著る衣の一種、東小袖も同じといふ、
鷹取波に、梅鉢や鶯袖の紋所(袂衣に、鶯袖もくち
ぬべし)袖をうらみて終る涙に)とあり(俵調葉、但言
集覽)
ウケヒストチ 鶯綴 扇子の綴ち方の一種、
先づ紙一帖の内一枚を取て二ツに折り穴を通し、其
紙を又元の帖の上に還し置き、其穴にならべて一帖
へ縫を貫き、竹を削り尖らして幅の穴に、穴の數ほど
に通し、疊に立るなり、扱上の穴を下の竹の尖りに刺
なり、かくすれば折目よく揃ふものなりと云ふ、是を
鶯綴と名づくるは、歌に、宇佐も宮熊野も同じ神な
れば伊勢住吉も同じ神々)とある句の上の、ウケヒス
の四字字なれば紙の上をよすると云ふ、神々をよ
するといふ意にて、ウケヒストチと云ふといふ、鶯は
借字なり(但言集覽)
ウケヒツクリ 鶯首作 冠落といふもの、
一名、輪作ともいふ、冠落とは刀劍の峯の方を帽子
より少し下りて半程までをかき落したるをいふ(武
家名目抄)
ウケワイキセウ 宇槐記抄 寫本
三冊(台記の抄録なり、上冊は久安元年より五
年、中冊は七年より仁平二年、下冊は三年より久壽二
年に至る、此内久安三年の四、九、十、十一、四年
の五、八、十一、十二、五六年の三、四、五、六、七、

ウケキ

羽檄 兵を募るときに、諸方に廻す
記文をいふ、合類大節用集に、師古云、檄者以木簡一

ウケワ

仁平四年の六、十一、十二月の月を欠き、多少の省略
せし處あるが如し(三條西公條の手抄する所、
今前田侯爵家の所藏なり(歴世記録考)
ウケワイサツセウ 宇槐雜抄 寫
本一冊(台記の抄録、豐明節會(保延三)叙位
(仁平九)請印政(保延二)臨時祭(保延三)賀茂祭
(保延二)大原祭(同上)行幸(保延二、三)軍賀(保
延二)法事(保延二、三)親王宣下(保延五)藏人叙爵
(保延二)兩儀請暇(仁平二)等の諸儀式を載す、宇槐
記抄出の時、儀式のみを類萃せし者と云ふ(三條西
公條の手記なり(歴世記録考)
ウケワン 存官 別に本官ある者にて、藏人
所の衆を兼ねるを云ふ、藏人所衆の人数は二十人に
て、有官一人を過ぐるを得ずといふ(禁秘抄、同楷梯、
同釋義)
ウケワンシヤウ 右官掌 太政官の被官、
官掌(クワンシヤウ)を見よ、
ウケワンベツタウ 右官別當 本官を有
する人の、勸學院の別當を兼ねる者を云(江次第抄)
ウケヲ 受緒 履の左の弦につくる緒をいふ、
「ヒビラ」を参看、
ウケオヒシンデン 請負新田 江戸時代
商賈が請負ひて、開墾する田地をいふ、又村受あり
て、村人協力して之を開墾するあり、各御下年期を
定め、年期中は免租となす、貞享四年將軍綱吉町人
請負の新田畑は、向後停止たるべき由を達せり(牧
民金鑑、大日本租稅志)
ウケオリモノ 浮織物 浮文に同じ、ウケ
モン)を見よ、
ウケキ 羽檄 兵を募るときに、諸方に廻す
記文をいふ、合類大節用集に、師古云、檄者以木簡一

ウケサ

爲書、長尺二寸、用微兵也、有急事、則加以鳥羽一
挿之、示疾速也、史記陳轅傳に、吾以羽檄徵
天下兵とみえたり、
ウケサク 請作 江戸時代小作のこととい
ふ、「コサク」を見よ、
ウケシヨ 請書 請文に同じ、「ウケサミ」を
見よ、
ウケシヨ 請所 庄園の役所の名、鎌倉時代
地頭が領家と約して其税額を定め、鎌倉の證文を乞
ひ、毎年額に依て包納し、以て其土地年貢を支配する
所を云ふ、吾妻鏡文治二年七月二十二日の條に、帥中
納言奉書到來、新日吉領武藏國河越庄地頭對捍、去々
年乃實事取庄官解狀、被下之、早可令尋成敗、
之由被載之、去六月一日御教書也、河肥事者請所
也、但領主幼少之間、如請料事、殊有不法事、歎云
々)と見え、建久三年十二月二十日の條にも、相模國
吉田庄請所のこと見えたり、永仁七年二月幕府令し
て、幕府口入地の外は承久以後の請所は、自今以後
本所の進止となさしむ、
ウケシヨウモン 請證文 江戸幕府訴訟上
の文書名、原告及び被告の兩人より、裁判宣告に服す
る時、其を請合し爲めに納むる證文をいふ、尙ほ上
少證文と稱するものあり、此請證文よりは詳かなる
ものなり、「アマシヨウモン」を参看、左に例を示す、
差上申一札之事
私共出入再照御吟味被達候上銘々左之通被仰
渡候
一何々之儀誰々不付ニ付過料錢何程被仰付候
但過料錢ハ三日之内當御役所へ可指納旨被
仰付候

ウケヒ

一何々之儀誰致方不行届ニ付(所拂追放)被仰付
候
但御構之場所徘徊致間數旨被仰渡候
一先達而御吟味ニ付被召出候者共不念之筋も無御
座候間御構も無之間其旨私共より可申通旨被仰
渡候
右被仰渡之趣一同承知奉長候若相背候ハ重科可
被仰付候、仍御請證文指上申處如件
年號月日



ウケヒ

て結びたるなり、上圖の如し、
ウケヒ 宇氣比 神祇に祈請して豫め
其事の成否吉凶を知るを云ふ、又警約、誓、祈等の字
をウケヒと云ふ、又盟を「ウカフ」とも同じ、共
に請言の義、祈り誓ふを云ふ、即ち上代の風俗なり、
後世の起請の類なり(宗行天皇實業に幸して土
蜘蛛を討たせ給ふ時、柏峽の大野にて大石を蹴て成
否を試み、柏葉の如く軽く擧りたるを勝算としたる
ことあり、神功皇后征韓の時、肥前玉島の小河にて

ウケア ウケム

針を勾て鉤を作り、米粒を餌とし、糸の糸を結し、此度勝利あらば河魚釣られよと祈給へば、細鱗魚を獲、又横目浦にて髪を解き、男髪となり給ふ時、吉兆ならば髪自ら分れて二となれとの給ひ、海に入りて遊ぎしに、御髪自ら分れ、又香坂皇子忍熊皇子、神功皇后の歸朝を待ちて討たんと謀りし時、津國斗賀野に宇氣比狩(祈狩とも書す)を爲し、に、大猪出て、香坂皇子を咋ひ殺し、事ありき(古事記、書紀、陽春禮考)

ウケフミ

請文 御教書奉書等の領承を申す文書をいふ、請書とも云ふ、又散狀とも云ふ、請文の書様左の如し(沙汰未練書)

何國何所某申何所々領田島等事、何月何日御教書案、(又御奉書案とも、并何月日御使催狀とも、又御施行とも)何月何日到来諸(長とし)下預訖拜見仕候、仰何に事任、被仰下、之旨以上參上(以て代官)可令言上候以、此旨(以て此趣とも)可有洩御披露候、某(但某字普通には不書也)恐惶謹言、

何月何日(請文には年號不審也但依事書也)

ウケメン

請免 江戸時代檢見法の一、居檢見(キケミ)を見よ、

ウケムケ

有氣無氣(有卦無卦) 陰陽家にて人の生れたる支干に依り、五行の相生相剋をおして其年にあふべき吉凶などいふこと、有氣に入れば、七年間吉事集り、無氣に入れば、五年間凶事多しといふ、五行大義に據れば、木は申に受氣し、酉に胎し、戌に養ひ、亥に生子、子に沐浴し、丑に冠帯し、寅に臨官し、卯に王し、辰に衰へ、巳

ウケン

に病ひし、午に死し、未に葬る、胎より王まで七氣を王相の氣として之を有氣といひ、衰病以下を死殺の氣として之を無氣といふなりと見えたり(起原禮考) 初め詳かならず、支那にて隋より以前に行はれ、早くより我邦に傳はれるが如し、初めは一年十二月にいひしが、唐の頃より一行禪師なる者、七年五年の説を出したりといふ、されど假名曆には江戸時代貞享よりなりといへり(古今要覽稿、如聞社話) ○支干より有氣無氣に入るに左の如し

木性人 ○有氣入酉年八月酉日酉上刻

○有氣終辰年三月辰日卯下刻

○無氣入辰年三月辰日辰上刻

○無氣終酉年八月酉日申下刻

火性人 ○有氣入子年十一月子日朝子四刻

○有氣終未年六月未日午下刻

○無氣入未年六月未日未上刻

○無氣終子年十一月子日辰子三刻

土性人 ○有氣入午年五月午日午上刻

○有氣終丑年十二月丑日丑下刻

○無氣入丑年十二月丑日丑上刻

金性人 ○有氣入卯年二月卯日卯上刻

○有氣終戌年九月戌日戌上刻

○無氣入戌年九月戌日戌下刻

無氣終卯年二月卯日寅下刻

ウケンベリ 經綸縁 疊のヘリの一、白地に色々の糸を以て花類を織り付たる織物にて、疊の縁を作るを云ふ、是を經綸縁の疊と云ふ、伊勢貞丈云ふ、本字は、疊網なり、網は錦の名、色々の糸を以て文を織る、文形一定せず、疊はカサにて錦の

ウケモ ウコン

文形の廻を同色にて漉、中、薄と重れて三重にヘリを取りて織る也、日月の廻の疊の如くなるを以て華縹縹と云ふ、天皇院の御座に此疊を敷く、海人蓬芥に、帝王院縹縹也、神社佛前牛疊用、縹縹縁、此外不可用云々と見えたり、調度(テワード)挿繪の三を見よ(貞丈雜記)

ウケモチノカミ

保食神 豐受姫命の一名、竟宴歌に、ウケモチ智の神の力は五種の穀物をぞ身よりなしたるしと見えたり、

ウケモン

浮文 綾の文を、糸を浮めて織りたるものを云ふ、又浮織とも云ふ、浮線綾と云ふも同じ、ゴフェンリヨウを見よ(貞丈雜記)

ウケヤマアイチキン

請山分一金 江戸時代に於ける納税の一種、百姓等所持の山に大木等ありて、持主村方のものども、願の上之を伐採せば、冥加として村木の内何十分の一を上納せしむるをいふ、分一金(アイチキン)参看(地方凡例録)

ウケラ

威衣 「チドシキ」を見よ、

ウケク

右獄 王朝時代に於ける囚獄の一、右京銅駝坊中御門北、堀川西に在るを以て、左獄に對してかく名づく、方四十丈、阿倍貞任、源義親等の首を籠木に懸せし所なりと云ふ(江談抄、山城名勝志)

ウゴノクニ

羽後國 もと出羽國、明治元年十二月七日、羽前羽後の二國に分たれて一國となり、八郡を管す、詳しくは出羽國(イデハノクニ)を見よ、

ウコンエフ

右近衛府 右近衛府は、近衛府(ウケノエフ)を見よ、

ウコンニギヤウカウエ

宇佐行幸會 宇佐神社に於て、六年毎に一度、八箇所の神社を巡幸する祭事をいふ、巡行の儀式ともいふ、(貞丈雜記) 七月初午日を以て神服神寶を奉る、其儀、祝、禊、及び神人等變形池に至り、御杖人に薦を刈らしめ、之を輿に載せ下宮に至る、下宮は即ち御炊殿なり、時に神官祝を行ひ、薦を以て本社神前の礎上に安置し、鶴羽屋(新舎を設けて、御杖を造る所をいふ)を作り、大神氏其屋に籠り、薦を以て杖を養成して後、十一月初午日より八箇所を巡幸ありて、上宮東の御戸より御入内あれば、本の御體は西の御戸より、西大門の北の脇門より御出ありて、下宮に御座あるなり、下宮の御本體は、奈多より社司迎に参り、奈多宮に下座す、此行幸會は上古は七千五百貫にて執行せりと云ふ、(貞丈雜記) 新徳天皇神護景雲元年閏十月十八日、神託あるによりて四箇年に一度、田富、豊居、乙群、大根川、郡瀬、泉、妻垣、小山田の八社を巡幸す、是れ始めなりと云ふ、(貞丈雜記) 嵯峨天皇弘仁二年より、改めて六年に一度は行ふこととなり、其後中絶すること百五十餘年、元和二年細川忠興之を再興せしかども、大なる神事なるを以て其後又断絶す(宇佐宮記、八幡宮本紀、宇佐宮應永御造祭記、細川家記、古事類苑神祇部)

ウコンニギヤウ

右近人形 右近源左衛門といふ者が創作せる人形の一、近世奇跡考に已往物語に、昔右近源左衛門と云者者京師より下り三味線引一人、地うたひ一人にて藝する時、今のかつらなど云ものもなく黄色のふくさしものにはそき糸を付け顔にかぶりて月代なかくす云々、此源左衛門黄なるふくさしものかぶりたる體を人形に木にて作り紙にて作りておびたくし賣る云々と見えたり、

ウコンノダイフ

右近大夫 近衛將監の五位になりしを云ふ、ウコンニギヤウを見よ、

ウコンノタチバナ

右近橋 平安内裡紫宸殿の坤にある橋をいふ、南階の右に在るを以て、右近橋といふ、左近橋と相對す、日本後紀嵯峨天皇大同三年六月甲子の條に、禁中有二株樹、湖枯經日、生意既盡、忽生三花粟、楚々可愛、因、並右近衛府奉獻、宴飲賜物有差と見え、天曆御記に、大内裏藤原宅橋、本太夫宅南殿前庭橋樹、依、藤跡、植之(中略) 枝條不改及三徳之末ことあり、天徳三年十二月新に植ふ、高一丈二尺、彈正尹親王東三條家の樹にて、勅によりて之を奉る、右近將監以下之を瀾り植ふたり、此後大火災毎に屢々栽換へ、里内裏に及びても亦之を植ふる例となり、以て今日に至ると云ふ(日本紀略、大内裡圖考證、平安通志)

ウコンノチン

右近陣 月華門を云ふ、右近衛の陣此の門内にありし故に名づく(拾芥抄)

ウコンノツカサ

右近衛府 「ウケノエフ」を見よ、

ウコンノババ

右近馬場 右近衛府の馬場をいふ、山城國京都市上京區一條北大宮通に在り(今北野社の東南にあたり南北に通ずる路) ○古へ大内裡参候の近衛官人、毎年五月並に走馬の行事あり

ウサイ

ウサイノアツモノ 兎羹 江戸幕府に於て、正月元日の儀に、恒例として用ふる兎肉の吸物也、當日兩御所白木書院にて三家及び大廊下詰の者へ、蒸、兎の吸物及び兎煎を賜ふ、又諸家より時の物を獻す、此朝宿老少老成に登て政所へ出る前に厨の事司る輩膳手の司めく、右兎の羹も出て御酒三獻

ウサカノウエ

鶴坂杖 越中國婦負郡鶴坂神社の祭日に、神人祝詞を宣る時、一郡の女子に其年あへる男の數をいはせ、杖を以て杖の尻を打つことあり、其杖をいふ、其杖は賢木のしもととなり、よて「しもと」の祭とも、しりだちの祭とも云ふ、俗には尻打の祭と云ふ(八雲御抄、儀訓栞、和漢三才圖會)

ウサウチ

宇佐氏 神別、高皇產靈尊の孫宇佐都彦命より出づ、姓に公あり、國造あり、神武天皇の時宇佐都彦國造となる、元正天皇の時沙門法蓮の醫術を賞して三等以上の親に姓宇佐公を賜ふ、堀河天皇の時、備中少掾宇佐昌あり、其族なり、國造の裔宇佐八幡宮の祀に奉す、聖武孝謙天皇の間、宇佐公池守始めて大宮司に補す、子孫世襲す、後ち姓を宿禰に改む、高倉天皇の時、大宮司公通從五位に叙し、更に朝臣と改む、其族に屋形氏あり(舊事紀、宇佐宮託宣集、氏族志)

ウサイノオビ

烏犀帶 石帯の一種、烏犀角を用ふ、六位已下の人之用ふ、石帯(イシノオビ)を見よ、

ウサノギヤウカウエ

宇佐神社に於て、六年毎に一度、八箇所の神社を巡幸する祭事をいふ、巡行の儀式ともいふ、(貞丈雜記) 七月初午日を以て神服神寶を奉る、其儀、祝、禊、及び神人等變形池に至り、御杖人に薦を刈らしめ、之を輿に載せ下宮に至る、下宮は即ち御炊殿なり、時に神官祝を行ひ、薦を以て本社神前の礎上に安置し、鶴羽屋(新舎を設けて、御杖を造る所をいふ)を作り、大神氏其屋に籠り、薦を以て杖を養成して後、十一月初午日より八箇所を巡幸ありて、上宮東の御戸より御入内あれば、本の御體は西の御戸より、西大門の北の脇門より御出ありて、下宮に御座あるなり、下宮の御本體は、奈多より社司迎に参り、奈多宮に下座す、此行幸會は上古は七千五百貫にて執行せりと云ふ、(貞丈雜記) 新徳天皇神護景雲元年閏十月十八日、神託あるによりて四箇年に一度、田富、豊居、乙群、大根川、郡瀬、泉、妻垣、小山田の八社を巡幸す、是れ始めなりと云ふ、(貞丈雜記) 嵯峨天皇弘仁二年より、改めて六年に一度は行ふこととなり、其後中絶すること百五十餘年、元和二年細川忠興之を再興せしかども、大なる神事なるを以て其後又断絶す(宇佐宮記、八幡宮本紀、宇佐宮應永御造祭記、細川家記、古事類苑神祇部)

ウシサ

寛永十三年... 寛政四年七月火災後、多門を築かず○守衛には、狗番石以下三千石以上の者三年宛之を勤め、番士三人羽織袴着用せり、兵器は、鐵鎧五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ(御府内備考、殿居鑑 東京地理沿革誌)

ウシサキ

牛裂 室町時代の末年、戦國の頃に行はれし刑罰の一種、牛に罪人の手と足を縛りつけて引き裂かすをいふ、南蠻寺興廢記に、泉州界にて、ころばぬもの三人、内二人は磔罪、一人は牛割と見え(ころぶとは、磔罪を轉するをいふ)また、磔罪編會津神公の條に、會津前守の太守浦生氏(秀行)の時、罪人を兩牛に跨からしめ、焼松を以て兩牛の間に入れば、牛驚き怒りて左右に開け罪人を引きさき、是を牛裂といふ、又齋藤政利も主君土成頼藝を追出し、美濃を領し、小罪の者も或は牛裂或は釜煎にしたりといふ、とみえたり、

ウシタオホバン

牛舌大判 銀尙古品の一、形状牛の舌に似たるを以て此名あり、(一)桐の極印と(二)梅鉢の極印せるものと(三)形の細長きものとあり(一)は三寸四分五厘弱横一寸九分、重十一匁八分(二)はより形大なれども、詳かならず(三)は三寸三分強、横九分五厘、重九匁六分五厘、金位下、真鍮の如し、此大判の創制を詳かにせず、加賀國の民間秋成の謡歌に、八島くどきと云ふあり、其句に、牛舌ころして牛の舌、大判小判つかみ取り云々と、然れば往時普通に通ひしものと見えたり、疑はば此金加賀の制ならんか(金銀圖録、大日本貨幣史)

ウシマツリ

牛祭 山城國太秦にて、陰曆九月十二日に行ふ摩陀羅神の祭をいふ、僧侶神子に乘

ウシロ

る假面を被りて異装し、牛に乗り、祠をめぐることあり、因て名づく、また是に従ふ四天(各鼻高假面を被る)壇上にて祭文を讀む、甚だ古雅なる式なり、原信僧都の始めて之を起し、ものなりといふ(一話一言、年中行事大全)

ウシムシノウタアハセ

有心無心 歌合の一種、負をば無心とし、勝をば有心とせるより名付く、宇多天皇の時行ひしことあり(亭子院有心無心歌合、古今集序注)

ウシヤウ

鳥城 岡山城(ナカヤマツヤウ)を見よ、

ウシヤウケン

右將軍 騎兵大將軍(キヘイ)イタイシヤウケン)を見よ、

ウシヤノオトド

牛屋大臣 藤原是公(フヂハラノコレキミ)を見よ、

ウシヨ

羽書 羽後(ウツキ)を見よ、

ウシロミ

後見 輔佐の義、人の後を監守する意にいへり、後に立つて助くる人、音を以てもよべり、鎌倉の時、執権の人を後見といひ、連署の職を置かれし後、併せて兩後見と稱す、但將軍執権次第に據れば、時頼政村までは執権連署、執事御後見と有て、それより後は執権のみ御後見と記し、連署の人を合判加判など、注して、後見の稱を載せず、因て思ふに時頼政村の頃より後、後見と呼ぶは執権に限れる如くなりしと見えたり、これ世を經るに従ひ執権の威權増して、連署は等級を降さるゝ勢となり、自然に後見の名稱重くなる故なるべし、室町時代に至り、先代の習慣にて管領の事を後見といふこと有りしかど、當時管領の外に、傳の職たるものも後見といふこと出来たれば、管領にのみ限れる名稱にてはなかりしなり、江戸時代將

ウシロウ

軍幼冲成は萬疾なるを、三家三朝中より遺命或は勅旨を以て、徳望ある人を擇び後見と爲す、家康將軍疾篤きの時、吉宗入て後見となる、また十四代家康將軍幼冲、職を襲ふ時、田安慶頼後見となる、慶頼退隱の後、一橋慶喜に代る、もと此名稱、言辭の上云ひならへる稱呼にて、正しき職名ならず、將軍家の外、大名諸家にも、大家小身の別なく、輔佐の人を唱へしなり、又一國一郡の主たる者、未だ幼弱にして、家務を攝するに堪へざる時は、一門同宗、若くは姻家に託して、家政を補助せらるゝを、後見といへり、或は生命によりて、若輩の者を指南の爲めに託せらるゝ武士をいふ事あり(武家名目抄、備前采、徳川禁令考)

ウシロミシヨク

後見職 ヲウシロミシヨク)を見よ、

ウス

白 殺を春く器を云ふ、倭訓栞に、打鼠の義成るべし、スは物を入るより云ふ詞也」とあり、(見よ)景行天皇の世、日本武尊を唯の上に置きしを以て、兄を大碓、日本武尊を小碓と稱せし事見えたり、是より先既に在りしなり、應神天皇の世、横白を以て酒を造りしこと見えたり、推古天皇十八年、高麗僧曇摩來つて、碾磨を造る、これ石磨の始めなり、天智天皇九年には、水車につく碾磨を造る、即ち水碓なり、(形の高を云ふ)辛唯(萬葉集に見ゆ、杵に柄あるを云ふ、即柄白なり)堀碓(堀は鑿なり、其制三才圖會に見ゆ)唯(或は鑿と書す、竹を編み圓を作り、内泥土を貯へ、竹木にて密齒を作り、穀を破て米を出すもの、俗に唐磨と云ふ)磨(或は石磑と書す、多くは攝津御影石を以て造る)等なり(古事記傳、倭訓栞)

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

花なども用ふ、後世のカンザシの起りなり、倭訓栞に、神代記に細字、推古紀には警華の字をよみ萬葉集にうすの玉隆とよみたり、後世の鈔頭花なるべしといへり、唐書に項有華(萬葉集に「いふも是なり」とあり)古事記傳に、景行天皇紀に宇受爾佐勢とは警華に稱せたり、警華は、書紀推古卷に、十一年十二月始行冠位云々、並十二階、並以當色編、之項、推地如(義而著)綠焉、唯元日著警華、警華此云予、また十六年八月召唐客於朝廷云々、是時皇子諸王諸臣悉以金華著頭、また、十九年五月五日藥璽於苑田野、是日諸臣服色皆冠冠色、各著警華、則大德小德、並用金、大仁小仁、用鈔尾、大禮以下用鳥尾、孝德卷に、大化三年是歲制七色一十三階之冠云々、小錦冠以上之細、雜金銀爲之、大小青冠之細、以銀爲之、大小黑冠之細、以銅爲之、建武之冠無細也、萬葉集に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲雲山座、見者之文、八十件、雄能島山爾、安可流橋、宇受爾指、云々など見えて、本草の枝を頭に挿すを云ふ、後世に、挿頭と云物、即ち古の警華なり、然るに右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀及び物の尾などを以て作りて挿せるは、上代の物にはあらず、推古天皇の時、始めて制られたるにあらん、萬葉の歌によめる古のさまなること見えたり、

ウス

雲珠 唐鞍の鞍の打交ふ所に付くる飾をいふ、倭訓栞に、倭名鈔、鞍馬の具にうすあり、雲珠と書り、今いふ復隱なりといへど、鈔抄に、据に雲珠の圖ありて別物なり、伊勢御神寶の白鳥形にも、雲珠は左右の鞍の上交結する處に据置る也といへり、車にも此具あること見えれば、古へ牛にもかけしなるべし、鞍馬の山のうす根といへるも此より出といへり、警華にさす櫻の義なるを、雲珠にいひかけ

たるなり、夫木集に、からくらや駒もかきぬ古里の庭もせにさくうすさくらかな、雲珠は唐鞍に限りたる事と見ゆといへり、

ウスアヲ

薄青 織色の名、經の白に、緯の青なるものをいふ、○織の色目の名、表は黄青に、裏は青、又は白なるものをいふ、西三條裝束抄、胡曹抄、雁衣抄)

ウス井ジャウ

白井城 下總國印旛郡白井町の西北山上に舊址あり、長元元年千葉常兼の三男白井常康始めて此地に據り、源賴義に従て屢々戦功あり、子孫世々鎌倉に仕ふ、祐胤の時、源頼朝の禰あり、其子行胤久しく他郷に流浪す、後ち足利尊氏に従て軍功あり、胤胤と改名し本城を復す、爾後胤胤、冬胤等を經て胤胤の時、文明十一年太田道灌一萬騎を率ゐて本城を攻む、胤胤禦守すること六ヶ月、終に道灌の兵を破り、其弟胤胤を殺す、三代久胤、幼にして族胤胤の爲めに奪はる、永祿四年上杉謙信之を攻めて克たす、天正十八年小田原北條滅亡の後、徳川家康酒井忠次をして此城を收めしむ、慶長十九年忠勝封せらる、後ち火災に罹り廢城となる、今猶太田圖書の墓、支笏の址、謙信一夜城等存す(下總藩事記、千葉縣地誌略)

ウスイロ

薄色 染色の名、薄紫のことをいふ、又は二藍の色の薄きなりといへり、○織色の名、たて紫、よこ白なるものをいふ、○織の色目の名、表は薄紫の赤ばみたるに、裏の濃き薄紫なるをいふ(西三條裝束抄、胡曹抄、源氏裝束抄)

ウスガネノカフト

薄金甲 源氏相傳の名甲、源義家之を着用せり、後ち木曾義仲に傳はる(後三年記、源平盛衰記)

ウスガネノヨロヒ

薄金鍔 鍔の札を薄



ウスギ

薄黄 葵の色目の名、裏表ともに薄

ウスギヌ

郡白杵町(白杵はもと丹生郷の内なりしが、後ち白杵庄を置き、遠久中一條氏の領となす)...

ウスギヌ

薄帛 「ウスモノ」を見よ、

ウスキノコホリ

白杵郡 日向國

ウススキ

淺緋 染色の名、緋色の薄きを云ふ、袍を此色にて染め五位の人着用す、染料は、綾一疋に、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤を用ふ、緋(ヒ)參看(延喜式、裝束圖式)

ウスケシムラサキ

薄滅紫 染色の名、紫にて、うすくめたる色、絨一絢に、紫草一斤、灰一升、薪三斤を用ふ(延喜式)

ウスサクラモエギ

薄櫻萌黃 裏の色目の名、経事抄には、表は薄青にて裏は櫻色なるもの

ウスズーウスチ

ないひ、高倉家記には、表の青にて裏の蘇芳なるをいへり、

ウスズミノカミ

薄墨紙 紙の一種、宿紙と引合紙となす、此兩紙の色うす黒き紙なるを以て名づく、(スグシ)、ヒキアハセカミを見よ、

ウスズミノリンシ

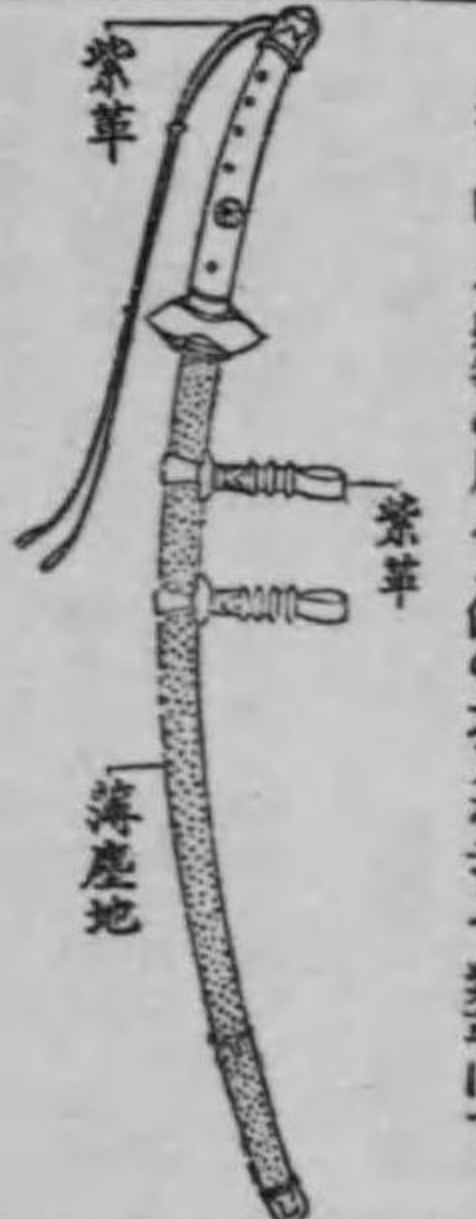
薄墨紙 宿紙の紙即ち宿紙(或は紙屋紙とも云ふ)に、書したる繪旨をいふ、(雅州府志に、古へ内程禁中の反故を取て紙屋之を渡返す、凡職事辨官此紙を取て口宣案を書く、世人其案紙の色に依て、薄墨の繪旨と云ふ、中古までは、紙甚だ少なかりし故に、禁中にては渡返を用ひらる、其古例により、後世も宿紙に認むなり云々とあり、

ウスダタミ

薄疊 うすきたみないふ、又薄縁とも云ふ、古へ春夏に用ふ○齋宮式に、縁端帖(まゝ)十帖、已上秋冬料、春夏料亦如是、但爲薄帖と見え、倭調子に、大嘗會式に薄疊とみゆ、又うすべりといふ、薄縁の義、三義一統に見えたり、古へたみみは是成るべし、韓子に禹王薄席を作り細縁すと見えれば縁の飾を加へたる始め成べしといへり、涼簾といふも是なりといへり、

ウスチリチノケン

薄蕨地劔 心裏服を着る時、公卿等の用ふる飾の太刀を云ふ、紫草にて、



銀の金物、いづれも無文なり(筋抄、裝束拾要抄、裝束圖式)

ウスノウスヒ

ウスノタマガケ 髻華玉蔭 髻華にかけたるひかげかつらのことをいふ、髻華(ウス)參看、

ウスハナザクラ

薄花櫻 裏の色目、正月頃着用す、表白、裏紅なるを云ふ(重の色目)

ウスハナダ

淺縹 龜の色、縹の薄きを云ふ、初位の人着用す、染るに第一疋に藍半圓、薪三十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスヒタウケ

碓氷峠 信濃上野の國境にて、佐久郡と、碓氷郡とに跨る、碓氷坂、碓氷山、碓氷、白井、碓井、笛吹、碓居等とも書きたり、景行天皇四十年東夷叛す、日本武尊之を征服し、武藏國より西碓日坂に至り登る、時に弟橘姫を追懐し、東南を望み嘆て曰く、吾孺者耶と、是より山東諸國を吾孺國と云ふ、萬葉集に「ひなくもりうすひのさかをこえしたにいとがこひしくわすらえわか」とあり、源賴光四天王の一人碓氷荒太郎貞光も、此山中に生長して毒蛇を退治す、宇留夫山の東北、表白山の三蛇跡は舊跡にて、山嶽に熊野神社あり(信濃縣志、上野國志)

ウスビタヒ

薄額 延の(縁)の低きものを、薄く作りたるを云ふ、(延)とは、少年淺官の人の料なりしが、後世は大方十五歳まで薄額を用ひ、其以後は厚額を用ひたり、桃花葉葉に、近來十五歳までばうす額、十六歳以後は厚額を用ふ、舊記を考ふれば、若年淺官の人は十六歳以後は猶薄額を用ふべきよし見えたり、京極園白(師實)は廿歳左大臣の時厚額を用ひ給へり、延久三年の事なり、後二條殿(師通)は、廿二歳内大臣の時厚額を用ひ給へり、寛治七年事也、宇治左府(賴長)十八歳是も内大臣の時始めて厚額を用ひ給へり」とあり、冠(カムリ)の挿圖參看、

ウスヒノコホリ

碓氷郡 上野國

景行天皇四十年の條に、碓氷の字見えたり、後ち碓氷に作る、孝謙天皇天平勝寶元年五月に、碓氷郡の名始めて見ゆ、和名抄に、飽馬(アキマ)石馬(イシマ)坂本(サカモト)磯邊(イソベ)石井(イハキ)野後(ノシロ)藤家、浮田等の郷あり、後世片岡郡の若田郡本郡に入る、爾來現今に至るまで變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウスヒノセキ

碓氷關 上野國碓氷峠に在りて、江戸時代此地中仙道の樞要なる所を以て關を設く、

ウスベウ

護田鳥尾(鷹) 箭羽の一種、眞羽の薄くして黒き所の少きを云ふ、本はなすめと云ふ、なすめ鳥と云ふ鳥の羽に似たる故に云ふ、



なすめ鳥は、鳥田鳥のことなり、後ち云ひ誤りて「ウスベウ」と云ふ、源平盛衰記に、護田鳥尾と書きて、うすべうとよめり、和名抄に、鳩一名は薄鷹即護田鳥也、標名は須賀止里とあり、なすめとりは、關東にてみなくち鳥、又みなくちまふりとも云ふ、田の水口に居て小魚など喰ふ鳥、五位體に似たる鳥なり○うすべうの羽は別圖の如し、眞羽の古圖にみえたり、今は白き羽をうすべうと云ふはあやまりなり(本朝軍器考、眞文雜記、四季草、櫻葉)

ウスミドリ

淺綠 染色の名、緑のうすきを云ふ、袍を此色にて染め七位の人着用す、染るに、第一疋に藍半圓、黄檗大二斤、薪六十斤、或は云ふ三十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスミドリ

薄綠 名劔の名、中宮進朝朝長の帯用せしもの、武家名目抄に、平治の亂中宮進朝朝長

ウスヒ

ウスミ

ウスムラサキ

淺紫 染色の名、薄き紫を云ふ、袍を此色にて染め二位三位の人着用す、染めるに綾一疋に、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスメ

碓女(春女) 上代祭祀の時、洗米をつく女を云ふ、書記春女と書す、或はツキメと訓む、古事記傳に、此役は先づ和名抄祭祀具に、染餅(漢語鈔云、染之度岐)祭餅也、標米(漢語鈔云、加之與福、淨米也)標米懸懸注云、標米所以享神也、和名久萬之福とある、標米は今云ふ白餅(シロモチ)標米(カシホキ)、精米(クヌシ)は、古の洗米なり、然れば上代にも、穢に此等の物を焚して其米を香く女なるべし」と云へり、今も伊勢上總地方にて、人死ぬれば庭に多く白を立て、殊更に米を香くは蓋し此等の遺風なるべし、

ウスモエギ

薄萌黃 染色の名、薄きもえぎをいふ○裏の色目の名、表は薄青にて、裏少く濃き薄青なるものをいふ(雅亮裝束抄)

ウスモノ

羅 羅の總稱、うすく織りたるものをいふ、ウスハヤ、アキズシ、ウスギヌともいふ、また一種「シラギ」といふものあり、織文あるを以て名づく、(源氏物語)仲哀天皇九年新羅始めて羅を獻す、外邦の羅始めて水邦に入る、爾來工人外邦の製に倣ひ、羅、紗、及び織を織る、醍醐天皇延喜五年制して尾張、參河、伊豆、近江、越前、丹波、

ウスム

ウスモ

ウスヤ

但馬、播磨、紀伊、阿波、伊豫十一國は、其製する所の羅を以て調貢と爲さしむ、其羅は、風藤羅、藤羅、薄羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、既にして諸國羅を織ること漸少し、遂に業を廢す、而して織部司及び京師の工人のみ之を織出せり、正平年間大内弘世、京師の織工を周防山口に招き、羅及び紗を織らしむ、元中年間和泉堺にてまた之を製す、應仁亂後、其業遂に廢す、天正年間支那の織工堺に來り、明樣の紗、紋紗、金紋紗を織り、且つ法を織工に傳ふ、既にして京師の機業また起る、其製また明樣に倣ふ、本邦に於て明樣の羅、紗を織ること並に始まる、元文三年京師の織工上野桐生に來て、この法を傳ふ、東國に於ける製法に始まる、其業孰も嘗みて今に至る(工藝志料)

ウスヤウ

薄様 染色の名、上のかたは濃く、下の方漸々薄くなりたるものをいふ(四季色目)

ウスヤナギ

薄柳 裏の色目の名、薄き萌黃のしらばみたるものをいふ、凶服に之を用ふ(雅亮裝束抄)

ウゼンノクニ

羽前國 もと出羽國、明治元年十二月七日羽前羽後の二國に分たれ、一國となり、四郡を管す、詳しくは出羽國(イデハノクニ)を見よ、

ウツカヘノジンシ

鸞替神事 毎年正月、太宰府と武藏國龜井戸の天滿宮等に於て行ふ式、太宰府は、太宰府略記に、正月七日の夜西の刻頃參詣の老若だちつどひ來て、木にて作りたる、うその鳥を調へ、相互に袖にかくしうそかへんと罵りて、雙方よりとりかへる事なり」といへり、難波の天滿宮にては、文政二年太宰府に習ひ、此神事を執行す、江戸龜井戸天滿宮にては、文政三年より始め、二十四、

ウスヤ

ウスカ

二十五の兩日の日中之を行ふ、後う衆人互に取替ゆることを禁じ、近傍に驚く所の聲を辨ひ、神前に至り、神官より別に備へあるものと替へ得ることとなれり。俗説に、鶯替は、これまでの悪事もうそとなり、吉にとりかへんとの義なりといひ、又一年中つきし虚言を、神前に納めて罪を減すなりといひ、信ずるに足らず(嬉遊笑覽、三養雜記、東都歳時記)

荒瀬淵等出で、萬葉等の古書によりて説を立て、二條冷泉家の法を斥けたり、並に至り作歌に古體全體の別を生ず、猶富士谷成童の試設に、六運と題し上世、中古、中頃、近古、おとつせ、今世とに分ちて歌の沿革を論じたり、就て見るべし(長歌、反歌、短歌、旋頭歌、混水歌、題文、隱題、雙本歌、片歌、折句歌、疊句歌、香冠折句歌、俳諧歌等あり、各條に述べたり、就て見るべし(文藝類纂、古事類苑文學部)

は直に席上にて加へしが、後には大概後日に記すこととなり、個人間の歌合は、右にて類推すべし、**題原語** 何時頃より始まりしか詳かならず、在民部卿(在原行平)家歌合、仁和寺御息所歌合、關成院歌合等を最も悉しとし、次で宇多天皇の御世に后宮歌合あり、醍醐天皇の世に有心無心歌合及び亭子院歌合あり、其後中絶せしが村上天皇の天徳四年三月清涼殿にて之を行ひしより以來、公私共に世に行はれ長長佳節毎に此事あり(自歌合、有心無心歌合、老若歌合、男女歌合、男歌合、詩歌合、諸社歌合、影供歌合、年中行事歌合、職人歌合、物合歌合、非類歌合、調度歌合等あり(八雲御抄、殺草子、儀訓葉、玉勝間)

ウタイ

ウタ 歌 うたふの義、また和歌、和詩とも云ふ、支那の詩に對するの稱、**題原語** 伊弉諾、伊弉册二神の、アナニエヤ、エナトコ、エナトメの唱歌に始まる、三十一文字は、素戔鳴尊の八雲立の咏に起る、神武天皇以後、文字未だ一定せず、奈良朝に至り、長歌短歌二種となる、此頃までは専ら口口唱へしを以て、風調の佳なるを貴ぶ、平安朝以後は、長歌短歌へて短歌獨り盛なり、且つ此より以降は、口に唱ふることを稀にて、意趣の巧妙を主とし、韻を設けて作る、こと行はれ、題意に違ふを傍落第とし、之を斥く、又後には、四病八病の説を立て、制詞禁忌等の法を設く、近古に至り、歌道傳授と稱し、秘事口訣を後繼の徒に傳ふることを起る、即ち歌學なり、師弟の傳統は、能因が伊豆守藤原長能に師事し、藤原俊成が、藤原基俊の弟子となり、鴨長明が、俊基法師に從ひしに始まる、父子の統は、藤原經信賴季等に起る、皆共に久しからず、俊成の統盛にして鎌倉時代藤原爲家の時、爲氏(二條家)爲兼、爲相(冷泉家)の三千の流に分れ、互に相争ひしが、爲氏爲兼の統早く絶えて、冷泉家の一流のみ獨り榮え、後又更に上下冷泉の二流に分る、其他飛鳥井、鳥丸、中院、三條四等の諸家あり、何も歌道の宗匠にして門戸を開り、子弟を教授す、江戸時代に至り、僧契沖、賀

ウタアハセ 歌合 人数を左右に分ちて各歌を詠じて其優劣を判し、勝負を定むるものいふ、双方の歌人を方人といひ、共に頭人、讀師、講師、審判、判者あり、朝廷の式は、天皇親臨に出御御椅子に著御あり、次に念人、公卿召に依り孫座に著す、次に奏上す、次に左員判具椅子に立ち、次に左方の文臺を昇き、次に員判具椅子に立ち、次に召に依り燈を供し講師前て切る、次に員判進み兼て殿上重座を敷く、次に左右奏上し、次に左右講師參る、次に判者次に勝方念人、公卿已下前庭に於て拜す、次に管絃あり、次に公卿に録あり、次に入御あり、總て歌人其事を處理し、讀師は番の次第に順ひ其歌を取りて講師に示し、講師は之を朗吟し、一番の擧る毎に、判者は優劣を判定し、審判は勝負物に刺し、勝負を明にし、最後に其勢を合算して全番の勝負を定む、番数は五番七番のもの、六百番千五番等の者あり、凡て第一番の左歌祝の意の歌は負しめざる例なり、是れ天子貴人の歌を左一番に置く故なり、先づ第一番には左の歌を吟じ、二番以後は負方の歌を先とす、判者は堪能老練の人を撰び、判詞極めて簡單なりしが、後には巧を弄し、奇を求め、一種の文をなし、或は歌或は漢文を以てす、又判詞

ウタイシ 右大臣 史(シ)を見よ、**ウタイジン** 右大臣 **題原語** 太政官の長官にして、天皇を輔佐し、天下の政を行ふ、左大臣の次位にあり、左大臣降ある時、諸公事を奉行すること左大臣に同じ、左大臣關白たる時與奪によりて一ノ上となる、唐名右府(サダイシ)及び(ダイシ)と稱す、**題原語** 皇極天皇四年六月始めて左右大臣を置き、蘇我倉山石川麻呂を右大臣となす、淳仁天皇天平寶字二年藤原仲麻呂を改めし時、右大臣を改めて大保となす、八年仲麻呂誅せらるゝに及びて舊に復す、源賴朝兵馬の權を得るに及で、有名無實となる、後世は攝政家清華の手に限りて此官に任ずることとなり、明治維新の後に舊に從ひて之をおきたれども、實權は參議各省卿の手に歸したれば、單に名譽職たるが如き姿を呈せしが、明治十八年十二月官制大改革の際、太政官と共に之を廢す、(サヂヤウタワン)參看(令義解、續紀、三代實錄、職原抄、百寮訓要抄、官職雜儀、明治歴史)

ウタイ

ウタイシヤウ 右大将 右近衛の大将を云ふ、近衛府(コノエフ)を見よ、**ウタイベン** 右大辨 **題原語** 太政官に屬して兵部、刑部、大藏、宮内の四省を管す、其他攝掌は左大辨に同じ(サダイベン)參看、其下に右中辨右少辨あり、右大辨を助けて事を行ふ、**文武天皇** 大寶元年始めて制定す、辨官(ベンクワン)參看(職原抄、百寮訓要抄、官職雜儀)

ウタガキ 歌垣 男女相會し、唱歌に和して舞蹈するをいふ、**題原語** (カガヒ)ともいふ、又歌場とも書す、其意義歌説あり(一)倭訓業に、歌へる人の並べたるを垣といふ、友垣の言の意、踏歌と同義なるべし、といひ(二)釋日本紀に、歌場は男女集會詠三和歌、交接之所也、といひ(三)古事記傳に、歌垣は歌加賀比にて賀比を切めて伎とは云ふ、加具禮交の切まりたるなるべし、歌賀伎も、互に歌をよみて加具禮交すよしの名なるべし、といひ(四)栗田寛は、我邦の古言に、求婚を「くなく」といひ、之を延べては「くなく」といひ、歌垣とは歌くなくひにて、歌にて唱和し、求婚する義ならん、といひ(五)又一説に、歌垣とは都近き邊の名にて、カガヒとは東國の俗語なりといへり、**題原語** 起原詳かならず、早く上代より行はれしこと、常陸風土記、肥前風土記、攝津風土記等に見えしこと、場所は多く山上にて行へり、即ち攝津の歌垣山、常陸の筑波嶺、肥前の杵島岳等は尤も著名なるものにて、春秋二季諸國の男女飲食物、琴瑟等を齎らし、互に手を携へて登り

歌飲、樂食、歌舞音曲を盡して歸去す、萬葉集登三筑波嶺(爲)權歌(日作歌に)鶯の住む、筑波の山の、もはきつ、其のつ上に、いざなひて、乙女男の、往き集ひかふ權歌に、他妻に香もあはなん、香妻に人も言問、此山を牛掃く神の、初めよりいざなわさぞ、今日のみは、目くししなみそ、事も皆むなし、反歌、男神に雲立のぼり時雨降り濡れ通るとも濡れ歸へらめや」とあり、能く歌垣の状態をいひつくせり、國史に見えたるは、武烈天皇太子たりし時、眞鳥大臣の男師と、物部鹿鹿火の女影媛を争ひし時に、歌場に立ち歌を以てせしを始めてとす、聖武天皇天平六年二月、天皇來金門に歌垣を覽す、男女二百四十餘人、五品以上風流ある者皆交る、其中正四位下長田王以下諸王四人を頭となし、本末を以て唱歌し、難波、櫻部、淺茅原、廣瀬、八雲刺等の曲の音を爲す、都人士をして縱覽せしめ、歌を極めて麗む、歌垣せし男女に縁を賜ふ、稱徳天皇寶龜元年三月また歌垣を行ひしことあり、葛井氏以下六氏の男女二百三十人、青摺細布衣を着け、紅の長紐を垂れ、男女相違ひ、列を分ち、徐に進て古歌を誦ふ(其一は乙女等に男立添ひ、踏鳴らす、四の部は萬世の宮)歌曲毎に袂を擧げて節を爲す、時に詔して五位以上、内舍人、女孺をして歌垣の中に列せしむ、歌垣の人に商布、綿を賜ふ、この頃は朝廷より行ひ、専ら華麗を極めて實の歌垣にあらず、古の歌垣の状をまねびて爲し、一種の風流藝なる事古事記傳に云へり、寶龜以後史上に散見せず、後世諸國の盆踊は、此の歌垣より變じ來れる風俗なりと傳ふ(萬葉集、常陸風土記、肥前風土記、攝津風土記、古事記傳、如開社話、陽春處雜考)

ウタガシラ

歌頭 歌舞音樂の時、聲樂の

ウタイ

ウタガ

ウタガ

ウタガ

者といふ、續紀天平勝寶三年正月の條に、天皇御三太極殿南院、宴百官、主典已上、賜有差、踏歌歌頭、女孺、忍海伊太須、錦部河内並授、外從五位下、とみえたり、

ウタガハクニサタ

歌川國貞

は角田、通稱庄藏、屋號龜田屋、一雄齋國貞と號し、また五波亭、香蝶樓、月波樓、富望山人、富眺庵、梅園、梅月、一蝶等の別號あり、後年初代豐國の跡をつぎて、陽齋豐國と稱す、五橋亭琴雷(本名未詳)の子、天明六年武藏島飾郡西葛西村に生る、幼より浮世繪を好み、師に就かすして美人俳優を描くに筆力老成にして、尋常畫家の及ぶ處にあらす、後ち初代豐國の門に入りし時、豐國其始めて畫きしものを見て才筆に驚きしといへり、平生藝妓相撲俳優の古實を研究して繪畫の趣向に工夫を凝らし、特に俳優の似顔は豐國につき佳作の聞え高し、また團扇繪に妙なり、而して稗史合巻物の密畫に至りては、其技倆他に比ぶるものなく、一家獨特の妙技ありき、天保十五年師の跡をつぎて、二世豐國といふ、弘化二年薨逝して官造と改稱し、柳島に退隱し、元治元年十二月十五日歿す、年七十九、龜戸村光明寺に葬る、門人頗る多し、ウタガハハ(參看(浮世繪類考、浮世畫人傳))

ウタガハクニヨシ

歌川國芳

は井草、後ち井原氏を冒す、通稱孫三郎、一勇齋國芳、または朝櫻樓と稱す、吉右衛門の子、十二歳の時、未だ師に就かすして、鐵道提督圖を描きしに、筆勢勇烈、畫才の蓋ふべからざるものあり、初め時川春英が畫風を學び、後に初代豐國の門に入る、また同門國直の風を慕ひ、三氏の筆意を得て、これに洋畫の長所を取り、和洋相折衷して別に一家

ウタガ

を爲し、尤名將勇士を描くに巧みなるを以て著はる、特に文政の末年に出板したる水滸傳中豪華百人の錦繪は、其傑作として名あり、天保十四年源頼光土蜘蛛の繪に描きたる、怪異の圖を、錦繪として世に出したるに、政府を誹毀するの實意ありとて罪科に處せられ、板木をも沒收せられたり、晩年中風に罹りて業を廢し、文久元年三月五日歿す、年六十五、江戸淺草八軒町大仙寺に葬る、ウタガハハ(參看(浮世畫人傳))

ウタガハトヨクニ

歌川豐國

は倉橋、通稱熊吉、一陽齋豐國と號す、五郎兵衛の子、歌川豐春の門に入りて浮世繪を學び、出藍の譽あり、後ち一蝶、玉山、春英の畫風を折衷して歌川派に調和し、美人、俳優を畫くに妙を得て名聲都鄙に轟きたり、歌川派の畫風世に行はるゝに至れるは、實に豐國入神の妙筆による、文政八年正月七日歿す、年五十七、江戸三田聖坂功運寺に葬る、ウタガハハ(參看(浮世畫人傳))

ウタガハトヨハル

歌川豐春

稱但馬屋庄次郎、一龍齋豐春と號す、歌川派の始祖、豐後國臼杵の人、初は京師に出て、繪澤探飯を師とし、後ち江戸に來り、石川豐信の門に入り、當時の風俗を畫き、遂に一派を開く、また操芝居土佐若城兩座の看板を畫き、意匠を凝らし、彩色を巧にし大に好評を得たり、寛政の頃日光山修復の際には、彼地にありて町繪職人頭となり、門人等を率ゐて廟内の彩色に従事す、晩年浮世繪を多く繪繪にかき出したり、文化十一年正月十二日歿す、年七十八、江戸下谷廣徳寺前光明寺に葬る、ウタガハハ(參看(浮世繪類考、浮世畫人傳))

ウタガハ

歌川派

歌川豐春の創めたる

ウタガ

浮世繪の一派、其門人豐國に至りて大成す、其傳統は左の如し、尙ほウキヨエを參看せよ、



ウタガハヒロシゲ

歌川廣重

は安藤、通稱徳太郎、後ち十兵衛また徳兵衛と改む、一立齋廣重と號す、幕府の小吏なり、はじめ初代豐國の門に入らんとしたるも、謝絶せられ、更に豐國の門に入りて浮世繪を學び、大に畫格を講究して遂に廣重流を創意し、名所の眞景を描くに妙を得たり、東海道五十三次、諸國百景、江戸百景の繪の如き最も世に行はれ、また草筆の畫譜類數部を板行す、天保年間製し、安政五年九月六日歿す、年六十二、江戸淺草松山町東岳寺に葬る(浮世畫人傳)

ウタカヒ

歌員

遊戯の一種、はまぐりの殼に歌の贈答、又は上下の句をも書き分けて其を合する遊藝をいふ、古の貝合の遊より起り、後ち今の歌かるたと變ぜり、江戸時代には、元禄の頃歌員の事をも打ちまて歌かるたといへり(歌かるた考)ウタガルタ 歌牌(骨牌) 歌句を書きたるかるたをいふ、かるたは洋語なり(カルタ)

ウタク

ウタク

ウタサイモン

歌祭文

小唄に祭文を取り

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

看) 延喜式(歌員、ウタカヒ)參看)の趣向とあつたの趣向とを交へて、江戸時代の初世に好事者が案出せるものなるべし、此稱既に元禄頃の書に見えれば、其以前よりありしことを知るべし、されど多くは小倉百人一首の歌にて、稽に古今集の歌、伊勢物語の歌など書きたるもあれど、知る人少し(貞丈雜記、歌かるた考、朝野年中行事)

ウタクワイ

歌會

「ウタノクワイ」を見よ、同じ、書紀に、うたげと訓るは拍上の義にて、手なうち遊ぶよりいへるなり、弘計天皇の室書し給ふにもウタクワイ、ウタクワイとあり、酒酣をたけなはと云ふも、うたげなげの約まりしなりと、尙ほ酒宴して手を拍つことうたげ物語、榮花物語等に見えたり、(參看(キヤウマウ)參看)

ウタゲ

宴

さかもりのこといふ、(參看)に同じ、書紀に、うたげと訓るは拍上の義にて、手なうち遊ぶよりいへるなり、弘計天皇の室書し給ふにもウタクワイ、ウタクワイとあり、酒酣をたけなはと云ふも、うたげなげの約まりしなりと、尙ほ酒宴して手を拍つことうたげ物語、榮花物語等に見えたり、(參看(キヤウマウ)參看)

ウタゲンジ

宇多源氏

宇多天皇の第九皇子 子敦實親王より出づ、其子雅信、重信、寛信に姓源氏を賜ふ、雅信從一位左大臣となり、豐車牛車を賜さる、時中時方二人を生む、時中は大納言となり、其子孫多く顯官たり、八世の孫經實權中納言となる(庭田家の祖) 經信の弟信有又權中納言たり、是を綾小路家の祖となす、時方左兵衛佐となる、六代仲章文章博士となり、鎌倉に在りて公曉の爲めに殺さる、仲章の弟仲兼皇后宮大進從四位上となる、其裔五辻氏と稱す、又雅信の孫參議扶義の子成頼鎮守府將軍となる、後ち近江佐々木庄に居し、佐々木を稱す、子孫蕃衍す(尊卑分脈、氏族志)今其氏族左の如し、尙ほ詳しくは各氏の條を見よ、

ウタゲイモン

歌祭文

小唄に祭文を取り

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタク

ウタダシ

歌出

歌曲の初めに、本拍子の一人歌を發するを云ふ、(參看)に、ささいの宮の御方にて、管絃する殿上人どもめして、よもすがら、あそばせ給けるに、おほのとおほしませて詠つかまつれと、おほせられけるに、このおとりの中將なりけるときに、太公望が周文にあへると、いだし給へりけるこそ、御聲もつくしう、みかど一の□□□人の事にて其よしあるこそ、いうにきこえ侍りける云々しとあり、

ウタツカサ

雅樂寮

「カガケレツ」を見よ、ウタツカサノモン 雅樂寮門 皇嘉門(クワカモン)を見よ、ウタテンノウ 宇多天皇 御名は定省、事于院と號す、法名空現金剛覺、世に寛平法皇と稱す、光孝天皇第七子、御母は皇后班子、第五十九代(天智)天皇 貞觀九年五月誕生、元慶中元服侍

ウタサ

ウタサ

ウタサ

ウタド

ウタド

ウタド

ウタド

ウタド

ウタネツツ

歌念佛

從となる、時に王侍從と稱す、八年姓源氏を賜ふ、仁和三十八年八月光孝天皇不豫太政大臣藤原基經天皇を立つることを奏請す、帝大に喜び、念に召して左に基經の手、右に宇多天皇の手を取り泣て曰く、大臣補助の功多し汝敢て忘るゝなかれと、詔して親王と爲し、立て皇太子とす、尋で帝崩御、宣耀殿に踐祚す、在位十年、改元二、寛平九年七月位を皇太子敦仁に譲り、東三條院に居す、昌泰元年朱雀院に移る、二年十月仁和寺に出家す、三歸十善戒を僧徒に受け、佛法を尊信す、東寺に灌頂し法を仁和寺に傳ふ、仁和寺御室天皇を推して宗祖とす、承平元年七月仁和寺に崩す、年六十五、大内山に葬る、宇多院又事于院と稱す、天皇、院と稱して尊號を著く茲に始まる、天(皇)性畫を好み、意を丹青に盡す、曾て畫しめ賢聖障子(ケンセイノシヤウジ)と號す(大日本史)

ウタノココ

歌所

和歌所を云ふ、ウタドコロを見よ、ウタネツツ 歌念佛 鐘鼓に合せて念佛を唱ふる僧侶、初め凡俗の者を誘導する爲め、おもしらく、なかく念佛に節をつけ唱へしより始まる、元禄の頃より行はれ、享保の末に至り衰滅せり、人倫訓蒙圖彙に、僧形にて笠を冠り鐘鼓を頭にかけたたく状を描けり(聲曲類纂)

ウタノ井

宇多院

土御門の北、木辻の東、東の洞院に當る○仙洞御所の一(參看) 宇多法皇の御所なりしが、後ち刑部卿源滿此に居す、文中、後宇多法皇又此に造營ありて衣笠殿と稱す、キマカサドノ(參看(山城名勝志))ウタノクワイ 歌會 (一)讀師、座中第一のを被講する集會を云ふ(參看(一)讀師、座中第一の

ウタノ

學者にて且つ高位高齡具備する人を定む、其職掌は、
披講の和歌を檢閲し、講師の讀上を監督す、故に式
中最重要なり(一)講師、其時適當の人物を定め詠進
の和歌を讀上せしむ(二)講頌、講師の讀上し和歌を
更に節付して詠ふ役、通例五人或は七人とす、其中
の一人を發聲と稱し、他を助音と稱す、近來は發聲
を一人の役名とし、助音を講頌人と唱ふる由なり、發
聲人は、第一句を獨吟し、第二句より助音一同に連
吟す、其音調は、甲、乙及び乙ノ甲、乙ノ乙と四種あり
とか、綾小路家冷泉家等其家々の傳あるなり(四)題
者、當座の歌題を選びて出すもの、多く點者にて兼
の(五)點者、當座の詠歌に點するもの、參會者各々
二首を賦し、これを詠草に書して點を乞ふ、其合點
の歌を淨書して當座詠進の和歌とす、此點者は、歌
道の先達に限る者なれば常に先達とのみ呼びて吟
場の上座に座す(六)所役、此式の使令に充つる者に
て、文書、燈臺、料紙、硯箱の配付などの取扱役なり○
披講式と當座式とあり、披講式とは、兼題の歌を讀
み上ぐる式、當座式とは題詠を賦する式をいふ、各々
異なる所あり、且つ時と場所とに因りて異なるれども、
今作歌故實によれば、まづ文書を横座の前に置き、
講師座し、左方に讀師座す(夜に入れば切燈臺を兩
方におく)人々懷紙を文書に置き、下薦より先づ置き
て上座の人は順に上に置き、讀師中程より二に之を
分ち、下に重ねたる下薦の歌より順に文書の上に置
く、講師之をよむに曲なしに一七々々によむなり、臣
下は三遍、攝家は五遍、主上は七遍なり、連來はよ
み上の時會釋して聴く、發聲は講し終りて節をつけ
てうたうなりといへり○又序者あり其日の事を序
し、歌題に會以前豫題を出すを兼題、會の席上に出
すを當座と云ふ、當座に多くの題を設けて人毎に探

ウタノ

り取るを採題と云ふ、右に述べたるは、朝家に就きて
なれど、其他も之にて類推すべし(起原沿革)其起り
詳かならず、古は只相會して歌を詠せしが、歌道の
盛なるに及び、自ら席上の法式を設くるに至り、
而して其式に中殿歌會、代始の歌會、月次歌會、法樂
歌會等あり、後世に至り毎年正月歌會始あり(八雲
御抄、袋草紙、古事類苑文學部)

ウタノコホリ

宇多郡 宇多郡 宇多郡
(奥國)起原沿革 書紀に優味と書し、舊事紀に浮田
とあるもの蓋し此地なるべし、元正天皇養老二年五
月宇多等の六郡を以て石城國を置く、後ち又陸奥國
に屬す、和名抄に、長伴(ナカトモ)高階(タカハシ)仲
村(ナカムラ)飯豐(イヒトヨ)等の郷あり、戰國の
際より、伊達相馬二氏之を分領す、依て或は二郡と
なすものあり、五十四郡考に、今分爲三郡、其南者
俗呼云宇乃太と云へり、又五十四郡考宇乃太となす、
正保元編圖以後皆宇多に作る、明治二十九年三月行
方郡と合併して相馬郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革
考、法令全書)

ウタノコホリ

宇陀郡 大和國
(近畿)古へ菟田縣の地なり、又菟田縣とも云ふ、神
武天皇戊午年六月東征の師、菟田下縣に至る、天皇
兄弟を誅し、弟弟を菟田縣主と稱す、皇極天皇三年
三月菟田郡始めて見ゆ、和名抄に、漆部(ヌルベ)伊
福(イフク)浪坂(ナムサカ)多氣(タケ)笠間(カサ
マ)等の五郷あり、菅家文章、兩多縣に作る、後世笠
間郡城上郡に入る、又多氣郷一時山邊郡に隸したる
事あり、正保古圖宇多に作る、元祿以後宇陀に復し
現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウタノホフシ

宇陀法師 和琴の名、寛
平宇多法皇の貴重せしを以て此名あり(拾芥抄、體

ウタノウタヒ

源抄)
ウタノミクマリノジンジャ 宇太水分
神社 所在 大和國宇陀郡下井足村○墨坂神とも
稱す(起原沿革)天之水分神、國之水分神、崇神天皇
の御世、神教に從て赤眉八枚赤矛八竿を以て墨坂神
を祀りき、平城天皇大同元年神封一戸を充て奉り、
清和天皇貞觀元年正月五位下を授け、九月幣使を
差して雨風を祈り給ひ、醍醐天皇延喜の制大社に列
り、祈年祭水四分神の一なり、祭日六月十八日九月
二十一日に行ふ(神祇志料)

ウタヒ

詠
(起原沿革)披講、能の時に用ふる歌詞
をいふ、古は詠とも書す、和漢三才圖會に、詠齊聲
而歌也、不用絲竹相和、徒歌曰詠と見えたり、歌
ふといふ動詞を名詞になしたる詞なり(起原沿革)室
町時代に始まる、日本文學史に、足利義滿の時、結崎
次郎なる者龍を得、觀阿彌と稱し從來の猿樂及田樂
等の舞曲を折衷し新曲を案出して之と共に詠曲を興
す、其節詠は今樣等の歌ひふり和平家物語とを斟酌
して時好に適すべき様作りたるものならんといへ
り、然れど新井白石の俳優考に據れば、もと元の雜
劇にして、室町時代の頃入宋したる僧の、我邦に傳
へしもの、如し、當時尙ほ猿樂と稱し之を式樂と定
め、盛に行はれ其技大に進み、足利義政の時、既に
觀世、金春、實生、金剛の四流起り、春日四座の大大と
稱せらる、而して將軍家に最も用ひられたるは觀世
なりといふ、豊臣秀吉の時、甚だ此道を好み、自
らも亦常に爲せり、此時金剛の弟子喜多七大夫、秀
吉に抱へられて、一家を興し、五座となる、徳川氏に
至りては、天正二年正月徳川家康濱松に於て、詠初
(ウタヒシメ)を行ひしより、代々正月三日に

ウタヒ

詠初式を行ひ、其他、將軍宣下の祝、勅使慶應等の時
の式樂として之を行ひたりき、明和年間、觀世元章從
來の詠曲を改正したりしも、未だ行はれずして止む
(起原沿革)觀世、實生、金剛、金春、喜多の五流にして、觀
世實生を上掛詠と稱へ、其他を下掛詠と稱へて詠本
を別つに至りり○詠本は觀世二百五番、實生二百十
番、今春百三十番、金剛二百七番、喜多流二百二
番あり、流派に因り文句、節曲、番組、題名等總て些少
の相違あり、詠曲文は、詠目錄によれば、觀阿彌等
之を作るとなせり、然れど是れ作曲者にして、別に
文を作りし者あり、世に傳へいふ、江口山姥等は、一
休和尚の作といひ、源氏供養は河上神主の作と稱へ、
卒塔婆小町は實性院宿快の作とし、高砂兼平などは
僧正徹の作なりと、而して詠曲の新作は室町時代の
中頃最も盛なり、芳野詠、高野參詣、明智討、柴田、北
條などの新作豊臣秀吉の時に出づ、江戸時代には極
めて其數少しといふ○詠抄と稱し、詠曲百番を註釋
したるものあり、卷數二十卷著者未詳なれども、村
田了阿が、梅村載筆を引きての說に據れば、豊臣秀
次、五山の僧徒に命じ相國寺の慈照院に於て撰定せ
しめたるが如し、殊に、熊野の詠曲を註釋せし所に、
文録を去ること幾年との詞あるを以て見れば、當時
代の著はしたる者なり○今實生流の詠本の題名を示
せば左の如し(日本教育史、日本文學史、詠曲通解)

Table with columns for author names and titles. Includes entries like 三井寺, 大原御幸, 忠度, 玉井, 當摩, etc.

ウタヒ

護法 金札 知章 三山
竹ノ雪 鳥追 大會 九世戸
胡蝶 求塚 藤染川 一角仙人
項羽 生田敦盛 攝待 滿仲
岩船 本社 巴 小督
鐵爐 調伏會我 道明寺 七膳落
鐵輪 常陸帶 繪馬
兩月 空輝 花月 絃上
元服會我 檀風 照君 三笑
浦島 枕慈童 土蜘蛛 祇王
舍利 谷行 東方朔 正尊
卷網 張真 鳥帽子折 嵐山
加茂物狂 雲雀山 咸陽宮 雷電
藤榮 忠信 鳥龍田 飛雲
皇帝 大蛇 千引 草薙
關原與市 彌師會我
錦戸
歌比丘尼
(起原沿革)歌を唱して
佛敎を勸進せる比丘尼、又勸進比丘尼、繪解比丘尼
ともいふ(起原沿革)起原詳かならざれど、江戸時代
の初めより起りしなるべし、東海道名所記に、いつ
の頃か、比丘尼の伊勢熊野に詣り、行を勤めしに、そ
の弟子皆伊勢熊野に參る、此故に熊野比丘尼と名づ
く、その中に聲よく歌をうたひける尼のありて、うた
うて勸進しけり、その弟子また歌をうたひけり、また熊
野の繪と名づけて、地こく極樂すべて六道のあり様
を繪にかきて、繪ときをいたし、おくふかくおぼし
ます女房達は、寺にまうで談義なんどもきくことな
ければ、後世をしらぬ人の爲に、比丘尼は許されて、
佛法を勧めたりけるなり、いつの間にかとなへ失な
ふて、熊野伊勢にまうつれども行をもせず(中略)繪

ウタヒ

ウタヒ

ときをもらさず歌をかんとす云々」とあるにて其大要を知るべし、佛教を勧進するより勧進比丘尼、地獄極楽の繪巻を開きて、繪解して佛法を勧めたるより繪解比丘尼と稱せるなり、さるる萬治年間頃より、變じて、勸進、繪解等の如く、たゞ歌のみならず、ふこととなり、更に下りては一種の滄賈婦と化したリ(近世奇跡考、骨董集、嬉遊笑覽)

ウタヒツメ

詠初 江戸幕府年中行事の一、正月三日に行ふ恒式(開式三日の夜七時半時、三家庶流譜代の大小名出仕して本丸の大廣間に出席し國主外様の中にも、例ある限りは此席に列なり、將軍亦出席あり、三家の方々に土器を賜ひ願流れて著座の面々に及ぶ、中少將侍従の輩は、殊に召出して土器を賜ふ、出仕の大小名布衣の輩に至るまで、みな御流を賜ふ、其間能樂師(觀世今春は毎年、寶生喜多は隔年、但し時世による)等兼侍候禮子にて三ノ間の様側に伺候し、將軍の御盃に三獻つぐを相圖に觀世大夫四海波の小謠をうたふ、それより老松、東北、高砂等の囃子あり、事終て觀世を初め三座の者に笑服一重を賜ひ、他の役者には折紙を賜ふ、頓て是を着て三人打つれ弓矢の立合を舞ふ、事はて、後將軍自ら肩衣を脱ぎ、之を座首の觀世に取らせ給ふ、宿老是を取傳へて觀世に與ふ、此時三家初め列座の諸大名一同に皆肩衣を大夫へ遺す、將軍入御の後三家の方々宿老に一體あり、著座の人々各群り立て着を延べて退出す是にて式終るなり(近世奇跡考、室町幕府の時、正月四日觀世の一曲を罷にて詠はしめし時、服を賜ひしより起れり、豐臣氏に至り、正月二日に之を行へり、江戸幕府にては、天正二年正月二日、家康遠江國濱松に於て詠初を爲してより毎年恒例となる、承應三年正月より、將軍家綱母公の

ウタビ

忌日に當るを以て三日に改む、文久二年閏八月二十二日に之を廢す(兩朝時令、幕府年中行事、幕府年中行事歌合、續徳川實紀、徳川盛世録)

ウタヒト

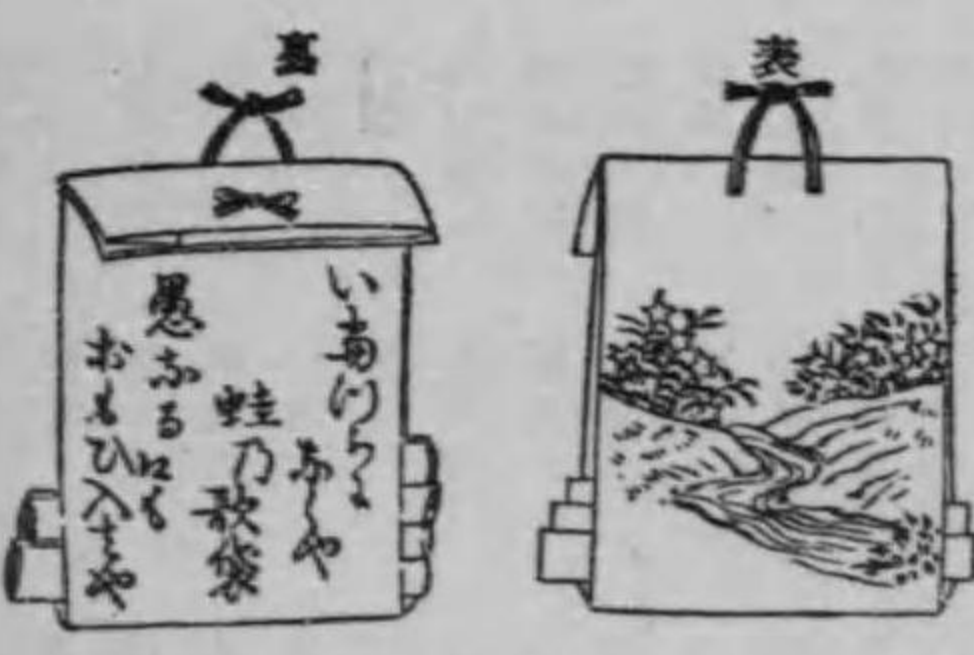
歌人 文武天皇大寶元年令制定の時、置く、治部省雅樂寮屬官にて卅人あり(令義解)

ウタヒメ

歌女 治部省の雅樂寮に屬して百人あり、舞樂の時歌をうたふ女を云ふ、延暦二十四年十二月、五十人の中三十人を減す、是より先五十人を減せし、史籍闕て其時明ならず(令義解、職官志)

ウタフクロ

歌囊 柱にかけ置きて詠草を入る、用になしたる袋をいふ、長さ一尺折返し二寸五分、幅一尺二寸五分、横八寸三分折返し五分づゝ、みな幅付にて切らずに付くるなり、奉書二枚重ね、返し裏より水引を通し、前にて結ぶ、歌袋考に據れば、總長一尺二寸、折返し一寸九分、底の折返し三分、裏の中に紙を合せ幅付三分、水引長さ二尺五分二筋引通し前方にて結ぶといへり、昔は錦などにて製せしにや、江記に、匡房卿の歌袋大和錦にて製せられし由見えたり、當時公家衆いづれも大覺紙にて製す、もとはみちのく紙にて作りたるを本法となす、爲顯卿の、いたづらに啼くや蛙の歌袋、おるかなる身に思ひ入りはやしといふ、古歌を裏に書くものなりといふ、歌袋考に、歌袋は、侍従爲顯の歌



蛙の歌袋、おるかなる身に思ひ入りはやしといふ、古歌を裏に書くものなりといふ、歌袋考に、歌袋は、侍従爲顯の歌

ウタマ

によらせ給ひて、後水尾院の御製ありしと申傳へたり、但し爲顯の歌は夫木集蛙の題に入て、歌袋とは蛙の啼く時喉のふくる、所をいひしなり、云々と見えたり(養老編、玉石雜詠、安齋隱筆)

ウタマヒトコロ

歌舞所 雅樂寮を云ふ、萬葉集に、冬十二月十二日歌舞所之諸王臣子等、集萬葉集に、冬十二月十二日歌舞所之諸王臣子等、集

ウタマヒノツカサ

雅樂寮 「ガカクレツ」を見よ、

ウタマロハ

歌麿派 喜多川歌麿の創めたる浮世繪の一派、ウキヨエを見よ、

ウタリノコホリ

鶴足郡(宇足) 讚岐國(國原郡) 舊阿野郡に屬す、後分郡となる、桓武天皇延暦二十一年九月、始めて郡名見ゆ、本朝靈異記鶴登と書す、和名抄に、長尾(ナガチ) 小川(ナガハ) 井上(キノ) 栗隈(クリカマ) 坂本(サカモト) 川津(カハツ) 二村(フユムラ) 津野(ツノ)等の郷あり、正保圖宇足に作る、元祿圖以後鶴足となす、明治三十二年三月阿野郡と合併して後阿野郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウタレウ

雅樂寮 「ガカクレツ」を見よ、

ウタロンギ

歌論議 歌の可否善惡につきて互に論じ議すること云ふ、天台の論議より出づ、大鏡に、この大納言殿(藤原行成)よろづにといひ給へるを和歌のかたやすしおくれ給へりけむ、殿上にうたるぞといふこといできて云々と見えたり、

ウチ

内 内裡の事を云ふ、内裡、大内、禁裏、禁中、禁闈、禁廷、朝廷など云ふも皆同じ事なり、風聞とも九重とも云ふ、後、轉じて主上を申す(有職小説、同袖中抄、貞丈雜記)然れど、主上を申すこと、宮樂の間にのみ行はれ、普く民間にまで行はざりし

ウチ

にや、源平盛衰記に、主上の御沙汰し進する人もなし、云々、斯りければ御舟へ矢の參ること降雨の如し、信清聲を高して是は内の渡らせ給なり、如何にかく狼藉仕るぞと宣ければ、木曾は、國主を内と申し進らすことなほ知らざりける間、内とは己等が妻を云ぞと心得て内とは妻が事にや、女とても處を置べき、只皆射殺せと下知しければ、いとそ失をぞ進らせけるしとみえたり、

ウチ

氏 内の義、即ち同宗一家の意、中臣、藤原、源、平の類是なり(左傳疏に氏猶家也とあり)古史往々氏姓を通用して氏を姓と云ひ、氏姓を連れて姓とも氏とも云ふ、賜姓爲藤原氏、又倭直、栗隈首等三十八氏等の類なり、尙ほ姓(カネネ)の條參看すべし(近世奇跡考)氏を命ずること、既に太古に始まる、神武天皇元を建てし以後、人衆蕃衍本末分れ、族類漸繁し、仍て朝廷其職事住所功業等につきて、氏を命じ稱を立て、臣職に供せしむ、允恭天皇の時、探湯せしめて諸氏の氏姓の混亂詐冒を正す、後ち又月籍を正し、氏族志抄を修め、官には治部省ありて本姓繼嗣婚姻を掌り、族制を明にするの制、歷朝絶ゆることなし、天皇には氏なし、桓武天皇より後ち皇子皇孫に姓を賜ふ、皆源氏平氏を以てす、平氏に桓武以下四流、源氏に嵯峨以下四流あり(ゲンシ)、(イシ)參看)後深草の皇子久明親王に源氏を賜ひし以後史に見えず(大小氏あり、大氏は宗家、小氏は支流、例へば阿倍氏は大氏、其別の阿倍志保氏阿倍間人氏は、小氏なるが如し、大小氏に各諸氏あり、是を部曲又は品部、民部等と稱す、諸氏其數多きを以て百八十部と云ふ、其部曲を率ふる長を氏ノ上(ウチノカミ)參看)と云ふ(古事記傳、倭訓栞、姓序考、氏族考)

ウチ

ウチアゲ 打揚 江戸時代用ひたる駕籠の一種、自分の重き者を用ふといふ、人々乗り降りする時に腰を打揚ぐるより此名あり(乗物考)

ウチイタ

打板 牛車に乗り降りする爲めに、車寄の板敷より車に渡す板を云ふ、其日記承久三年三月二十三日の條に、次妻御車、次押御車、仍内府余進、車寄、先寄、先引、掛打板、即引、下敷、高麗、端結一枚打板上、即立、屏風、几帳、次姫君乗車云々とあり、

ウチイタ

打板 廊中の打板など渡したる處にある歩板、極めて輕便なる一枚板の假橋なり(家屋雜考)

ウチイタ

打板 鷹の糞をかくる板を云ふ、昔時鷹匠等の用ひしもの、鷹の糞をウチと唱ふるを以て、かく名づく、形丸くして(長二尺三寸六分、横一尺一寸五分、大鷹、單のは、長二尺五寸二分、横一尺三寸八分、但かざし内のり) 薄き縁(高六分、大鷹、單のは九分)ありて黒塗なり、鷹を受渡する時、或は座敷に長く居る時、鷹の糞をする時受くるなり(貞丈雜記)

ウチイテ

打出 古へ鷹の下より、女官が衣の裾を出したる裝をいふ、儀式の時に之を行ふ、桃華葉葉に、康和二年七月十七日東三條にて大宴を行ふ時、女房袖を出し、紅綾一重、二藍織物表者、朽葉織物唐衣等なるよし見え、又嘉祿二年四月七日、此日、大臣召也、殿殿南庭西第三間、東庭南四間打出あり、聖夢紅打引倍木、朽葉表者、藍紅唐衣水久の例なるよし見えたり、雅亮抄に、うちでのしやう、つれのことし、こせちど、ころのうちでは、うはきなし、うらぎのの上からきぬにてあるなりといへり、

ウチエタ

打枝 嫁入の時、廣蓋にのせたる小袖のおさへに用ふる金物をいふ、うちおきとも云

ウチア

ウチエ

ウチオ

ウチカ

ふ、金銀にて花かなたなど色々に作りたる物なり、花の枝を金銀を打ちて作るゆゑうち枝と云ふ、又おさへにおく物故に打ちおきとも云ふ、橋の折枝などもあり(嫁入記、貞丈雜記)

ウチオキ

打置 打枝(ウチエタ)といふものと同じ、

ウチオキノモノ

打置物 地文を浮織にしたるものを云ふ(貞丈雜記)

ウチカケ

桶袴 武官の儀式の時に、袍の上に着る衣服をいふ、胸と背とにあて、著る袖なき衣なり、故に兩當の字を用ふ、舞臺及び競馬などに用ふ、

ウチカケ

打掛 女の表衣の上に、うちかけて着る小袖を云ふ、貞丈雜記に、今も京大阪などの人は、うちかけと云ひ、江戸の人は、かどりと云ふ、かどりと云ふ事も古き書に見えたりども(つれづれ草にあり) かどりすがたなどと云ふは、かのうちかけのつまを取りたるを云ふなり、小つまをかい取るなどと云ふも同じ詞、地下の女のうちかけたるは公家にて女房の小うちきと云ふものをうちかけたる體をまなぶものなり、といへり、

ウチカケスアフ

打掛素襖 素襖のスツを袴の内へ入れず、羽織を着る如く打ちかけて着るを云ふ、禮なき裝束と爲す(貞丈雜記)

ウチカケヨロヒ

挂甲、クイカフを見よ、

ウチカケ

内方 人の妻を云ふ詞、古くは貴人の妻を云ひしが、後には下さよのみに限れる事となれり、眞之歌集の上に、延長四年清實民部卿六十の賀つれすけの中納言内方せられける云々、又権記天延二年閏十二月二十七日の條に、申時許高遠少將内方口乳後死去、是權中納言朝成第三女也云々、正暦四年二月記にも、修理大夫内方自夜中、有詔氣、

ウチシ

ちこそひふして、語るにしたがひておほきなる双紙にかかれり、天然の事もあり、大唐の事もあり、日本...

ウチシナイシワウ

有智子内親王 嵯峨天皇の第九の皇女、或は第八皇女となす...

ウチス

ふ、尋て封戸を賜ふ、天長八年職を辭して嵯峨四...

ウチステ

打捨 戦國時代に打首を稱する詞、加越開平記に、...

ウチダウチ

内田氏(下總小見川) 姓は藤原、工藤次郎左衛門尉高景より出づ、...

ウチツオミ

内臣 「ナインシ」を見よ、ウチツクニ 中國 畿内をいへる古語、書紀、...

ウチツクニ

ウチツクニ 中國 畿内をいへる古語、書紀、...

ウチツ

崇神天皇紀に、畿内、景行天皇紀に中區、仁德天皇紀...

ウチツケシヨ

打付書 武家書狀の表書に、脇付をせざるを云ふ、下輩に遣はす書狀は打付書に...

ウチツミカド

閤門 禁裏の内門を云ふ、又内裡をいふ、又「ウチツミカド」といふ、...

ウチツミヤ

後宮 皇后の宮のことをいふ、書紀には、掖庭を訓めり、...

ウチツミヤケ

内官家 所任新羅百濟高麗諸國に置く、内官の意、屯家は天子の御料地を云ふ、...

ウチテ

太刀をいふ、貞丈雜記に、甘露寺職人歌合の落打の繪の詞に、...

ウチナシ

打梨 裝束の柔なるを云ふ、打梨は、ウチナシの義、ナシはナヤシの時語なり(儀訓業、安齋隨筆)...

ウチノ

ウチノオホマヘツキミ 内大臣、ナイダイシヲカサ 内膳司、ナイライ...

ウチノ

は播弓矢を賜ひたる時とす、然れども中臣系圖に載する所の延喜本系圖には、欽明天皇の時既に常盤大連を以て氏上と稱せしとあれば、其由て来る所も亦甚だ遠きを知るべし、天武天皇の朝勅して天下の萬姓を改め分ちて八等と爲し、各賜ふに大小刀を以てし、以て大小刀上の別を明にし、又百僚に詔して、正月の節、特に氏上を拜することを得しむ、氏上を待遇するの法始めて見えたり、大寶の制凡氏家の職階は必ず勅を待て後定めしめしが、藤原氏世々政權を握るに及び、播關たるもの常に官旨を待たずして氏長者と稱し、私に氏印を授受せしかば、遂に近衛天皇の朝に至り、藤原忠實其子忠通の氏長者を奪ひて之を其次子頼長に與へ、以て天下の大亂を醸せり、此時に當りて、古に謂ゆる諸氏の長者なるもの漸く衰替して、其存するもの僅に十の一二に過ぎず、名家右族の中には、或は其名を有するものありと雖も、而も甚だ顯はれず、是を以て其氏爵の如き、王氏は第一親王に依り、橘氏は藤原氏に頼り、橘に萬壽に預ることを得るのみ、氏長者(ウチノチヤウジャ)と稱す(藤原抄校本別記、古事類死姓名部)

ウチノカモリノツカサ

内掃部司、ウチノカモリノツカサを見よ。

ウチノキヨ

氏舉、毎年正月懸召除目の時、氏の長者、其氏人の任官を申請ふを云ふ、除目大成抄に、氏舉の例あり、就て見るべし。

ウチノクスリノツカサ

内藥司、ウチノクスリノツカサを見よ。

ウチノケラウド

氏藏人、其氏族に於ける六位の藏人の第三等なるを云ふ、例へば清藏人、藤藏人と云ふ類、後世人の名に善藏、源藏、平藏等と呼ぶは、皆此稱の轉じたるものなり。

ウチノ

ウチノクラノツカサ 内藏寮(クラレウ)を見よ。

ウチノクワンバク 宇治關白 藤原頼通(フナハラノヨリミチ)を見よ。

ウチノゴシヨドコロ 内御書所 藤原朝臣集によりて、藤原朝臣集と云ふ、菅原在良朝臣集に、夏夜於藤原宮、雨申早苗(和歌)と見え、明月記に、建仁二年八月二十日今夜雲開作文(勅)仲記に、弘安七年三月十日近日可有雲開作文(勅)見えたり、雲開とは龜甲典略に、雲香辟瘴故藏書室稱(雲香)開(雲)とあるより出づ(雲香)承香殿の東片廂の處、廣き東西四間(雲)禁密の文書を掌る所、又臨時に詩を作り、歌をよみし事あり、又學生を試験せし事もあり(雲)長官を別當と云ふ、大別當、六位別當の二人あり、其下に覆關、開關、所衆あり(雲)弘仁六年正月制定して内記外記をして御所文書の事を預らしむ、又紀實之等に勅し、この所にて古今和歌集を撰ばしめらる、寛弘二年七月内御書所の衆二員欠く、因て弓場院にて學生九人を試み、其中藤原公政、中原長國、藤原雅任を雲開に直せしむ、兵部記仁安三年十二月十七日内御所始ありし事詳しく見えたり(日本紀略、古今和歌集、江次第、有職抄、大内禮圖考)

ウチノコホリ 宇智郡 大和國(宇智)吉野の分地なるべし、舊阿陀と云ふ、神武紀戊戌年八月の條に見えたり、續紀文武天皇二年宇治郡に幸せしと始めて見えたり、又同書に、宇智、または有智に作る、延喜式、和名抄宇智とす、阿陀、賀美(カミ)那耶(ナカ)資母(シモ)の四郡あり、正保圖又宇治とす、元祿以後宇智に復し、現今に至る(郡名

ウチノ

吳同一覽、國郡沿革考)ウチノコホリ 宇治郡 所在山城國(宇治)書紀實道に作る、神功皇后攝政元年三月の條に始めて見えたり、然れども郡の名なし、和名抄に、八郷あり、大國(オホクニ)賀美(カミ)阿羅(アノ)ヤ(餘戸、小野(ヲ)山科(ヤマシナ)小栗(オクリス)宇治(ウヂ)等なり、爾來變革なし、近代東北隅大谷追分等を、近江大津町に、兩界宇治郷の地を久世郡宇治町に屬せしむ(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)ウチノサダイジン 宇治左大臣 藤原賴長(フナハラノヨリミチ)を見よ。

ウチノシヤク 氏爵 毎年正月六日の叙位に、王、源、藤、橘諸氏の長者より、其氏人の叙爵を申請ふを云ふ、權注職原抄に、四氏ともに一人宛なり、は其の氏々の内にて、未だ五位に達まぬ者、先祖五位以上連綿の由を記して、五位の爵を給はらんことを請ふなり、さるは王氏にも二世、三世、四世等の別あり、源氏にも嵯峨、清和、宇多等の別あり、藤氏にも東、北、京、式の別あり、此内にて、又清和の御後の源氏に六位三人、嵯峨の御後五人、南家のうち二人、式家の内に四人など多少あるべし、されどこれらはみな五位に叙するにあらざり、譬へば今年藤氏の巡、式家にあれば、六位四人より氏爵の狀を擡げて五位に叙せんことを請ふ、これを長者こととて覽て、その内理にかなへるを一人免す、源氏も今年の巡嵯峨御後にあれば、六位五人より氏爵の狀を擡るを、長者の執行ふこと藤氏の如し、王氏も今年の巡三世にあれば、四位に叙せしむべし、かくといふ定めありて、三氏共に長者の擡なり、ただ橘氏の少資の後擡すべき公卿なきゆゑに是定といふものを官旨にて仰らるると云へり、猶是定は王氏

ウチノ

ウチノシルシ

氏印 氏上の證憑として朝延より賜ふ武器を云ふ、天智天皇三年二月大氏の氏上に大刀、小氏の氏上に小刀、伴造等の氏上に播弓矢を賜ふ、天武天皇の朝天下萬姓を八等とし、各大小刀を賜ふて大小刀を明にす、古語拾遺に、至淨御原朝(天武)改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勢、不本天降之號、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、ことあり(書紀、權注職原抄)

ウチノシルスツカサ

内記、ナイキを

ウチノスケ

氏助 氏上の副を云ふ、續紀文

武天皇二年九月一日の條に、麻績豐足を氏上とし、無冠大寶を助とし、服部連佐射を氏上とし、無冠功子

ウチノリモノノツカサ

内染司、ナイ

ウチノタクミノツカサ

内匠寮、メクミ

ウチノチヤウジャ

氏長者 其氏に於ける宗家總領をいふ、氏ノ長、氏ノ上に同じ、氏長者といふ義の轉じたるなり、(書紀)初め氏ノ長、或は氏ノ上と稱したりしが、後ち氏長者といふに至る、又はじめは單に宗家總領の稱呼に過ぎざりしが、後世轉じて、特に長者の官旨を賜はりて後ち之を稱することなれり、其史に見えたるは、後紀に、桓武天皇延暦十八年十二月、勅天下臣民氏族

已衆、或源同流別、或宗異姓同、若元出于貴族之別、者、宜取宗中長者、申之、とあるを始めとす、尋で類聚國史平城天皇大同元年十月壬申勅、凡貴氏

女、事明令條、皆限(冊)已下十三已上、今須氏之長者擇氏中端正女(貢)之、と見えたり、然るに、選官の制盛となり、格勳の勞臨時の功によりては、宗中の長者を越えて擡せらる、者あるに至りてより、自ら長者の擡を、近衛天皇の頃より其存する者十中の一に過ぎず、室町時代に及び殆ど跡を絶ち、僅に藤原氏の攝關、源氏の征夷大將軍となる者のみを稱せしが、徳川氏を経て明治の維新に際し、二職の停廢と共に永く其名を絶つに至る、氏上(ウチノカミ)と稱す(權注職原抄、古事類死姓名部)

ウチノチヤツボ

宇治茶壺 江戸

時代に、山城國宇治の製茶家より毎年將軍家へ進獻する新茶を納めたる壺をいふ、(權注)寛永九年始めて此事あり、初め徳川家光、諸大名が己が威勢に服従するや否を試み爲めに、茶壺に威勢を持せて通行せしむ、故障なきより吉例として毎年之行ふに至る、先づ江戸城中坊主二人、茶壺を齎し徒士頭一人走來を具して道路を警衛し、六月土用五十日前に發程し、宇治に至て名茶を求め、詰め終れば之を京都愛宕山に一日納めて再び下山し、江戸に運る、路次の公私領皆馬夫を出して警衛す、途にて行旅の士民之に遺へば、敬禮を行はざるを得ずといふ、家藏將軍の時、承應元年より愛宕山に納むること止め、木曾路を下向し、土用一兩日前甲斐谷村に納め、護送の人皆江戸に歸り、秋に至て更に赴き之を江戸に致す、吉宗將軍の時、其費用多きを聞き、護送者の警應、徒士の警衛を廢し、二條城在番の大番一人を添へしむ、元文三年より直に江戸に運ること、爲し富士見橋の上層に納むるに至る(茶壺は、將軍家の名器福海、寅申志賀、埋木、日暮虹、旅衣、藤瘤、袖袂、太郎五郎の内三つ、順番に持來り、茶壺は、御茶壺庫

ウチノ

ウチノ

とて別に建たる庫内に入れ、茶を詰て温氣を取る爲め凡一週日程留め置き、嚴重に警衛し、二壺は、兩上林家にて詰め、一壺は、御物茶師九家にて年々交替に詰め來れり、茶壺一箇に付、大判金一枚づゝを賜ふ、故に之を大判詰といふ、諸大名も一壺に大判金一枚づゝ出せしといふ(一話一言、徳川實紀、製茶沿革考)ウチノツハモノノクラノツカサ 内兵庫司、ウチノツハモノノツカサを見よ。

ウチノタカヒ

内野戰、明徳亂(メイ

ウチノハカ

宇智墓、先仁天皇の皇后井上

内親王の墓、山城國宇治郡坂合村大字大野にあり(〇

兆城東四十町、南北七町守戸一樹(延喜式、陵墓一覽)

ウチノハカ 宇治墓、英道稚郎子尊の墓、山城國宇治郡宇治村大字苑道に在り(〇兆城東四十二町南北十二町守戸三樹あり(延喜式、陵墓一覽)

ウチノババ 内馬場 大内親武德殿の前の馬場を云ふ、北山抄に、四月十二日内馬場造事(若止五月節)宣旨下(所司)と見え、延喜式左右衛門の條に、凡、内馬場持格二百四十荷、萬二十荷、其用途並充三府物、自四月十二日、始掃除並造持と見えたり。

ウチノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司

兵庫頭に准じて儀仗戎器の事を掌る(國書)正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人(國書)延喜式文武天皇大寶元年始めて制定す、桓武天皇延暦十四年使部を六人となす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す(令義解、令集解、三代格)

ウチノ

ウチノマ 宇治間 江戸幕府江戸城大奥の居間の名、嫡男若くは嫡女の住む部屋、御上ノ間といふ、二十五疊敷あり、殊に宇治茶摘の圖を置く故に名づく、江戸城(エドヅヤウ) 榊繪大奥の圖參看(千代田城大奥)

ウチノミカド

内御門 天皇を申す、源氏物語若菜の巻に見ゆ、

ウチノミササキ

宇治陵 山城國宇治郡宇治村大字木幡に在り○左の方々の御陵なり(陸奥一覽)

醍醐天皇養母皇太后藤原道子 村上天皇皇后藤原安子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

醍醐天皇皇后藤原道子 醍醐天皇皇后藤原道子

ウチノ

管の後、權原宮に政事を聽斷す、饒速日尊の子可美手命、内物部を率ゐて殿内に宿衛す、後世の近衛將官なり、物部(モノノベ)參看、

ウチノヤスミノド

内安殿 安殿に内外南北の別あり、故に名づけしと云ふ、天武天皇紀に、十年春正月辛未朔丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王引入内安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂、と見えたり、通證に云ふ、内安殿疑くは小安殿ならんと、小安殿は大極殿の後房を云ふ、

ウチノヤツコ

氏奴 上代に於て知行所の民をいへる詞、カキノヤツコとも云ふ、書紀安閑天皇の紀に、部曲のこをよめり、

ウチノリグウ

宇治離宮 所在山城國宇治郡(今久世郡)宇治町、離宮社是なり(近江國)應神天皇の時に造營す、天皇崩御の後、太子菟道稚郎子位を兄大鷦鷯に譲り宮を修造して之に居す、大山守皇子兵を討殺す、皇位三年を空ふすれども、兄の志奪うべからざるを以て、太子終に此宮に於て自殺したまふ、後世喪去の事を悲み稚郎子及び菟宮主矢河枝媛を祭り、宇治若宮といふ、延喜式宇治神社といふ、後世離宮八幡といふ、治承三年離宮明神に神位を授く、崇徳天皇長承二年宇治郷の民に離宮祭を行ふ、後鳥羽天皇文治二年又離宮祭あり(書紀、扶桑略記、山城名勝志)

ウチノワカイラツコ

菟道稚郎子 應神天皇の皇子、母は皇妃宮主毛媛(菟道)幼より阿直岐及び王仁に學び博く典籍に通ず、應神天皇の二十八年高麗王の上表文中に、高麗王教、日本國とあるを見て、大に其無禮を責め、其表を裂棄す、四十年正月立て皇太子となる、明年應神天皇崩す、太子位を兄仁德天皇に譲り、仁德帝も亦太子に譲り、位を空しうする事三年、太子遂に皇兄の志の奪うべからざるを知り自盡し給ふ、菟道山上に葬る(書紀大日本史)

ウチハ

團扇 扇の義、蚊蠅を撲拂ふ意(近江國)初め唐より渡り來りたるが如し、未だ其初を詳かにせず、遊遊笑覽に、びらう團扇、寶龜八年五月癸酉賜渤海王、書云々、檳榔扇十枚至宜、領之とあり、蒲葵のうちはなり、古へ扇とあるが、團扇なり、職員令に、主殿寮頭一人、掌三供御東運蓋轎扇云々、義解云、扇團扇也、とあるが如しと云へり、是によりて見れば古より傳はりしが如し、降りて榮花、空穂等の物語にも見え、源平盛衰記には蒲團扇見えたり、江戸時代貞享元祿の頃大に流行し、女は内に居るも外に出づるも、皆團扇を用ふ、後、年を経るに従ひ種々の團扇を製作するに至れり(近江國)軍配團扇(ケンバイウチハ)參看、奈良團扇(奈良に製す)列じ物團扇、遠團扇(柿流を塗りて作る)深草團扇(京都深草にて造る)あじろ團扇(綱代にあみたるもの)細團扇(絹にて張りたるもの)等あり(遊遊笑覽)

ウチバカマ

打袴 女官の時著くる袴、板引(イタビキ)になしたるものなり、童女は袴の時打袴の上に表袴を著くといへり、表紅平袴引裏も紅なり(裝束記、裝束集)

ウチハシ

打橋 假にかけた板橋をいふ、家屋難考に、廊中の土間へ板橋の如き板橋を渡すを云ふ、是は何處へも移し用ふべき爲なれば、ウツシハシの義なり、ウツシの約字なれば此名ありといへりといふ、神代紀に、打橋を造る、と見え、源氏物語にうちはしだづものなみにてなんかよひ侍るとあり

ウチハシ

宇治橋 所在山城國宇治郡と久

ウチノメシツギトコロ

内召次所 宇治

ウチノモノノベ

内物部 上代天皇に仕へ奉り、禁廷を擁護せる武人なり、神武天皇國土經

ウチノメシツギトコロ

内召次所 宇治

ウチノモノノベ

内物部 上代天皇に仕へ奉り、禁廷を擁護せる武人なり、神武天皇國土經

ウチノモノノベ

内物部 上代天皇に仕へ奉り、禁廷を擁護せる武人なり、神武天皇國土經

ウチバ

ウチフ

ウチム

世郡との郡界(今は久世郡宇治町)を流る、宇治河に架す(近江國)上古は渡船なりしを、孝德天皇大化二年道登和尚始めて之を作る、延暦十七年五月之を修造す、此所は要害の地なるを以て、源平の戦、承久の役、南北戦争の時など争點の地となる(近江國)初造の時、長八十三間、今時の橋より上流二町餘に在り、橋の中央南の欄干に廣一間許り張出し三之間と云ふ延喜式に、敷板近江國十枚、丹波八枚、各三丈廣一尺三寸、厚八寸の事と見え(山城名勝志、山州名勝志)ウチバシノヒ 宇治橋碑 所在宇治橋を作りたる由を記せる石碑、宇治橋の東西放生院常光寺と稱する橋寺の境内に在り(近江國)初め石碑の断片を得たりしを、寛政の末頃、京師の好事家宇治の茶師等と誅り、断碑を繼ぎて橋寺に建つといふ、其碑の文章空海の筆勢の如し、延暦十七年に橋を再建せしを以て其時に建てし碑文ならんかといふ、道の幸に、幅一尺ばかり長一尺五寸餘、文字は四字づつ、ついで二段三行ありと見えたり、世に道登道昭二人の作といへる説あり、其碑文左の如し(見聞雜記、山城名勝志)

Table with 2 columns: 洗浣横流, 世有釋子, 即因發誓, 其疾如箭, 名曰道登, 愛發大願, 脩僧征人, 出自山尻, 結因此橋, 倚騎成市, 蕙滿之家, 成果彼岸, 欲赴重深, 丙午之歲, 法界衆生, 人馬亡命, 據立此橋, 普同此願, 導其音緣, 從古至今, 濟度人畜, 夢裏空中, 導其音緣

ウチビト 内人 「ウチノ」を見よ、ウチビト 氏人 其氏に於ける族人をいふ、族人といふに同じ、諸氏の人々自己の同族を稱していふ、氏神の祭祀の時、氏長者に従ひて其祭祀に従ふ

ウチミ 打身流 打身佐内の創めたる

ウチム 打向文 高貴の人の前にて認むる書状をいふ、後宮名目に、うちむかひ文と申侍るは、上の御ことにて、さらぬ主君の申させられ侍るも、其前につめさむらひて、案じふみなども物せて、つかふまつる文也」と見えたり、ウチムキ 内向 矢を弓につがひて、羽表我身の方へむきたるを云ふ、外向と云ふは、羽表我身かふ方の外へ向きたるを云ふ、真文雜記に、内向外向と云ふ事、的矢に云ふ事なり、一手なる故なり、外向をば甲矢に射るなり、内向をば乙矢に射るなり、外向は陽なり、内向は陰なり、陽の矢を先にして陰の矢を後にする志なり(内向外向は的矢など一手ある矢の事なり、内向の事を前向ともいふ、狩詞記に見ゆ)と見えたり、ウチノド 内向 伊勢神宮の職員、禰宜の下に屬し、物忌父及び小内人等を率ゐて宿直し、或は神饌を調ふる等の事を掌る、大神宮に殊に親しく仕奉るよしの稱なるべしと玉勝間にいへり(近江國)大内人、小内人ありて其職掌を冠して其内人といふ、皇太神宮儀式帳に據れば、大内人三人、小内人十三人、御巫内人、日祈内人、玉串内人、笠縫内人、宇治内人、御齋作内人、忌銀治内人、陶器作内人、馬飼内人の名あり、止由氣宮儀式帳に據れば、大内人三人、小内人五人、御巫内人、木綿作内人、忌銀治内人、馬飼内人、笠縫内人の名あり、延喜式に、大神宮大内人四人、小内人九人、度會宮大内人四人、小内人八人、朝野群殿に、尙山内人、御鹽湯内人、繪取内人、御麻内人、宮掌内人の名見ゆ○伊勢神

ウツボ

なるを以て稱す、ウツボとは、中の空なるを云ふ、夏山雜談に、空柱と云ふは、殿上の前に在り、御殿の屋根のつゞきのゆき合にて雨水のふるも、處なきゆゑに、柱を穴にして其内より雨水の落ちるやうにしたるなり、といへり、夫木集に、しのびおつるうつばばしらにかくる楯は、もろてふ水のくちや流れむ、とよめる是なり、大鏡に、花山院は風流者にこそおはしましけれ云々、昔はやう／＼にてあはひに楯かけてぞ侍りしと見え、又年中行事の畫、又御覽會圖、信貴山縁起などの古き繪にも見えたり(倭訓栞、嬉遊笑覽)

ウツボアネ

獨木刳舟 木を丸くうつらにしたる船、古代吾國にても此製あり、恐らくは蝦夷等を用ひしものか、現に大阪博物館に陳列す、倭訓栞に、獨木刳舟をいふ、星槎勝覽に見えたり、元祿中朝鮮の舟東國に漂着せしに、其船大木を二つに割てそれをくりよせて一艘とせし船なるべしといへり、リ、フネと參看

ウツマサ

禹豆腐 藤原、藤原氏より出づ、其先は泰の始皇の子扶蘇の裔孫弓月君、應神天皇十三年百濟より歸化す、仁德天皇の世姓波陀を賜ひ、諸國に分置し養賢織綱の事に従はしむ、雄略天皇の朝其裔泰酒公九十二部一萬八千六百七十人の長として調物を檢校せしむ、其緒緒朝廷に充積せるにより、姓をウツマサと賜ふ、ウツマサは禹都母利麻佐、本盤積之親也と書紀の註に見え、庭中に埋り益すの義なりと云ふ、依て始めて大藏を建て泰氏を主當となす、是大藏省の起源なり、又其居住の地なる山城國葛野郡常盤村の南、山内村の靈を太秦と稱す、酒の裔孫川勝、聖德太子に仕へ、佛法を興隆し、太秦の地に廣隆寺を建つ、泰氏(ハヤウサ)參看(姓氏錄、

ウツマ

山城名時志、陽春風雜考) ウツマサウチ 太秦氏 姓は藤原、櫻井供秀二男供親、奈良興福寺慈尊院に住職す、男供康明治八年三月華族に列し男爵を授けらる、左に慈尊院傳統の系を示す、

- 法印權大僧都尊英 僧都俊圓 尊寛善行房
法印清業 僧都辨弘 僧都實業 權律師俊慶
法印權大僧都俊英 長尹榮賢房
法印權大僧都尊英 權律師尊海

ウツマサテラ

太秦寺 廣隆寺の一名、ウツマサテラを見よ、

ウツミネジャウ

宇津峯城 葛城國田村郡谷田川村木村と石川郡鹽田村小倉村に跨る國田國北島郡伊佐の諸城、興國二年十一月常陸の關大寶伊佐の諸城陷り、守永親王宇津峯へ逃れ北島親房吉野に還る、顯信親王を奉じて足利氏を討つ、五年四月石塔秀慶の子佐馬助義元國中の内徒を率めて宇津峯を攻む、正平二年結城顯朝將吉良貞家の命に従て宇津峯を攻む、九月に至りて官軍力盡き城陷り、守永親王顯信逃れて出羽に走る、今猶其城址存す、峯の最頂方二十間許平坦にて南西北三面懸崖なり、此の中央に、東西十五間許南北十間許方形に高さ六尺許の土手を築きたる樹形あり、其内を千瀨と云ふ(伊達行朝勳王事略)

ウツミモン

埋門 家屋の裏手に設けたる小さき門をいふ、氏郷記に、その夜も忍びて埋門ま

ウツラ

ウツラガミ 鶉紙 紙の一種、又鶉切とも云ふ、紙を日に透かして見れば、鶉の形見ゆる紙を云ふ(貞丈雜記)

ウツラギヌ

鶉衣 短きつゞの着物にて、感き人の著るものなり、書言故事に、言衣(鶉衣)百結、菊子に、于夏之衣懸結如鶉、と見えたり、即ちやぶれ衣をさしていへり、

ウツラノメカバノヤ

鶉目樺矢 櫻のあま皮にてはぎし矢を云ふ、櫻のあま皮の色は鶉の羽に似たる故にしか云ふ、吾妻鏡建久元年九月十八日の條に、俣野矢即覽之無文染羽、以鶉目樺報之、藤口巻也、と見えたり、

ウツロヒキク

移菊 鶯の色目の名、秋着用す、物具裝束抄は、表薄紫裏青といひ、桃花紫葉及び女官飾抄は、表中紫裏青といひ、薄紫草は、表紫裏白し或は黄也といへり、表は菊花の移へる色なれば、紫、中紫、薄紫の中何れと定め難きも、裏は青なるをよしとす、

ウテカウ

腕膏 江戸時代、膏藥を賣りあるく商人をいふ、腕に小刀をさして傷をつくり、其傷に膏藥を塗りつけて救能となへつ、商人より此名起れり(嬉遊笑覽)

ウテノツカヒ

討手使 追討使のことをいふ、今うつてといへり、大和物語に、野大貳すめとかがさわぎの時、うてのつかひにさいられて少將にてくだりけり」と見えたり、ツキヤウシと參看、

ウドジャウ

宇土城 肥後國宇土郡神山村 文明中村上武顯始めて城を築き、子孫相繼で鎮す、豊臣秀吉西征の時此地を得て小四行長を十萬石に封じ、宇土城主となす、慶長五年九

ウドネ

有度郡 駿河國

ウドノコホリ

延喜式に始めて見ゆ、和名抄に、内屋(ウツノヤ)真壁(マカ)他田(ナサダ)新居(ニヒキ)託美(タクミ)磐女(イハメ)、會屋(アウヤシ)等の七郷あり、永正年間有東郡と云ふ、正保圖鳥渡に作り、元祿圖有渡となす、郡名考有度となし、天保郷帳以後

ウドネリ

内舎人 肥後國 肥後志略) 宿衛し、雜使に従事し、天皇行幸には左右前後に供奉して警衛す、又攝政關白に隨身を賜ふ時、内舎人を給す、唐名通事舎人と云ふ、即ち殿上輩の官なり、中務省に屬し、初位以上の子孫、性誠敏敏容觀るべき者を撰で之に充つ、六位上(上代は舎人と云ふ、左右親近の官なり、文武天皇大寶元年始めて内舎人九十人を定め置く)平城天皇大同三年減定して關白に代て事を奏せしめ、又監物主計と諸司雜物を出納す、嵯峨天皇弘仁二年内舎人の奏を停め、關白をして舊によりて事を奏せしむ、近衛天皇久安中六十人と改め定む、後増して百人に過ぐ、延喜以後其家の子を補すること絶え、臨時に給成功等を以て、諸家の士之に任す、遂に凡卑の官となる、又内舎人の内坂東の棟三人を任す、是東海東山は駿勇の者多く、弓馬に馴る、を以て、東夷逆亂の時相掣がしむる用意なり、後世源内藤内平内の如く内を付けて稱するは、源平藤等の諸氏にて内舎人たる者を云ふなり、例へば天野藤内遠景と云ふが如し(令義解、類聚國史、江次第、職官秘抄、職原抄、百寮訓要抄、除目抄、職官志)

有度郡

延喜式に始めて見ゆ、和名抄に、内屋(ウツノヤ)真壁(マカ)他田(ナサダ)新居(ニヒキ)託美(タクミ)磐女(イハメ)、會屋(アウヤシ)等の七郷あり、永正年間有東郡と云ふ、正保圖鳥渡に作り、元祿圖有渡となす、郡名考有度となし、天保郷帳以後

ウドノコホリ

宇土郡 肥後國 (カツメ)櫻井(サクラキ)林原(ハヤシハラ)大宅(オホヤケ)等の郷あり、後世天草郡波多郡本郡に入る、(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウドノジノグウ

鶴戸神宮 日向國南那珂郡鶴戸村宮浦(舊鶴戸)に稱す、産波瀲武鸕鷀草葺不合尊、此地、鸕鷀草葺不合尊降誕の處なるを以て、崇神天皇の御世、海濱に宮を立て之を祭るといふ、後世伊東氏宮殿を造營す、明治七年三月官幣小社に列し、神社を神宮と改めしむ、二十八年十月官幣大社に昇格す、祭日二月一日に行ふ(一宮巡詣記、官社祭神考證、官國幣社一覽、法令全書)

ウドノハカ

宇度墓 垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彦命の御墓、和泉國泉南郡淡輪村大字淡輪に在り、光城東西三町、南北三町、守戸二畑あり(延喜式、陵墓一覽)

ウドンゲ

優曇華 梵語、稀有の花の意、法華經文に據れば、優曇華とは靈瑞をいふ、三千年に一たび現はれ、現はるれば金輪王出づと見え、無量壽經註には、如世間有優曇華、但有實無有華也、天下有佛、乃有華出耳とあり、吾妻鏡に、日本にては芭蕉の花をウドンゲと云ふ由見ゆ、又一種小虫の卵を云ふ、草木の枝上、又屋内器物上にも著く、長さ四五分、細くして白糸の和く尖に白き小卵有て花苞の如し、此虫は一種せうしばちに似て虹類なり、(増補俳言集覽)

ウナ井

髮髮 王朝時代に、十二三才までの男女を稱する詞、頂居の義、當時小兒は垂髮にて、

ウナカ

波上宮 琉球國那覇若狭町村(波上)に稱す、今は官幣小社に列

ウナカミノコホリ

海上郡 上總國 上代上荒上國造の地なり、天善比命の子建比良鳥命は即ち國造の祖なり、後上總海上郡となる、和名抄に、佐三(サ、ム)船庭(イナム)大野(オホノ)山田(ヤマダ)倉橋(クラハシ)船長(フクラ)島穴(シマアナ)馬野(ウマノ)等の八郷あり、鎌倉時代に、海南海北郡の稱あり、また鎌倉八幡宮文書建武二年十月廿三日三浦介平高經の寄進狀に、眞野郡あり、蓋し郷名を濫稱せしならん、後市原郡に合併す、其時代を詳かにせず、正保以後の圖所見なきを見れば、其以前既に廢せしならん(郡名異同一覽、國郡沿革考、上總志略)

ウナカミノコホリ

海上郡 上總國 上代下荒上國造の地なり、後郡となす(カシマノコホリ)參看)万葉集に、下總防人助、下海上郡下海上國造他田日奉直得大見見たり、和名抄に、大倉(オホクラ)城上(シキノカミ)麻績(チウミ)布方(フノカタ)經部(カルベ)神代(カミシロ)編玉(アミタマ)小野(コノ)石田(イシダ)橋川(ハシカワ)三前(ミサキ)三宅(ミヤケ)船木(フナキ)等の十五郷あり、後西境の大倉、城上、麻績、布方、經部、神代、編玉、小野、石田の九郷皆香取郡に入る、爾來現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考、下總志略)

ウネビ

速玉男尊、伊井尊、事解男尊(一)に云、熊野大神) 創建詳かならず、琉球神道記に、抑此権現は琉球第一大靈現なり、建立の時代は遠して人知らず、昔此崎山に即ち崎山の里主と云者あり、常に釣漁す、有日汀を行に後より呼る音あり、願見るに人なし、其邊りに木に似たる石あり、此所作と覺えて高處に置て祈て云、此石靈あらば今日釣を能くせしめよ、其日大に得ものあり、喜で還る、後には祈ること度々なり、番驗あり、夜見るに石の邊りに當て光あり、爾は靈石なりと思て把來て崇む、時此國の諸神何とぞや、此石を取らんとす、所々に北の、諸神の候給ふかと疑ふ、爾共志深して棄す、遂に此波ノ上来る、思やう愛にしては死する共他に行へからず、爾に諸神の樂りもなくして安心す、有時神託に云、我は是日本熊野權現也、汝に縁あり、此地に社すべし、此國家を守護すべし、此由王殿に奏す、此に立給へり云々とみえたり、明治廿三年官幣社に列す(官國幣社一覽)

ウネビノシラカシハラノミヤ 畝火白 橋原宮 神武天皇の皇居 大和國高市郡畝火村(今白樺村)其舊址は首府沿革論に、畝火山西南葛上郡柏原村(今按上村)此宮址なりとし、書紀に、畝火山の東南とあるは西南の訛寫にして、柏原も今現に山の西南に在り云々と云へり、或は云ふ、畝傍山東南の麓の地なりと(神武天皇創國の皇居、紀元前二年三月國土經營の後、詔して中州の地復た風塵なし、誠に皇都を恢廓し大社を規摹すべし、夫れ畝傍山東南檜原地は蓋し國の境區が、就て治むべしと、右司に命じて帝都を造らしむ、都すること七十九年にして、七十六年三月薨去の後廢都となる、明治廿二年畝傍の東南の地に神宮を建つ、

ウネビ

特旨を以て京都舊關の神嘉殿内侍所を移造す、權原宮と號す、官幣社に列す(書紀、首府沿革論)

ウネビノヤマグチノジンシヤ 畝火山 口神社 大和國高市郡、今の畝火山本、大谷三村の堺に在り、昔畝火の山腹に在りしを後山頂に移築り畝火山神といふ(新嘗祭山口神六座の一) 平城天皇大同元年神封一戸を充奉り、清和天皇貞觀元年正月五位下を授け、九月雨風の御祈に使を遣はし幣を奉り、醍醐天皇延喜の制大社に列り新年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣に預る、凡十月二十二日祭を行ふ(神祇志料)

ウネビヤマ 畝傍山 大和國高市郡 畝傍村の中央に特起す 此地の東南は即ち神武天皇國土を經營の後、皇都を定め賜ひし地なり、山上に畝火山口坐神社あり、北に神八井耳命、南に安寧天皇、懿德天皇の御陵あり(書紀、大和志)

ウネビヤマノウシトラノミササキ 畝傍山東北陵 神武天皇の御陵 大和國高市郡白樺村大字洞に在り、北城東西一町、南北二町、守戸五烟あり(延喜式、陵墓一覽)

ウネビヤマノヒツジサルノミホ下井ノヘ 畝傍山西南御陰井上陵 安寧天皇の御陵 大和國高市郡白樺村大字吉田に在り、北城東西三町、南北二町、守戸五烟あり(延喜式、陵墓一覽)

ウネビヤマノミナミマサコタニノヘノミササキ 畝傍山南嶺沙船上陵 懿德天皇の御陵 大和國高市郡白樺村大字池尻に在り、北城東西一町、南北一町、守戸五烟あり(延喜式、陵墓一覽)

ウネベ 采女 「ウネメ」に同じ、同條を見よ。

ウネベ

ウネベノツカサ 采部司 皇宮寮十二司の一、サイケウレクを見よ。

ウネメ 采女 古事記に、練と書す、字訓辨と訓す、古事記傳に、辨は部にて女の意に非ず、常に賣と唱ふるは音便に云ふなり、ウネメは宇那宜辨の切にて、採は主に御饗に奉仕して項に領布を掛る故に髪部と云ひ、山田以文は氏女の意と云ひ、大塚嘉樹はウネメハ垂髪で未婚の女を云ふの意と云へり、採は采女の二字を一に合せる字なり、又采女の出典は、後漢書皇后紀論に見えたり、同書に、置美人、宮人、采女、三等、並元、晉秩、歲時賞賜充給而已、漢法常因八月算民、遣中大夫與、掖庭丞及相工於洛陽中、閱視、其家童女年十三以上二十以下妻色端麗合法相者、載、還後宮、擇視可否、乃用、置御、所以明慎、聘納、詳求、淑哲、とあり、(後宮の官女、天皇に侍御し飯饗の事を掌る、仁德天皇四十年に采女勢坂媛あり、是れ書に見えたる始めにして、是より先既に在りしなるべし、履中紀、雄略紀等に采女をして諸王に酒を賜ひしことあれば、専ら至尊に侍御して食事を掌りしなるべし、孝德天皇大化二年勅して、郡領以上の姉妹子女の形容端正なるを貢せしめ、一百戸を以て采女一人の料とす、唐布麻米皆次丁に准ず、文武天皇大寶元年の令制に至りて中務省をして奏せしめ采女司にて掌る、水司に六人、膳司に六十人、置き、飯饗を専らにせしむ、年十六以上三十以下を限る、後世に至り漸く弛弛して、陪膳は村上天皇應和申より内侍司の典侍之を勤め、只だ髪上采女の名稱のみありき(書紀、權紀、令義解、令集解、古事記傳、集抄)

ウネメテン 采女田 采女に班給する田にて、不輸租田なり、未授の間は輸地子田なり、

ウネメ

今の化粧料といふが如し、又采女用巾田とも、采女養田ともいふ、始め詳かならず、文武天皇慶雲二年四月、是より先諸國采女田一旦停めしを茲に至て舊に復す、延喜の制、采女を貢する郡に、養田三町を置き、郡司主帳已上をして作らしめ、養田を割て俸料に充て、殘る所の米を奉て、輕物に交易し其主に送らしめ、運賃は稻内を用ひ、僻遠路費多き所も二町の内を割くことなからしむ(延喜式、田制篇)

ウネメノツカサ 采女司 宮内省の被官、諸國貢する采女等を檢按する事を掌る、(正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下(采女朝臣を令史となす)史生二人、采部六人使部十二人、直丁一人) 上代采女臣世々長官と紀に采女使主廣あり、文武天皇大寶元年制して司を置きて宮内省に屬せしむ、平城天皇大同三年詔して、本司を能殿寮に合併す、嵯峨天皇弘仁三年又復す(令義解、令集解、延喜式、職官志)

ウネメノヒレテン 采女肩巾田 「ウネメ」を見よ。

ウノシヤウ 鞠匠 鞠師をいふ、永祿七年織田信長美濃國長良川の鞠師を鞠匠と改稱し、鷹匠と等しく待遇し、一月に蘇米十俵宛を與ふ、慶長八年家康鞠匠二十一月に給米料を授け、文化五年更に蘇米百二十石金五百三十二兩二分を給與し、大に獎勵す、此の時鞠匠減じて十二月となる、明治維新の際從來の待遇を廢し、更に川漁取務役を命じ、一人に二人扶持の蘇米を給す、明治四年に至りて之を廢す、明治二十三年長良川筋三箇所宮内省の御獵場となりてより、鞠匠等は宮内省主權局に隸屬す(長良川鞠師記)

ウノハナ 卯花 染色の名、袴衣、下裳、衣等

ウノハ

をば此色にて染め、四月頃着用す、表白く裏青なり、物具裝束抄に、柳卯花同體云々、桃花葉葉に、卯花同柳云々、物具抄一本に、卯花面裏共に薄青云々、薄羅草に、卯花の衣、表裏白し、或は表白く裏青もあり云々、とありて一定せざれども、卯花柳に同じく表白裏青なること、諸抄に載たる所枚舉すべからず、然るに表裏共に薄青と云ふは異説なるべし、卯花と云ふ名に據れば、表は白かるべき事なり、又表裏共に白しと云ふも、白重と差別なきに似たり、唯多分に從つて、表白裏青を用ふべし○裝束の色目名、假字裝束抄に、卯花表裏白く、裏白きに黄なる一つ青き濃き薄き二つ云々、案するに、袴衣下裳衣等にては、卯花と柳と全く同じけれども、女房の重にては少し差別ありと見えたり(裝束色要)

ウノハナラドシノヨロビ 卯花威鏡 鏡の一種、白糸と筋黄糸にて織したる鏡、白は花の色、筋黄は葉の色にて、卯の花の咲きたる様なるを以て名づく、上は白糸を用ひ、袖草摺の下の方を筋黄にて織すなり、或は上半分を白、下半分を筋黄にしたるもあり、或は白と筋黄と一段毎に交へて織したるもあり(是を段威といふ)、或は上を白とし、下は次第に薄藍、筋黄、濃藍など下ほど濃くしたるもあり、其制異なれども皆卯花威鏡なり、又卯花威の袖草摺の要を取りたるを卯花妻取鏡と云ふ、(ナドシ)參看(軍用記、本朝軍器考)

ウノマル 鞠丸 名磁の名、保元物語新院被召爲義條に、鞠丸と名付らるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成て御遊のついでに、鞠を使はせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えて、鞠が二三尺許なる物をかづき上げては落し、かづき上げては落し、度々しければ人々怪みを爲しけるに、四五度に遂に喰ひて上りたる

ウハオ

を見れば、長覆輪の太刀なり、是天下の珍寶たるべしとて、鞠の丸と名付られて御秘藏ありけり、鳥羽院へ傳はらせ給ひけるを故院(鳥羽)久しく新院(崇徳)秘藏たりしを今爲義にぞたまはりける、と見えたり、後ら源範賴之を鎮西に得て、亂平ぐの後鎌倉に至る(吾妻鏡)

ウハイ 優婆夷 梵語、又波羅斯迦と云ふ、在家の女五戒を持するもの、優婆塞(ウハソク)參看、

ウハオビ 右方 左舞(サマ)を見よ。

ウハオビ 上帯 鏡の上に結ぶ帯を云ふ、軍用記に、鏡の上帯の事、白き布なり、長さ一丈三尺七寸二分なり、但鏡の圓の太き細きによりて、長くも短くもよるし程にはからふべし、白布を能くもみ柔かにして、一幅を五重に折りつけて用ふべし、二重廻りて片なる結びと、わなと端と取合せ、三つ折の如く組みおしかり置くべし、結びめは前にあるべし、又云圓に二重まわしてとびあがりならしむればよくしまるなりとあり。

ウハオビ 上帯 服の上に結ぶ帯を云ふ、貞丈雜記に、服に矢をもりて預ふ時は、かぶきになりて、服うちかへりてかたぶく物なり、依之上帯をすれば、服打かへる事なし、上帯は長一丈の組紐を二に折りて服の後より當て、わなの方を五寸程出して服のつるの付際に單に結びつけて、今一方のつるにも其の餘りを單に結び付けて、其の緒を後に廻して、弓手より前へ廻して、五寸許のわなをば、右の腰脇へ取りて、弓手より廻したる緒を、一寸ぢわなへ入れて、右脇にてかたわなに結びて、結あまりをいくつもわなへくいらせて、三つ打ちにしておくなり、初上帯を二つに折る時、緒の端を片方は一尺許短くして服に結付くるなり、公家の隨身は、白布を細く疊み

ウハギ ウハサ

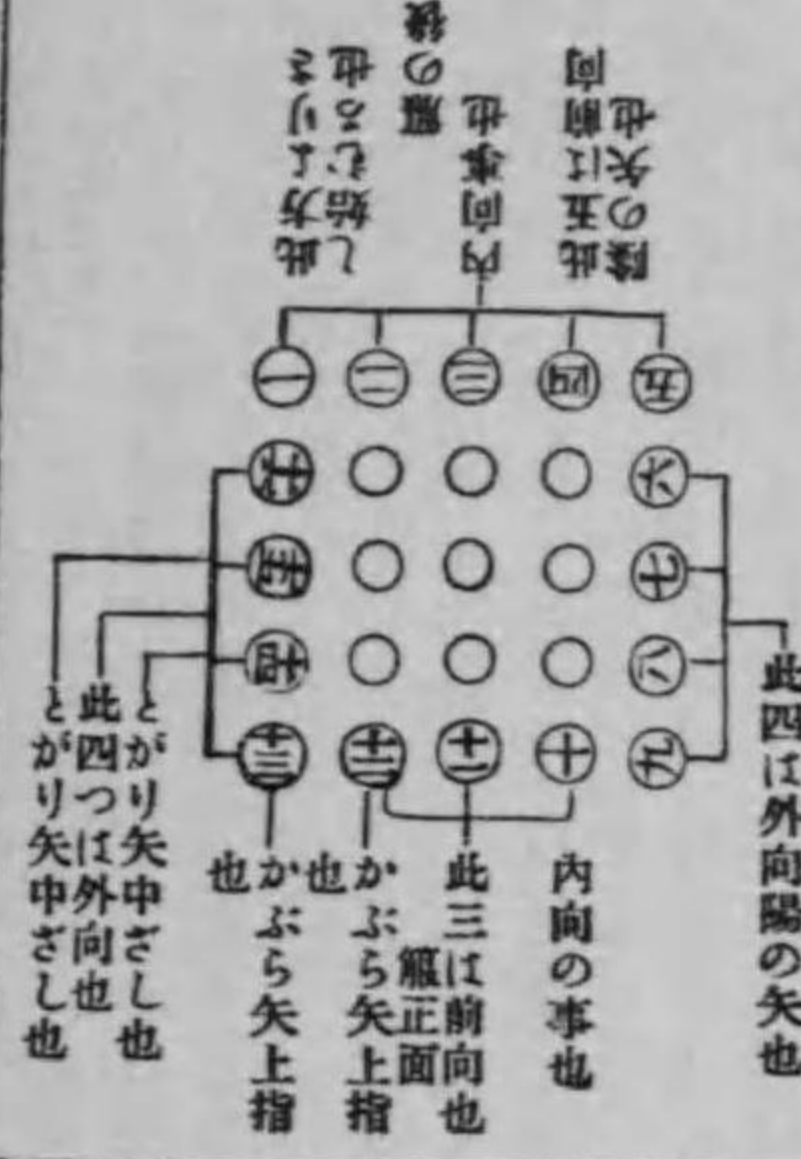


て、上帯にする事もあり」とあり(布衣記、貞丈雜記)

ウハギ 表著 女官の服にて、腰の上に着るものを云ふ、又「ウチキ」とも云ふ、桂(ウチキ)参看、

ウハサシノヤ 上指矢 矢を腰に配りさす時、二十五矢さしたる中、騎矢二本を腰の上(表)にさすを云ふ、貞丈雜記に、腰にかりまたを上にさすを云ふ、上といへばとて腰の正面の上にさせば征矢をのく妨になるなり、さし所あり、左の圖にさし所見えたり」とあり(圖下に出す)永正家中竹馬記に、上指とは、征矢にかぶらさるるを、うはさしと云ふなり云々と見え、弓法私書に、二十五矢の時ならでは、上指をさす見えたり、若し上指さしぬ時は中指をさすべからず」とあり、「エビラ」参看、

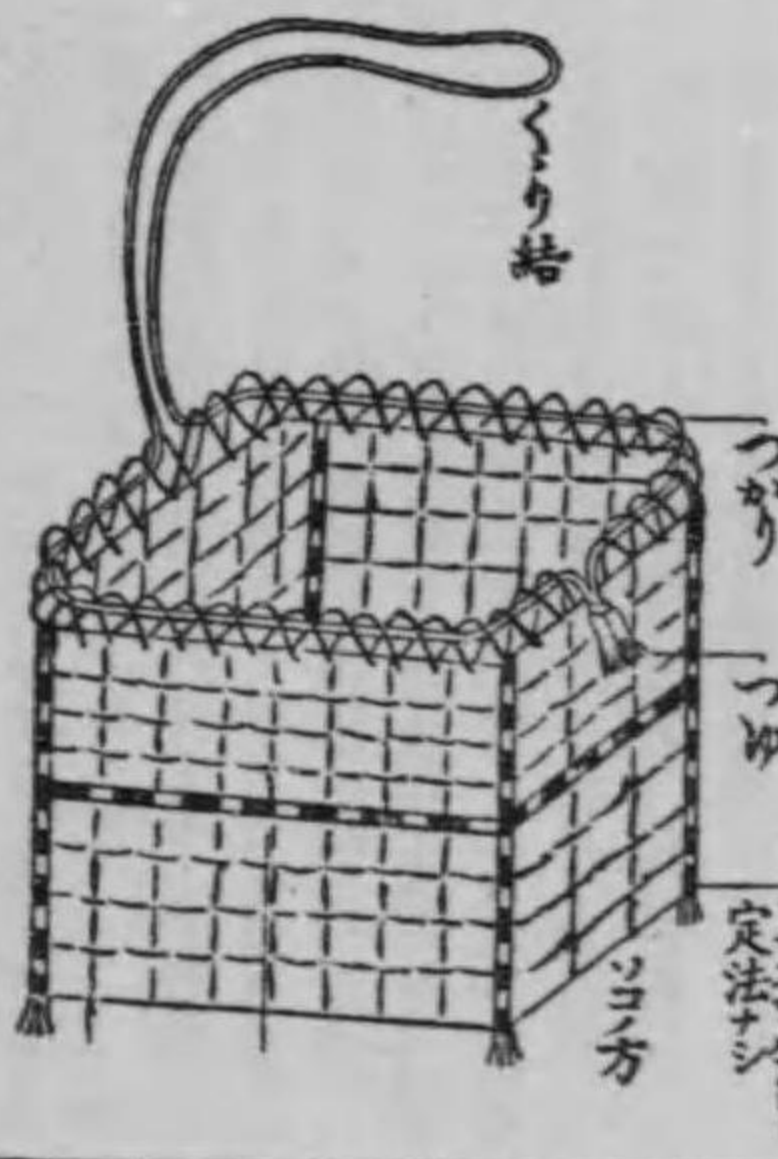
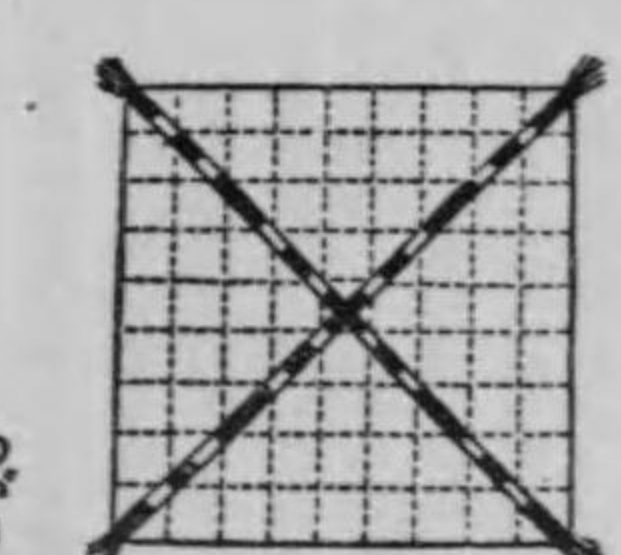
前向とは、羽の内向の矢を云ふ前向とある所には外向の矢をさす也、是れは廻りばかりの事也、中は内向外向を定めず、



ウハサ

ウハサシフクロ

上差袋 衣服を入る、袋を云ふ、上差ある故に名づく○糸を以て葎盤の目の如く堅横に地を差す上差と云ふ、物を入る、故、破れぬ様上差をするなり、又夜具を入る、上差袋を宿直袋と云ふ、袋の口は紐糸にてつがり(かッリの事)之に紐結を通して、ク、リにす、女房方故實に、男の上差つがりの數三十三、女房は二十二か三十あるべく候、とあるは、大槪を云へるにて袋の大小によるべし、袋の縁に上差を縦横に十文字に針目二切計宛に表裏にさす、地は絹布織物を問はず、色定まらず、多くは表裏同色なり○書札雜々聞書に、上差袋へ御座を入れて御持候事、是は御小袖をもませじと云ふ



故實也、女房衆は無之事也」とあり、三議一統に、包み持の事、三ヶ條小袖入りたる包みの事なり、その外屬疊紙上下小袖箱に申に不及候侍程の者の持は結の結際、括を右に提て持也、小法師中間は包の首を提げ

ウハシ ウハテ

て左に持つべし、特色力者は緒を右にて取り、左に裏をかへ持つべし、或は遠き所は打かづく也」とあり、猶女房は飾経道具其外手箱に入れて、上差袋に入れて供に持たしむ、緒の結び様長きはもろな短きはかたわなに結ぶ一定の法なし○源平盛衰記に、黒丸と云ふ御中間に表差したる袋を持せて御所を出しまゐらる云々と見え、たれば古くよりありしものなるべし、其形別圖の如し(貞丈雜記)

ウハシキ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハシ

ウハナ



ウハナリウチ

後妻打(嫌敗) 妻を離別して間もなく後妻を迎へし時、前妻が婦人の同志を集め、器仗を携へ新妻の宅へ打入るをいふ、或は嫌

ウハフ

取上下すべしと制定し、元和二年徳川秀忠過書の上米は百石に銀六匁づ、某々兩人之を取むべしとトセリ(大日本租税志)

ウハミ

ウハミ 男子は袴の上に着し、女子は唐装の上に着する装束、書紀には「ヒラヒ」と訓み、唐装抄には「シロラ」と訓みたり、又上装ともいふ、衣服令の義解に、謂禮者、所「以加務上、故俗云「務禮」也」と見えたり(束帯色目)

ウヒヤ ウラス

定めらる云々に見えたり、
ウヒヤウエ 右兵衛 兵衛府(ヒヤウエフ)を見よ、
ウヒヤウエノチン 右兵衛陣 陰明門の一名、オンメイモンを見よ、

ウフ 右府 右大臣の唐名、ウダイウシを見よ、

ウフキ 右舞 左舞(サア)を見よ、
ウフキ 産衣 うぶぎの略、王朝時代には、貴族等は小兒誕生の時、陰陽頭に尋ねて小兒の性に合ひたる吉き色を染めて着せしむる法なり、若し其法なき時は白と空色(浅黄色)を用ふ、江戸時代には、浴後湯上りとして生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしめたり、男は左より着せ、女は右より袖を通さするなりといへり、而して産衣なる名目は、室町時代、義教將軍の頃より始めて書に見えたり(貞丈雜記、藤岡氏日本風俗史)

ウフギノイハヒ 産衣祝 小兒、産衣を始めて着する祝をいふ、着衣始に同じ「ウチヤクエハウメ」を見よ、
ウフギノヨロヒ 産衣鏡 源氏相傳の鏡、源太産衣とも云ふ、参考平治物語に、此産衣は源氏重代の武具の中に、殊に秘蔵の重寶也、八幡殿の幼名を源太とぞ申ける、二歳の時院より進らせし御覽ぞんと仰を蒙り給ひて、態と鏡を感し袖に居てぞ見參に入られる、さて源太が産衣とは付られる、胸板に天照太神正八幡大菩薩と鐫つけ進らせ、左右の袖には藤の花吹かゝりたる様を感せるなり」とあり、後ち源頼朝に傳はる、

ウフスナ 本居(産生、産土) 其人の生れたる在所をいふ、後世轉じて鎮守の神をいへり、意

ウラス ウフタ

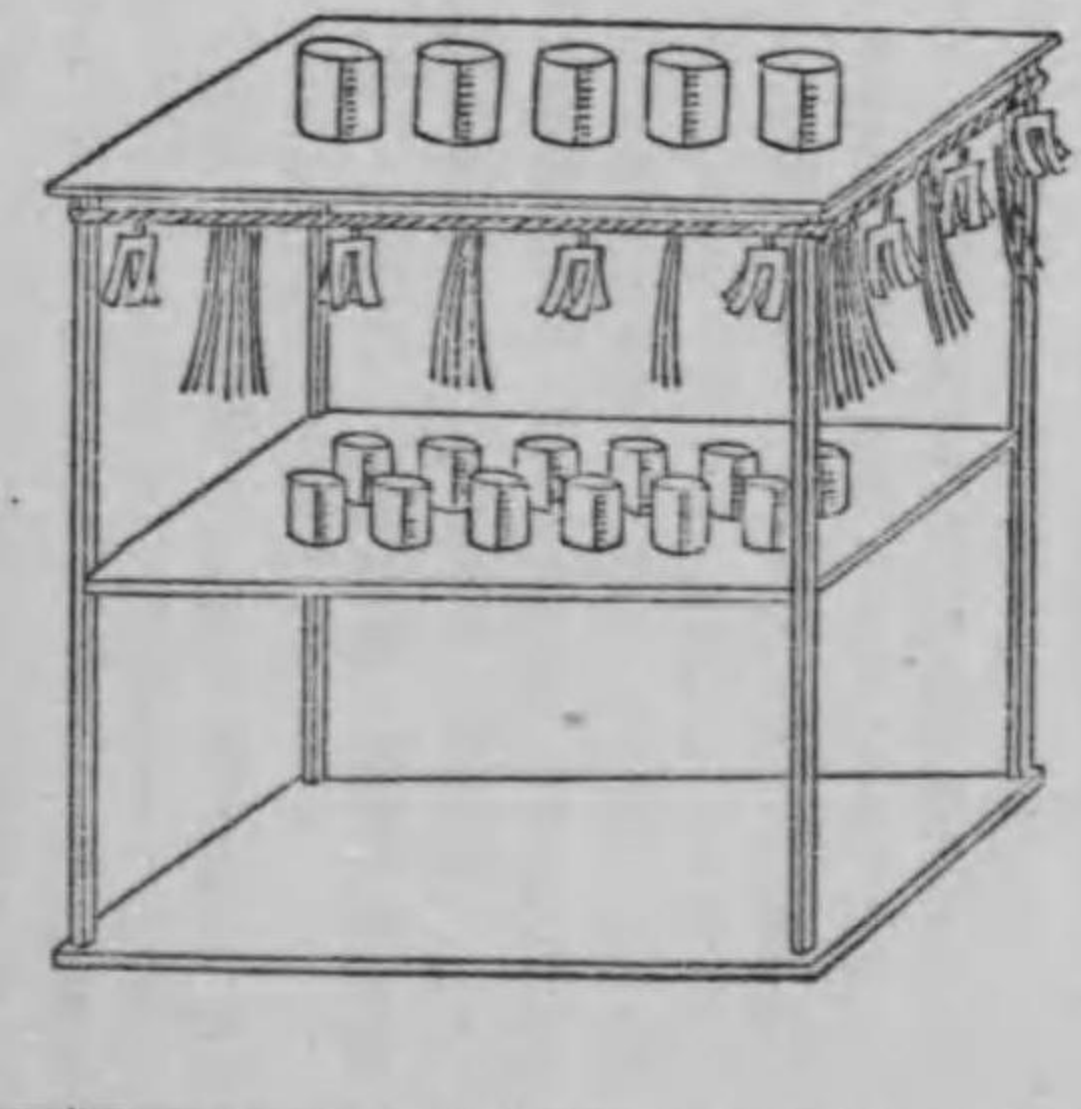
義に教説あり(一)神道名目類聚抄は、産砂の義にて、梅宮神社の砂を産の守とするよりいふといひ(二)神祇辨考は、産住場にて産出てやがて住場なればいふにやといひ(三)産須那社古傳抄は、爲産根といふ事にて萬物を産せしむる根本神と申す義なりといへり(貞丈雜記に、うぶすなと云ふは人々の生れたる在所の鎮守の神をいふ、然れども是れはうぶすなの神といふべし、神の字を添へて云ふべき事なり、其のわけはうぶすなと云ふは、人々の産れたる在所の事なり、日本紀卷二十二推古天皇三十二年十月の紀に、大臣遣阿曇連(阿名)阿倍臣摩侶二臣、令奏天子天皇、曰、葛城縣者元臣之本居也、故因其縣爲姓名、とあり、本居の二字うぶすなと古よりいふ傳へたり、本居はもとをいふことにて産れたる處を云ふ、うぶは産なり、すなは土なり、然れば本居神と神の字をそへていふべし、うぶすなと計にては神の事にあらず」とあり、

ウフスナノカミ 産土神 其人の産せざる土地を守護する神の稱、ウフシナノカミ、ウフスナ、ウフガミ、ウサガミともいふ、

ウフタナ 産棚 産所に作る棚を云ふ、伊勢家祕書誕生之記に、産所に産棚有、白木にて三重に棚を可作、寸尺不定、胡粉にて塗りて、雲母にて松

ウフノ

竹籠を書也、上の段に大なるヒサク程の曲物(貞丈云、大方高五寸五分、徑五寸)五、ふたなし、胡粉にて塗り、雲母にて松竹鶴龜を繪に書、湯を少づい入三社の神、氏神産の神に供之、中の棚にはおしなけ十二、関有年は十三置也、さし渡三寸、高三寸五分程にして、かづら(一)貞丈云カツラとは細く高く筋を付るなり、細き輪を入るをカツラと云ふ)胡粉をぬり、雲母にて松竹鶴龜を繪書、湯を少づい入置、是も神に供する湯也、上の段には桶の前にすやにしめをはる、又は桶一づいもしめをはるなり、下の棚には何も不置、此棚北向には不置、一七夜の後は取也、上の棚、中の棚の湯を、ウフ湯に少づいむめ合て、度々兒にあびせ申すなり」とあり、今左に圖を示す、



ウフノテラ 有封寺 封戸を有する寺を云ふ、舒明天皇十一年厩戸皇子建つる寺を百濟河上に遷し、百濟大寺と號し、封戸三百戸聖田等を寄す、天

ウフノ ウフヤ

武天皇五年大官大寺と改め、朱鳥元年封七百戸を賜ふ、聖武天皇深く佛法を崇信し諸寺に封戸を寄する多し、天平五年元興寺に一千七百戸、藥師寺に五百戸、十年に興福寺に一千五百戸、法隆寺に二百戸を寄せ、尋で孝謙稱徳の朝を経て封戸を諸寺に寄する益々多し、
ウフノヤシロ 有封社 封戸又は封戸田を有する神社を云ふ、封は封戸にて、神戸は即ち神社に隸する封戸なり、後世には封戸田と云ふ、(式目抄) 崇神天皇七年神地神戸を定められたれば、此時より有封の社は起りしならん、常陸國鹿島社は本封八戸なりしを、孝徳天皇の世五十戸を加へ、天武天皇の世九十戸を加奉したる事、常陸風土記に見え、天平十二年封二十戸を字佐八幡宮に、十八年三位に叙し封四百戸を寄せ、天平勝寶二年二月一品に充て、封八百戸を加ふ、尋で諸國の諸社に位階に従て封戸を賜ふ事多し、弘仁三年五月三日勅して、有封社は神戸百姓を以て修造せしめ、無封社は福宜、祝等をして修理せしむ、貞觀十六年六月勅して、大社封戸を以て小社を修理せしめたりき(書紀、續紀、三代格)鎌倉時代中葉以降、武家神領をも押領して、封戸も有名無實となるに至れり、

ウフヤ 産屋 産所を云ふ、産屋の義、仁徳紀尤恭紀に、産殿と書けり、古事記、伊邪那美伊邪那岐命問答の條に、昔一日立千五百産屋と見えたるを始めとす、總て古代には出産する時には、別に産屋を立つる風習なり、後世産前他所に移るも蓋し是が遺風なるべし、王朝時代に至りて其式漸く備はる、今皇室の御産につき、其梗概を述ぶ、後宮の例は、懷孕三四ヶ月の後奏して里亭に退出し、尋で着帯の儀あり(ナヤクタイ)參看既に

産期に臨みては陰陽師若くは僧侶を召して、祝禱祈禱等の事を行はしめ、或は屋上より飯を擲げす等の儀あり、出産後近衛將をして御座を新誕の皇子に賜ふ、而して皇女にも賜ひし事は、三條天皇の皇女禰子内親王より始まる、又産所の飾装、調度等の一般は、後水尾院宸記に、御寄掛、腰掛一つ、御厚疊二疊、御かたかた一つ、御坐十二疊、いづれも白縁、御屏風、松竹鶴龜しるゑ、ふかべりなし、御押桶一つ、いしるゑ、御さくとうだいしるゑ、御まなおけ木ち一つ、御あまがつ一つ、御ゆどのの御どく、いづれもまげ物とあるにて推知すべし(古事記、倭調葉、古事類苑禮式部)

ウフヤシナヒ 産養 出産後三日目、五日目、七日目に、その親類眷族より、産婦の衣裳、嬰兒の襦袢、井に屯食糧飯等を、産家に贈りて祝意を表し賀宴を開くをいふ、産養といふ詞の見えたるは、紫式部日記に、三日にならせ給ふ夜は、宮つかさの大夫よりはじめて御うぶやしなひつかまつるしとあるを始めとす、されど其事實が、これより以前既に早く存したりしことはいふまでもなし、鎌倉時代以後も三夜五夜七夜の祝あり、室町時代には將軍家にては三夜の祝は政所、五夜の祝は管領、七夜の祝は三職の沙汰する處なりき、江戸時代には單に七夜の祝のみを存し、三夜、五夜の如きは祝はざりき、されど産養の稱は王朝時代に限られしが如く(鎌倉のはじめにかけて)鎌倉以後にも右に述べたるが如く、三夜五夜七夜等の祝儀あれども、所謂産養とは同一として見るべからざるに似たり(慶事典、藤岡氏日本風俗史、古事類苑禮式部)今左に、紫式部日記繪巻に載せたる所の圖を掲げて、王朝時代に於ける産養を示す、

ウフヤ 産養 出産後三日目、五日目、七日目に、その親類眷族より、産婦の衣裳、嬰兒の襦袢、井に屯食糧飯等を、産家に贈りて祝意を表し賀宴を開くをいふ、産養といふ詞の見えたるは、紫式部日記に、三日にならせ給ふ夜は、宮つかさの大夫よりはじめて御うぶやしなひつかまつるしとあるを始めとす、されど其事實が、これより以前既に早く存したりしことはいふまでもなし、鎌倉時代以後も三夜五夜七夜の祝あり、室町時代には將軍家にては三夜の祝は政所、五夜の祝は管領、七夜の祝は三職の沙汰する處なりき、江戸時代には單に七夜の祝のみを存し、三夜、五夜の如きは祝はざりき、されど産養の稱は王朝時代に限られしが如く(鎌倉のはじめにかけて)鎌倉以後にも右に述べたるが如く、三夜五夜七夜等の祝儀あれども、所謂産養とは同一として見るべからざるに似たり(慶事典、藤岡氏日本風俗史、古事類苑禮式部)今左に、紫式部日記繪巻に載せたる所の圖を掲げて、王朝時代に於ける産養を示す、

ウフヤ

ウフヤ 産養 出産後三日目、五日目、七日目に、その親類眷族より、産婦の衣裳、嬰兒の襦袢、井に屯食糧飯等を、産家に贈りて祝意を表し賀宴を開くをいふ、産養といふ詞の見えたるは、紫式部日記に、三日にならせ給ふ夜は、宮つかさの大夫よりはじめて御うぶやしなひつかまつるしとあるを始めとす、されど其事實が、これより以前既に早く存したりしことはいふまでもなし、鎌倉時代以後も三夜五夜七夜の祝あり、室町時代には將軍家にては三夜の祝は政所、五夜の祝は管領、七夜の祝は三職の沙汰する處なりき、江戸時代には單に七夜の祝のみを存し、三夜、五夜の如きは祝はざりき、されど産養の稱は王朝時代に限られしが如く(鎌倉のはじめにかけて)鎌倉以後にも右に述べたるが如く、三夜五夜七夜等の祝儀あれども、所謂産養とは同一として見るべからざるに似たり(慶事典、藤岡氏日本風俗史、古事類苑禮式部)今左に、紫式部日記繪巻に載せたる所の圖を掲げて、王朝時代に於ける産養を示す、

ウフノ



ウヘーウヘサ

ウヘ 上 天子の稱なり、蔡邕獨斷に、上者尊位所在也、大史令司馬遷記事、當言帝、則依違但言上、不致濫演言尊號、尊王之義也」と見ゆ、日本後紀桓武天皇延暦二十三年十月の條に、行幸和泉國、其夕至難波行宮、乙巳、上御舟泛江とあり、後には轉じて公卿の妻室をいふ、住吉物語には、中納言うへ二人をかけたうかよひ給ひけると云へり、又殿上をうへとも云ふ、武家時代となりては、臣下より其若主人を指して上とも稱したり、太平記長崎次郎高重最後合戦の條に、高重歸參て勤申さん程は無左右御自書候な、上の御在命の間、今一度快く敵の中へ懸入、思程の合戦して冥途の御件申さん云々とみえれば古きよりのことなるべし(武家名目抄)

ウヘ

ウヘ 空 魚を捕る器具、竹にて造る、ヤナの種類なり、和名抄に、野玉按、釜捕魚竹筒也、筒取、魚竹器、字條とあり、山川の水の早く落る所に伏せ置きて魚を取るものなり、

ウヘサウシ

ウヘサウシ 上雑仕 雑役に駆使する女官の名、女御入内五節等の時に之を置く、雅楽裝束抄に、一の所の五せつにはわらは二人、しもつかひ四人、うへさうし二人、ひすまし二人あり、うへさうしはいつ、あこめにうちぎゆひとへはりはかま云々と見えたり、

ウヘサネカツ

ウヘサネカツ 上眞葛 伯近眞の三子、初め野田氏と稱す、後今姓に改む、關西南都樂家上氏の始祖、業を父に受け、笛舞に堪能なり、伯氏秘曲の嫡流を襲ひ名聲尤も高し、仁治二年左衛門少志となり、寛元二年從五位上に叙し、正嘉中右近衛監に遷り、正應元年五月二十日卒す、年五十七(上氏家傳)

ウヘサ 宮、將軍等をししか云ひ、又降ては鎌倉管領をいひしことあり、天皇には、太平記後醍醐天皇御幸船上の條に、上様にはまだ知し召れ候はずや、宮には、同書金時城落る事の條に、一の宮の御前に參て合戦の條に、今は是迄と覺え候、上様の御事は從令敵の中へ御出候とも云々、將軍には、同書直冬蜂起將軍進發の條に、將軍(足利尊氏)此注進に驚て扱も誰をか討手に下べしと、執事武藏守に問給ひければ、師直遠國の亂を鎮んが爲には、未々の御一族乃至師直などこそ、罷下へきに候へ共、是はいかにも上様の自ら御下候て御退治なくては云々と見え、又快元僧都記に、天文六年下云小弓上様(足利義明)者古河公方高基様御連枝也云々と見えたり(武家名目抄)

ウヘスギアキサダ 上杉顯定 幼名四郎法名海龍寺誦味可淳、房領の養子、同族房定の二子、山内七代之主、氏部大輔伊豫守となる、房領卒して嗣なし、長尾高賢顯定を越後より迎へて房領の妹に配し、立て嗣となす、第を小田原に築きて居り、尋で關東管領に補す、時に扇谷定正管領と稱し、足利成氏の子政氏を鎌倉に擁立し威權稍々振ふ、文明三年三月成氏伊豆を尙ふ、顯定其後路を断て之を破る、昌賢卒し、長尾忠景之に代る、昌賢の子景春忠景と善からず、九年正月兵を擧げて叛し、顯定及び其養子憲房を五十子の營に襲ふ、顯定利を失して上野に逃る、定正之を聞き顯定を救ひ、景春を討つ、十八年二月定正また政氏を擁し、實登原に顯定と戦ふ、長享二年二月顯定兵數千を以て定正を攻む、克たず、六月須賀原に戦ひ、また敗れ、士卒死する者七百餘人、十一月又高見原に

戦て定正を走らす、永正六年二月初め顯房の弟房能越後府内城にあり、長尾爲景兵を起して房能を雨澤に殺す、國人多く之に屬す、梶原景時城主佐美定行國人を募り、上杉定實を奉じて甲合戦す、顯定計を聞き、憲房と共に越後に入り、爲景を伐て之を破り、越中西濱に走らす、顯定郡邑を尙へ爲景黨の所領を没收す、七年土寇起り、信濃の高梨政盛を擁し、爲景を援く、顯定憲房と共に爲景及び土寇と長森原に戦ひ、爲景を破る、既にして政盛來り救ふ、顯定軍潰え、船戦して死す、時に年五十七(野史)

ウヘスギアキフサ 上杉顯房 法名文明道光、扇谷持朝の子、修理大夫澤正少弼となる、父持朝の卒する時、年尙ほ弱少、太田道真執事たり、康正元年正月顯房夜須に走る、結城成朝を率ゐて來り攻むと聞き、士卒皆走る、獨り小山田定頼其子藤朝從ふ、敵來り圍む、顯房藤朝防ぎ戦ふ、遂に劍を蒙り、火を放て自殺す、年二十一(野史)

ウヘスギアキヨシ 上杉顯能 山内重能の長子、修理亮氏部大輔となる、正平五年足利尊氏弟直義と和を講するや、高師直、師泰に從ひて京師に歸る、顯能其父の讐なるを以て、之を路に要殺す、尊氏大に怒り之を誅せんとなす、直義之を救ひ、其死を免して流す(上杉系圖、大日本史)

ウヘスギウチ 上杉氏(羽前米澤) 姓は藤原、内大臣高藤より出づ、十三代の裔重房長長四年後醍醐の皇子宗尊親王に從て鎌倉に下向す、丹波河鹿郡上杉庄を賜ひ、左衛門督に任ず、是より子孫上杉氏と稱し、關東に住して武家となる、子修理亮頼重に二子あり、長を重顯と云ふ、家を嗣がす、子孫扇ヶ谷に居するを以て扇ヶ谷上杉と稱す(系次に出す)三子兵庫頭憲房武略あり家を繼ぎ諸家たり、

ウヘス

子孫山内又は佐介ヶ谷に居するを以て、山内上杉と稱し、又佐介と號す、其子安房守憲足利尊氏に仕へて伊豆上野越後三州の守護に任じ、諸問兵を併せ、尋で基氏鎌倉管領となるに及び、執事となり、勢益盛なり、二子憲藤の子朝房尊氏に從ひ功あり、信濃守護越後國衛を領す、重能の子能憲と共に京師に至り、高師直一族を滅して叔父重能の仇を報じ、能憲と同じく、鎌倉管領となる、之を越後流と稱す、憲藤の二子朝宗の流を犬懸と云ふ、上總國を領す(系次に出す)越後家は京師に仕へ、族望又大なり、文明以後扇ヶ谷定正、賢臣太田道灌を用ひ、勢ひ大にして殆ど宗家を凌ぐ、世に山内と共に兩管領と稱し、又兩上杉と云ふ、後山内顯定の爲めに定正道灌を殺す、是より兩家相争て連年絶えず、永正以後北條氏の起るに及びて頻に攻め破られ勢漸く衰ふ、天文七年七月山内憲政、扇ヶ谷朝定相共に北條氏康と河越城に戦て利あらず、朝定戦死して扇ヶ谷亡び、憲政上野平井城に居す、永祿元年九月北條氏に抗する能はず終に管領職及び上杉系圖等を長尾景虎に讓る、景虎一世の英傑武略に長じ加賀、能登、越前、越中、若狹、飛騨、信濃、上野、武藏、相模等の地を略す、嗣なく兄の子景勝封を繼ぎ、天正十四年參内龍顏を拜す、後ち豊臣秀吉に從ひ會津百二十萬石に封せらる、慶長五年德川家康に敵せしを以て六年封を削られ、羽前米澤城三十萬石を領す、世々封を襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(家譜、系圖、華族諸家傳)

ウヘスギウチノリ 上杉氏憲 扇谷法名秀傑山内朝宗の子、左衛門佐に任ず、應永九年管領足利滿兼の命に依て、伊達政宗を伐つ、十七年滿兼子持氏管領職を襲ふに及び、氏憲執事となる、既にして同族憲基と權を争ひ、持氏が憲基を助くるの故を以て大に不平を抱き、十八年職を辭し、二十三年遂に兵を擧げ成らずして敗死す、上杉顯秀の亂(ウヘスギケンウラ)參看(野史)

ウヘスギカゲカツ 上杉景勝 初字喜平次、法名覺上院宗心、長尾政景の子、謙信の養ふ所となる、謙信に從ひて軍功あり、謙信没後後事を謀するや、越後越中の半を景勝に與へ、義子景虎(北條氏康の子)に能登佐渡を與ふ、謙

信死する後、兩人相争ひ景勝遂に景虎を殺して其邑を併す、是時に當り織田信長北國を略せんとし、柴田勝家佐久間信盛を加賀越前に遣はす、景勝之と屢々戦ふ、信長没後、秀吉の招により京師に朝す、從四位下左近衛權少將兼正太大夫に叙せらる、幾干もなくして歸り、越後を平け、奥羽を略す、十六年四月參議正四位下となる、十八年小田原征伐に從ひ、每戦功あり、征明の役、那古耶の行營に從ふ、文祿三年從三位權中納言となる、慶長二年六月大老に列し、翌年正月會津に封せられ、百二十萬石を食む、秀吉の薨後石田三成と謀し德川家康を倒さんと圖り、東西同時に兵を擧げんことを約し、因て關ヶ原の戦あり、戦終るの後敵を德川氏に納る、家康命じて其封を削り、米澤に移して三十萬石に封す、大阪冬の役家康に從ひて功あり、夏の陣には命により京師を守護せり、元和九年三月薨す、年六十九(野史)

ウヘスギカゲトラ 上杉景虎 小字三郎初名氏秀、北條氏康の七子、顯功にして姿儀尤も美なり、初め今川氏眞の策に陥り武田信玄の養子となる、十年信玄氏眞と絶つに及び小田原に歸り、本氏に復す、後ち氏康の上杉輝虎と和し、氏秀を輝虎の養子となす、元龜元年三月越後に行き輝虎の故名を繼ぎて景虎と稱し、長尾政景の女に配し、春日城に居す、輝虎姉夫政景の孤を養ひて景勝と稱す、輝虎の病むや、景勝常に侍す、其死するや即ち牙城に據て景虎を拒ぐ、技に於て臣庶相分屬して闘ふ、景虎利あらず、上杉憲政の北河館に據る、天正七年武田勝頼景勝を援け景虎を攻む、北條氏政兵を出して景虎を援く、然れども景虎の軍遂に敗れ

ウヘス

ウヘス

て北河館に自殺す、年二十八(上杉年譜、野史)

ウヘスギカゲトラ 上杉景虎 上杉輝虎

(ウヘスギケトルヲ)を見よ、

ウヘスギキヨカタ 上杉清方 名護兵

車頭と稱す、關東房方の五子、事關永享十一年兄憲

實に代て管領家執事となる、十二年正月足利持氏の遺

遺書を今泉城(相模)に伐つ、三月結城氏朝持氏の遺

子春王安王を擁し結城城に據て叛す、將軍義教憲實

をして之を伐たしむ、憲實固辭す、清方兵を領ち持

朝と共に鎌倉を襲す、七月結城を圍む、城固くして

拔けず、嘉吉元年四月諸將に令して曰く、幕府の令

を受けてこの孤城を攻め、未だ成功する能はざるは

故放なり、何ぞや宜しく力を盡し一擧之を抜くべし

と、會々氏朝の弟山内氏義出陣し、且つ内應の者あ

りて火を放つ、清方命じて急に攻撃し、城遂に陥る、

後ち京より歸國するの途にありて殺さる(野史)

ウヘスギケンシン 上杉謙信 上杉輝虎

(ウヘスギケトルヲ)を見よ、

ウヘスギサダマサ 上杉定正 名護一

に定政に作る、修理大夫と稱す、法名護國院大通範了

と號す、關東房方執事持朝の四子、扇ヶ谷六代の主

嗣、文明九年族顯定を授けて長尾景春と戦ふ、十

年正月景春と和し、太田道灌に擁せられて河越に還

る、十八年足利政氏を擁し、旗顯定と實原に戦ふ、

賢臣道灌事を行ひ勢日に大なり、定正の嬖臣知字地

主馬助、曾我右衛門左等之をれたみ道灌を護り、定

正之を信じ道灌を殺す、或は云ふ、定正顯定に欺かれ

て道灌を殺すと、是より國政振はず、長享元年成氏

に就き顯定と戦ひ大に勝つ、然れども國人叛する者

日に多し、延徳二年成武に誇り鉢形城に據り、成氏

を輕視し、山東を併呑せんと欲す、明應二年十月北

河館に自殺す、年二十八(上杉年譜、野史)

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス



(集菟掛墓編料史)藏所家爵伯杉上

ウヘス

條早雲と兵を併せて顯定と挑む、戰爭中馬より落ち

て卒す、年五十二、諸將驚き潰走す、朝真散卒を聚

めて歸る(野史)

ウヘスギシゲフサ 上杉重房 上杉氏(ウ

ヘスギケトルヲ)を見よ、

ウヘスギシゲヨシ 上杉重能 法

名報恩寺道宏秀峯、關東房方守憲房の養子、勤修寺

別當宮津入道道死の子、事關伊豆守となる、一番引

頭伊豆守となる、元弘の亂に北條高時足利尊氏を

して京師を犯さしむるや、尊氏心歸順に傾く、重能

細川和氏と詔書を示して之を賛成す、後ち尊氏の叛

するや、從て京師に入り、官軍を出雲路に拒ぐ、利

あらず、尊氏の西海道より上り、京師を犯し東寺に

據るや、新田義貞來りて戦を挑む、尊氏戦はんとす、

重能諫めて止む、重能常に高師直兄弟の權を妬み除

かんんとす、直義に勸めて師直を除かしむ、直義之に

從ふ、既にして軍敗る、尊氏依て重能を越前に流し、

師直に謝す、師直潛に人をして殺さしむ、時に貞和

五年十月なり(大日本史)

ウヘスギケンシウノラン 上杉禪秀亂

稱光天皇應永二十三年十二月、是より先上杉

氏憲鎌倉執事となる、其族憲基と權を争ふ、管領足

利持氏陰に憲基を助く、氏憲憤りて職を辭す、持

氏憲基を執事とす、氏憲益々不平なり、持氏の叔

父滿屋聲望あり、経滿仲を養て子となす、氏憲滿屋

に説て曰く、公方酒色に耽溺して師を統る能はず、

而して憲基政を爲す、又獨私あり、邪を發し難を端

する君にあらすして誰ぞ、君若し事を擧げば臣請ふ

之を輔けん、乃ち足利義持の御教書を繕め、密に

將士を招く、岩松滿房等之を誘惑し、伊勢國司

及び新田黨之に應ず、氏憲持氏を逐ひ、其弟持仲を

擁す、信長退て長濱に入

る、尋で謙信信長に書を送りて明春三月十五日を期

して合戦し、北人の技倆を比せんとす、十月謙信歸

國、檄を傳へて管内八國の兵を集め、期するに三月を

以てす、六年三月北陸の兵、檄に應じて雲集す、京畿

大に震ふ、謙信自ら臨て兵を簡閲し約を申へ、將に發

せんとす、發するに先ち二日病起り、三日遂に卒す、

年四十九、法名心光と號す、謙信武事に因て佛に倣事

し、毎歲法會を修めて以て冥助を祈り、終世素食し、



(押花虎輝)

り接く、謙信越中三城

を抜き、石動橋に至り

信長と對す、信長夜密

に逃る、謙信進て金澤

を陥れ、越前に入り、

織田氏の壘案を盡く降

す、信長退て長濱に入

る、尋で謙信信長に書を

送りて明春三月十五日を

期して合戦し、北人の技

倆を比せんとす、十月謙

信歸國、檄を傳へて管内

八國の兵を集め、期する

に三月を以てす、六年三

月北陸の兵、檄に應じて

雲集す、京畿大に震ふ、

謙信自ら臨て兵を簡閲し

約を申へ、將に發せんと

ウヘス

立つ、憲基族氏定と共に拒ぎ戦ふ、衆寡敵せず、持

氏藤澤に逃れ氏定自殺し、憲基越後に走る、持氏又

伊豆に逃れ、尋で駿河に奔りて今川範忠に依り、急

を京師に告ぐ、將軍義持書を下して關東將士をして、

持氏を救はしむ、憲基兵を越後に擧げ、武藏の諸將

之に應ず、南太二十四年正月氏憲獨岩松持國と武藏

の兵を攻め、勝たず、持氏今川等の兵を以て鎌倉を

復す、滿屋、滿仲、氏憲等皆自殺し、持國擒せらる、氏

憲時に難髪して禪秀と號す、因て禪秀の亂と云ふ、

二十九年佐竹を撃て之を斬り、小栗重重守都宮持綱

又叛して結城に據る、持氏攻めて之を斬る、京師の

援軍駿河に至る、事平々を聞て歸る、持氏凱旋して武

藏に至る、義持氏憲の孤子を養ふを聞き、之を恐み

四上せんとす、僧服四堂百方和解す、事止む、持氏

乃ち鎌倉に還る(續本朝通鑑、野史)

ウヘスギケトルヲ 上杉輝虎 名護本

名景虎、小字は松丸、又虎千代、十一歳出家して宗

心房と改め、天文十二年八月元服して景虎と改む、廿

一年難髪して不識庵謙信と號す、關東越後人、長尾

爲景の第三子、後ち上杉氏を冒す、關東七歳僧とな

り、翌年城に歸る、十一歳出で四方に巡遊し、叡山

に於て字佐美定行に達ひ兵法を學ぶ、天文十二年定

行を軍師とし、兵一千餘人を募りて歸國し、姊夫政

景を破り、兵力日に盛、衆悉く服す、終に越後を向

へ加賀能登越中佐渡に兵を出す、此時甲斐の武田信

玄兵威強盛、村上義清之と戦ひ屢々破れ、終に國を失

ひ越後に至り、輝虎に援を乞ふ、輝虎固より弱を授

け、強を挫くの概あり、之を以て請を許し、十六年

三條根小屋を抜き守を固き、精兵八千を率へて信濃

に入り、信玄と戦ふ、十八年四月又海野平に戦ふ、

二十年八月上杉憲政北條氏康に逐はれて、越後に來

る、尋で謙信信長に書を

送りて明春三月十五日を

期して合戦し、北人の技

倆を比せんとす、十月謙

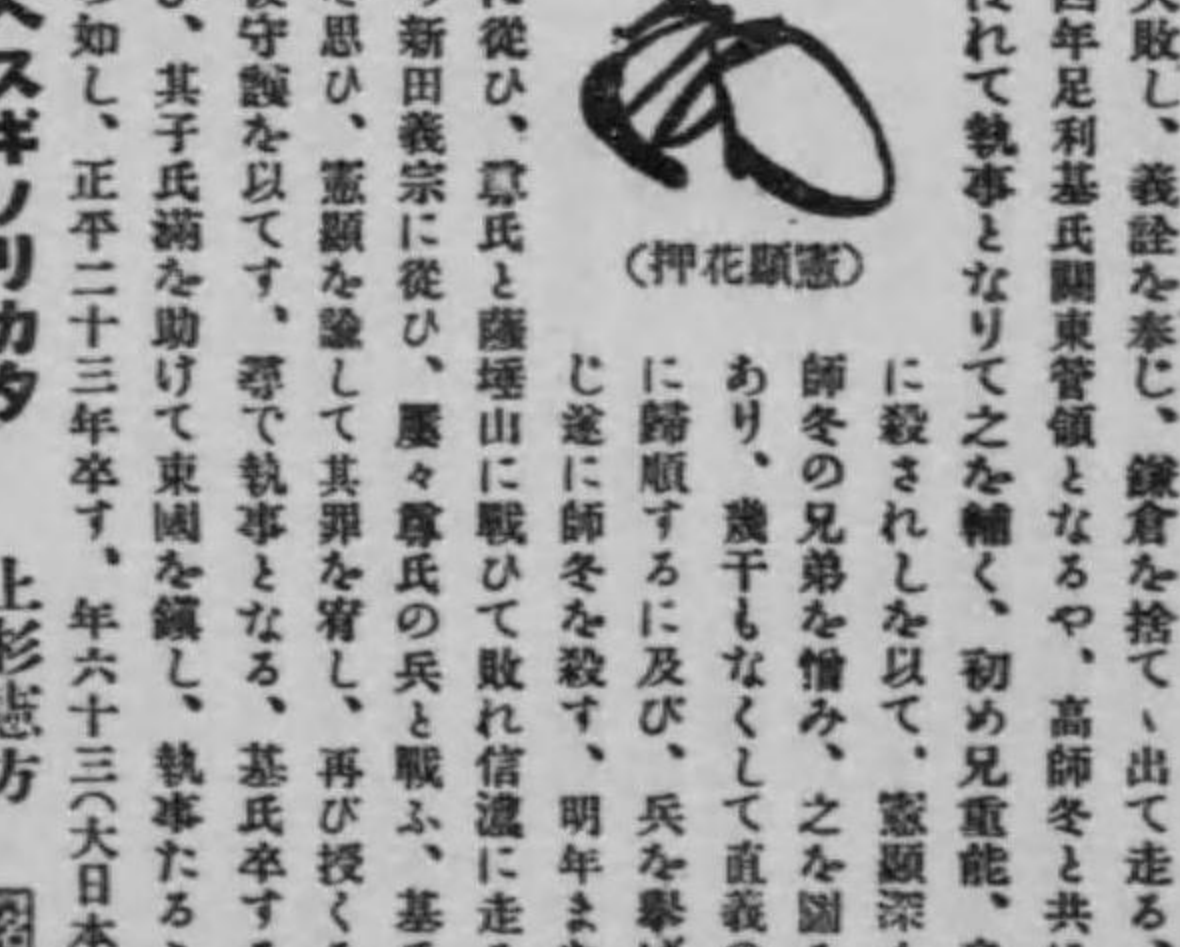
信歸國、檄を傳へて管内

八國の兵を集め、期する

に三月を以てす、六年三

月北陸の兵、檄に應じて

雲集す、京畿大に震ふ、



(押花顯憲)

に從ひ、尊氏と藤堀山に戦ひて敗れ信濃に走る、後

ち新田義宗に從ひ、屢々尊氏の兵と戦ふ、基氏奮動

を思ひ、憲顯を諭して其罪を宥し、再び授くるに越

後守顯を以てす、尋で執事となる、基氏卒するに及

び、其子氏滿を助けて東國を鎮し、執事たること舊

の如し、正平二十三年卒す、年六十三(大日本史)

ウヘスギノリカタ 上杉憲方 名護

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス



(集菟掛墓編料史)藏所家爵伯杉上

り、管領職と族稱錦幡系圖とを輝虎に譲り、復讐を

托す、輝虎之を許し、因て上杉氏を冒し、越後守と

稱す、二十二年閏正月將軍足利義輝使を遣はし、東國

を領せしむ、是を以て謙信連年北條氏と兵を構ふ、永

祿四年謙信、關白藤原久父子を護送して上洛し、

將軍に謁す、將軍義輝偏諷を授け(此時はじめて輝虎

と改名す)關東管領に補し、錦直垂、朱鷺文書等を賜

ひ、相伴衆に加へ、從四位下彈正左衛門に任す、尋で

輝虎禁闕に參し、天誣御願を賜はる、歸國の後信玄

と大に川中島に戦ふ、十一年北條氏康と和し、氏康

の子を養て子となし景虎と名づく、元龜元年又信玄

と川中島に戦ふ、天正五年是より先信玄既に死し、

織田信長辭を專らうし、禮を厚らうし、謙信に事へ、陰

に上杉氏の諸將を招て、款を己に送らしむ、九月謙

信叛者を討す、信長、柴田勝家前田利家等の五將を遣

はし、四萬八千に將とし來り接しむ、己れ亦潛に來

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

る、尋で謙信信長に書を送りて明春三月十五日を期

して合戦し、北人の技倆を比せんとす、十月謙信歸

國、檄を傳へて管内八國の兵を集め、期するに三月を

以てす、六年三月北陸の兵、檄に應じて雲集す、京畿

大に震ふ、謙信自ら臨て兵を簡閲し約を申へ、將に發

せんとす、發するに先ち二日病起り、三日遂に卒す、

年四十九、法名心光と號す、謙信武事に因て佛に倣事

ウヘスギトモオキ 上杉朝興 名護一

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

ウヘス

髪して道合と云ひ修理大夫と稱す。法名明月院天樹
道合國嗣は藤原氏、藤太政大臣高藤十二世の孫、
重房丹波の上杉を領す。依て氏とす。是を憲方の高
祖父と爲す。父を憲顯と云ふ。憲方は五男なり。始め
て鎌倉山ノ内に居せしを以て山内氏と稱す。事蹟右
京安房守に任ず。天授五年征夷を
賜ひ土岐の族を美濃に撃つ。四月兄
憲春に代て鎌倉管領足利氏満の執事
となる。弘和元年六月氏満小山義政
を撃つ。道合同族朝宗木月範季と先鋒となり。小山城
を攻む。年を越えて平。元中九年四月疾病に罹り
執事を辭す。康永元年十月卒す。年六十(野史)



(押花方憲)

ウヘスギノリサネ

上杉憲實 名義字
は四郎。制髮して高嶺長棟主と號し。又雲洞菴と號
す。早稲房方の男。或は房定の子と稱す。山内家四
代の主事。順應永廿六年鎌倉の執事憲基の後を繼て



(載所論附事故文右)

ウヘス

執事となり安房守となる。永享八年十二月信濃守鎌
小笠原政康。村上植清と封疆を論ず。持氏之を裁す。
憲實諷めて之を止む。持氏聞かず。翌年村上氏を授け
憲實を除かん。持氏諷め人心胸々。持氏憲實の弟に
入りて和解す。永享十年三月是より先持氏約して將
軍義持の子となる。義教將軍となるに及び。大に失望
し。且又義教を誣蔑し命を奉ぜず。六月嫡子賢王丸に
冠し義久と名づく。段に托して憲實を殺さんとす。憲
實病と稱して出でず。變を京都に上り。終に上野に奔
る。持氏一色兵をして征伐せしむ。憲實分階嶺に防
ぎ。持氏の軍を破る。持
氏稱名寺に入りて髪を削
る。憲實之を永安寺に徙
す。永享十一年京軍上杉
持房今川範政鎌倉に入
る。憲實使を以て持氏の
死を宿めんことを乞ふ。



(押花憲實)

ウヘスギノリタタ

上杉憲忠 名義小
字龍若丸。元服して右京亮と稱す。憲實の子。
山内家五代の主事。國清寺に遷る。や、伊豆
御山に落む。長尾昌賢之を索め。文安四年議して持
氏の子永壽を奉じて元服せしめ。成氏と名づけ管領
憲實家譜(野史)



(押花房憲)

ウヘスギノリトモ

上杉教朝 名義法
名常連大將と號す。憲實の四子。母は武田氏。幼
にして常陸大掾の養子となる。治部大輔伊豆守
となる。父自殺する時。潜に逃れて京都に奔る。康正
二年十二月丹波より山東に赴き。足利政知の執事と
なる。寛正二年五月五歳七道疫病流行す。教朝また疫
を患ひ。心身腫爛し。發熱狂亂自ら刀を抜き。腹を
割て死す。年五十四(野史)

ウヘスギノリフサ

上杉憲房 名義幼
字五郎。長じて兵庫頭と稱す。法名龍洞院大成道憲と
號す。憲實周胤の子。山内顯定の養子となる。山内家
八代の主事。順應永正七年顯定の。長尾爲景等と戦ひ
て敗死する。憲房又國を保つ事能はず。退いて平井
城を保つ。時に長尾意玄
叛して爲景に應じ。北條
早雲亦之を援く。八月憲
房使を京師に馳せて爲景
を伐たんとを乞ふ。永正
九年六月長尾景長憲實を
迎へて顯定の嗣と爲し。管領と稱し平井城に居す。大
永四年族朝與北條氏綱と戦ひ。河越に敗走す。憲房怒
りて鉢形にいたり。兵を擧げて江戸城を復せんとす。
會々疾に罹り。四月平井城に卒す。年五十九(野史)

ウヘスギノリマサ

上杉憲政 名義初

ウヘス

字は入郎。入道して立山光遠と云ふ。順應憲房の子。
山内家九代の主事。順應三年長尾景長等に擁せら
れ鎌倉管領となる。時に年八歳民部大輔と稱す。上野
平井城に居す。放縱度なし。奢を極め。飲色を好み
倭邪路に當る。是年北條氏康年十六。出で。府中に
在り。憲政氏康を見るに。庸劣を以て。兵を出して
品川神奈川府中等に戦ふ。事八年。每戦皆敗る。加ふ
るに聖臣野憲頼上原兵庫權を專にして。舊規を廢し。
奢侈日に盛にして。國人益々叛く。長尾意玄太田三
樂等々謀む。松山城を圍め。松山城を圍め。松山城を圍め。
を攻めて之を拔き。松山城を圍め。松山城を圍め。松山城を圍め。
越守を守らしむ。憲政始めて驚き關東八州の兵を募り
河越を攻めしむ。七月氏康急に柏原の營を襲ふ。憲
政敗走す。十二年四月扇ヶ谷朝定と共に大舉して河
越城を圍む。足利成氏兩上杉氏を援く。氏康伴て晴氏
に説くに成を行ひ。以て城中の衆命を救はんことを
以てす。成氏聽かず。乞ふこと再三に及ぶ。兩上杉の
軍之を聞て意強む。茲に於て氏康二十日の夜陰襲に
乘じ。砂窟を襲ふ。憲政大敗して平井城に歸る。十五
年十月二壁臣の勳により無名の師を起して。武田信
玄を撃たんとして。碓氷嶺に次す。是亦信玄の爲めに
破られて還る。二十年春氏康兵を出して武藏上野の
境神流川に屯す。三樂之を途に阻む。軍潰れて平井
城に退く。七月氏康の兵益々強り。兵を擁して將
に平井城を攻めんとす。憲政驚愕爲す所を知らず。計
を三樂に問ふ。三樂曰く巨室の傾くは智力の扶くる
能はず。越の長尾景長に據るに如くなし。衆皆墮落
ち依違して果さず。時に卷説起り。四民騷擾し。老
幼奸に奔り。婦女陌に泣く。憲政遂に軍を促す。現
系圖錦標を景長に譲り猶子たるを約す。景長よりて

ウヘス

族を上杉と稱し。憲政を春日山に迎へて厚遇し。厨
食三百貫を寄す。憲政入道して餘命を春日山に送る。
景長卒する後。嗣子景長景勝相戦ふ。景長走りて憲
政の館に入る。憲政出で。和解せんとす。會々鉄丸
に中て卒す。時に天正七年三月十八日。年五十七。
或は云ふ。景勝憲政を稱澤に殺すと(野史)

ウヘスギハルノリ

上杉治憲 名義小
字は直丸。彈正大弼と稱す。老後靈山と號す。法名
元徳院文心。憲實の養子。實は秋種種美の二男
なり。出羽國米澤城主。明和三年從四位下に叙
し。彈正大弼と稱し。四年四月家をつぎ。十二月侍
從に進み。天明五年二月致仕し越前守と改む。平素



(集見掛編料史)藏所家爵伯杉上

學を好み。紀平洲。瀧長燈等を招き。講讀を聞く。
城下に興讓館を建て。俊秀の士二十人を擧げて教誨
せしめ。上足十人を擧ぐ。郷里に派して教導せしむ。
又武道を怠らず。武館を設け。師九十人を擧ぐ。日
を期して教へ。武技を決争せしむ。又籍田法を學び。

ウヘス

田一町餘を定め。親ら泥中に入りて勤耕し。農民を
奨励す。又時々親ら國中を巡視し。孝子ある毎に田
園を給して賑恤す。茲に於て庶民皆其德に化し。農
圃を勤め。孝悌を勤め。閉關空に至ると云ふ。文政
五年三月卒す。年七十七(徳川實紀(野史))



(押花顯房)

ウヘスギモトモ

上杉持朝 名義
月十二日五十子の陣營に病死す。年三十二(野史)



(押花朝持)

太田道灌扇谷に屬し。兵威大に張り謀を通ずる者多
し。終に兩上杉と隙を生ず。寛正三年將軍義政。政知
(堀越御所)及び兩上杉に命じて成氏を撃たしむ。茲
に至りて東國諸城主二心を懐き。道朝亦成氏に過す

ウヘダ

と聞き義政依て諭書を政知及び上杉房定に寄せ且つ道朝多年の軍事を慰勞し、伊勢貞親をして討平の旨を告げしむ、文正二年九月卒、年五十二(野史)

ウヘダアキナリ

上田秋成

名義通稱

東作、號を餘齋、無庸居士と云ふ、又平生數々其居を變るを以て鶴の屋と稱す、關西大阪妓女の子、四歳の時孤となる、後ち朝家上田氏に養はる、秋成成養家の職業を耻ぢ、遂に家什を賣て書籍に換へ、醫を以て業とす、後ち火災に逢ひ資を失ひ京都に移り南禪寺に住す、博聞強記、眼を過れば誦す、故に書籍を著へすと云ふ、又加藤宇萬技に従ひ和學を學び、歌文に長ず、與至れば、一日數十百篇を成す、名聲大に振ふ、曾て大阪長柄に住みし時、盜壁を穿ちて入る、秋成思へらく、吾意を得たり、風を入るに宜しとして、窓と爲し盜窓と名づく、秋成人と爲り、猶介人と合はず、小澤蘆庵、伴高蹊等の友あるのみ、後年老衰劇修に堪へずとし、其者萬葉集訓詁及び筆記八十餘卷を廢井の中に運めしむ、又茶器を好み、自ら風爐茶瓶等を製す、後世粟田口蓋の創造に係はる、又豫め葬所を南禪寺梅樹の下に設け、棺を作り寺僧に托し、平生著す所の書、及び藏書を寺中に納め、長柄に餘年を送り、六年九月歿す、年七十八(關西近世叢談)

ウヘダシヤウ

上田城

關西信濃國小縣郡上田字前山○西南千曲川に突出し、下尼瀨と稱す、之に依て尼瀨の城、又伊勢崎城とも云ふ(關西)

清和天皇の皇子貞保親王の皇子菊宮信濃守となりて此地に居し、子孫相繼で住し、終に海野氏を稱す、養和二年三月海野幸氏源義仲の子義隆を援く、

ウヘダ ウヘノ

源賴朝其忠義に感じ舊領を與ふ、九代の末裔幸義に至て漸く衰へ、村上義清武成盛なり、天文七年に至て小縣に於て戰て大敗して死す、幸義の子真田義隆、武田氏に仕へて上田城を復す、後ち真田信幸豐臣秀吉に仕へて功あり、後ち徳川家康に仕へ九萬石に封ぜられ、上田城及び沼田城を賜ふ、元和八年八月加藤四萬石、上田城を轉じて松代に移り、十二月仙石兵部少輔忠政代りて本城に封ぜらる、三代にして寛永三年松平忠周本城に移る、爾來子孫世襲して明治維新に至る(千曲真砂、信陽雜記)

ウヘタリウ

上田流

上田成之の創めたる

ウヘダリウ

上田流

上田重秀の創めたる

馬術の二派○重秀は但馬守と稱し、細川康政に従ひ、大坪流の奥義を研めて遂に一流を始む、子孫其業を繼ぎて家聲を落さず、門人加藤重正最も傑出す、(武藝小傳、武術流祖錄)

ウヘノウチ

上野氏

姓は清和源氏、足利氏の一族、足利泰氏の六男義有、三河國碧海郡上野に住し上野律師と云ふ、依りて氏となす、孫頼兼石見國三隅庄、武藏國差馬等の地を受け、石見但馬丹後の守護となる(系圖要)

○義有 貞道 義道 義勝
○義勝好芝 細川康政 上田重秀 同 重國
同 重時 同 安重 同 重昌
○義有 貞道 義道 義勝

ウヘノ

信孝 暈思
ウヘノヲノコ 上男子 殿上人を云ふ、古今和集秋の上に、秋たつるうへののをのこども、鴨の川原に川道逢しけるともにまかりてよめる、云々こと見えたり、

ウヘノキヌ

袍

表の衣の義、ハウキを見よ、

ウヘノコウエン

上野公園

關西武藏國東京府東京市下谷區

山(東叢山)の地名なり、又上野と云は、此地始は藤堂和泉守殿やしき也、藤堂家の城伊賀國上野の地に似たるより上野と呼ぶといへり、然れども永祿二年小田原北條家分限帳に、上野の地名見ゆれば、古くより唱へられるなり、寛永四年此地に東叢山寛永寺(クワンエイジ)を建立してより、同時の地内となる、明治元年王政復古の際、彰義隊此地に屯して官軍と戦ひ遂に兵燹に罹り、堂宇烏有に歸して荒廢す、明治六年此地を公園となし、博物館及び圖書館等を設置し、漸次年を追うて今日の形勢に至れり(江戸名所圖會、武江年表、東京地誌沿革考)

ウヘノジンシヤ

宇倍神社

關西因幡國岩美郡國府村宮下○本國の一宮、現今國幣中社たり

武内宿禰命(神祇志料)に、神名帳頭注に武内宿禰を祭るといへども、引所の風土記文體は、他風土記の文に似ず其説疑ふべし、故に之を取らず、又本社祠官傳説によれば、素戔嗚尊族類の神を祭るに似たれど、少しく矛盾ありて詳かならず、是れ稻葉國造の祖彦坐王の見産多都彦命を祀るにあらんとはいへり(沿道) 孝德天皇大化四年社壇を作る、仁明天皇嘉祥元年七月從五位下を授け官社に預らしむ、清

ウヘノ

ウヘノジヤウ

上野城

關西伊賀國阿拜郡上野

和天皇貞觀四年五月正五位下を加へ、尋て從三位に叙せらる、醍醐天皇延喜の制名神社大社に列る、天正九年豊臣秀吉毛利氏征討の際社殿兵燹に罹る、江戸時代に、領主池田光政社領三十石を加増寄進し、當郡の代官岡山九右衛門尉再び社殿を建立す、明治四年五月國幣中社に列す、祭日毎年三月及び八月の二十一日とす、神祇伊部氏世々相繼ぐ(因幡志、因幡民談、一宮記、神祇志料)

ウヘノノタタカヒ

上野之戰

東叢山の戰(トウエイザンノマカカヒ)を見よ、

ウヘノハウダクワン

上判官

藏人にて檢非違使尉を兼ねたる者を云ふ、

ウヘノハカマ

表袴

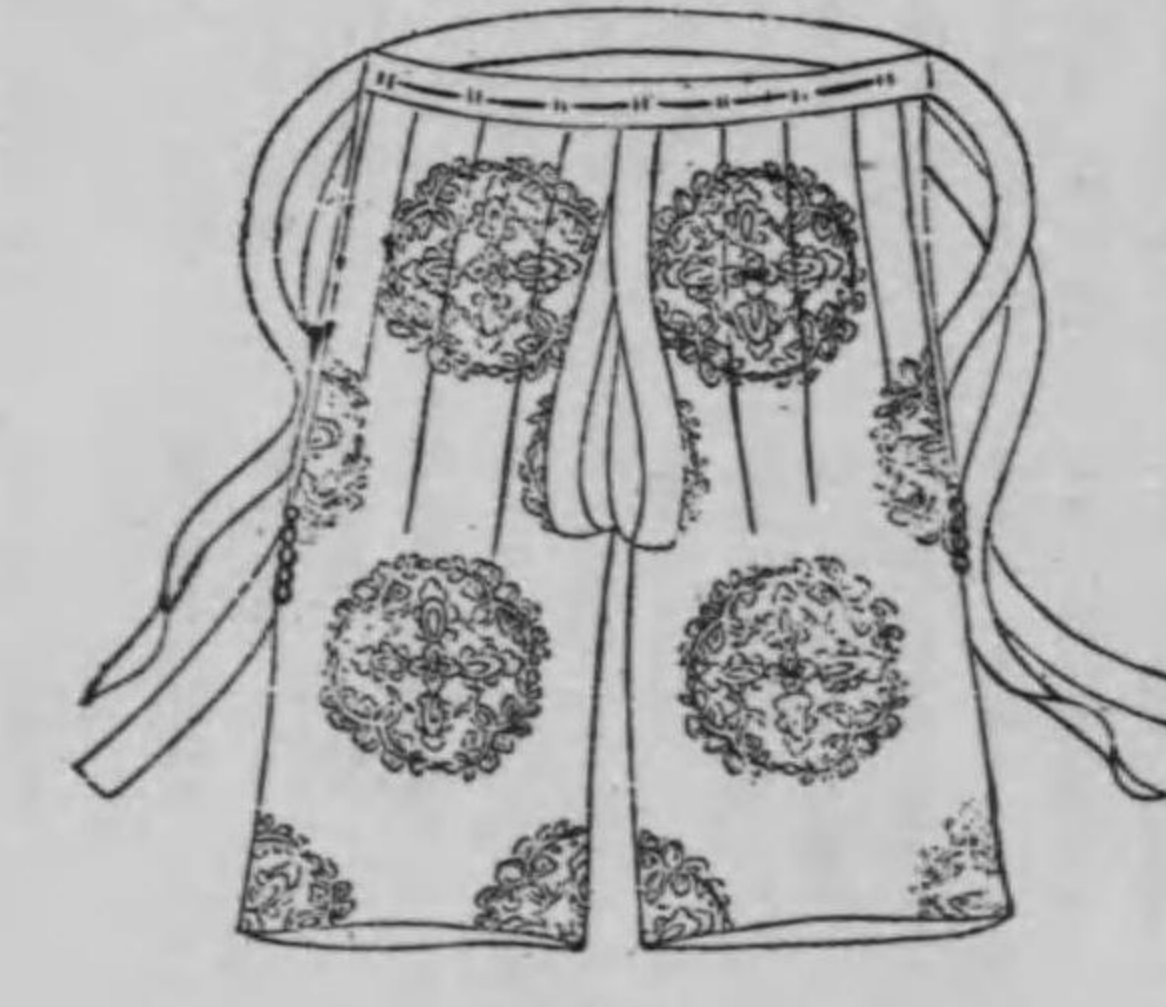
東帯の時、大口の上に着くる袴を云ふ、即ち上への袴の義なり、又白袴と云ふ(着用) 夏冬共に表白裏紅打の平絹と定まれば(或は板引、又振りに着くることあり) 縮緬綾織(突文(第一圖)は天皇及び童子必ず之を用ひ、公卿(二位以上)壯年の人及び紫色を懸されし人常に之を着す、暗の時浮文、常に堅文なり、中年以上は八藤丸紋の堅織物(第二圖)を用ひ、十五歳以前は裏打なり、四位以下白張の平絹にて裏は同じく紅な

和天皇貞觀四年五月正五位下を加へ、尋て從三位に叙せらる、醍醐天皇延喜の制名神社大社に列る、天正九年豊臣秀吉毛利氏征討の際社殿兵燹に罹る、江戸時代に、領主池田光政社領三十石を加増寄進し、當郡の代官岡山九右衛門尉再び社殿を建立す、明治四年五月國幣中社に列す、祭日毎年三月及び八月の二十一日とす、神祇伊部氏世々相繼ぐ(因幡志、因幡民談、一宮記、神祇志料)

(圖一第)



(圖二第)



ウヘノミツボネ

上御局

内裡の局の名、二あり、一は藤堂上御局、是は東御殿の北、女御更衣室上の所、一は、弘徽殿上御局、是は天皇の御所給ひ、女御更衣の室上の所なり、孰も清涼殿の一間にて、廣き二間に一間、秋戸を隔て、相對し東は弘徽殿上御局、西は藤堂上御局(御手水間、御湯殿上はその西に在り)となす、光孝天皇の朝始めて之を開かれたりといふ(禁秘抄、同階梯、大内裡圖考證)

ウヘハラマキ

上腹巻

腹巻(ハラマキ)を見よ、

ウヘビト

上人

殿上人を云ふ、四位五位の昇殿を聽かれたる人なり、源氏物語に、うへびとと見えたり(後訓栞)

ウヘンクワン

右辨官

「マンクワン」を見よ、

ウヘムラハクアウ

上村白鶴

名義通稱は八兵衛、尾張國知多郡常滑村の人、武藏をよくし高尙なる茶器酒器の類を製して名あり、其眞機を製するや指頭と篋とを用ひ故て機體によらず、故に其製品疵痕を残して自ら妙を得たり、白鶴和歌を好み屢々京師に遊ぶ、また茶器酒器の外、好みて動物を作り、頗る密にして生動の勢ありしといふ、天保

り、着様は、袴を表袴の中へ入て、其後袴の右の腰を、左の脇より後へゆき廻し、右の脚少し前の方まで片約にむすび、餘りを股の中へ入るなり、開股の時は必ず後、縫腹は只前にて結ぶなり、又唐装束の時、唐錦の表袴、萌木の表袴等各々例あれども略す(大政令の制白袴と云ひ、後ち表袴と云ふ、其始めて見えしは本朝文袴にありしこと、資井氏の説に見えたり(西宮記、装束拾要抄、裝束圖式、裝束集)

ウヘノ ウヘム

ウマア—ウマカ

臂、肘、膝、管狀部、腕、球狀部、繫繩部、蹄、脚、烏頭等とす(古事記、書紀、古事記傳、和漢三才圖會、貞丈雜記、大坪流馬術繪圖書、羅黃物色圖說、法令全書)

ウマアツカリ

馬預 江戶幕府の職名、六所の官馬の調習、其他大名旗本に下賜の馬、幕府領の牧より取來る野駒の飼立、仙臺駒牽入方等、一切厩馬の事を掌る。諏訪部、曲木二氏の世職にして三員あり、二百俵高役料十五人扶持、若年寄の支配にて焼火問詰とす、其下に馬乘各三人附隸す、五十俵高三人扶持、馬方四人、高二百俵役料十人扶持を給し、若年寄の支配にて焼火問詰とす、大武、岩波の二氏世襲し、又馬術に優なる者新に補する事あり、其下に、見習四人、附隸す、十五人扶持を給す、其他馬醫三人二百俵高(桑島氏の世襲)爪髪役四人、二十俵二人扶持、馬飼小頭十五俵二人扶持、馬飼五十人、十俵二人扶持等あり(東鑑、明良帶錄、武鑑)○諸大名其他より獻する馬代金銀は皆厩方に集めて馬の飼料に充るなり、故に馬屋方は至て富裕なりしと云ひ傳ふ、天保末年勘定方の書留に、左の如く見えたり、御馬方

ウマカタ

馬方 江戶時代、厩の事を掌る役人ないふ、馬預(ウマアツカリ)參看○又駄馬を掌りて世渡を爲す者ないふ、

ウマカタケシヤウ

馬嶽城 所在豐前

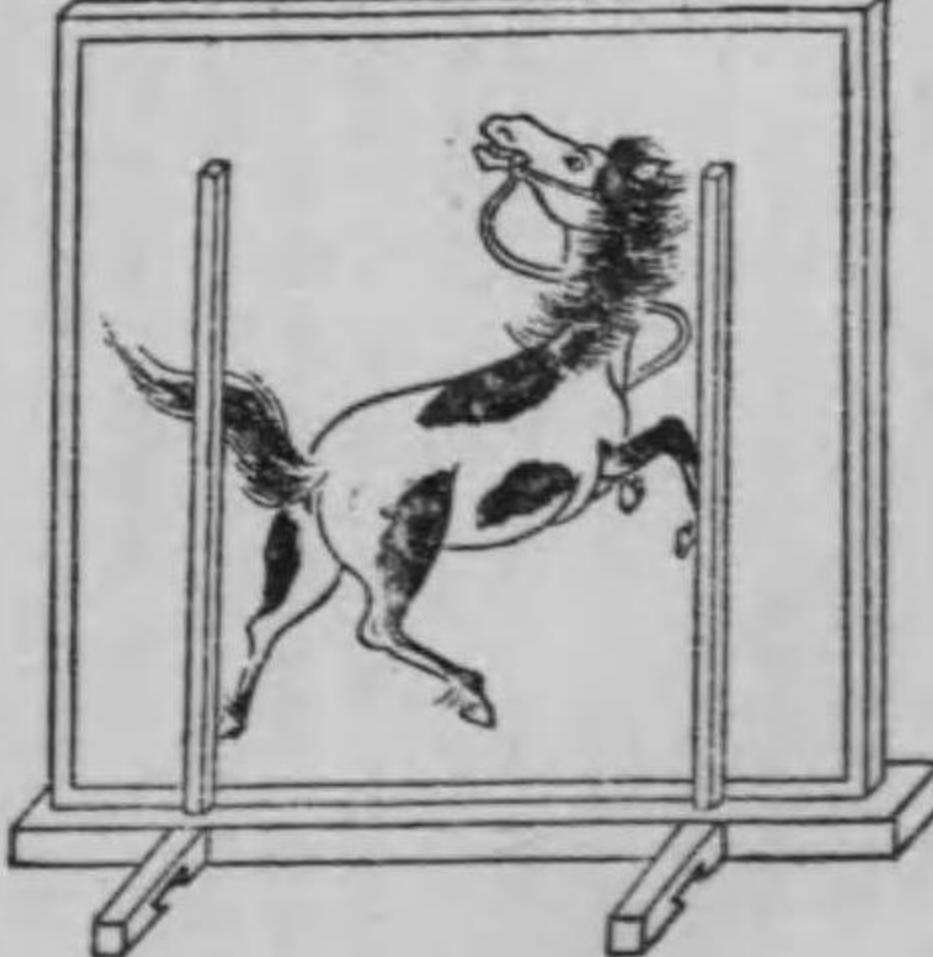
ウマカ

關京都郡大谷村(元祿時代まで馬嶽村と稱す)西國朱雀天皇天慶五年源經基山上に城を築て馬嶽と稱す(源經基)太宰大貳公賴の子筑前守昌賴此城に居す、一族相繼で六代之を守る、仁平元年源爲朝豐後より來り攻めて當城を奪ふ、其後草野權守家仁居して三代繼ぐ、元暦元年豐後緒方氏平氏に叛て此城に據る、鎌倉時代鎮西探題を置くに及びて、其管轄に歸し、城番を置く、建武の亂少貳氏攻めて之を取る、其後菊池氏攻め取り、又大友氏、長野氏、規矩氏互に此城を争ふ、貞和の年新田上野介義基西征將軍に従ひて、父子三代居城す、永享三年菊池氏の有となり、後ち大内氏に攻め取らる、明應九年より以來大内大友兩氏兵を交へ互に當城を奪ひ、終に大内の有に歸す、天文二十年大内義隆滅び、其臣陶晴賢宇都宮正房に守らしむ、永祿四年大友氏に奪はれ、天正八年九月龍造寺信周之に據り、十五年黒田氏の有となり、慶長五年細川忠興に歸し、元和元年破却して廢城となる(鎮西要略、太宰管内志、豐前志)

ウマカタノシヤウジ

馬形障子 禁中清涼殿内の渡殿の北邊、朝餉の前に立てたる布障子を云ふ、表には馬を畫き、裏に打邊を畫く、又波瀾馬と云ふ、禁抄抄に北方副高欄立布障子二間(立柱打付)畫打邊向三戸横、女官戸より路を通過て立馬形障子(波瀾馬也)とあり(世傳)古今著聞集に渡殿にはれ馬よせ馬の障子を立て、又おなじ渡殿の北邊朝餉の前に馬形の障子侍りし(中略)これ皆何の御時よりと云事をしらす、由緒かたし、おぼつかなし、閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子(中略)など沙汰なりけるを、四條院御時西園寺相國禪門修理せられける時、頭中將實季朝臣申起て立られたり、いと興ある事也此障子の繪本

ウマカ



ウマカ—ウマサ

ども鶴井殿の御倉にぞ侍なる、建長造内裏の時繪所預前加賀守有房繪本を持さりければ、取出してか、せられけり、昔夜馬形の障子を金剛が書たりける、夜々離れて、萩月の萩を喚ひければ、勘定ありて、其馬をつなぎたるていを書きなされたりける時、離れず成にけり、申傳へ侍るは誠なりける事なりしとあり、文中右記天永三年十月十九日の條に、見廻所々之處、朝干繪畫、布障子繪畫馬形、里季多相具打邊也、仍俄可令具打邊之由下知、繪師信貞則畫圖了、令立替とあるにて一畫を知るべし、猶寛政造内裡の時障子は表裏共布障にて、へりなし、一面等駕(東方表)一面打邊(西方裏)上兩面共繪畫高懸計六尺許、幅六尺、葦木鼻ノ出左右共二寸、押木黒塗見付三寸見込二寸、葦木塗長六尺四寸、幅六寸八分、ヒイ四寸、横足より出一尺二寸、同足長二尺、幅六寸八分、ヒイ五寸五分ありと云ふ(禁抄抄、江次第、山槐記、風聞見聞圖說、馬形障子考)

ウマカヒ

馬飼 馬を養ひ、且つ扱かふ人ないふ、和名抄に、園人、(元末加比)、養馬者也とみえたり、古事記仲哀、及び安康天皇の條に、馬甘、履仲紀に、飼部、雄略紀に、典馬を執も、ウマカヒと訓めり、其部屬を稱して馬飼部と云ふ、

ウマカヒベ

馬飼部 「ウマカヒ」を見よ、

ウマケンシヤウ

馬獻上 江戶時代、八月朔日に、江戸幕府より朝廷に馬を獻する儀式ないふ、詳しくは八朔(ハツサク)の條を見よ、

ウマサカノミヤ

厩坂宮 名舒明天皇の皇居 大和國高市郡、村名詳かならず(皇原)舒明天皇十二年四月天皇伊豫より至りて此に都し、同年十月百濟宮に徙り給ふに及びて廢す、凡七箇月間の皇居たり(書紀 首府沿革論)

ウマサシ

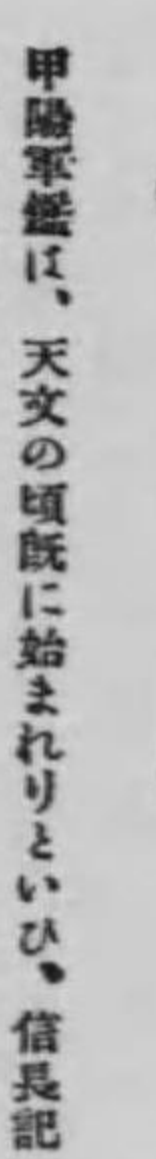
馬差 江戶時代、宿驛にて人馬の役を充つる宿役人を云ふ、

ウマシマデノミコト

可美真手命 父は攝玉饒速日命、母は長髓彦の妹三炊屋姫、鳥見自庭山に居給ひ、足尼と號す(初め長髓彦、命を神人と思惟し、奉じて君とす、神武天皇東征に及び、長髓彦兵を導へて歸順せず、命、父饒速日命と長髓彦を殺し、衆を師めて歸服す、元年正月神武天皇位に即く、時に命天瑞寶を奉じ、神府を建てて以て齋す、又布都主の神劍を殿内に奉じ、十寶を藏めて天皇の爲めに鎮祭す、天皇大に喜び詔して、殿内に宿侍せしむ、因て足尼と號す、足尼の號茲に始まる、天皇已に殿に御するに及び、命、内物部を率ゐて儀衛を嚴にすと、實に物部氏の遺種なり(古事記、書紀、大日本史)

ウマシルシ

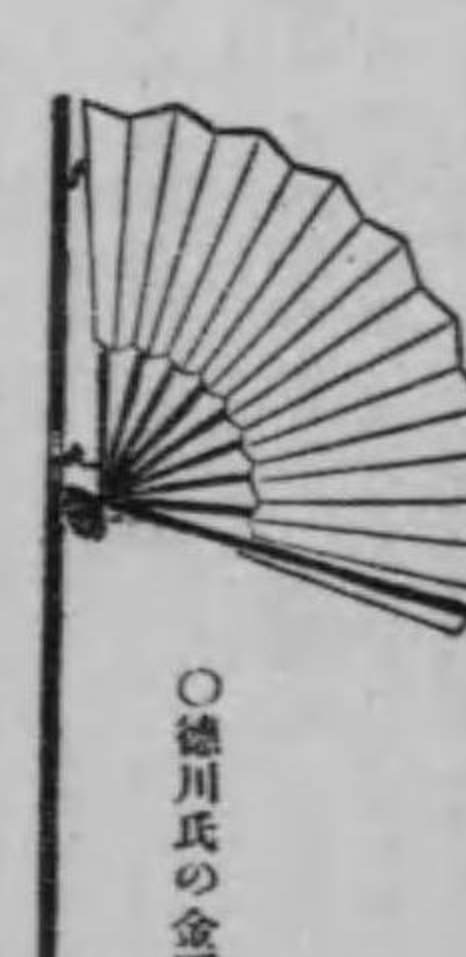
馬印(記旗) 將帥が軍に臨める時、馬側に建て其居所を示す標をいふ、製作一ならざれど、後世多くは圓の制行はれしが如く、又單に圓と稱すること一般に行はれたり、なほ印の字は標、注、職とも書す(肥前藩誌其起り詳かならず、○豊臣氏の千旗)



甲陽軍鑑は、天文の頃既に始まれりといひ、信長記は、元龜の頃より始まれりといひ、また出陣圖書に據れば、天文の前大水の頃より、専ら用ひたるが如し、要するに北條五代記に、氏康の馬印のことあり、其死去は元龜元年なれば、元龜以前既に馬印ありしこと明なり、されば武家名目抄に、文龜永正の頃に

ウマシ

始めて大名諸家にて作り出たせりと云へるは従ふべきに似たり、蓋し是も古の將軍の禮儀、隊長の隊標などいひし類にて、始めは其制旗族に同じかりしに、



○徳川氏の金扇

ウマシルシモチ

馬印持 江戶幕府の職名、馬印を持つを職とす、人品は中間より下れる所役なれども、主將の側に侍するを以て、身壯に才賢の人を撰びてこの職となす、旗奉行の被管にして小者の掌る所なり(肥前藩誌)徳川氏の時より馬印持ありしも正しき職名にあらず、江戶時代に至り一の職名となりて此職を設く、板坂卜齋記に、慶長五年九月四日三島廣間へ渡御候て、馬印は熱田へ持て行侍候へと上意、馬印に奉行もなく御馬印持候御小人もちて熱田へ行云々」とあり(武家名目抄)

ウマソヒ

馬副 公卿等の乘馬に附き副ひ往く従者を云ふ、行幸、行啓、祭使などの時、公卿之を召具す、服装及び人数に付き、物具裝束抄に、馬副事(行幸行啓并一員御幸之時、公卿召具之、祭使召具之)冠(卷纏)袴、襦衣、袴、相(若穉時着之)單

ウマシ—ウマシ

ウマヤ

る處あり、遠侍といふ、又草之間などいふ所あり、こは、はゆる七間版なり、今版地圖(京都將軍御所繪圖)を別圖に示せば、就て見るべし(家屋雜考)

ウマヤカタフキヤウ

厩方奉行

室町幕府の職名、厩奉行の命を奉じて厩の事を扱ふ。寛文元年三月十七日加治左京亮を厩方奉行と爲せしを始めて、即ち小別當の類なり(武家名目抄)

ウマヤサムラヒ

厩侍

武家の邸宅に於て、遠侍の如く人々の控へ居る一つの室を云ふ(武家名目抄)

ウマヤドノワウジ

厩戸皇子

聖德太子(シヤウトクダイシ)を見よ。

ウマヤノアンス

厩案主

厩の文案を掌るものを云ふ、上皇及び攝政關白等の御厩には皆之を置く(ウマヤ)參看。

ウマヤノカミ

厩神

生馬及び保馬の兩神を云ふ、諸社根元記に、生馬神(天德三年三月二十九日正三位)坐左馬寮(保馬神)延喜三年三月五日從五位下(坐右馬寮)あり、又扶桑略記昌泰四年七月二日の條にも、左馬寮乾角御坐、從五位下上馬神被加二階こと見えたり、日本紀神代卷に、保馬神の頭より牛馬化生する事あり、生馬保馬は蓋し此神の異名か(貞丈雜記)

ウマヤノトネリ

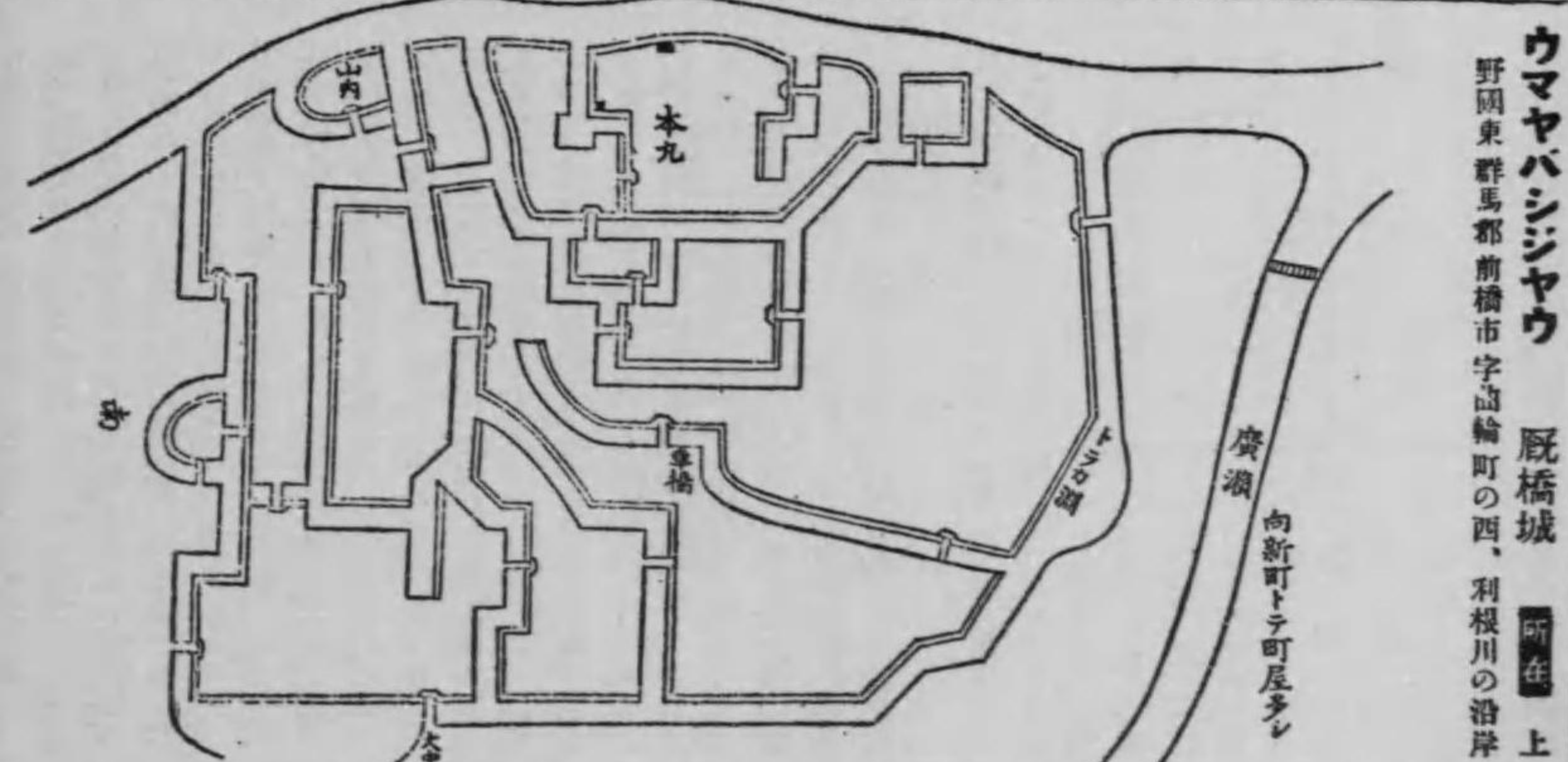
厩舍人

馬の口取などをつとむる者、厩の中間をいふ、院及び攝政關白等の御厩には必ず之を置きたりき(ウマヤ)參看。

ウマヤノベツタウ

厩別當

厩の長官を云ふ、上皇の厩及び攝政關白等の厩には必ず之を置く、上下版に各別當ありしこと(源平盛衰記)感葉城の軍あり(ウマヤ)參看。



ウマヤ

ウマヤバシジャウ

厩橋城

野園東群馬郡前橋市字山輪町の西、利根川の沿岸

ウマヤ

ウマヤ

長尾宗賢始めて之を築く、初め平井城の上杉氏に屬し、天文以後北條氏に歸す、永祿二年上杉謙信之を陥れて同族叛政を置き、部將長尾謙忠をして守らしむ、天正六年謙信死してより後、武田勝頼に歸す、十年武田氏亡びるに及び織田信長の臣瀧川一益關東管領として此城に往せしが、信長試せらるるの後、尾張に歸り、爾來再び北條氏に屬す、十八年瀧川家康北條氏の故封を襲ふや、平岩親吉を以て城主とす、慶長六年二月酒井忠重之に代り(三萬五千石)九世を経て寛延二年姫路に移封し、松平朝矩之に封ぜられ、二十年を経て川越に移りしより以後廢城となり改めて陣屋となす、慶應三年松平直克再遷して移住し、明治維新に至り遂に廢す(關東八州古蹟錄、上野國志、主圖合誌)

ウマヤフキヤウ

厩奉行

武家の職名、専ら厩馬の事を司る、又厩別當とも稱す。鎌倉幕府にては、文治五年十二月源賴朝奥州征伐の後、上馬を扱ひ厩十五ヶ間を立て、梶原景時を別當となす、是れ武家厩の司を置く始めなり、正治二年正月景時歿して諱せられし後、三浦義村厩奉行となし爾來將軍毎に代之を置く、室町幕府に至りては別當とも奉行とも稱す、應安四年十一月伊勢入道貞綱を以て厩奉行に補せしを始めて、爾來伊勢兵の世襲職となる、後、厩奉行の下に厩方奉行を置く、これ別當下司にて、小別當と云ふの類なるべし、江戸時代には馬預(ウマアブカリ)あり、就きて見るべし(普書鏡、伊勢家譜、武家名目抄)

ウマヤベツタウ

厩別當

ウマヤンギヤウを見よ。

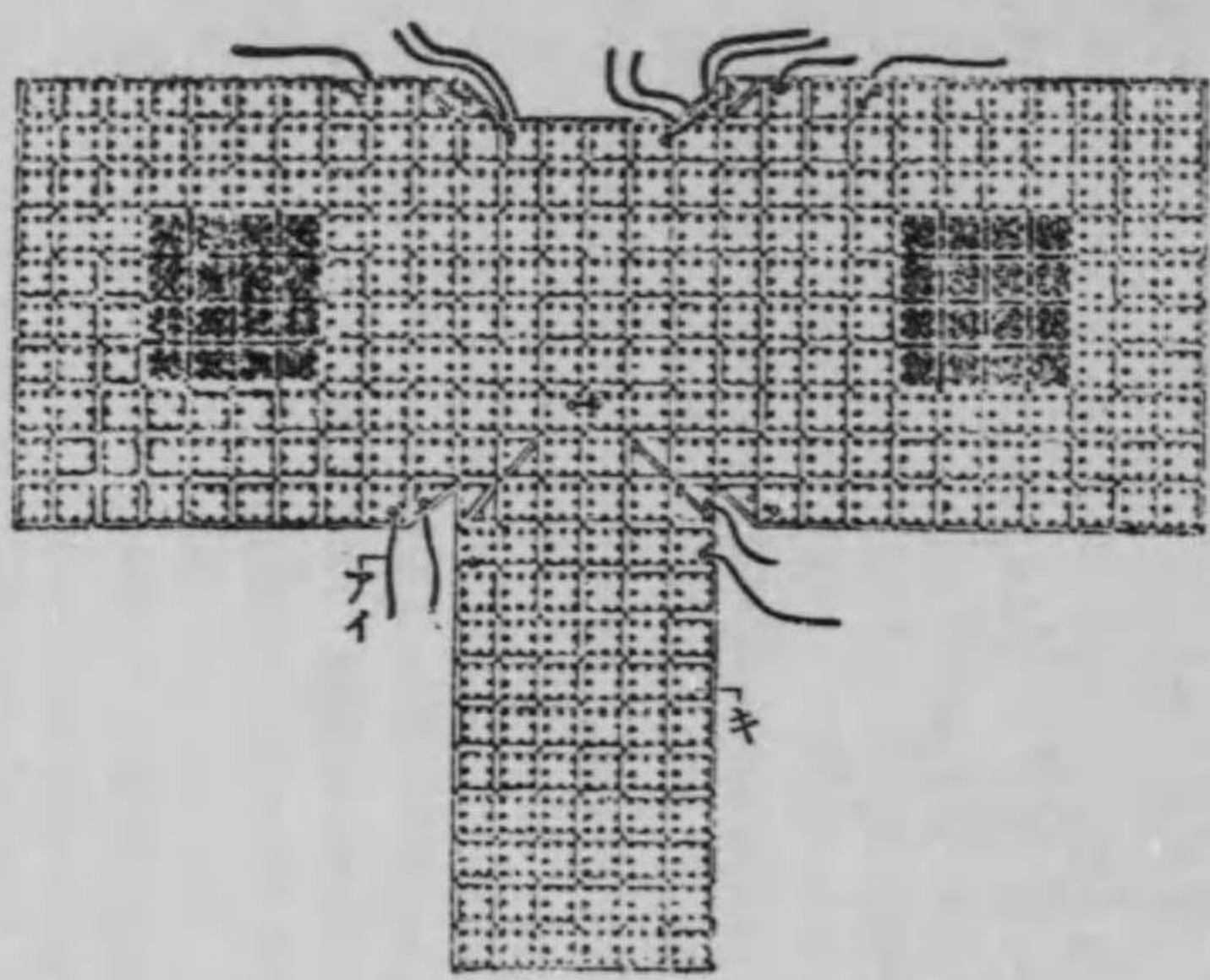
ウマユミ

馬射

射藝の一種、馬に乗りて弓を射るを云ふ、延喜式に騎射、和名抄に馬射をウマユミと云ふ。

ウマヨ

の時畑六郎左衛門時能が、馬にくまりの甲をかけた(太平記)とある、及び、内野合戦の時一色左京大



ウマヨロビ

馬甲

馬具の一種、馬につける甲をいふ、古今要覽稿に、馬甲は軍防令に私家に有することを得ずとあれば、大寶以前より有し、ことは明なり、さだめて四土の物をうつされしならん、其制作いかなりしや古物の存するなければ考ふるによしなし、それより後延喜の比はいか、有しにや式には見えす、一ノ谷合戦の時蒲原の船をかき、馬に甲をかきすべしと宣ひしこと(源平盛衰記)感葉城の軍

夫が金銀の馬鏡をかけたる(明徳記)などを合すれば、治承元暦の比よりして曆聖明徳の頃まで、合戦の場には用たりしこと論なし、然るに享徳の比に至ては、合戦の場ならでも稀にこれをかけし人もありけるにや、不義及合戦、前馬甲かくること前にこれなしと、海老名季高はいへり」とみえたり、今古今要覽稿所載の佐橋左源太保家藏馬甲を別圖に示す、

ウマレウ

馬料

馬料、ウマレウを見よ。

ウマレウ

右馬寮

馬寮(ウマレウ)を見よ。

ウマレウ

右馬寮

右馬寮田、右馬寮中の雜用に充てん爲めに、諸國の墾田等を割き置きたる公麻田を云ふ、不輪租田なり、平城天皇大同三年十月之を置く、水田二百四十五町五段三百二十四歩、大和國廿四町一段百三十五歩、信濃國百八十四町五段二百五十三歩、越前國三十五町八段二百九十六歩、播磨國一町百五十三歩、陸田十七町一段百八十歩、大和國二町五段、山城國十四町六段百八十歩を右馬寮に充つ(三代格、延喜式、田制篇)

ウミアリノクラ

海有鞍

海有鞍、海の有る鞍を云ふ、ウマレウの名所を見よ。

ウミコク

海高

海高(ウミコク)を見よ。

ウミタカ

海高

江戶時代に於ける納税の一種、漁獲ある海、又は川の邊に在る村を、石高に結びて税を納めしむるを云ふ、海石といふ、場所により水高と同様水帳に載せて年貢及び高の懸物を納むるもあり、又水帳に載せずして村高の外に、海高幾許と記して役金を納むるもあり、古より如何なる原因にて高に入れしか詳かならず、源朝藤原徳川氏江戶に入りし後、起りたるもの如し、初め漁獲及び海草等の收穫高を計り、金銀何程の取得ある濱方に、米或は金銀何程を納むべしと定め、田地同様

ウミナ

雲鶴

雲鶴、雲の文を云ふ、即ち雲鶴袍を云ふ、親王(重)に伏見宮(之)を用ふ、攝家も太閤の時之を着用す、夏冬共に用ふ(製東國式、儀訓案)

ウミナ

雲閣

雲閣、内御書所を云ふ、ウチノコシヨドコロを見よ。

ウミナ

雲脚

古へ調膚を運ぶ人夫をいふ、民部式に、軍に脚とも書せり、今義解に、若調膚未だ發本國一問、有身死者、其物却還、其運脚均出、唐調之家こと見え、運脚を、ハコゴロと云ふ、ヨロロは、今いふ人夫の如きものなり、元明天皇和銅五年十月の詔に、始めて見たり。

ウミナ

雲脚臺

雲脚臺、禁裏及び院中へ捧ぐる物を載する臺を云ふ、雲脚とは、足を雲形にくり立たる物なり、總て禁裏、院中へ捧ぐる物の臺は、雲脚に形物なりと云ふ(故實拾要、安齋隨筆)

ウミナ

雲光院

武藏國江

ウメ

安通志) 梅 染色の名、狩衣、下襲、衣等をば此色にて染め用ふ、表白に裏蘇芳なるもの、狩衣は、幼少の人正月に之を用ひ、下襲は、正二月の晴の時に着用し、時には十一月、十二月の時に用ふることあり、衣は、二藍又は濃緑の狩衣を着る時に之を用ふ、○鬘の色目名、表白に裏蘇芳なり、着用の時は前に同じ(物具裝束抄、桃花葉、飾抄、裝束色葉)

ウメガサネ 梅重 染色の名、狩衣、衣等をば此色にて染め用ふ、表濃紅に裏紅梅なるもの、狩衣は正月に着用し、衣は梅及び紅梅の着用時に同じ○鬘の色目名、假字裝束抄に、上白き紅梅句ひて紅一ツ濃蘇芳云々といひ、同片假字附には、上紅梅なるも、赤色なるもありとみえたり、五節の時より春に至る間着用す(濃蘇芳、桃花葉、重色目)

ウメゾノウチ 梅園氏 姓は藤原氏、西園寺公經より出づ、三代公相二子實俊橋本と稱す、其八代左中將實勝の二男實清始めて梅園と稱す、明暦三年正月三位となり、寛文二年薨す、世々子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

ウメタニウチ 梅溪氏 姓は村上源氏、久我中将通世の男季通より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、系圖、華族譜)

○季通 英通 通條 通仲 通賢 通同 行通 通修 通善 通治

ウメツ

ウメツノオトド 梅津大臣 近衛基實(コノエモトザネ)を見よ、ウメツノセツシヤウ 梅津攝政 近衛基實(コノエモトザネ)を見よ、ウメツボ 梅壺 宮中の庭花舎を云ふ、中庭の坪に梅樹ある故に梅壺と云ふ、ギョウケンヤを

ウメツボノニヨウゴ 梅壺女御 源基子(ミナモトノモトコ)を云ふ、ウメノミヤノジンジャ 梅宮神社 所在山城國葛野郡西梅津村、初め相樂郡崇山郡提寺にあり○今は官幣神社に列す、酒解神、酒解子神、大若子神、小若子神の四座、梅氏の祖神、酒解神、酒解子の母、熊野三子代始めて之を祭る、其後聖武天皇の皇后藤原安宿媛、及び藤原武智麻呂の妻平瀧女王の姉妹相繼ぎて之を祀り、屢々其所在を轉す、仁明天皇嘉祥中、母后橘嘉智子其氏神たるを以て、相樂より今の地に移して祭る、承和十年名神に預り、貞觀元年正四位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次新嘗新年案上の幣に預り、十一年正三位となり、承和仁壽の間官制とせられ、治承四年正一位となり、文明六年八月兵燹に罹る、元祿十三年七月大に修造す、明治四年五月官幣神社に列す、祭日四月三日、初め四月十一日の上酉を用ふ、○攝社に、三石、市杵島社、幸神、護王社、愛宕社、天王社等、末社に二條西大宮及び山城國井手寺内等あり(山城名勝志、神祇志料、官國幣社一覽)

ウメノミヤノマツリ 梅宮祭 所在山城國梅宮神社に於て、毎年四月十一日の上酉に行ふ祭事、儀式祭日には必ず梅氏五位一人を奉幣使として遣はす、また人を定めて神主とす、藤原氏の執柄

ウメバ

たる人、梅氏の是定たりし後は、其家より幣帛神馬を奉獻す、凡其祭儀、辨以下神宮の行事所に就て事を行ふ、上欄参入座に著く、山人雨門の外に候し、御琴師御神兒等之を迎へ、酒肴を高札に候て門内にあり、互に相向ふ、山人二人列立て神を鎮る詞を申す、訖て御神兒二人賢木を受けて座に復り、琴歌各聲を發す、時に御神兒舞を舞ひ、内侍神饌を供へ、山人薪を庭中に立つ、上欄大藏丞を喚て木綿袴を賜ひ、訖て群官及び神主みな座に就き、左右の馬を東舎の前に引き列ね、神主起て再拜し、群官も再拜す、神主祝詞了り、上欄以下拍手三段、馬寮允各一人御馬を走らし、山人庭火を燦き、御神兒、山人、神主、神祇侍、内舎人、大舎人皆次を以て儀舞す、辨宣く、御飯堅らかに給へ、宮内稱唯して出づ、又進立て申さく、御飯たからかに給了ぬ、群上欄以下皆退出すといふ、起原詳かならざれども仁明天皇承和の頃より始まる、(清華、陽成天皇元慶三年十一月祭を停め、八年四月又更に之を行ひ、宇多天皇寛平中に祭を停め、一條天皇寛和二年十一月御願に依て舊規に復し、明年より式日を用ひしむ、爾來歷朝相承て變更なし(三代實錄、公事根源、江家次第、神祇志料)

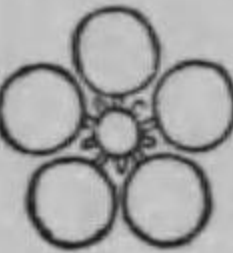
ウメバチコパン 梅鉢小判 所在江戸時代加賀國にて用ひたる金貨の名、面に梅鉢の紋の梅印あり、故に此名あり、(實錄)金と銀との二種あり、金は、縦二寸五分五厘強、横一寸四分強、重四匁四分、慶長の年鑄造す、銀は、重三匁八分、及び四匁三分の二種あり、製作の年詳かならず(金銀圖誌、大日本貨幣史)

ウメバチノモン 梅鉢紋 紋所の名、梅の花をあふむけにして、上より見たる形に畫きたる紋をいふ、菅原氏の姓より出でたる人之を紋所と爲す、

ウメム

ウメムコホリ 羽茂郡 所在佐渡國越前

即ち、高辻、東坊城、唐橋、清岡、桑原、前田、久松氏等之を用ふ、尙ほ、北島、及び相馬氏も之を紋所と爲す○家紋集説に、梅鉢云、梅鉢といふ紋の名義詳ならず、加州家(前田氏)にては、メチは太鼓の撥にて其を梅の花の如くになしたればやがて梅鉢と云ふよし(加州文學大島氏説)舞樂の太鼓の撥には「〇」如此* 梅鉢はかくかけるが本様なり、又、かくのごときをも今梅鉢といへど然らず、是は六曜日と今もいへり、諸侯方などに此紋あるも、上へ書上には皆六曜の星とかけらるよし(三好興城話)云々といへり、梅鉢の紋上圖の如し、



ウメムラギン 梅村銀 所在金澤國古島 性質使用等詳かならず、重八分(金銀圖誌)

ウメワウチオホバン 梅輪内大判 所在加賀國にて鑄造の金貨(實錄)(一)天正の時鑄造のもの(二)慶長の時鑄造のもの、二種あり(一)は未だ詳かならず(二)は、縦五寸一分五厘強、横三寸一分、重さ詳かならず、面は、丸の内に五曜星の紋を上、其下に、慶長八の三字を右に、五月梅の三字を左に、壹兩の文字を中央に書し、其下に用介の字と花押とを刻す(實錄)鑄造の年月詳かならず、天正十二年前田氏、其臣奥村某の戦功を賞し、書及び物を賜ひ、黄金七兩を添へしが、其黄金字の註に、毎錠有梅輪内紋と記せり、是所謂第一の梅輪内大判なるか、この年前田氏の封内登羽羽野野山山金礦開けたれば、其礦の金を以て鑄造せるならん、第二は、梅印にあるが如く、慶長八年五月の鑄造か(金銀圖誌、大日本貨幣史)

ウラ

ウラ 占 所在國裏の意にて、表に見はれぬ心の義、また、ウラナヒとも訓す、即ち占合の義なり

ウラ 伊弉諾伊弉册の二神が夫婦となりて、初めに經子を生み、次に淡島を生みしも、意に満たざりしかば、高天原に昇りて其事を天神に白し、天神は太占を以て之を卜し、其然る所以を知りしこと古事記に見えたり、當時既に卜法のありしことを知るべし、(神功皇后三征征服の後、中臣島津使主始めて龜卜の法を傳ふ、これより太占は衰へたるが如きも、地方には、なほ後世まで其法行はれたり、下りて體體天皇の時、五經博士段部爾百濟より來りて易を傳へしかば、茲に於て書を以て聚するの事あり、また大寶令の制、中務省に陰陽寮あり、卜筮のこ

とを司り、なほ別に宿禰師あり、二十八宿九曜の行度

を以て占ふ(スクエウシ)を以て中古以來、朝廷には、卜と占との二種を用ひ、卜は神祇官に行ひ、卜部氏之を司る、占は陰陽寮にて行へり(ウラハル、オンヤウレウ)を以て八卦を以て占ふことは弘法大師空海に始まると傳説すれど信じがたし、要するに平安朝以後陰陽寮の二道盛に行はれ、事大小となくこれによりて卜すること行はれたれど、朝廷の大事には、龜卜を用ひ、吉田家の家業となりたり、江戸時代に入りては、周易の研究進歩すると共に、占も、これに據り、所謂實卜者といふものを生じ、易によりて卜するが故に、易者ともいへり(實錄)太占(フトマニ)龜卜(カメウラ)又はキボク(足占)アンウラ(歌占)ウラウラ(辻占)クウウラ(等)あり、孰れも主として平安朝時代に行はれたり、詳しくは各條に就きて見るべし、此外前に述べたる陰陽寮の二道師の卜法并に算術によりて卜するの法あり、算術によりて卜を爲すものを算置といへり(和漢三才圖會、算

ウラボ

ウラボシツキノカタナ 裏髪斗付刀

ウラボツカサ 陰陽師寮 「オンヤウラウ」

ウラハズ 末羽 弓の羽の末を云ふ、即ち上

ウラハン 裏判 文書の裏に捺したる花押を

ウラフウ 裏封 鎌倉時代裁判の時、訴訟人

ウラベノカタヤキ 卜部肩焼 上代卜占

ウラベノカミ 卜部神 天皇の御體をト

ウラベウチ 卜部氏 天兒屋根命十二世の

ウラハズ 末羽 弓の羽の末を云ふ、即ち上

ウラハン 裏判 文書の裏に捺したる花押を

ウラフウ 裏封 鎌倉時代裁判の時、訴訟人

ウラベノカタヤキ 卜部肩焼 上代卜占

ウラベノカミ 卜部神 天皇の御體をト

ウラベウチ 卜部氏 天兒屋根命十二世の

ウラハ

して之を行はしむ、約功皇后の代眞根子命三尊に使

し、歸て壹岐に留り住す、故に子孫を壹岐氏とも稱

す、顯宗天皇の代五世忍見命壹岐より山城國歌荒州

田地に遷居す、八世登業松尾社權祝となる、子孫代々

同社祝となる、曾孫平廣もと業基と云ふ、占卜の術に

達す、松尾社祝、月讀社祝、平野社祝を兼れ、神

祇大祐丹波介となり、卜部宿禰を賜はる、子孫平野

社預となる、曾孫兼延平野吉田兩社預となる、子兼

忠平野吉田梅宮等の社務長となる、其子兼親同じく

吉田社預となる、爾來子孫吉田社務を世襲す、兼親

の弟兼國平野社務となり、兼親の二男兼季梅宮社務

となる、共に子孫世襲す、十一世兼親北朝後醍醐天

皇に仕へて、右京權大夫となり、昇殿を許さる、兄

神祇權大副兼繁及び族人兼遠等五人奏請して姓を朝

臣に改む、家訓を望町と稱す、後子吉田と改む

に列し、子孫を賜はる、一族に萩原、錦織、藤井氏あ

り、華族に列す、各條參看すべし(家語)○一説に眞根

子命の子孫蕃衍して壹岐卜部兩氏に分れ、壹岐對馬

山城伊豆等の諸國に居住し、皆上番して神祇官に仕

へ、龜卜の事を掌る、卜部は神代より龜卜を掌る故

に名づく、又一説に、天兒屋根命八世見野命、弟兼

命二人、崇神天皇の時武藏國に下向し、多摩郡に住

して阿伎留大神を齋祀る、其孫殖坂命、景行天皇の

御代卜部を掌り、子孫武藏伊豆兩國に住居す、十七

世卜部守守の男兼基伊豆國より出て、神祇官に供奉

し、卜術優長なるを以て、遣唐使につきて唐に赴き、

歸朝して大史に任じ、齊衡三年卜部宿禰を賜ひ、平

廣と改む、其曾孫兼延吉田社預を兼ねると云へり(氏族

志、華族譜)家系は、大雷臣命より平廣に至る卜部系

ウラハ

○大雷臣命(跨耳命) 大小橋命 阿麻叱舍

眞人大連 實麻大夫 黒田大連 常盤大連

可多能祐大連 國子大連 國足 意美廣

清廣 諸魚 治廣 平廣(卜部系圖)

○大雷臣命 眞根子命 大田彦命 酒人命

神奴子命 忍見命 太富命 十握命

若彦 卜部宿禰 乙等 綱田 古廣 宅廣

益廣 益業 業氏 宅基 平廣 豐宗

好眞 兼延 兼忠 兼親 兼政 兼俊

兼康 兼貞

兼茂 兼直 兼藤 兼益 兼夏 兼豐

兼名 兼顯 兼好

兼照(或室町、後爲吉田) 兼敦 兼富

兼右(一に兼名) 兼俱 兼致 兼滿 兼右

兼見 兼治 兼英 兼起 兼敬 兼章

兼延 兼俱 兼連 兼長 兼照

眞義(家語)

○梅宮系

兼季(梅宮系)

仲季 仲尚 仲資 仲茂 仲在 仲益

仲秀 仲有(家語)

同祖、稱權中納言益光の男、母は、兼敬の女、元文元年十一月一日京都に生る、學を好み有職故實に精通し、世に稱せらる、延享四年從五位下に叙せられ、寶曆五年正五位下に進み、八年四月右少辨より左少辨に轉じ、院別當となる、當時竹内式部京都にありて、登に垂加流の神道を唱へ、皇室の尊嚴を説きしが、公卿の就きて學ぶ者多し、光世亦相往來せしが、終に幕府の思む所となり、永く豊居の身となる、時に寶曆八年七月とす、天明八年内裏炎上して老中松平定信造營の事を掌りしが、光世の有職家たるを聞き、就いて問ふ所ありしに、其著大内裡圖考證を以て示せしかば、定信大に歎賞し、奏して其豊居を解き、参内の恩命を蒙り、内裏造營の事に關して種々御下問に奉答せりといふ、寛政二年秋内裏竣工して天皇還幸あり、九年著書を獻す、朝廷これを賞して終身金幣を賜ひき、十年七月制盤固葬と號す、文化元年七月二十六日卒す、年六十九、明治二十四年十二月朝廷更に從四位を贈りて、其功を追賞し給ふ(關西大内裡圖考證、豊居中の著なり(故實叢書))

ウラモネキツテパン 裏門切手番 江戸幕府の職名、江戸城裏門通行の切手を收むることを掌る、番頭六人あり六組となる、留守居の支配たり、高四百俵、一組に同心二十人隸屬す、席次焼火同詰とす(關西大内裡圖考證、寛永十四年九月始めて七人を置き同心各十人を附す、天和二年四月後料二百俵を廢す(史稿))

ウラモネキツテパンガシラ 裏門切手番頭 江戸幕府の職名、ウラモネキツテパンを

ウラハ

ウラハズ 末羽 弓の羽の末を云ふ、即ち上

ウラハン 裏判 文書の裏に捺したる花押を

ウラフウ 裏封 鎌倉時代裁判の時、訴訟人

ウラベノカタヤキ 卜部肩焼 上代卜占

ウラベノカミ 卜部神 天皇の御體をト

ウラベウチ 卜部氏 天兒屋根命十二世の

ウラハ

して之を行はしむ、約功皇后の代眞根子命三尊に使

し、歸て壹岐に留り住す、故に子孫を壹岐氏とも稱

す、顯宗天皇の代五世忍見命壹岐より山城國歌荒州

田地に遷居す、八世登業松尾社權祝となる、子孫代々

同社祝となる、曾孫平廣もと業基と云ふ、占卜の術に

達す、松尾社祝、月讀社祝、平野社祝を兼れ、神祇大祐丹波介となり、卜部宿禰を賜はる、子孫平野社預となる、曾孫兼延平野吉田兩社預となる、子兼忠平野吉田梅宮等の社務長となる、其子兼親同じく吉田社預となる、爾來子孫吉田社務を世襲す、兼親の弟兼國平野社務となり、兼親の二男兼季梅宮社務となる、共に子孫世襲す、十一世兼親北朝後醍醐天皇に仕へて、右京權大夫となり、昇殿を許さる、兄神祇權大副兼繁及び族人兼遠等五人奏請して姓を朝臣に改む、家訓を望町と稱す、後子吉田と改むに列し、子孫を賜はる、一族に萩原、錦織、藤井氏あり、華族に列す、各條參看すべし(家語)○一説に眞根子命の子孫蕃衍して壹岐卜部兩氏に分れ、壹岐對馬山城伊豆等の諸國に居住し、皆上番して神祇官に仕へ、龜卜の事を掌る、卜部は神代より龜卜を掌る故に名づく、又一説に、天兒屋根命八世見野命、弟兼命二人、崇神天皇の時武藏國に下向し、多摩郡に住して阿伎留大神を齋祀る、其孫殖坂命、景行天皇の御代卜部を掌り、子孫武藏伊豆兩國に住居す、十七世卜部守守の男兼基伊豆國より出て、神祇官に供奉し、卜術優長なるを以て、遣唐使につきて唐に赴き、歸朝して大史に任じ、齊衡三年卜部宿禰を賜ひ、平廣と改む、其曾孫兼延吉田社預を兼ねると云へり(氏族志、華族譜)家系は、大雷臣命より平廣に至る卜部系圖と家譜と異なる處あり、並に左に示す、

ウラハ

○大雷臣命(跨耳命) 大小橋命 阿麻叱舍

眞人大連 實麻大夫 黒田大連 常盤大連

可多能祐大連 國子大連 國足 意美廣

清廣 諸魚 治廣 平廣(卜部系圖)

○大雷臣命 眞根子命 大田彦命 酒人命

神奴子命 忍見命 太富命 十握命

ウラハ

ウラハズ 末羽 弓の羽の末を云ふ、即ち上

ウラハン 裏判 文書の裏に捺したる花押を

ウラフウ 裏封 鎌倉時代裁判の時、訴訟人

ウラベノカタヤキ 卜部肩焼 上代卜占

ウラベノカミ 卜部神 天皇の御體をト

ウラベウチ 卜部氏 天兒屋根命十二世の

桑門圖禪

桑門圖禪 公卿の就きて學ぶ者多し、光世亦相往來せしが、終に幕府の思む所となり、永く豊居の身となる、時に寶曆八年七月とす、天明八年内裏炎上して老中松平定信造營の事を掌りしが、光世の有職家たるを聞き、就いて問ふ所ありしに、其著大内裡圖考證を以て示せしかば、定信大に歎賞し、奏して其豊居を解き、参内の恩命を蒙り、内裏造營の事に關して種々御下問に奉答せりといふ、寛政二年秋内裏竣工して天皇還幸あり、九年著書を獻す、朝廷これを賞して終身金幣を賜ひき、十年七月制盤固葬と號す、文化元年七月二十六日卒す、年六十九、明治二十四年十二月朝廷更に從四位を贈りて、其功を追賞し給ふ(關西大内裡圖考證、豊居中の著なり(故實叢書))

ウラモネキツテパン

ウラモネキツテパン 裏門切手番 江戸幕府の職名、江戸城裏門通行の切手を收むることを掌る、番頭六人あり六組となる、留守居の支配たり、高四百俵、一組に同心二十人隸屬す、席次焼火同詰とす(關西大内裡圖考證、寛永十四年九月始めて七人を置き同心各十人を附す、天和二年四月後料二百俵を廢す(史稿))

ウラモネキツテパンガシラ

ウラモネキツテパンガシラ 裏門切手番頭 江戸幕府の職名、ウラモネキツテパンを

ウラヤ

見よ、
ウラヤスノクニ 浦安國 我國の佳稱、浦は裏にて心安の義なるべし、神武紀に伊弉諾尊、目此國曰、日本者浦安國、細戈千足國云々」とみえたり
ウラヤナギ 裏柳 裏の色目の名、表は白、裏は黒なるをいふ(色千種)

ウラヤマフキ

裏山吹 染色の名、狩衣、下襲、和衣、袴等をば此色にて染め二三月頃着用す、其名一定せず、宸輪裝束抄は、面黄朽葉裏青、物具裝束抄は、面黄裏赤木、或は紅し桃花葉裏青及び道遠院裝束抄は、表裏裏紅となし、荷田在滿は、裏山吹と云名は、裏山吹裏倍の山吹など云べきの略名歟、然らば表裏裏山吹と云ふ説義に近しといへり
○裏の色目の名、表は黄にして、裏は濃山吹をいふ(假字裝束抄、雅亮裝束抄、裝束色葉)

ウリケン

賣券 賣買券(バイケン)を見よ、

ウリフタモツ

瓜生保 名は列官と稱す、越前の人、建武二年官軍に屬し、名越時兼を攻めて功あり、延元元年新田義貞金崎に居す、弟義助子義顯を遣はし近國の兵を募る、保時に袖山城に在り、軍食を供し、足利高師泰等と金崎城を圍む、會々弟義顯源林等兵を擧げて我治を奉す、茲に於て字部宮藤原天野直等と共に誘て逃れ、出で袖山に還り、諸弟と共に我治を擁し、旗を飽旗前前に擧ぐ、高師泰來り攻む、保泰藤等と討て之を殲す、高師懼れ退て新善光寺城に次す、保行て又之を破る、明年春保諸弟と金崎城を援ふ、里見時成將たり、今川頼貞の兵に扼せられ、時成保義等と奮戦して死す(大日本史)

ウリン

ウリン井

雲林院 山城國愛宕郡大宮村大徳寺の南、舟岡の東に即ち舊址なり、天台宗、千手觀音を本尊とす、初は紫野院と云ふ、淳和天皇の離宮なり、淳和天皇長六年此に幸す、九年四月又幸し院名を改めて雲林亭となす、其後仁明天皇第七皇子常陸親王居住す、後親王出家するに及び、貞觀十一年院を捨て寺となす、即ち宇林院なり、後醍醐天皇に於て、ウツキと云ふ、光孝天皇仁和二年僧正遍照請うて勅許を得、元慶寺別院となし、勾當を置き、毎年三月一日金光明經を講ず、村上天皇天曆七年勅して多寶塔八基を奉造す、應和三年五佛像を安置す、世々尊敬せらる、後醍醐天皇の世に及び、已に荒廢して其地を大徳寺に入れたり(類聚園史、三代實録、山城名勝志)

ウリン井ノウチ

雲林院氏 姓は藤原、工藤祐長より出づ、其子祐廣延應元年伊勢安濃津長野庄に居し、其子祐藤、文中中長野城を築き居す、依て長野氏と稱す、祐藤の四男祐高、元弘中雲林院城を築き居す、依て氏を稱す(系圖要)

ウリン井ノミヤ

雲林院宮 常陸親王(ツネヤスシツラウ)を見よ、
ウリンケ 羽林家 其官中納言兼議等を先途とし、近衛中少將を兼ねる公卿の家柄をいふ、近衛の唐名羽林家たるによりてしかいふ、近衛の官は、中少將に留り、大將に至るを得ざるものとす、此家柄を有するは左の二十五家なり(光室一覽、職原抄、有職中抄、類例略要集)

祐清 植清 祐基 祐光 藤高 高祐
祐高 祐顯 祐氏 持行 教祐 光晴
中山 飛鳥井 冷泉 六條 阿野

ウリン

ウリン

清水谷 姉小路 庭田 松木 持明院
滋野井 川端 水無瀬 國 藤波 白川
四條 鷲尾 山科 西大路 油小路
ウリントイ 雲林亭 雲林院(ウリケン)を見よ、

ウルサンノタカヒ

蔚山戰 蔚山は朝鮮慶尙道南浦西生浦の北、二日程に在り、地勢要衝、釜山より慶尙道を経過して、京城に通ずる路に當れり、豐臣秀吉再び征韓の舉あるや、諸將相謀して、加藤清正を蔚山の地に置き、且つ其城を修繕せしむ、既に清正水路の諸城寨を修めんと爲めに、西生浦に往き、機張に至り、其士加藤安政を留めて其兵及び毛利秀元の兵をして修築せしむ、明軍之を知らず、清正蔚山に在りて爲し、慶長二年十二月二十日(明の神宗萬曆二十五年十二月二十一日)明將楊鶴、麻貴李如梅李芳春高策等四萬餘の兵を慶州に會し、伴て和を求め、大兵忽ち城に向ふ、明將麻貴部下の將をして蔚山の南島山の城寨、及び彦陽梁山等に據り、水陸釜山の交通を断たしむ、明高策の兵彦陽に至らざるに先ち、小西行長等已に茲に在り、明日を以て蔚山に入らんとす、二十一日明大兵の爲めに圍まれ、僅に蔚山に入る、安政行政長相謀り、使を機張に馳せ、危急を告ぐ、二十二日明軍輕騎城に迫る、城兵奮戦突出す、夜城兵三寨を兩山の間に築く、楊鶴の兵、新寨の第三寨を圍め、第一に及ばんとす、楊鶴の至らざるを以て、命じて兵を收む、二十五日明軍大寨を攻めんとす、黎明清正五百人を率ひ、輕騎を馳せて城に入る、明兵素より威名を恐れ、遂に安政五百を以て突出奮戦す、明軍多く士卒を失ふ、是より明軍皆て安に攻めず、因て相謀し、城中水糧に乏し、坐ながら之を困むるに如かず

ウルシ

ウルシエ

漆繪 漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ、(原田實録)其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定め、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる

ウルシ

漆 字留は酒にて潤澤あるを云ふ、字留志とは其物を施し潤澤光彩あらしむる稱なり、(倭訓栞)に、塗汁の義、又、ウルハシキの義にやと云へり、(源氏物語)孝安天皇の時、三見宿禰あり、漆部連の祖なりと云ふ、此頃より用ひ初めしか、景行天皇の初め日本武尊宇陀の阿貴山に獵して漆の木を求め出づと、以呂波字類抄に見ゆ、蓋し孝安天皇以後漆部ありて其業に従事し、漆部連これを督す、天武天皇の時に至り赤漆を用ふ、これより後色漆あり、大寶の制大藏省の下に漆部司ありて漆の事を掌る、漆器(シツキ) 参看(天孫本紀、書紀、和名抄、東大寺獻物帳、倭訓栞)

ウルシエ

漆繪 漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ、(原田實録)其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定め、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる

ウルシ

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシヤキヤウ

油漆奉行 油の字を訓ます、ウルシヤキヤウともいふ、(江戶幕府の職名、幕府の料地より納むる漆を収め、又各署支給の燈油を掌る、延享三年より神寶方を兼ね(神寶

ウルシカタヤクシヨ

油漆方役所 江戸時代漆及び油のことを掌る所、下勘定所の内に在り、地方凡例録に、勘定方の係にあらす、漆油奉行出席、油方手代相詰、諸番所其外渡油切手差出す、漆方も、是又渡方等取計ひ、御代官にはかり合等無之役所なりといへり、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシハギ

漆刷 矢の羽のくきの下を、白き片糸にて巻き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、(貞丈雜記) ○又一種漆刷とは常の矢羽に膠にて糊き、糸にて巻き、其上を漆にて塗れども、糊などは膠の代りに漆を用ふ、之を漆刷といふ、

ウルシ

ウルシ

漆繪 漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ、(原田實録)其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定め、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる

ウルシ

ウルシ

漆繪 漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ、(原田實録)其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定め、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる

ウルシ

ウルシ

漆繪 漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ、(原田實録)其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇創して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定め、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる

ウルシ

ウルマ—ウロコ

一期内二十四氣必有三百六十五日三時、是毎期之日數、雖過置、四年亦同、蓋自今年立春之初日、至來年立春之前一日、必有三百六十五日三時也、若夫自三元日、至除日、一年之日數、只有三百五十餘日、除日數、尙闕三十一日、故積三歲、而後置閏月、所以補年日之不足、而及期日之有餘也、五歲再閏、十有九年而七閏、氣朔分齊、無餘闕也、又云、閏月數、書經大全、金氏曰、前閏距後閏、亦三十三箇月、數内大月多、則過數、而閏三十四箇月者有之、大月少、則不及數、亦閏三十二箇月者亦有之、以て大陰曆の閏を知るべし、太陽曆となりてより、四年毎に二月を閏月と定め、日數を二十九日と爲す、

ウルマノシマ

新羅の地名、今の朝鮮に屬する蔚陵島、これなり、琉球といへるは誤なり、本朝麗澤下に、代、迂陵島感皇恩一人詩、源爲憲(中略)高麗蕃徒之中、有新羅國迂陵島人忻覽悅之者、其文不、優頗知詩篇(下略)とありて、この迂陵島は、ウルマノシマとよびなせるなり、又、公任卿家集に、しらすのうるまの島人きて、こゝの人の云ふ事も聞しらず、ときかせ給ひてかへり、こと聞えざりける人に、云々とあるを見ても知らるべし(答問雜考、栗里先生雜著)

ウレヘフミ

愁文 詠歌を云ふ、續古事談に、平城天皇の比までは、朝政し給ひけり、四方の詠人さうなく内裡へ参り集りて、高き机の上にならへ、みみの箱と云ふ物を置たりければ、中文を此箱入と見えたりとあり、鎌倉以後の詠歌文の體は、別に「ソウヤウ」の條に出せば、就て見るべし、

ウロコガタノモン

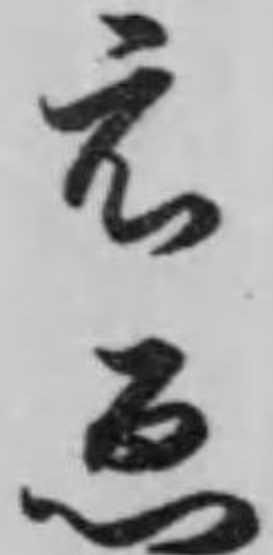
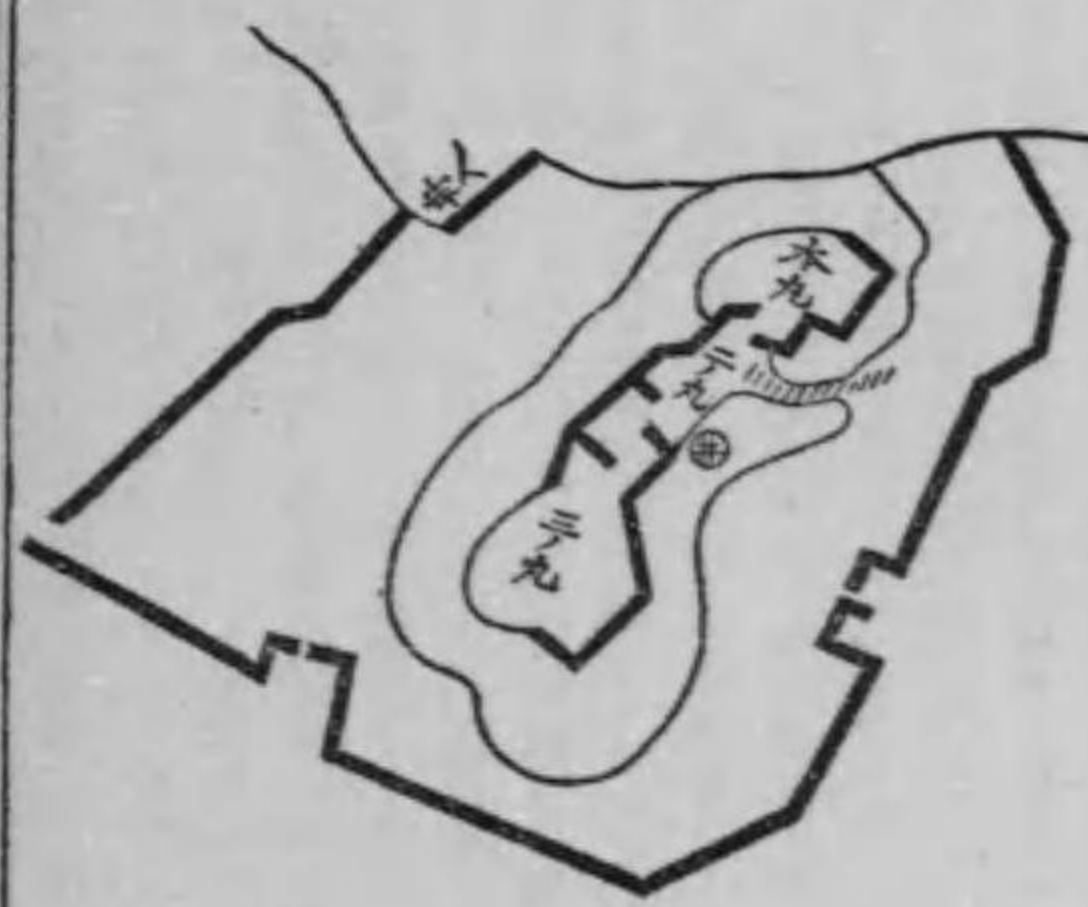
鱗形紋 紋所の名、三ツ鱗形の紋を云ふ、北條氏之用ふ、太平記時政權島參籠の條に、鎌倉草創の始、北條四郎時政權島

ウワジ

に參籠して子孫繁昌を祈りけり、三七日に當ける夜、赤き袴に柳葉の衣着たる女房の端最麗なるが、忽焉として時政が前に來て告て曰く、汝が前生は箱根法師也、六十六部の法華經を書寫して、六十六ヶ國の靈地に奉納したりし善根に因て、再び此土に生る事を得たり、去ば子孫永く日本の主と成て、榮花に可し、但其舉動違所あらば、七代を不可通、吾所言不書あらば、國々に納し所の靈地を見よと云捨て歸給ふ、其姿を見れば、さしも殿しかりつる女房、忽に伏、長二十丈許の大蛇と成て、海中に入にけり、其跡を見るに大なる鱗を三つ落せり、時政所願成就しめと喜て、則彼鱗を取て旗の紋にぞ押たりける、今の三鱗形の紋是也とあり、後世北條氏の一族、之を家紋と爲す(○丸に三鱗(丸の中にふがきたるもの)は、平野氏家紋に用ふ、

ウワジマシヤウ

宇和島城 關西伊豫



ウワノ—エアハ

國守和郡宇和島町(舊名板島と稱し、西國寺氏の領地たり、愛媛面影に、宇和島城は、海岸に臨み、遠く望めば風景殊にめでたし、昔は板島と稱す、西國寺殿の連枝宣久之に居り、永祿の頃板島來村四郷に高六百石餘を知行せり、世に板島殿と稱す、とみえたり(關西)天正十五年豊臣秀吉戸田勝隆を七萬石に封じ、文祿中除封し、薩堂高虎之に代る、慶長十三年十二月富田信濃守信勝十二萬石に移封し、十八年に除封す、十九年十二月伊達政宗の男秀宗十萬石に封せられ本城に治す、子孫相襲きて明治維新に至る(主圖合指記、徳川加除封録、明治政覽)

ウワノコホリ

宇和郡 關西伊豫

書紀持統天皇五年七月の條に始めて見たり、和名抄に、石野(イハノ)石城(イハキ)三間(ミマ)立間(タチマ)等の郷あり、明治十三年郡區編制の時東西南北宇和郡の四となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

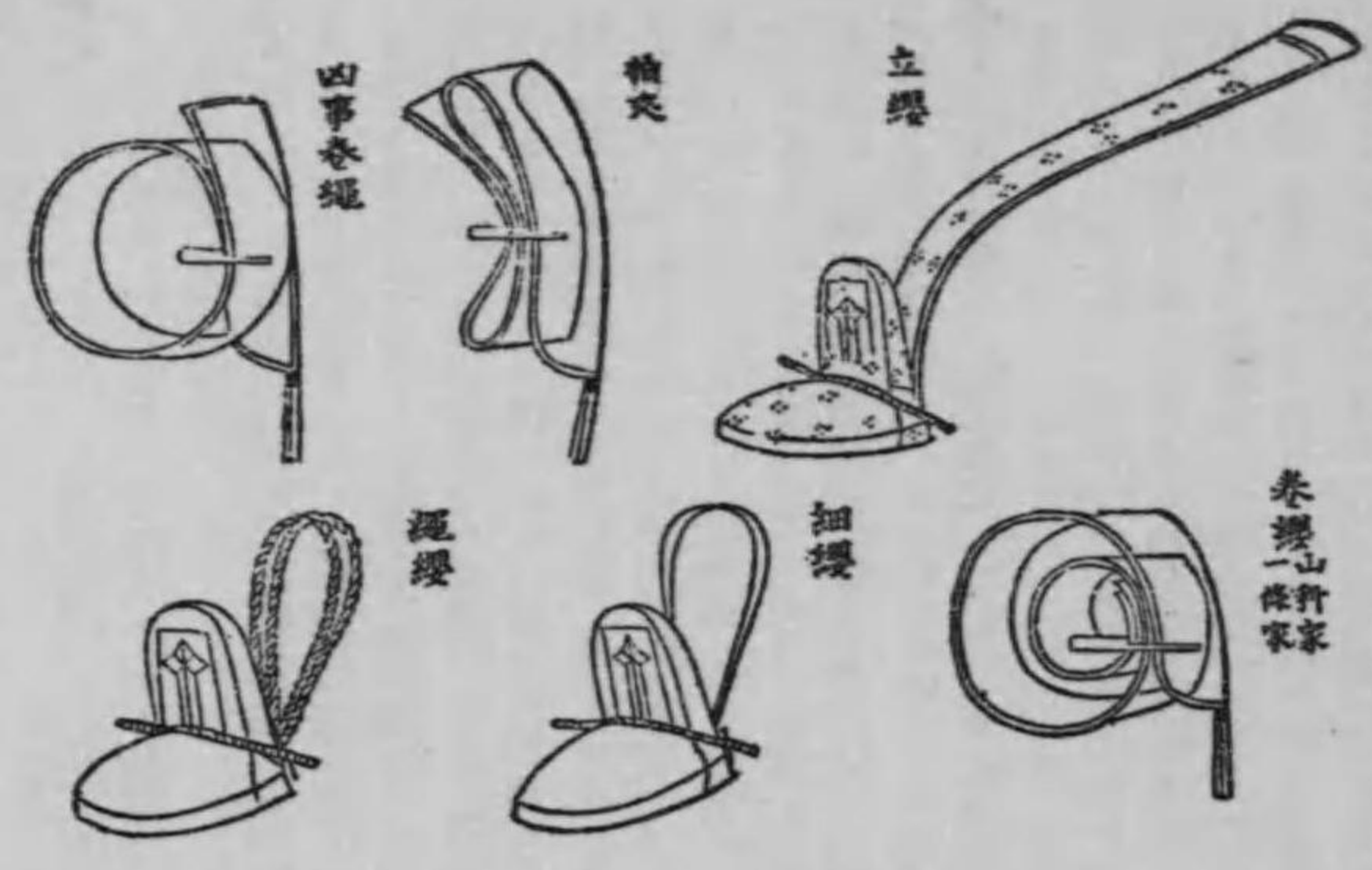
エ

繪 繪畫(クワイカワ)を見よ、

エアハセ

繪合 名數を左右に分ち双方より繪卷を出して其優劣を争ふ遊戯、判者を設くるなど、總べて歌合(ウタアハセ)の如し(關西)源氏物語繪合卷に、物語繪は、こまやかに、かつ、なつかしきまざるるを、梅つぼの御方は古の物語名高くゆゑある限り、こき殿は其比世にめづらしくをかきし限りを撰りて書かせ給へばうち見るのいよめかしき、はなやかさは、いとこまなくまされり、う

エイ



への女房などもよあるかぎり、これはかればなどさだめあへるを此頃のことにするべしと見えれば、後一條天皇の頃には盛に行はれしなるべし、永承五年四月正子内親王女房十人づつ、分けて合せし事、正子内親王繪合、今鏡、著聞集に見えたり、後世には武家もしてはやし、事、吾妻鏡建曆二年十一月八日の條に詳しく見えたり(後訓業、競物名彙)

エイ

形)は五位以上、無文は六位以下之用ふ、天皇は中子より上に、臣下は中子より高からざる様に之を爲す(關西)もとは、冠の根を冠の緒と同じく幅狭き緒にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置きたるものなり、中古以來は兩端に骨を入れ、中に冠と同じき繩を張り、冠と別に差込む様に作り(關西)立標、纏の上に向ひしもの、天皇之用ひ給ふ(二)垂標、纏を繞りて後に垂たるもの(三)巻標、纏の端を内になる様に巻き、黒塗の夾木にて挟みたるもの、武官大将以下五位以上、關服を着け弓箭を帯ぶる時に之を用ふ(四)拍、非常警固の時に臨時に楯扇を折りて用ふ、白木にて夾む故に名づく、纏の末を外になる様に繞り巻みて、巾子のたけの程を夾むなり、又急用の御使等に文官用ふる時あり(五)細標、幅の狭きもの、後には織物を用ひず、縋のヒゲを用ひ給ひして挟み置く、六位以下の武官并に六位藏人之を用ふ(六)纏標、纏を纏にて作りたるもの、二筋にて、一筋は黒繩、一筋は黒布繩なり、天皇詔問の時に着御、又臣下も重差の時之を着す(和名抄、江次第、飾抄、二條裝束抄、裝束流故抄、同拾要抄、冠帽圖會)

エイ

之稱、切、穂之頭といへり、頭を、ぎたるを穀とす、即ち穀なり、其播りたるを米とす、古へは租を貯ふるに稻頭穀米に分ちたり、農政座右に、和名抄國郡部に、某國本領糶東、雜頭糶東とありて五畿七道の諸國相中せり、蓋上古は政事寛裕にして税則も東を以てせられしが、世務細密になり行、初稻納なりしを中業稻頭相交り、遂に稻を廢し一般に頭收となり、野に懸て輕重をためし飲むる法を立られたるより、田地の高を幾貫文といふ名目は起りしならんとあり、

エイ

永 永樂錢の略稱、江戸時代には轉じて金の異名となれり、然れど諸國一般の唱にはあらず、伊勢國より以東幕領にての名稱なり(私領及び町人百姓等は金銀錢の字を用ひる永の字を用ひず)地方凡例録に、幕領にて之を用ひるは算法の仕易きためなり、金にては金何百何十何何分、銀何何何何何厘と、一分より下は銀にてつけ、夫にまた相場錢をつけ、三口に爲すべき手數を要するを以てなり、永にては、永何百何十何何何何文と一口にて濟み、二百五十文より下の端は、時の相場錢を附くるのみの側あり、諸勘定に金を永と書くは慶長を始めとす、後世永樂錢廢れし後も、其名遺りて金の異名となれるなり云々といへり、永錢(エイセン)參看、

エイ

エイアンモン 永安門 内裡内郭十二門の一、右廂門とも稱す、内裡の南、承明門の西四間所の所に在り、土門兩扉にて草書の額(高さ一尺五寸五分、廣さ九寸)を掲ぐ(○此所にて射禮の例あり、本朝世紀に、長徳元年十月三日左右衛門府、築堀開き永安門云々と見えたり(拾芥抄、有職抄、大内裡圖考證)

エイ

エイアンモン井 永安門院 關西後子内親王、出家して理智覺と號す(關西)順德天皇の第二皇女、母は内大臣信清の女(關西)建長三年十一月内親王となり、十二月准三宮、同日院號宣下あり、五年八月出家して尼と爲る、弘安二年十一月二十一日崩す、年六十四(皇風顯運錄、女院小傳)

エイ

エイアレバヒキ 永荒場引 荒場引(アレン

エイザン

とす、山城國深草道澄寺より移したるもの、銘文は小野道風の書と云ふ、寶物に後小松天皇宸筆の寶ある武智慶の畫像あり○寺後七丁餘の山上に武智慶の墳墓あり(大和國名所圖會、大和巡、榮山寺文書、高野山文書、名勝地誌)

エイサンジャク

叡山尺、尺の一種、叡山に産する古尺、傳へて南山法尺といふ、曲尺七寸六分強、背に山門前基定於寶乘院寫とありて叡山の律尺なり(本朝度量權衡考、古今要覽稿)

エイサンノサンモンゼキ

叡山三門跡、青蓮院、妙法院、梶井殿(梨木)を云ふ、堀河院の皇子最澄法親王梶井に居して始めて天台座主となり、後鳥羽天皇の皇子青蓮院道覺法親王に補す、後白河法皇嘗て妙法院に居る、後高倉院の皇子尊性法親王其後任となりて天台座主に補す、故に梶井、青蓮、妙法を叡山の三門跡と云ふ(門跡傳、天台座主記)

エイジン

永字銀、名無江戶時代に於ける銀貨の一種、質銀三寸二分、横一寸、重四十七加八分、貨率は凡そ百分中銀四十、銅六十なり、鑄造の總額五千八百三十六貫目(肥前藩寶永七年三月改鑄す、享保七年に至て通用を停む(金銀圖説、大日本貨幣史))

エイジコバン

永字小判、陸奥國にて鑄造の小判、一名秀衡小判といふ、ヒテヒロコマンと見え、

エイシンクワン

盈進館、善小久保藩の學校、所在上總國天羽郡小久保村舊藩地跡内(肥前藩) 治政二年、藩主田沼意忠之を創立し學事を擴張す(肥前藩地誌三百七十坪餘、建坪五十八坪餘(日本教育史資料))

エイシヤウ

永正、名無後柏原天皇御宇の

エイジ

年號、文龜四年二月三十日改元、甲子革命に因てなり、十七年を経て大永と改む(開國圖易緯に、永正其道一成定とあるに據る、式部大輔菅原長直之を勸進す(元祿抄))

エイシヤウカン

營城監、名無王朝時代に於て、築城の事を掌りし臨時の官(肥前藩) 稱徳天皇天平寶字八年、佐伯宿禰今毛人を以て始めて之に任す、光仁天皇寶龜三年筑紫營大津城監を罷む、怡土城を築き、水城を修理するが爲めに、怡土城專知官、修理水城專知官を置く、又陸奥諸城を造る爲めに、膽澤城使、志波城使を置く(續紀、職官志)

エイシヤウキ

永正記、名無本二卷群書類に收む(肥前藩) 神事に関する制規、即ち上卷には服假、閑寂、禁忌、火物等の三十六箇條、下卷には、神明遺跡并初家靈堂及び兩宮規範、往昔の例、中古の趣、當時の儀凡百二十箇條を記す、名義は、後柏原天皇の永正十年二月九日に記したるを以て永正記と名づく、奥書に、右件意趣者、爲興神道先賢之家、改神家衰滅之道、雖三思於神明、孝於先祖、勉于守長既今著、福宜之、二座、奉祭幣之四品、割迄及三年、第五十感天道、意味文字鳥馬馬之相違多々、不可及三他見、唯歸當家了角童子等之相、割于園竹馬、爲今引、乘心於我道、而已」と見えたり(肥前藩) 詳かならず(永正記)

エイシヤウキ

永昌記、名無無卷數、寫本九卷、或は十二冊、又宰相記とも云ふ、著者の官階左大辨に至りしを以て、參議の唐名宰相を以て本書の一名となす(肥前藩) 長治二年(四月)嘉承元年(四、七、九、十二月)二年(四、五月)天治元年(三、六月)二年(三、七、十月)保安三年(十二月)天治元年(夏)大治元年(春)四年(七、閏七月)の九年間の日記にて、朝師守其間、不經上奏、宜補任者、院宣如此、仍執達如件

エイシヤウキ

永昌記、名無無卷數、寫本九卷、或は十二冊、又宰相記とも云ふ、著者の官階左大辨に至りしを以て、參議の唐名宰相を以て本書の一名となす(肥前藩) 長治二年(四月)嘉承元年(四、七、九、十二月)二年(四、五月)天治元年(三、六月)二年(三、七、十月)保安三年(十二月)天治元年(夏)大治元年(春)四年(七、閏七月)の九年間の日記にて、朝師守其間、不經上奏、宜補任者、院宣如此、仍執達如件

エイシ

廷の行事、叙任、結政、改元、省試、御産、大辨、禁中修法等頗る其儀を詳叙す(肥前藩) 參議藤原爲成(永昌記、歴代記録考)

エイシヤク

榮衛、五位を云ふ、榮所補任保延元年の條に、右近將監忠方五位正月四日朝觀行幸榮衛胡飲酒賞と見え、今昔物語二十七に、東の方より、榮衛尋れて買はんと思ひて、京に上りたる者ありけり云々とあり、

エイシヨウ

永承、名無後冷泉天皇御宇の年號、寛德三年四月十四日改元、御代始を以てなり、七年を経て天喜と改む(肥前藩) 尚書に永承、天祥とあるに據る、博士定親朝臣之を勸進す(元祿抄)

エイシヨウ

榮乘、後藤榮乘(ゴトウエイシヨウ)を見よ、

エイシヨウジ

永勝寺、所在相模國鎌倉郡下倉田村(肥前藩) 龍臥山祥瑞院と號す、初長延寺と號す、後今名に改む(肥前藩) 淨土真宗、本尊彌陀、又聖德太子の像を安置す(肥前藩) 昔時は天台宗の古刹なりしが、親鸞關東化益の時、住僧眞宗に歸依して改宗す、親鸞國府津の道場より、當寺に來住すること七年(安貞二年)より文曆元年に至る間) 寂に歸る後弟賢海住す、依て賢海を開山と稱し、長延寺と號す、後年武田信玄當寺の僧を招して甲斐に寺を建て、同く長延寺と稱へ、兼住せしむ、後今の寺號となす、後年徳川家康の夫人、聖德太子自作の眞龍彌陀等を覽て、教草を縫へる戸帳二懸及び銀五錠を賜ひしと云ふ(新編相模國風土記稿)

エイシヨウジ

英勝寺、所在相模國鎌倉郡馬ヶ谷村太田道灌の墓跡(肥前藩) 東光山と號す(肥前藩) 淨土宗、尼寺なり、本尊阿彌陀佛(肥前藩) 水戸中納言頼房の母堂英勝禪尼の創立なり、頼尼初め徳川家康に仕

エイセ

へ、恩顧を蒙る養去の後遊藝して尼となり、寛永十一年六月、この地を賜り、禪尼菩提の爲めに念佛の道場を創め、頼房の女(玉峰清因)を開山初祖とす(肥前藩) 寛永十五年十一月富國三浦郡池子村の地四百二十石を賜ふ、二十年八月三代將軍家光執奏し、勅額を下し賜ひ、且つ紫紫衣の宣旨を賜ふ(佛殿の後に英勝禪尼の墓、及び祠堂あり(新編相模國風土記稿))

エイセ

永錢(額錢)、穀、額にかへて納る錢をいふ、唐土にて云ふ錢のことなり、後轉じて永樂錢の略稱となる、農政座右に、藥王院文書に、額錢とありて永樂錢以前より其名見ゆ、古へ租法に稻納額納の二種ありて、和名抄に、某國本稻糶東雜稻糶東、某國本額糶東雜糶東とあり、後ち一般に額糶となり、終に田地の高を糶貫文といふ名起るに至る、今の(徳川氏の時)永錢は、一貫文を金一兩の代りに用ゆ、是慶長十三年の定に、永樂一貫文は錢四貫文宛たるべしとあるに因てなり、金何兩といふべきを、永何貫と云へるのみなりとみえたり、貞丈雜記に、知行高百石を永十貫文と古定めし也、此永と云ふは永樂錢也とあり、エイラクセンと參看、

エイセ

永仙院、足利晴氏(アシカガハルウヂ)を見よ、

エイセ

永宣旨、名無僧官の中、永久其官に限り上奏を經ずして、直に任命する事を得る一種の特權を附與せらる、許可の宣旨を云(肥前藩) 其始め詳かならず、光明天皇の康永元年六月東寺に賜ひしは、書に見えたる始めなり、其文左の如し、

エイセ

永宣旨、名無僧官の中、永久其官に限り上奏を經ずして、直に任命する事を得る一種の特權を附與せらる、許可の宣旨を云(肥前藩) 其始め詳かならず、光明天皇の康永元年六月東寺に賜ひしは、書に見えたる始めなり、其文左の如し、

エイリ

永祚、名無一條天皇御宇の年號、永延三年八月八日改元、彗星地震等に因てなり、二年にして正暦と改む(肥前藩) 尚書に、永承、天祥とあるに據る(元祿抄)

エイリ

伏見天皇正安二年閏七月、興正菩薩の號を贈らる(肥前藩) 姓は源氏、父の名詳かならず、大和國箕田郷にて生る(肥前藩) 律宗四大大寺中興の祖、建保五年東大寺にて剃髮し、醍醐寺に入りて宗教を學ぶ、元仁元年春高野山に登りて教を受く、嘉禎元年春四大大寺に移住す、此時に當て律學大に衰ふ、尊是より先、その衰頽せるを嘆き、復興を圖るの志あり、二年九月同志四人と共に大乘の三聚通受の法に依り、自誓受戒す、即ち朔日近事戒、二日受動戒、四日大慈戒を行ふ、本朝菩薩戒行の始めなり、爾來盛に戒法を弘め、四律五論、三大五部研究せざるはなし、寛元三年和泉家原寺に別受戒を行ひ、又法華寺に文饒沙彌尼戒を授く、建長元年法華寺に慈善等大比丘尼戒を授く、茲に至て七衆皆備り、戒學再び興る、龜山上皇之を聞き、詔して宮中に入れ菩薩大戒を受く、后妃公侯戒を受くる者多し、正應三年八月二十五日西大寺に

エイタ

永高、名無田畑の收穫を永樂錢にて積りたる高をいふ、永別、永積、永盛ともいふ、實高或は石高に對しての詞、後の根取(ネトリ)といふものと同じ(肥前藩) 天正の初年北條氏康關東に下知して他錢を用ひず永樂錢のみを通用せしめしにより、分錢(錢)を以て段歩の高となすをいふは皆永樂錢にて納むることなり、遂に永高の稱あるに至れりといふ、而して田畑段別に永樂錢の納め高をつけ其實數を合せて永高と唱へ、一村の高に用ひたり、然れど當時永高として別に檢地せしにあらず、上中下田一段に永何程と夫々に永高を極め、其永納の合計を以て一村の高とす、故に永高も土地の位に従ひ高下あり、一貫文の地所も廣狭ありて定數なし、是を永別、永盛などいふ、又永高一貫文は五石を納め、畑方は永樂錢にて納む、關東、東海諸國に於て主に之を用ふ、天正の時、石直の後、慶長九年より關東にて錢錢をも通用し永樂錢にて計算するものなげ、餘錢にえらびて永幾貫と稱せり、十一年十二月永樂錢停止後、田畑の錢納水一貫文も、餘四貫文に當れる米納となりて、永錢と通用錢との別を生じ、田畑の段別にも舊の永錢納高をば永高と稱へて、一村の高に用ふるは、錢錢四倍に當る永樂錢を以て計算したる年貢の合計高をいふなり、後世も之に准

エイチ

じて畑成高、山成高を計算するにも此永録を用ふ、
なほ農政座石に、永高は、永録渡来以前よりあり、
永は額にて田の額積(エイ)と参看)より出でたるもの
なりと見えたり(田圃類説、地方凡例録、田制篇)

エイチヤウ

永長 名 嘉徳天皇御宇の年號、
嘉保三年十二月十七日改元、天變地災に因てなり、
二年にして承徳と改む(出典)後漢書に、東國永
長、爲後代法とあるに據る、江中納言維時之を勸
進す(元祿抄)

エイチユウ

營中 將軍の居所をいふ、營
は陣屋を云ふ、鎮營に、軍壘曰營と見えたり、即ち營
中は柳營中にて陣中の事を云へるが、將軍と云ふ職
掌によりて平常の居所の内を稱することとなり、
吾妻鏡に、養和元年十二月七日御台所御覽、仍營中
上下群集、文治四年七月四日信濃守遠元禮愛息女耶
參營中、可爲若君御介館之由被定仰云々と見え
たり(武家名目抄)

エイチユウシ

營厨司 令外の官、建設の
年代詳かならず、聖武天皇天平元年四月廢す(續紀)

エイチユウノツメシヨ

營中詰所
名 江戶城中に於て諸大名及び諸役人等登城の
時、詰める表向の居間をいふ、江戶城中の溜所なり
溜所家綱將軍明曆以後、各自の詰所を定め、其居
間毎に於て互に交はらしむ、且つ又互々の席順とな
す、詰所は左の如し(柳營秘鑑)

大廳下 溜間 大廣間 柳間

エイツ

エイニ

帝鑑間 雁間 菊間 竹間
松間 (以上諸侯の詰所)
芙蓉間 焼火間 桔梗間 中間
連歌間 山吹間 藤園間 御納戸前
紅葉間 土圭間 檜間

エイツミ

永積 永高(エイダカ)を見よ、
府より營作せしむる田地、若くは私費を以て開墾す
る田地をいふ(出典)公營田、私營田の別あり、公營田
とは、國衙より壯丁を使役して公田を營作せしめ、
地子若くは租を納め、其餘を以て國衙の用に充つる
なり、私營田とは、荒廢の地或は空閑の地を官に請
うて私に營作するものをいふ、即ち墾田なり(出典)

エイデン

營田 名 王朝時代に於て、官
府より營作せしむる田地、若くは私費を以て開墾す
る田地をいふ(出典)公營田、私營田の別あり、公營田
とは、國衙より壯丁を使役して公田を營作せしめ、
地子若くは租を納め、其餘を以て國衙の用に充つる
なり、私營田とは、荒廢の地或は空閑の地を官に請
うて私に營作するものをいふ、即ち墾田なり(出典)

エイトク

永徳 後醍醐天皇御宇の年號、康
暦三年二月二十四日改元、三年を経て至徳と改む、後
ち一年は後小松天皇の御宇に係る、出典詳かならず、
エイニシ 名 伏見天皇御宇の年號、

エイフクモン

永福門 大内裡八省院、外
廊門の一、拾芥抄に、之を西廊門、小右記に西掖門に
作る北面の門にて昭慶門の西に在り(大内裡圖考證)

エイフクモン井

永福門院 名 藤原
原經子、出家して眞如源と號す(出典)太政大臣藤原
實兼の女、母は内大臣源通成の女、從一位顯子、
伏見天皇の皇后、正應元年四月從三位に叙す、六月女
御となり、八月立て中宮となる、永仁六年八月院號宣
下、正和五年六月尼となる、康永元年五月七日崩す、
年七十二(皇胤紹運録、女院小傳)

エイヘイジ

永平寺 名 越前國吉田郡
志比谷村大字志比○吉祥山と號す(出典)尊宗曹洞宗
(出典)後醍醐天皇寛元元年越前守護波多野義重
の草創にて、曹洞宗の始祖道元の開基とす、始め大佛
寺と號し、後今名に改む、道元始め、宇治に興聖寺を
創建し、住すること十年、波多野義重道元の道風を
崇仰し、後醍醐天皇の初め領地越前國志比郷の山嶽
を獻じて懇請す、師曰く、吾が師天童如淨禪師の釋
貫は越上なり、吾越の名を聞くも猶墓ふと、終に越
に赴く、義重自ら奉行して伽藍を立て、歲を踰て落
成す、吉祥の地なるを以て吉祥山永平寺と號す、永
平は後漢明帝の年號にして、佛法の支那に弘まりし
は此時なるを以てなり、後醍醐天皇勅し、永平寺を
勅願道場となす、れ東邦曹洞宗寺院の起原とす、
正親町天皇正二年十八世政宗禪師に至りて、一山皆
賊火の爲めに燒亡す、柴田氏本州に封ぜらるるに、至
て祥政永平寺を再興し、山上より山下に移し、山門

エイフクモ

法堂僧堂佛殿總廊大庫裏大方丈等薄の如く建立す、
舊寺蹟は大佛寺蹟と呼ぶ、元和元年江戶幕府より永
平寺法度を設け、曹洞宗總本山の規模を立つ○塔頭
に、地藏院、滋梅院、長壽院、隆昌院、承陽院あり、花各
村に多福菴、吉峯村に今吉峯寺あり、共に二世禪師
の隱居地とす○國寶として、紙本墨書後醍醐院宸翰、
品類圖書の二幅あり今歴代を左に示す(元亨釋書、古
今類聚越前國志、佛家人名辭書、國寶目錄)

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイフ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイフ

皇の御影等あり(伽藍開基記、河内名所圖會、河内志、
名勝地誌、地名辭書)
二階堂村(土俗光堂或は山堂と唱ふ) 聖徳 文治五
年源頼朝陸奥大長寺院の二階堂に擬し、當所に二階
堂を建立し、三堂山水福寺と號す、建久三年十一月
營作の功成り政子參詣す、尋で頼朝參詣供養を行ふ
(出典) 建久四年後白河法皇の爲め千僧供養ありし
時、當寺其一にあり、五年奉行人を置き、建仁三年一
切經會を行ふ、元久元年右京進仲業當寺の公文職と
なる、建暦元年十月末本一切經の供養あり、源實朝
之に臨む、後實朝廢々當寺に渡御す、寛喜三年總
門燒失す、四年十一月藤原頼經參詣す、嘉祿三年頼
經書寫の法華經を納む、建長三年十月又燒失す、元
弘三年北條高時亡びし後、新田義貞足利義詮と俱に
暫く逗留す、建武二年足利尊氏同直義と共に當寺に
ありて賞罰を行ふ、至徳二年十二月地藏僧正道快當
寺の別當に補す、應永十二年十二月燒失す、鎌倉管
領足利成氏の時、毎年正月評定始に當寺の事を記す、
享徳以後全く頽廢す、今左に別當の系統を示す(吾妻
鏡、新編相模國風土記稿、諸寺別當次第)

エイフクジ

永福寺 所在相模國鎌倉郡
(二階堂村)土俗光堂或は山堂と唱ふ 聖徳 文治五
年源頼朝陸奥大長寺院の二階堂に擬し、當所に二階
堂を建立し、三堂山水福寺と號す、建久三年十一月
營作の功成り政子參詣す、尋で頼朝參詣供養を行ふ
(出典) 建久四年後白河法皇の爲め千僧供養ありし
時、當寺其一にあり、五年奉行人を置き、建仁三年一
切經會を行ふ、元久元年右京進仲業當寺の公文職と
なる、建暦元年十月末本一切經の供養あり、源實朝
之に臨む、後實朝廢々當寺に渡御す、寛喜三年總
門燒失す、四年十一月藤原頼經參詣す、嘉祿三年頼
經書寫の法華經を納む、建長三年十月又燒失す、元
弘三年北條高時亡びし後、新田義貞足利義詮と俱に
暫く逗留す、建武二年足利尊氏同直義と共に當寺に
ありて賞罰を行ふ、至徳二年十二月地藏僧正道快當
寺の別當に補す、應永十二年十二月燒失す、鎌倉管
領足利成氏の時、毎年正月評定始に當寺の事を記す、
享徳以後全く頽廢す、今左に別當の系統を示す(吾妻
鏡、新編相模國風土記稿、諸寺別當次第)

エイフクジ

性我(出典)廣幸(出典)
經玄(出典) 運曜(出典) 榮西(出典)
行會 真瑜(出典) 道慶(出典)
了心(出典) 真基(出典) 真源
房喜(出典) 盛朝(出典) 公朝(出典)
覺乘(出典) 行讚(出典) 親玄(出典)

エイフ

性我(出典)廣幸(出典)
經玄(出典) 運曜(出典) 榮西(出典)
行會 真瑜(出典) 道慶(出典)
了心(出典) 真基(出典) 真源
房喜(出典) 盛朝(出典) 公朝(出典)
覺乘(出典) 行讚(出典) 親玄(出典)

エイネ

エイフ

正應六年八月五日改元、六年を経て正安と改む、
大藏卿在關之を勸進す(元祿抄)

エイネイダウ

永寧堂 大内裡八省院十二
堂の一、次の東の堂ともいふ、東西の堂なり、古本
拾芥抄に、エウニヤウと訓り、延壽堂の東、修式
堂の南九丈五尺、會昌門の西廊を去る四丈二尺の西
北に在り、長さ七間○朝堂の座者は、大學の司にて、
東西の端を以て上と爲し、長官次官は前行し、判官主
典は中行し、史生は後行して著座す(大内裡圖考證)

エイフクジ

寂福寺 所在河内國石川郡
(今南河内郡)磯長村○科長山と號す、俗に澁川の隣
軍寺を下太子と云ふに對し、上太子と云ふ、聖徳太
子の影像を置く、故に聖靈院と云ふ、又石川寺、轉
法輪寺、磯長寺、御前寺とも云ふ(出典)古義眞言宗、
本尊如意輪觀音(出典)推古天皇の代聖德太子建
立する所なり、後ち幾多の盛衰ありしが、慶長八年
豐臣秀頼之を再興す、今の堂舎是なり、寺域七千八
百二十三坪、本堂は中央にあり、その北に太子堂、
東に阿彌陀堂、大師廟、西南に多寶塔あり、境内の
北一段高き處に廟あり、御墓山と云ふ、中央は聖德
太子の母穴穗部間人皇后、東は太子、西は太子妃
臣の女を藏む、是を三骨一廟と號す、その外境内に
忍性上人、眞觀上人、願蓮上人等の塔、囃囃の碑、大
乘木等あり、廟中には太子二十句の碑文あり、廟の周
圍には結界石あり、其數四百九十基あり○四方尼院
は寺内南上段の地にあり、寛永中蓮華善性尼僧の中
興なりと云ふ○仙人嶽南林寺は西方院の南、寂福寺
舊講堂の址にあり、天正二年兵燹に罹り廢絶せしが、
後水尾上皇之に歸依し、徳幸の時修造し給ひ、寺號
を南林寺と賜ふ、賣物に光子内親王の畫き給へる上

エイフクジ

法堂僧堂佛殿總廊大庫裏大方丈等薄の如く建立す、
舊寺蹟は大佛寺蹟と呼ぶ、元和元年江戶幕府より永
平寺法度を設け、曹洞宗總本山の規模を立つ○塔頭
に、地藏院、滋梅院、長壽院、隆昌院、承陽院あり、花各
村に多福菴、吉峯村に今吉峯寺あり、共に二世禪師
の隱居地とす○國寶として、紙本墨書後醍醐院宸翰、
品類圖書の二幅あり今歴代を左に示す(元亨釋書、古
今類聚越前國志、佛家人名辭書、國寶目錄)

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイベツ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイフ

永別 江戶時代相模國鎌倉に於て
取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるな
り、是は代官成瀬五左衛門の作法にて、大數を見合

エイホー エイラ

せて取置きし法なりといふ、永別一貫文の田地坪數
定りなし、一貫文にて八百坪、七百五十坪、七百坪
もあるなり(地方落集)

エイホ 永保 名 白河天皇御宇の年號、
承暦五年二月十日改元、辛酉四年に因てなり、三年
を経て應保と改む、尚書に、欽崇天道、永保天
命、又、惟王子々孫々永保民人、とあるに據る、文章
博士行家之を勳進す(元秘抄)

エイホジ

永保寺

美濃國可兒郡
長瀬村虎溪山○虎溪山と號す、又古溪山、巨溪山に作
る、禪宗、本尊觀世音、源清、花園天皇正和
中僧政石(夢窓國師)創建する所、新撰美濃志に、夢窓
足利尊氏の命を以て開基し、貞和二年光嚴院の勅願
所となるとあり、正和は尊氏將軍たるの二十年な
り、尊氏天龍寺を建つるに及びて、疎石を尊重せしを
以て前住永保寺をも尊氏の開基と誤りしなるべし、

エイマン

永萬

名 二條天皇御宇の年號、
長寛三年六月五日改元、御不豫に因てなり、二年に
して仁安と改む、漢書に、依微自至、壽考無疆、
雍容垂拱、永萬年、とあるに據る、左小辨兼文章博士
中宮大進藤原俊之を勳進す(元秘抄)

エイモリ

永盛

水高(エイダカ)を見よ、

エイヤウモン

永陽門

大内理八省二十五
門の一、北山抄に東掖門に作り、古本拾芥抄に、謂
之昭門、東南通門、若龍樓東、北面と見ゆ、北面
の門にて東掖を以て若龍樓に據す(大内理圖考證)

エイユウケ

英雄家

樂格の一種、清華の
一名、中院、開院、華山院を、英雄三家といふ、清華
「セイクラ」參看

エイラウ

永牢

江戸幕府の利名、終身牢内
に處することないふ、番主人に仇を爲し、或は脇指

エイラ

を抜きて仇を爲す者、或は寺院の女犯者(領内に島な
き時)など等に、この利を處せらる(御仕置裁許帳、類
例秘録、古事類苑法律部)

エイラクセ

永樂錢

錢貨の一種、
明國の永樂中に鑄造せしを以て此名あり、永錢、精
錢、永樂通寶、又單に永とも云ふ、銅にて造る、
直徑八分重量一匁(尙ほ大小輕重種々不同あれども
重量に一匁一分と八分とのものあり)、世傳、明
の永樂九年(我應永十八年)之を鑄造す、我國に渡來
せしは何頃なるか詳かならず、傳に云ふ、應永の頃
(十年と稱すれども、永樂錢鑄造の時なれば誤な
り、また二十年の誤りといふ説あれど、未だ詳かなら
ず)鎌倉管領足利滿兼の時、相模國三浦崎に唐船漂著
し、船中多く唐錢を積む、滿兼之を取り關東に通用
すと、これ吾國に入りし始めか、其後品質の善良な
るより一般に行はれ、寛正の頃より文明年間に至る
間、足利義政唐書を送り永樂錢を求めて國用とな
す、義政寛正五年明の禮部官に贈りし書中に、永樂
年間(我應永年間)にて寛正五年より四十年前なりし多
給三銅錢、近世此舉、故公庫索然、何以利民とあるに
因れば、其頃永樂錢の渡來せしことを知る、天正の初
北條氏康關東にて永樂錢のみを用ふることをなし、
錠錢を除き、是に因て、關東には錫錢、自ら磨れ京
都にのみ行はる、に至る、豐臣氏の頃、専ら永樂金銀
錢を鑄造し、軍役賞賜の用に備へたりと云ふ、慶長九
年正月令して錫錢四を以て永錢一に代へ、一般に通
用せしむ、然れど錢の善惡を争ひ、賣買を妨ぐる事
多きを以て、慶長十三年十二月八日永樂錢通用を停
止す、貨幣(クロー)參看(中古治風記、地方凡例録、
三貨附録、大日本貨幣史)

エイラクセ

永樂通寶

錢貨

エイラクセ

永樂燒

京燒の一
種、支那永樂中の磁器に模して作れるが故に名づく
作るを以て樂と爲す、其子孫相繼いで九世に至る、代
々善五郎を以て通稱と爲す、十世善五郎了全の子保
全土風爐を作る餘暇、始めて磁器を作り、和漢の
古器を模造すること頗る精妙に至る、また赤色釉を
塗り、その上に金粉を以て、古代の影紋を描くもの
あり、これは明の永樂年間、製せし所の磁器の金
襷と稱するものに基つきたる者なり、文中中伊
國主徳川齊順に聘せられて陶器を製す、これを世に
紀州の御座焼と云ふ、齊順深く之を愛し、永樂の銀印
を賞與す、爾來永樂を以て氏となし、且つ以て磁器の
名と爲し永樂金襷と云ふ、之を永樂燒の第一世と
なり、或年豐司家の命にて近衛家の湯名爐を寫して
豐司殿下より陶鈔軒の號を贈らる、これ京師永樂燒
の始めなり、其後保全の子孫、この法を加賀江都郡、
三河岡崎に傳へて今猶其遺風を襲するものありとい
ふ、燒物(ヤキモノ)參看(工藝志料、工藝)

エイラクセ

永樂保全

永樂燒(エイ
ラクセ)を見よ、

エイラクセ

永樂燒

京燒の一
種、支那永樂中の磁器に模して作れるが故に名づく
作るを以て樂と爲す、其子孫相繼いで九世に至る、代
々善五郎を以て通稱と爲す、十世善五郎了全の子保
全土風爐を作る餘暇、始めて磁器を作り、和漢の
古器を模造すること頗る精妙に至る、また赤色釉を
塗り、その上に金粉を以て、古代の影紋を描くもの
あり、これは明の永樂年間、製せし所の磁器の金
襷と稱するものに基つきたる者なり、文中中伊
國主徳川齊順に聘せられて陶器を製す、これを世に
紀州の御座焼と云ふ、齊順深く之を愛し、永樂の銀印
を賞與す、爾來永樂を以て氏となし、且つ以て磁器の
名と爲し永樂金襷と云ふ、之を永樂燒の第一世と
なり、或年豐司家の命にて近衛家の湯名爐を寫して
豐司殿下より陶鈔軒の號を贈らる、これ京師永樂燒
の始めなり、其後保全の子孫、この法を加賀江都郡、
三河岡崎に傳へて今猶其遺風を襲するものありとい
ふ、燒物(ヤキモノ)參看(工藝志料、工藝)

エイラクセ

永樂燒

京燒の一
種、支那永樂中の磁器に模して作れるが故に名づく
作るを以て樂と爲す、其子孫相繼いで九世に至る、代
々善五郎を以て通稱と爲す、十世善五郎了全の子保
全土風爐を作る餘暇、始めて磁器を作り、和漢の
古器を模造すること頗る精妙に至る、また赤色釉を
塗り、その上に金粉を以て、古代の影紋を描くもの
あり、これは明の永樂年間、製せし所の磁器の金
襷と稱するものに基つきたる者なり、文中中伊
國主徳川齊順に聘せられて陶器を製す、これを世に
紀州の御座焼と云ふ、齊順深く之を愛し、永樂の銀印
を賞與す、爾來永樂を以て氏となし、且つ以て磁器の
名と爲し永樂金襷と云ふ、之を永樂燒の第一世と
なり、或年豐司家の命にて近衛家の湯名爐を寫して
豐司殿下より陶鈔軒の號を贈らる、これ京師永樂燒
の始めなり、其後保全の子孫、この法を加賀江都郡、
三河岡崎に傳へて今猶其遺風を襲するものありとい
ふ、燒物(ヤキモノ)參看(工藝志料、工藝)

エイラクセ

永樂通寶

錢貨

エイリ エウキ

て取置きし法なりといふ、永別一貫文の田地坪數
定りなし、一貫文にて八百坪、七百五十坪、七百坪
もあるなり(地方落集)

エイリ

永理

名 後醍醐天皇御宇の年號、
應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を
を経て康暦と改む、尚書に、詩言志、歌永言、聲
依、永、律和聲云々、神人以和、藝文類聚に、九功六
義之興、依三永和聲之制、志由興作、情以調宣、と
あるに據る、權中納言藤原忠光之を勳進す(元秘抄)

エイロク

永祿

名 正親町天皇御宇の年
號、弘治四年二月二十八日改元、代始を以てなり、
十二年を経て元龜と改む、出典 群書治要に、保、世
持、家、永全福祿、者也とあるに據る、菅原朝臣長雅
之を勳進す(元秘抄)

エイロ

永和

名 後醍醐天皇御宇の年號、
應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を
を経て康暦と改む、尚書に、詩言志、歌永言、聲
依、永、律和聲云々、神人以和、藝文類聚に、九功六
義之興、依三永和聲之制、志由興作、情以調宣、と
あるに據る、權中納言藤原忠光之を勳進す(元秘抄)

エイノイ

要害板

兜の眞底と鉢と
を接合する所の内面にあつるものいふ、薄き鐵に
て板の如く作る、カブト參看、

エイキヤク

要脚

錢を云ふ、倭調業に、紹運
録に用脚と書り、或は要脚とも物に見えたり、白玉帶
時、腰下有錢三百疋、要は腰の本字なれば腰脚歟とい
へり、宗五大双紙に、又私にて要脚を持て出候て遣
候事も候れば五百疋、三百疋百疋などの時の事也、

エイリ

永理

名 後醍醐天皇御宇の年號、
應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を
を経て康暦と改む、尚書に、詩言志、歌永言、聲
依、永、律和聲云々、神人以和、藝文類聚に、九功六
義之興、依三永和聲之制、志由興作、情以調宣、と
あるに據る、權中納言藤原忠光之を勳進す(元秘抄)

エイロク

永祿

名 正親町天皇御宇の年
號、弘治四年二月二十八日改元、代始を以てなり、
十二年を経て元龜と改む、出典 群書治要に、保、世
持、家、永全福祿、者也とあるに據る、菅原朝臣長雅
之を勳進す(元秘抄)

エイロ

永和

名 後醍醐天皇御宇の年號、
應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を
を経て康暦と改む、尚書に、詩言志、歌永言、聲
依、永、律和聲云々、神人以和、藝文類聚に、九功六
義之興、依三永和聲之制、志由興作、情以調宣、と
あるに據る、權中納言藤原忠光之を勳進す(元秘抄)

エイノイ

要害板

兜の眞底と鉢と
を接合する所の内面にあつるものいふ、薄き鐵に
て板の如く作る、カブト參看、

エイキヤク

要脚

錢を云ふ、倭調業に、紹運
録に用脚と書り、或は要脚とも物に見えたり、白玉帶
時、腰下有錢三百疋、要は腰の本字なれば腰脚歟とい
へり、宗五大双紙に、又私にて要脚を持て出候て遣
候事も候れば五百疋、三百疋百疋などの時の事也、

エイコ

腰鼓

クレンソング、とよむ、同條
を見よ、

エイコシ

腰鼓師

雅樂寮の役名、腰鼓生を
教ふることを掌る(令義解)

エイジュウ

遙授

遙任に同じ、エウニン、を
見よ、

エイジュウノクワン

遙授官

遙任の官を
いふ、エウニンを見よ、

エイジュウ

妖術

怪しきことを行ふ術、安
齋隱筆に、幻術亦妖術ともいふ、今俗にいふ魔法使
ひ、又外法つかひ、又イブツナツカヒといふ者なり、
是れ正法に非らず、邪術を行ひて人の眼をかすめ惑
はす術なり、唐にては仙術と號して道士といふ者ど
も之を行ふなり、亦佛教にても幻術をかりて佛法を
飾りて奇妙不測を設けて人に見せて、佛力と號して
人を歸伏せしむることあり、近年占者も妖術を行ひ
て、占の奇妙と稱するもあり、神道者の中にも妖術
を以て奇妙をあらはし神力と號するもあり、何れの
道にも奇怪の事をするは皆妖術なり、巫女(いづこの
ことなり)のクサヨセ、サ、ハタキなど云ふ事も妖術
を以て、人の心に思ふ事を探り知りて、人の心に應
じたることを云ひ出すなり、妖術は鬼を使ふ術あり
て師より傳へ受くるなり、鬼を使ふとは狐の類の獸
を使ふ事なり云々、と、へり、

エイセキクシ

要籍廝仕

中古以來樂中殿
上にて駆り立て使はる、者をいふ、今に、凡職事官
云々、父母令侍者解官、其應侍人、灼然要籍廝
使者、令帶官侍、又職原抄職人の條に、爲要籍廝
使、六位中長家子令候、殿上謂之非職人、と見え
乗觸談に、要籍とは、唐人の語、亦官名にもあり、

エイコ

腰鼓

クレンソング、とよむ、同條
を見よ、

エイコシ

腰鼓師

雅樂寮の役名、腰鼓生を
教ふることを掌る(令義解)

エイジュウ

遙授

遙任に同じ、エウニン、を
見よ、

エイジュウノクワン

遙授官

遙任の官を
いふ、エウニンを見よ、

エイジュウ

妖術

怪しきことを行ふ術、安
齋隱筆に、幻術亦妖術ともいふ、今俗にいふ魔法使
ひ、又外法つかひ、又イブツナツカヒといふ者なり、
是れ正法に非らず、邪術を行ひて人の眼をかすめ惑
はす術なり、唐にては仙術と號して道士といふ者ど
も之を行ふなり、亦佛教にても幻術をかりて佛法を
飾りて奇妙不測を設けて人に見せて、佛力と號して
人を歸伏せしむることあり、近年占者も妖術を行ひ
て、占の奇妙と稱するもあり、神道者の中にも妖術
を以て奇妙をあらはし神力と號するもあり、何れの
道にも奇怪の事をするは皆妖術なり、巫女(いづこの
ことなり)のクサヨセ、サ、ハタキなど云ふ事も妖術
を以て、人の心に思ふ事を探り知りて、人の心に應
じたることを云ひ出すなり、妖術は鬼を使ふ術あり
て師より傳へ受くるなり、鬼を使ふとは狐の類の獸
を使ふ事なり云々、と、へり、

エウタ

通鑑唐の徳宗紀に、要籍謝導とあり、註に要籍官は唐の時節度使の職、又曰節度使之腹心也、朱滔王武俊の相王たる要籍を改めて承命といふ、又通鑑に都下要籍と註に云、要籍須其用、籍者信其力、之にて要籍の字義明なり、畢竟用ひかるといふことにて何かの役に立つないふ、今時の用人といふ、或は役に立つ人など、いふが如し、日本にて昔は事の役に使ふことを要籍使といふ、近使とは、かり使ふことなり、今に近使丁の職ありといひ、安齋隨筆に、近井氏の説要籍は殿上の目録といふ簡也、又仙籍とも云へり、近使は走り使ふことなり云々、貞丈按に右説誤なり、本文竹冠の籍字を用、又任の字を用ふ此文に依て近使が説誤れり、公式令義解要籍近使の四字見たり、神冠の籍字を用、又使字を用ひたり、要字は小補韻會云、禮樂記に要其節義、注籍會也とあり、是アツルの義なり、籍字は字義に根柢草不編難也、又漢書に、名籍籍義、猶云三籍籍、其盛なりとあり、是物の録り亂れたる也、要籍近使と連ねいふは、さまざまの公事の集り會て録り亂れたるに、屬して録り立て使はるることをいふなりといへり、

平三年十月、大納言藤原武智麻呂太宰帥となり、赴任せず帥の得分のみを得しこと見えたり、是等は遠授の始めなり、天平寶字元年六月、紫微少弼巨勢朝臣昇廣の下總國を兼ねしは遠任國司の始めなり、天長三年九月親王を以て國守とし上總常陸上野を任國となす、是を大守と號す、身京師に居して公卿の配分を受く、是れ公然遠任の法を定めし始めなり、爾後年給の法行はれしより遠授の官益々盛となり、參議、二位中將、少納言等は、必ず權守を兼ね、辨官近衛中少將は、介權介を兼ね、其他の朝官又多く國司を兼ねるに至り、是を以て國衛は所謂留守所の名目となり、國司は揚名介となり、名國司となるに至る(續紀、三代格、國司制變遷)

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニ

エウニ

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

エウニヤウタウ 永寧堂 「エイノイダウ」を見よ、
エウハイ 遊拜 離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遠拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣てして爰より拜するを云と見え、晋書に、漢儀祭天子靈廟、祭地于汾陽、在別宮遙拜、不謂壇所こと見ゆ、儀訓集に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ末社の名を掲げて拜所を定む、これ遠拜所也と云へり、國司書紀、天武天皇元年六月、條に、且於朝明郡述大川邊、遙拜天照大神とある、遙拜は、即ち遠拜のことにて、史に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡宮内親王在京、深宮三年、即每朔日、著木輪堂、參入齋殿、遙拜大神とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典の遠拜式を左の如く定められたり、新羅、唐、羅中清淨の地を遥み、大和の方に向ひ、新羅を數

